少國民年鑑

昭和十七年度

東京 東雲堂 発行

年中行事（上）

◇一月（睦月、初春月）

氣節　小寒、土用、大寒

一日　四方拜、初日の出、吉方詣、興亞奉公日

二日　讀書始、書初、初荷

三日　元始祭

四日　政始

五日　新年宴會、初水天宮詣

六日　門松を取る

七日　齊打（春の七草の一）

八日　陸軍始　觀兵式

十日　金毘羅神社初詣、初年兵入營

吉日　御講書始

中旬　春場所大相撲

十一日　蔵開

十五日　小豆粥、海軍始

十六日　藪入、閻魔詣

二十日　二十日正月

廿一日　大師初詣

下旬　歌御會始

廿八日　不動初詣

◇二月（如月、梅見月）

氣節　節分、立春、雨水

一日　興亞奉公日

六日　滿洲國皇帝御誕生日

八日　針供養、日露海戰記念日

十一日　紀元節、建國祭

十二日　四條畷祭

十四日　深川八幡祈年祭（十八日迄五日間參詣者（白羽矢のお守を出す）

十五日　涅槃會、西行忌、火焚（嵯峨清涼寺）

十六日　日蓮上人誕生會

十七日　祈年祭

廿一日　西新井大師開帳、雛市

廿五日　法念忌

廿八日　利久忌（茶人之を行ふ）

◇三月（彌生、花月）

氣節　螫蟄、彼岸、春分、社日

一日　興亞奉公日

雉子山鳥捕獲禁止

三日　雛祭（上巳の節句）

六日　地久節、母の日

十日　陸軍記念日、金毘羅大祭

十四日　國民融和日

十五日　梅若忌

十八日　池上本門寺開帳（廿八日迄）

中、下旬　各學校卒業式

廿一日　大師詣、履物祭

春分の日　春季皇靈祭

廿二日　法隆寺會式、社日

廿五日　北野天神御忌、蓮如忌

◇四月（卯月、花殘月）

氣節　清明、土用、穀雨

一日　興亞奉公日

一日―七日　禁酒禁煙遵法週間

初旬　各學校學年始

上旬　汐干狩

三日　神武天皇祭、植樹祭

四日　諸新聞休刊

六日　泉岳寺義士祭

八日　灌佛會、染織祭

中旬より　徴兵檢査

十一日　昭憲皇太后御例祭、吉野花會式

十五日　聖德大師祭、狩獵禁止

十七日　少年保護デー

十八日　東照宮大祭（上野、芝）

十九日　菓子祭

中、下旬　觀櫻御宴

下旬　五月人形市

二十日　遞信記念日

廿三日　孔子祭

廿七日より　結核豫防週間（五月三日迄）

◇五月（皐月田草月）

氣節　八十八夜、立夏、小滿

一日　興亞奉公日、武者人形を飾る

上旬　躑躅、愛國婦人會、日本赤十字社總會、武德會

五日　端午の節句、乳幼兒愛護週間

八日　各所藥師開帳

十日　金毘羅神社開帳、交通安全デー

中旬　牡丹、夏場所大相撲

十四日　東寺大供養、出雲大社祭

十五日　神田明神祭、九品佛千部會

十八日　國際慈善デー、淺草觀音三社祭

下旬　藤

五月中　米の祭

廿一日　見眞大師降誕會、昇天節

廿二日　青少年學徒へ勅語御下賜の記念日

廿七日　海軍記念日

廿八日　各地不動尊開帳

廿八日―六月三日　動物愛護週間

三十日　東鄕元帥命日

◇六月（水無月、常夏月）

氣節　芒種、入梅、夏至

一日　興亞奉公日

更衣（軍人醫官夏服着用）、多摩川鮎漁解禁、横濱開港記念日

上旬　花菖蒲

四日　光琳忌、六月會（佛教大師忌）

鬪鷄豫防デー

十日　時の記念日

十四日　住吉神社御田植祭

十五日　東京日枝祭、京都八阪祭

中旬　明治神宮花菖蒲公開（月末迄）

十七日　伊勢大神宮祭、臺灣始政記念日

廿一日　熱田祭（尾張）

廿一日―廿七日　全國職業指導週間

廿四日　愛宕社四萬六千日、清正公忌日

廿五日　皇太后陛下御誕辰

廿八日　相州阿夫利神社祭

三十日　大祓、節折式、住吉祭

〔以下卷末に掲ぐ〕

昭和十七年版

少國民年鑑

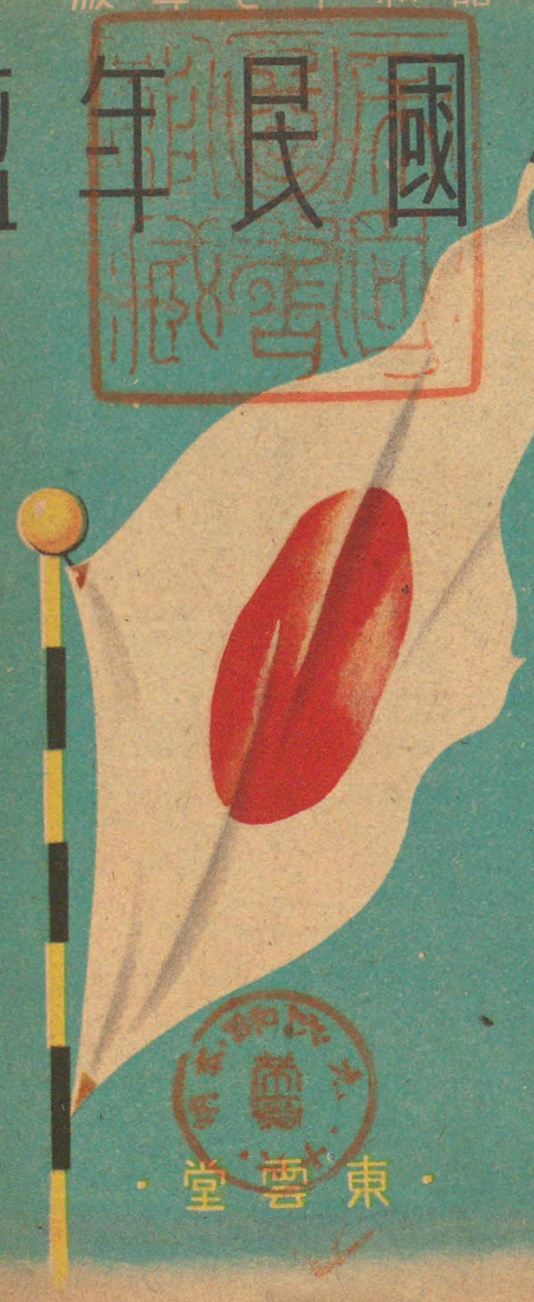

東雲堂

41
T-1

151871

昭和十七年　略暦

二千六百二年

四方拜	一月一日
元始祭	一月三日
新年宴會	一月五日
紀元節	二月十一日
春季皇靈祭	三月廿一日
神武天皇祭	四月三日
天長節	四月廿九日
秋季皇靈祭	九月廿三日
神嘗祭	十月十七日
明治節	十一月三日
新嘗祭	十一月廿三日
大正天皇祭	十二月廿五日

建國祭	二月十一日
地久節	三月六日
陸軍記念日	三月十日
靖國神社祭	四月三十日 十月廿三日
海軍記念日	五月廿七日
支那事變記念日	七月七日
明治天皇祭	七月三十日
關東大震災記念日	九月一日
滿洲事變記念日	九月十八日
教育勅語御下賜記念日	十月三十日
皇太子殿下御降誕記念日	十二月廿三日

神武天皇
明治元年以來　七五年
教育勅語頒布　第五三年
憲法發布以來　五四年

即位紀元
中華民國三十一年
西暦千九百四十二年
滿洲國康德九年
大正天皇以來　三一年
支那事變　第六年
第二次歐洲大戰　第四年

滿洲國皇帝誕辰	二月六日
滿洲國建國記念日	三月一日
西班牙共和國創立	四月十五日
北米合衆國獨立日	七月四日
佛蘭西國國祭日	七月十四日
獨逸國國祭日	八月十一日
泰國皇帝誕辰	九月二十日
ソ聯邦記念日	十一月七日
伊太利皇帝誕辰	十一月十一日
大英國皇帝誕辰	十二月十四日

樂しい	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
日曜日	4	1	1	5	3	7	5	2	6	4	1	6
	11	8	8	12	10	14	12	9	13	11	8	13
	18	15	15	19	17	21	19	16	20	18	15	20
	25	22	22	26	24	28	26	23	27	25	22	27
			29		31			30			29	

天皇陛下　御名　裕仁（ヒロヒト）　大正天皇第一皇子。明治三十四年四月二十九日御降誕。御稱號は迪宮（ミチノミヤ）。同四十一年四月學習院御入學。大正元年陸海軍少尉御任官。三年四月學習院初等科御卒業後は東宮御學問所で御修業。同年中尉に、五年大尉に御陞進（ごしょうしん）。同十一月三日立太子禮御擧行。八年五月御成年式御擧行。九月少佐に御陞進。十年三月三日海外御巡遊（ごじゅんいう）、同九月三日御歸朝。同十一月二十五日攝政（せつしやう）御就任（ごしうにん）。十二年中佐に御陞進。十三年一月二十六日故久邇宮邦彥王第一女良子女王と御結婚（ごけつこん）。同十四年十月大佐に御陞進（ごしょうしん）、同十五年十二月二十五日御踐祚（ごせんそ）。昭和三年十一月十日即位禮（そくゐれい）御擧行（ごきよかう）、同十四・五日大嘗祭御執行。

皇后陛下　御名　良子（ナガコ）　久邇宮邦彥王（クニヨシ）第一女。明治三十六年三月六日御誕生（ごたんじやう）。四十二年四月學習院女子部初等科御入學。大正四年四月中等科へ御進級。七年四月より宮邸に新設の御學問所に於て御修學。十一年九月勳一等に敍（じよ）せらる。十三年一月二十六日御入輿（ごにふよ）、皇太子妃宣下（せんげ）、昭和元年十二月二十五日立后あらせられた。

皇太后陛下　御名　節子（サダコ）　故從一位大勳位（だいくんゐ）九條道孝公（ミチタカ）第四女。明治十七年六月廿五日御誕生。二十三年九月華族女學校に御入學、三十二年八月同校御退學。三十三年五月十日御入輿、皇太子妃宣下。大正元年七月三十日皇后宣下、昭和元年十二月二十五日大正天皇崩御（ほうぎよ）の爲皇太后とならせられた。

皇太子殿下　御名明仁（アキヒト）。第一皇子。御稱號　繼宮（ツグノミヤ）。
昭和八年十二月二十三日御誕生。

正仁（マサヒト）親王　第二皇子。御稱號　義宮（ヨシノミヤ）。
昭和十年十一月二十八日御誕生。

成子（シゲ）內親王　第一皇女。御稱號　照宮（テルノミヤ）。
大正十四年十二月六日御誕生。

和子（カズ）內親王　第三皇女。御稱號　孝宮（タカノミヤ）。
昭和四年九月三十日御誕生。

厚子（アツ）內親王　第四皇女。御稱號　順宮（ヨリノミヤ）。
昭和六年三月七日御誕生。

貴子（タカ）內親王　第五皇女。御稱號　淸宮（スガノミヤ）。
昭和十四年三月二日御誕生。

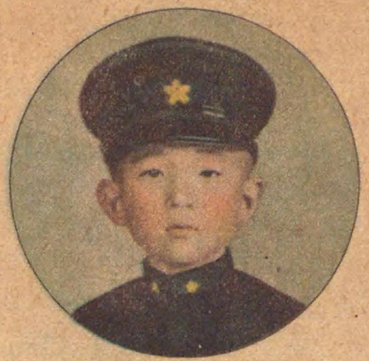

皇太子殿下

下殿王親内子和宮孝

皇太后陛下

下殿王親内子成宮照

下殿王親内子厚宮順

下殿王親仁正宮義

下殿王親内子貴宮清

秩父宮雍仁親王殿下

高松宮宣仁親王殿下

三笠宮崇仁親王殿下

大日本帝國皇族

（括弧内は御誕生日）

秩父宮（元淳宮）
雍仁親王　大正天皇第二皇男子。（明治三五・六・二五）
大勳位陸軍大佐。御結婚　昭和三・九・二八
妃勢津子　子爵松平保男姪（明治四二・九・九）

高松宮（元光宮）
宣仁親王　大正天皇第三皇男子。（明治三八・一・三）
大勳位海軍中佐。御結婚　昭和五・二・四
妃喜久子　徳川慶久公第二女。（明治四四・一二・二六）

三笠宮（元澄宮）
崇仁親王　大正天皇第四皇男子。（大正四・一二・二）
大勳位陸軍大尉

三笠宮崇仁親王殿下には昭和十六年三月、子爵高木正得二女、百合子姫と御めでたく御婚約を結ばせ給ふた。妃宮百合子姫は清和源氏の後裔、代々河内國丹南の領主であつた名門の出で、大正十二年六月四日御誕生である。晴れの御婚儀は同年秋、吉辰を卜されて宮中賢所の大前に行はせられる御豫定と承る。

閑院宮

載仁親王　大勳位功二級元帥陸軍大將
　故邦家親王第十六男子。（慶應元・一一・一〇）
妃智恵子　故三條實美公第二女。（明治五・六・三〇）
春仁王　陸軍中佐。載仁親王第二子。（明治三五・八・三）
妃直子　故一條實輝公第四女。（明治四一・一一・七）

東伏見宮

故依仁親王妃周子　故岩倉具定公第一女。（明治九・八・二九）

伏見宮

博恭王　大勳位功四級元帥海軍大將
　故貞愛親王第一男子。（明治八・一〇・一六）
故博義王妃朝子　故一條實輝公第三女。（明治三五・六・二〇）
博明王　故博義王第一男子。（昭和七・一・二六）
光子女王　故博義王第一女子。（昭和四・七・二八）
章子女王　故博義王第三女子。（昭和九・二・一一）

山階宮

武彥王　海軍少佐（豫備役）。故菊麿王第一男子。（明治三一・二・一三）

賀陽宮

恒憲王　陸軍少將。故邦憲王第一男子。（明治三三・一・二七）
妃敏子　故九條道實公第五女。（明治三六・五・一六）
故邦憲王妃好子　故醍醐忠順侯第一女。（慶應元・一二・七）
邦壽王　恒憲王第一男子。（大正一一・四・二一）
治憲王　恒憲王第二男子。（大正一五・七・三）
章憲王　恒憲王第三男子。（昭和四・八・一七）
文憲王　恒憲王第四男子。（昭和六・七・一二）
宗憲王　恒憲王第五男子。（昭和一〇・一一・二四）
美智子女王　恒憲王第一女子。（大正一二・七・二九）

梨本宮守正王殿下

伏見宮博恭王殿下

閑院宮載仁親王殿下

賀陽宮恒憲王殿下

東久邇宮稔彥王殿下

朝香宮鳩彥王殿下

昌德宮李垠殿下

竹田宮恒德王殿下

久邇宮朝融王殿下

久邇宮

朝融王　海軍大佐。故邦彦王第一子。（明治三四・二・二）
妃　知子女王　博恭王第三女子。（明治四〇・五・一八）
故邦彦王妃倭子　故鳥津忠義公第七女。（明治一二・一〇・一九）
邦昭王　朝融王第一男子。（昭和四・三・二五）
朝建王　朝融王第二男子。（昭和一五・五・二）
正子女王　朝融王第一女子。（大正一五・一二・八）
朝子女王　朝融王第二女子。（昭和二・一〇・二三）
通子女王　朝融王第三女子。（昭和八・九・四）
英子女王　朝融王第四女子。（昭和一二・七・二一）
故多嘉王妃靜子　故水無瀬忠輔子第一女（明治一七・九・二五）
家彦王　多嘉王第二男子。（大正・九・三・一七）
德彦王　多嘉王第三男子。（大正一一・一一・一九）

梨本宮

守正王　大勳位功四級元帥陸軍大將。
故朝彦親王第四男子。（明治七・三・九）

妃　伊都子　故鍋島直大侯第二女。（明治一五・二・二）

朝香宮

鳩彦王　大勳位陸軍大將。故朝彦親王第八男子。（明治二〇・一〇・二）
孚彦王　陸軍大尉。鳩彦王第一男子。（大正元・一〇・八）
妃　千賀子　藤堂高紹伯第五女。（大正一〇・五・三）
澄子女王　鳩彦王第二女子。（大正八・八・二）

東久邇宮

稔彦王　大勳位陸軍大將。故朝彦親王第九男子。（明治二〇・一二・三）
妃　聰子內親王　（泰宮）　明治天皇第九皇女子。（明治二九・五・一一）
盛厚王　陸軍大尉。稔彦王第一男子。（大正五・五・六）
俊彦王　稔彦王第四子。（昭和四・三・二四）

北白川宮

道久王　故永久王第一男子。（昭和一二・五・二）
故成久王妃　房子內親王　（周宮）　明治天皇第七皇女子。（明治二三・一・二八）
故永久王妃祥子　德川義恕男第二女子。（大正五・八・二六）
肇子女王　故永久王第一女。（昭和一四・一一・一三）

竹田宮

恒德王　陸軍少佐。故恒久王第一子。（明治四二・三・四）
妃　光子　三條公爵第二女。（大正四・一一・六）
恒正王　恒德王第一男子。（昭和一五・一〇・一一）

昌德宮

李王垠　大勳位陸軍中將。故李太王第七男子。（明治三〇・一〇・二〇）
妃　方子女王　守正王第一女子。（明治三四・一一・四）
王世子李玖　李王垠第二男子。（昭和六・一二・二九）
故李王妃尹氏　故尹澤榮侯第一女。（明治二七・九・一九）

李鍵公家

李鍵公　陸軍少佐。李堈公第一男子。（明治四二・一〇・二八）
妃　誠子　松平胖第一女。（明治四四・一〇・六）
李沖　李鍵公第一男子。（昭和七・八・一四）
李泝　李鍵公第二男子。（昭和一〇・三・四）
沃子　李鍵公第一女子。（昭和一三・一二・一九）
李堈　故李太王第五男子。（明治一〇・三・三〇）
妃　金氏　故男爵金思濟第一女。（明治一三・一二・二二）

李鍝公家

李鍝公　陸軍大尉。李堈公第二男子。（大正元・一一・一五）
妃　贊珠　朴泳孝侯孫。（大正三・一二・一一）
李清　李鍝公第一男子。（昭和一一・四・二三）
李潦　李鍝公第二男子。（昭和一五・一一・九）
故李熹公妃　李氏　故李鱗九第一女。（明治一六・七・一〇）
故李埈公妃　金氏　故金在鼎第一女。（明治一一・七・一八）

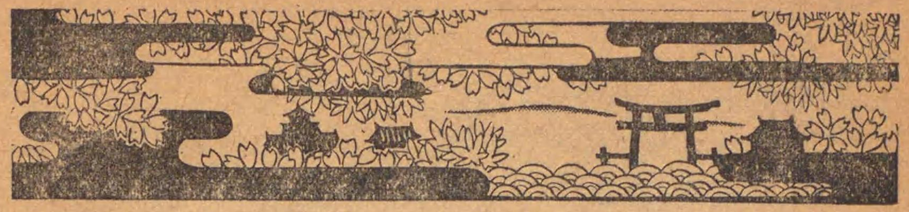

目次

竹の園生……三
聖上陛下御尊影……四
皇后陛下御尊影……五
高貴御寫眞……六
皇族・王族御寫眞……八
皇族・王族……九

宮廷篇

宮城・御所・離宮……一六
御猟場・内大臣府……一九
宮内省・侍從武官府……一九
位階……一九
官等・勲賞・褒賞……二〇
皇室御系圖……二四

祝祭日と記念日篇

新年・紀元節……二二
地久節・皇靈祭……二三
神武天皇祭・天長節……二三
神嘗祭・明治節……二三
新嘗祭・大正天皇祭……二四
陸軍記念日・海軍記念日……二四

色刷篇

教育に關する勅語……二五
日本の旗章……二六
日本の勲章……二六
金鵄勲章……二〇
陸軍軍人の服裝……三三
陸軍管區早わかり……三四
海軍軍人の服裝……三六
日本海軍の出動……三六
海軍地區早わかり……四〇
世界の國旗……四二
世界の勲章……四三
光は東方より……四四
世界の陸軍・空軍……四六
世界の海軍……四七
國民學校の歌……四八

詔勅・法典篇

天壤無窮の神勅……四九
神武天皇御卽位建國の大詔……四九
五箇條の御誓文……五〇
大日本帝國憲法……五〇
皇室典範……五一
教育に關する勅語……五一
戊申詔書……五一
國民精神作興に關する詔書……五二

內外對照年代表篇

神代……五六
神武天皇の御代……五七
今上天皇の御代……七四

公民篇

立法機關

帝國議會……七七
立憲政治採用の由來……七八
貴族院・衆議院の組織……七九
衆議院議員の選擧法……七九
國務大臣・內閣情報局……八〇
內閣參議・企畫院……八〇
樞密院……八〇
興亞院……八〇
歷代內閣更迭表……八一
歷代總理大臣肖像……八二

行政機關

外務省・內務省……八二
大藏省・陸軍省……八三
海軍省・司法省……八三
文部省・農林省……八三
商工省・遞信省……八三

鐵道省・拓務省……八三
厚生省・大政翼贊會……八四
會計檢査院・行政裁判所……八四
府縣廳・北海道廳……八五
警視廳・朝鮮總督府……八五
臺灣總督府・樺太廳・關東廳……八六
司法機關(裁判所)……八七
地方自治制度(自治團體)……八九

財政

豫算と一般會計……九〇
國防費・租稅……九一
公債・官業・官有財産……九一

軍事篇

神聖な我等の陸海軍……九三
軍部最高機關一覽……九四
陸海軍の躍進・兵役……九五
陸海軍人に賜りたる勅諭……九六
一日の兵營生活……九六
戰陣訓の解說……一〇二
軍艦生活の一日……一〇八
帝國陸軍の陣容……一一八
陸軍軍管區・要塞……一二八
陸軍管轄地域表……一二九
軍旗……一三〇
陸軍儀仗兵……一三一
陸軍の軍人……一三三
陸軍の新兵器圖……一三四
陸軍特別大演習……一三四
陸軍關係の諸學校……一三五
陸軍武官の官等表……一三五
陸軍兵の等級表……一三七
陸軍の歌……一三七
帝國海軍の陣容……一三八
軍艦旗……一三九
軍艦の名稱・噸數と艦齡……一四〇
海軍の軍人……一四一
海軍の諸學校……一四二
海軍大演習……一四二
觀艦式一覽……一四三
海の進軍……一四三
海軍の禮砲……一四四
海軍武官の官階表……一四四
海軍兵の等級表……一四五
帝國海軍艦艇早わかり……一四六
防空の方法・燈火管制……一四六
燒夷彈・毒ガス……一四七
警報のいろ〳〵……一四八

土地・人口篇

日本の位置……一四九
日本の面積・人口……一四九
領土の膨脹……一五〇
行政區劃……一五一
民族……一五二
府縣別面積・人口……一五三
內地都市人口番附……一五四
地勢……一五六
山の高さ……一六〇
河川の長さ……一六〇
主なる湖沼……一六一
主なるトンネル……一六一

産業篇

農業と農産物・牧畜……一六二
林業と林産物・水產業と水產物……一六二
鑛業と鑛產物・工業と工產物……一六三
四大工業地區の工產物……一六三
產業の統計……一六四

貿易

輸出入品番附(品別)……一七〇
輸出人先番附(國別)……一七一
貿易圖表(品別・國別)……一七二

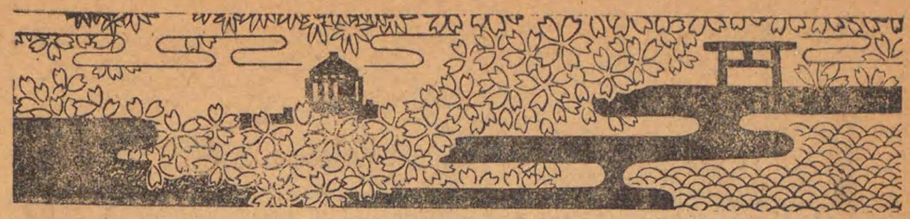

三港別貿易額……一七二
開港・稅關・噸稅……一七三
關稅・通關手續……一七三

鄉土一覽篇

關東地方……一七四
奥羽地方……一七五
中部地方……一七五
近畿地方……一七六
中國地方……一七七
四國地方……一七八
九州地方……一七九
北海道地方……一七九
樺太地方……一八〇
臺灣地方・朝鮮地方……一八一
關東州・南洋委任統治地……一八二

交通・通信篇

鐵　道……一八三
主要鐵道線路と粁數……一八五
鐵道の規則……一八六
海　運
船舶噸數・造船……一八六
日本の優秀船……一八八
航　空
定期航空貨錢表……一八九
日滿支定期航空線路圖……一九一
内外各地への旅行と通信……一九二
郵便の規則……一九四
軍事郵便……一九五

社寺・教育篇

著名なる神社……一九七
佛教の宗派と寺院……二〇三
靖國神社の祭神……二〇五
我が國の學校系統……二〇六
全國諸學校總覽……二〇六
國民學校の解說……二〇八

體錬篇

體錬の目的……二一一
學生必修の運動……二一三
六學年生の標準記錄……二一四
日本一健康優良兒……二一五
野球誌上コーチ……二一六
少國民野球グラウンド……二一八
槍投誌上コーチ……二一九
圓盤投誌上コーチ……二二〇
走巾跳誌上コーチ……二二一
走高跳誌上コーチ……二二一
砲丸投誌上コーチ……二二二
棒高跳誌上コーチ……二二三
反省したい日本人の健康……二二三
六大學野球成績……二二四
全國中等學校野球成績……二二四

世界篇

六大洲面積・人口……二二五
列國の面積・人口・首都・政體・統治者・建國年代……二二六
列國の元首首腦者肖像……二三〇
ドイツの軍備一覽……二三一
イタリヤの軍備一覽……二三二
ソビエトの軍備一覽……二三二
アメリカの軍備一覽……二三四
イギリスの軍備一覽……二三五
列國大都市と人口……二三六
國體と政體の解說……二三八
六大洲の地勢・氣候……二三八
六大洲の山……二四〇
六大洲の河川……二四二
世界の大湖……二四三
世界の産業と統計……二四四
列國の貿易……二四九
貿易品の種目……二四九

列國の貿易港……二四九

大東亞共榮圈篇

滿　洲……二五〇
面白支那語集……二五〇
中華民國……二五二
東南アジヤ……二五四
在留日本人數……二五五
大東亞共榮圈地圖……二五六

物識り頁篇

國旗の制度と掲揚法……二五七
人一代の祝賀……二五八
祝賀の忌花・水引の用ひ方……二五八
活字の種類と書體……二五九
書籍の寸法・讀書と電球……二六〇
人體の組立・各機關重量……二六一
食物早わかり・消化時間……二六二
カロリーとは……二六三
ヴィタミンとは……二六三
健康體とは……二六三
家庭常備藥……二六四
ラヂオの氣象通報早わかり……二六五
植物界
植物分類表一覽……二六七
顯花植物各科の例……二六八
植物の壽命……二六八
隱花植物各科の例……二七〇
花の研究……二七〇
花時計……二七一
葉の研究・果實と種子……二七二
花ごよみ歌……二七二
種子の散らし方……二七三
植物の殖え方……二七三
藥用植物・有毒植物……二七四
高山植物・花言葉……二七五
七　草……二七六
動物界
動物分類表一覽……二七七
動物面白分類……二七七
動物の壽命・動物の値段……二七八
動物の器官……二七八
動物の體温・動物の食糧……二八一
動物の足の數・羽の數……二八二
益蟲・害蟲……二八二
動物の防禦……二八三
動物移入しらべ……二八三
保護鳥……二八三
鑛物界
鑛物界の分類……二八六
誕生石……二八七
鑛物と岩石の使用……二八八
鑛山と其作業……二八八
化　石……二八八

物識り頁色刷篇

氣象通報……二八九
藥用植物……二九〇
有毒植物……二九一
高山植物……二九二
海　草……二九三
七　草……二九四
有用木材……二九五
保護鳥・鳥類のいろ〳〵……二九六
動物のいろ〳〵……二九八
寶石・火山の活動……三〇〇
自然界の奇觀……三〇二
雲の高さ……三〇四

世界の展望篇

東亞の盟主日本……三〇五
火を噴くバルカン……三〇九
參戰前夜の米國……三一〇
驚天動地の獨ソ戰……三一一
職員錄……三一四
年中行事……見返し
昭和十七年略歷……二

宮廷

宮城

東京市麴町區にあり面積三十萬餘坪、舊江戸城。明治元年十月明治天皇東京に御着輦江戸城を以て皇居と定めたまひ、東京城と御改稱、明治六年皇居炎上、明治二十一年御造營竣工、宮城と御改稱。

【宮殿】 表宮殿と奥宮殿とに別れ、表宮殿とは正殿、鳳凰ノ間、桐ノ間、化粧ノ間、葡萄ノ間、豐明殿、千種ノ間、牡丹ノ間、竹ノ間、南溜ノ間、東溜ノ間、西溜ノ間、北溜ノ間、東一ノ間、東二ノ間、西一ノ間、西二ノ間、御車寄、東車寄、北車寄を總稱し、奥宮殿は表宮殿の西北方に連り兩陛下の御常御殿である。

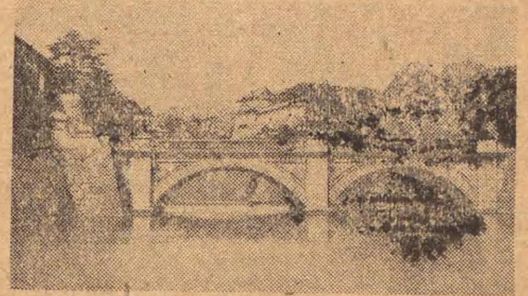

正殿 宮中第一の晴れの御殿で、皇室、國家の大典、新年及び天長節等の拜賀を受けさせられる處である。

鳳凰ノ間 正殿に次ぐ御殿で、四方の壁に鳳凰飛翔の象を描き、親任式、親補式、勳章親授式、公式の拜謁、謁見を始め、政治、御講書始、歌御會始等の場合に御使用あらせられるところである。

桐ノ間 皇后陛下に拜謁、謁見の場合に御使用あらせられるところである。

君が代は
千代に八千代に
さゞれ石の
いはほとなりて
こけのむすまで

我が日本の國歌は「君が代」である。よつて祝日やその他のおめでたい日の儀式には、我等國民は、「君が代」を歌つて、天皇の陛下の御代萬歳をお祝ひ申上げるのである。

豐明殿 四大節の祝宴、國賓及び内外臣僚に酬宴を賜はるところである。

千種ノ間、牡丹ノ間、竹ノ間何れも饗宴後の御室となるところで、御間の名稱は裝飾に撩亂たる千種、豐麗な牡丹、楚々たる竹林の模樣を配しての謂である。

西溜ノ間 朝儀の際、參列臣僚の控室にあてられるところである。

東溜ノ間 樞密院本會議の開かれるところである。

表御座所 拜謁並に宮務、國務に關する奏上を聽召さる

御學問所 日常の御學課、御進講などを聽召さる。

御常御殿 兩陛下の御居間は區別され、各々に御座所、御寢殿の二棟がある。また奥御殿には皇后陛下御内謁見所御靜養室、皇太后陛下宮城行

啓の際の御休所、皇太子殿下の御座所も御設けあらせられ宮殿に隣接して内大臣府、侍從武官府、侍從職、皇后宮職等がある。

【宮中三殿】 賢所、皇靈殿神殿を總稱し、吹上御苑東南方奥御殿とお壕を隔てた淨域にあり、賢所は三種の神器の一たる寶鏡を奉安し皇祖大神を奉齋し給ふ。皇靈殿は神武天皇を首め奉り歷代天皇、皇族の靈を奉祀し、神殿は廣く天神地祇を鎭祭し給ふ。また皇靈殿の西に神嘉殿あり、新嘗祭を行はせられ、四方拜はその南庭に行はせられる。

【吳竹寮】 皇子御殿として御造營せられたもので、現に照宮成子内親王、孝宮和子内親王、順宮厚子内親王三殿下の御住居にあてさせられる。

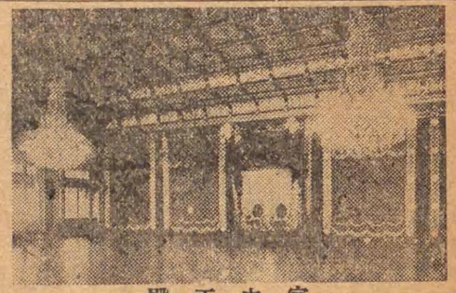

宮中正殿

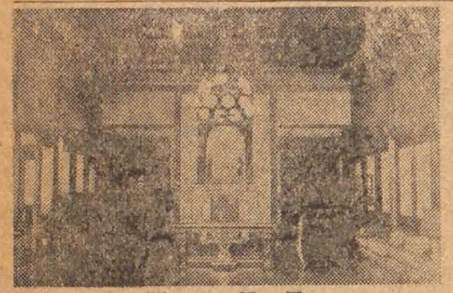

鳳凰の間

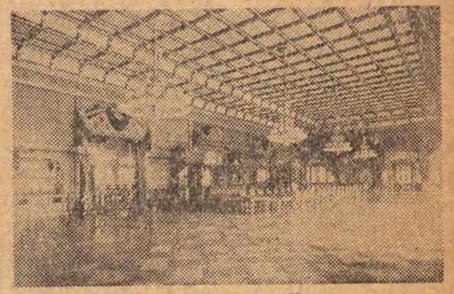

豐明殿

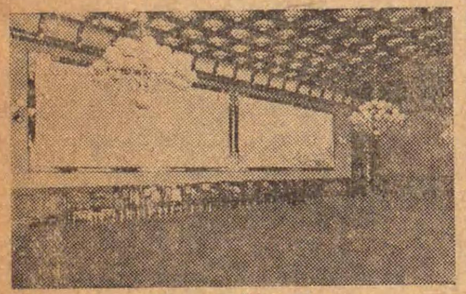

東溜の間

【振天府その他】 振天府は日清戰役、有光亭は威海衞戰懷遠府は北清事變、建安府は日露戰役、惇明府は日獨戰役顯忠府は滿洲上海各事變の記念府である。

【吹上御苑】 宮城内の禁苑で紅葉山には皇后陛下の御養蠶所がある。

皇宮・御所及御苑

【京都皇宮】（京都市上京區）紫宸殿、清涼殿、宣陽殿から南庭をめぐつて、日華、月華、承明以下の諸門、軒廊、陣座等あり、登極令により代々御大禮を擧げさせられる所。

【青山御所】（東京市赤坂區）舊紀州德川家の邸。明治六年十二月英照皇太后遷らせられてから青山御所と稱する。

【大宮御所】（東京市赤坂區）赤坂離宮、青山御所御用地内にあり、皇太后宮の御殿として御造營。

【新宿御苑】（東京市四谷區）ここで櫻會、觀菊會を催される。

【東宮御所】（東京市赤坂區）赤坂離宮東御門内にあり。皇太子殿下の御住居として御座所、御日拜所、御客間、謁見室、御修學室、御談話室、御寢室、三十二坪の板敷御運動室などがある。

離宮及御用邸

【赤坂離宮】（東京市赤坂區）明治五年三月離宮となる。現宮殿は明治四十一年竣工、今上陛下が東宮にましませし頃、こゝに御移りあり、東宮御所と稱してゐたが、宮城へ還御の後は赤坂離宮と稱せられ、外國貴賓御來朝の節はこの離宮を御旅館にあてさせられることがある。

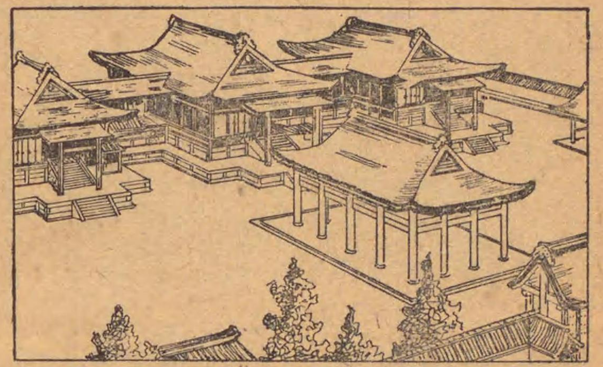

【二條離宮】（京都市中京區）舊二條城。明治十七年離宮となられる。

【濱離宮】（東京市京橋區）もと内外臣僚を鴨獵に召さとなる。大正天皇御駐泊の間及び大政奉還の間あり。先般京都市へ御下賜になつた。

現今の建築は明治二十二年一月竣工、御鎭座ありしもので、上圖の如く向つて中央に賢所右に神殿、左に皇靈殿がある。構造は略同一なるも、賢所のみ稍大である。何れも檜造・丸柱・破風・銅葺屋根にて、三殿は渡廊下を以て相通ず、賢所の正面には神樂舍があり、御神樂を奏するところである。

【桂離宮】（京都市右京區）舊桂宮の御別邸。明治十六年離宮となる。

【修學院離宮】（京都市左京區）明治十六年離宮となる。林泉絶佳の處である。

【函根離宮】（神奈川縣蘆湖畔）舊塔ヶ島離宮を函根離宮と改稱された。

【武庫離宮】（神戸市須磨區）明治四十一年二月離宮となつた。

【御用邸】

葉山御用邸（神奈川縣）
伊香保御用邸（群馬縣）
沼津御用邸（靜岡縣）
日光御用邸（栃木縣）
日光田母澤御用邸（同）
鹽原御用邸（同）
那須御用邸（同）
高輪南町御用邸（東京市）

御猟場

【長良川郡上御猟場】岐阜縣郡上郡、武儀郡、稻葉郡にわたり、鮎、鯉など。

【江戸川筋御猟場】千葉縣東葛飾郡と埼玉縣埼玉郡との兩方面に亙り、雁、鴨、鶴、鷺、鷸、千鳥、雉子、鶉、水鷄等。

内大臣府（宮城内）

御璽（天皇の御印。詔書、勅書、上諭等の御名の下に捺される）、國璽（國家の印として捺す）等を御預りし、勅諭、詔書その他文書に關する事務を掌るところで、内大臣は常に御側近く侍つて天皇を御輔け申すが、國務大臣の如く政治上の責任を負ふことはない。

宮内省

皇室及び皇族の事務を掌る官廳である。

長官を宮内大臣といひ、皇室の首長たる地位に立たせられる天皇を御輔け申す。

大臣官房の外、省内に侍從職、式部職、宗秩寮、圖書寮、侍醫寮、大膳寮、諸陵寮、内藏寮、内匠寮、主馬寮などがある。

侍從武官府

天皇の御側近く奉仕して、陸海軍事に關する奏上奉答及び命令の傳達に任じ、觀兵、行幸、その他にお伴をする。

位階

位階とは天皇より賜はる榮爵の一で、帝國憲法第十五條に「天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮譽ヲ授與ス」と定められてゐる。

現行の位階令は、大正十五年十月二十一日勅令第三百二十五號により公布せられたものである。

【位階の等級】現制は正一位から從八位までの十六階に分れてゐる。これを賜はるのを敍といひ、敍位の旨を記した文書を位記といふ。

【位階を賜はる方式】一位は親授で、その位記には、親署と御璽を賜はり、宮内大臣が年月日を記入し之に副署する。

二位以下四位以上は勅授でその位記には御璽を賜はり、宮内大臣が年月日を記入し之を奉じ、五位以下は奏授で、その位記には、宮内省の印を押し、宮内大臣が年月日を記入し、之を宣することと定められてゐる。

位階奉宣のことは通例、華族及び宮内官に限つて宮内大臣がこれを行ひ、その他は總理大臣の奏聞を御裁可の上、宮内大臣が奉宣するのを常としてゐる。

【どんな人に賜はるか】華族、勅任官、奏任官等、在官者及び在職者に賜はる外、國家に勳功あり又は表彰するに足る功績ある者に授けられる。

また有爵者及びその相續人は、その爵に准じて從四位以上の禮遇を受ける。即ち公爵は從一位、侯爵は正二位、伯爵は從二位、子爵は正從三位、男爵は正從四位に相當するのである。

【どんな特典をうけるか】有位者で六位以上の者は、四大節及び大祭日に宮中に參賀し拜謁を許される。

また三位以上の者は、新年

宴會、紀元節、天長節、明治節に宮中の御宴に陪食の榮を賜はる。

官　等

官吏の身分上の等級で、分つて高等官及び判任官とする

高等官は親任式を以て敍任を賜ふ官を除く外、九等に分ち、親任官、一等官及び二等官を勅任官、三等官から九等官までを奏任官と稱する。

判任官の等級は、一等から四等までとし、更に一級俸から十一級俸までに區別されてゐる。

勳　章

勳等勳章は明治八年四月十日太政官布告で定められ、勳一等より勳八等までに分れ、その等級と共に勳記を賜ふ。

その後大勳位菊花大綬章、大勳位菊花章、大勳位菊花章頸飾制定せられ、また金鵄勳章制定の詔勅發せられた。

昭和十二年二月十一日文化勳章を創設せられ、文化の發達即ち科學上の發見、發明、學術的研究、文藝、繪畫、彫刻、建築、音樂等に功績顯著なる者に賜はることとなつたのである。

勳章の種類順位は次の通り

【大勳位菊花章】

大勳位菊花章頸飾
大勳位菊花大綬章
大勳位菊花章

【旭日章】

勳一等旭日桐花大綬章
勳一等旭日大綬章
勳二等旭日重光章
勳三等旭日中綬章
勳四等旭日小綬章
勳五等雙光旭日章
勳六等單光旭日章
勳七等青色桐葉章

【寶冠章】 勳一等—勳八等

【瑞寶章】 勳一等—勳八等

【金鵄勳章】 功一級—功七級

【文化勳章】 階級なく單一級

金鵄勳章制度の改正

昭和十六年六月二十八日勅令を以て、金鵄勳章の制度に一大改正を行はせられた。

今回の改正は金鵄勳章敍賜者に對する精神的優遇の道を特に高めさせられるとの有難い思召に出たもので終身年金廢止もその一つで、次のやうな三大優遇の道を講ぜさせられることとなつたのである。

一、特に皇室の殊遇を賜る。
一、勳章の併佩を差許さる。
一、御手厚き一時賜金を賜る

褒　章

【紅綬褒章】 自己の危險を顧みず、人命を救助した者に對し賜ふ。

【綠綬褒章】 孝子順孫節婦義僕の類にして、德行卓絕なる者又は實業に精勵し、民衆の模範たるべき者に賜ふ。

【藍綬褒章】 學術、技藝上の發明改良その他、各種事業の發達に關し公衆の利益を興し成績著名なる者又は公共の事務に勤勉し勞效顯著なる者に賜ふ。

【紺綬褒章】 公益のため私財（一萬圓以上）を寄附し、功績顯著なる者に賜ふ。

【黃綬褒章】 明治二十年五月制定、當時私財を獻納し海防の事業を贊助したる者に賜はつた。

祝祭日と記念日

祝日（四大節）　新年・紀元節・天長節・明治節

大祭日　元始祭・春季皇靈祭・神武天皇祭・秋季皇靈祭・神嘗祭・新嘗祭・大正天皇祭。

新　年（一月一日・三日・五日）

新年は年の始の祝で、一日は四方拜・三日は元始祭・五日は新年宴會が行はれる。

四方拜は元旦の夜明方、天皇神嘉殿に御でましになつて、天地四方・山陵を拜して、其の年の災を攘ひ、寶祚の長久をお祈りになる。

元始祭は年の始に、宮中の賢所・皇靈殿・神殿で天神地祇・歷代の皇靈を天皇陛下が御親祭あらせられるお祭である。

新年宴會は天皇が豐明殿におかせられ內外臣僚に宴を賜ふ御儀である。

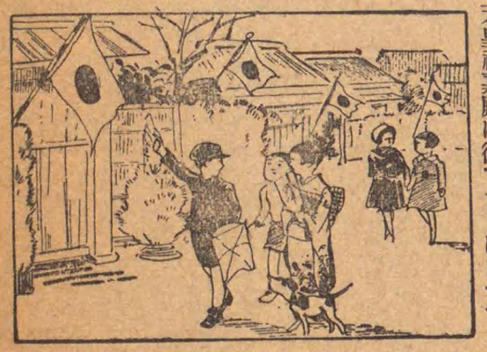

一月一日（千家尊福作歌　上眞行作曲）

第一章

年のはじめの例とて
松竹たてて門ごとに
終りなき世のめでたさを
いはふ今日こそ樂しけれ

第二章

初日の光さし出でて
君が御蔭に比へつゝ
四方にかゞやく今朝の空
仰ぎ見るこそたふとけれ

紀元節（二月十一日）

神武天皇が大和國の橿原宮に於て即位の禮を行ひたまひ（御年五十二歲）此の歲を元年と定め、始めて紀元を立てさせられた日を記念する祝日で、宮中では賢所・皇靈殿で御親祭あらせられ、豐明殿に於て內外臣僚に宴を賜はる。

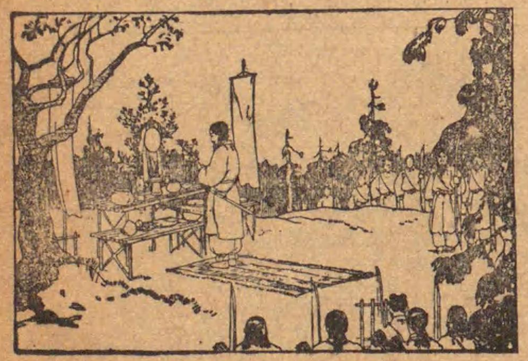

神武天皇御即位式

紀元節（高崎正風作歌　伊澤修二作曲）

第一章

雲に聳ゆる高千穗の
靡伏しけん大御代を
たかね嵐に草も木も
仰ぐ今日こそ樂しけれ

第二章

海原なせる埴安の
惠の波に浴みし世を
池の面より猶ひろき
仰ぐ今日こそ樂しけれ

第三章

天津日嗣の高みくら
基定めしそのかみを
千代萬代に動きなき
仰ぐ今日こそ樂しけれ

第四章

空に輝く日のもとの
國の御柱建てし世を
萬の國にたぐひなき
仰ぐ今日こそ樂しけれ

地久節（二月六日）

皇后陛下御誕辰の祝日で、一般の祭日ではないけれども、宮內官吏は酒饌を賜はり、女學校では祝賀式を擧行する。

皇靈祭（春季皇靈祭—春分の日　秋季皇靈祭—秋分の日）

宮中の皇靈殿に於て、歷代の天皇・皇妃・皇親の神靈を御祭あらせられ、其の春分の日に行はれるのを春季皇靈祭といひ、秋分の日に行はれるのを秋季皇靈祭といふ。

神武天皇祭（四月三日）

神武天皇が大和國の橿原宮で崩御（御在位七十六年、御壽百二十七歳）遊ばされた日。宮中では皇靈殿に於て御親祭あり、大和畝傍山御陵に勅使を御遣はしになり、各神社では遙拜式が行はれる。

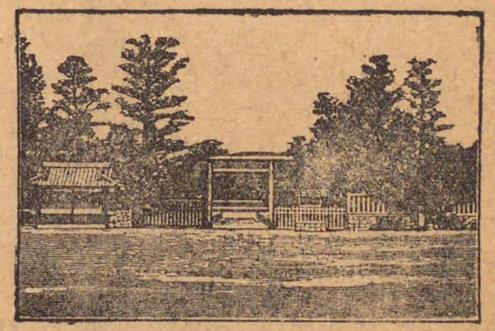

神武天皇畝傍山東北御陵

天長節（四月二十九日）

今上天皇の御誕辰をお祝ひ申す日である。宮中に於ては、賢所・皇靈殿で御祭典があり、觀兵式（陸軍御）の後、拜賀を受けさせられ、豐明殿に於て內外臣僚に宴を賜はる。

天長節（黑川眞頼作歌　奧好義作曲）

今日の吉き日は大君の
生まれ給ひし吉き日なり。
今日の吉き日は御光の
さし出給ひし吉き日なり。
光あまねき君が代を
祝へ諸人もろともに。
惠みあまねき君が代を
祝へ諸人もろともに。

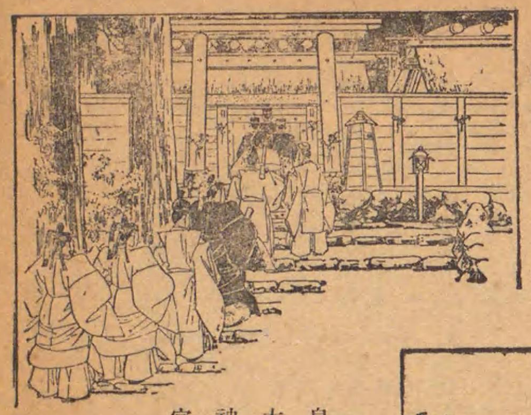

皇大神宮
（神嘗祭勅使參向の圖）

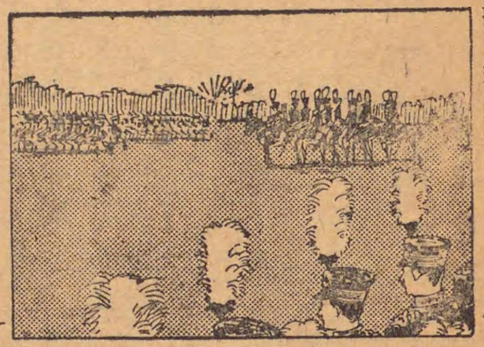

觀兵式

どさゝげ奉る勅使を遣はされ、宮中に於ては神宮遙拜・賢所親祭を行はせられる。

なほ天皇御卽位の後初めての神嘗祭は、大嘗會とも大嘗祭とも申し、神事第一と稱せられ、天皇御一代に於ける一度の大典である。

明治節（十一月三日）

明治天皇の御恩を仰ぎ、明治の御代の榮を祝ふ爲に、

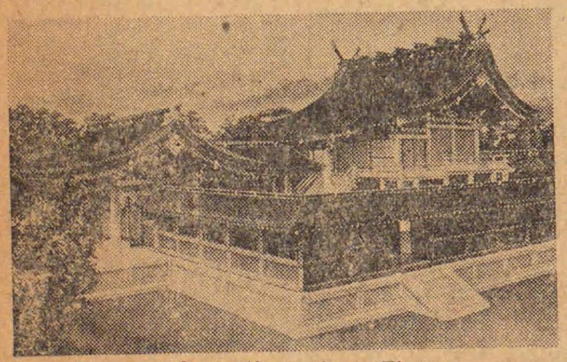

明治神宮

神嘗祭（十月十七日）

その年の初穗を伊勢の神宮にお供へになるお祭で、新穀・幣帛を以て之に充てさせられたのである。

此の日宮中では、陛下が皇靈殿に於て御親祭あらせられ、明治神宮では、にぎやかなお祭りが行はれる。

明治節（堀澤周安作歌　杉江秀作曲）

第一章

亜細亜の東日出づる處　聖の君の現れまして
古き天地とざせる霧を　大御光に隈なくはらひ
教へあまねく道明らけく　治めたまへる御代尊

第二章

惠の波は八州にあまり　御稜威の風は海原越えて
神の依せる御業を弘め　民の榮行く力を展ばし
外つ國々の史にも著く　留めたまへる御名畏

第三章

秋の空すみ菊の香高き　今日の佳日を皆言祝ぎて
定めましける御憲を崇め　諭しましける詔勅を守り
代々木の森に代々長へに　仰ぎまつらん大帝

新嘗祭（十一月二十三日）

天皇陛下、宮中神嘉殿で天地の神々に初穂をお供へになつてお祭りになり、今年の秋のみのりの御禮を申上げ、陛下御親ら新穀を召上らせられる。

大正天皇祭（十二月二十五日）

先帝大正天皇崩御の日、皇靈殿に於て御親祭あらせられ、多摩御陵に勅使を派遣したまひ、全國の官幣社・國幣社では遙拜式が行はれる。

大正天皇は百二十三代の天皇。明治天皇の第三皇子で、御名を嘉仁と申し、明治四十五年七月御踐祚、大正四年御卽位式をあげ給ひ、同十年御病氣の筏に皇太子裕仁親王を攝政として御靜養あそばされたが、同十五年十二月二十五日、御年四十八歳で崩御せられた。

陸軍記念日（三月十日）

日露戰役に、明治三十八年三月十日、奉天の大會戰で我が陸軍が大勝を得て、皇軍の威力を世界に輝かした記念すべき祝日である。

海軍記念日（五月二十七日）

日露戰役に明治三十八年五月二十七日、東鄕司令長官の率ゐる我が聯合艦隊が、ロシヤのバルチック艦隊を日本海に邀へ擊つて、世界の海戰に未だない大勝利を得て、我が國を世界强國の列に加へた記念日である。

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己ヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ倶ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト倶ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

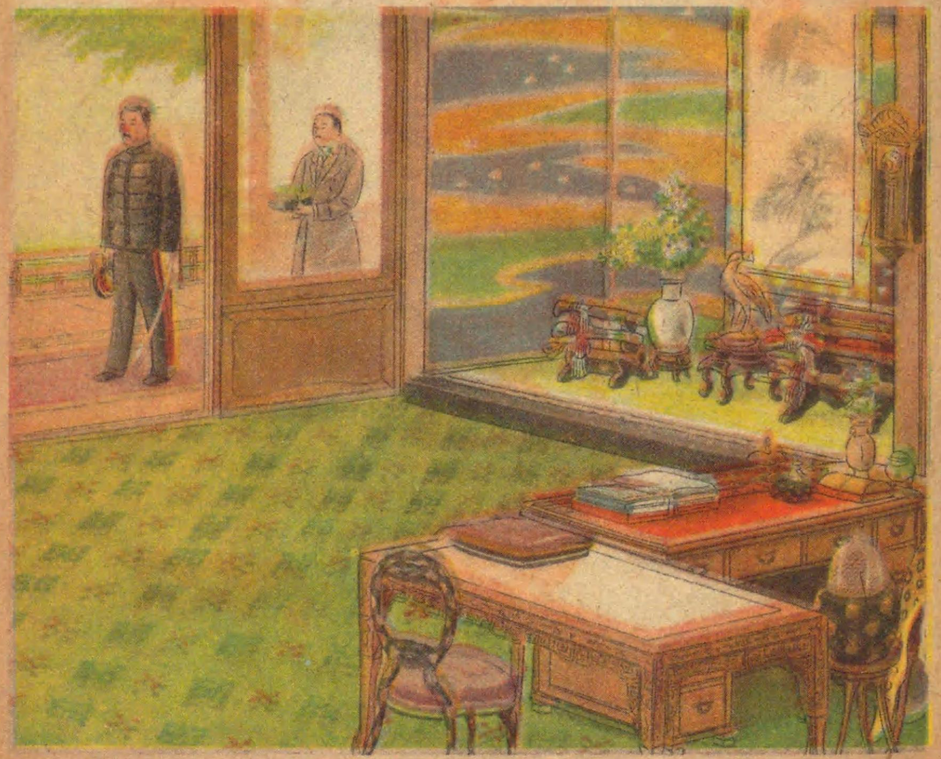

帝國陸軍の旗

旗政攝

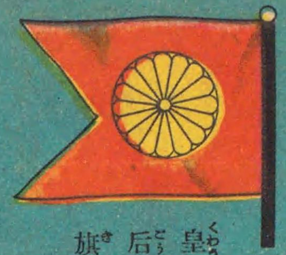
旗后皇

旗皇天

射擊名譽旗

歩兵聯隊第三大隊旗

歩兵聯隊旗

陸軍測量旗

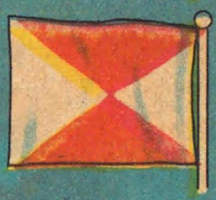
統監部旗

騎兵聯隊旗

陸軍運送船旗

戰場審判官旗

歩兵聯隊第二大隊旗

中華民國駐屯歩兵大隊旗

近衛騎兵旗

歩兵聯隊第一大隊旗

帝國海軍の旗

旗子太皇

旗族皇

旗妃子太皇

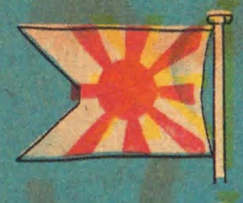
先任旗

少將旗

軍艦旗

艦首旗

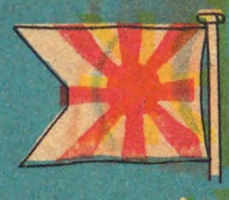
代將旗

海軍大臣旗

海軍運送船旗

長旗

大將旗

義勇艦隊旗

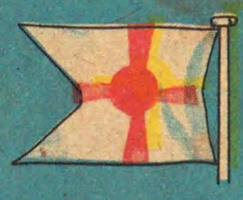
司令旗

中將旗

勳一等寶瑞章

勳一等寶瑞章副章

勳二等寶冠章

勳一等寶冠章副章

勳三等寶冠章

勳四等寶冠章

勳五等寶冠章

勳六等寶冠章

勳七等桐葉章

勳七等桐葉章色

勳八等桐葉章

勳八等桐葉章色

勳四等瑞寶章

勳五等瑞寶章

勳六等瑞寶章

勳七等瑞寶章

勳八等瑞寶章

帝國勳章

大勳位菊花章頸飾

大勳位菊花章

大勳位菊花大綬章

大勳位菊花大綬章副章

勳一等旭日大綬章

勳一等旭日大綬章副章

勳一等旭日重光章

勳一等旭日桐花大綬章

勳二等旭日重光大綬章

勳三等旭日中光章

勳四等旭日小綬章

勳五等雙光旭日章

勳六等單光旭日章

功一級金鵄勳章をつけた陸軍大將

功一級金鵄勳章は、たすきのやうな大きな綬で、左の肩から右のわきにたれ、副章（功二級金鵄勳章と同じ）といふのを左の胸につける。

功二級金鵄勳章をつけた陸軍大將

功二級金鵄勳章は右の胸につけ、副章（功三級金鵄勳章と同じ）の章はほそ長いリボンのやうな綬でのどの下につける。

金鵄勳章と其の分解

功一級金鵄勳章

功二級金鵄勳章副章

功二級金鵄勳章

功三級金鵄勳章副章

功三級金鵄勳章

功四級金鵄勳章

功五級金鵄勳章

功六級金鵄勳章

功七級金鵄勳章

功一級から功五級までの金鵄勳章の章は、とび、つるぎ、たて、ほこ、くわうせんを組合はせて出來てゐる。

功六級、功七級の金鵄勳章の章には、くわうせんがない。

功三級金鵄勳章をつけた陸軍中將

功三級金鵄勳章は、ほそ長いリボンのやうな綬でのどの下につける。功三級から功七級までの金鵄勳章には副章がない。

功四級金鵄勳章をつけた陸軍大佐

功四級金鵄勳章の章は小さい綬で、左の胸につける。

功五級、功六級、功七級の金鵄勳章と功四級と同じつけかたである。

陸軍軍人の服裝

肩章

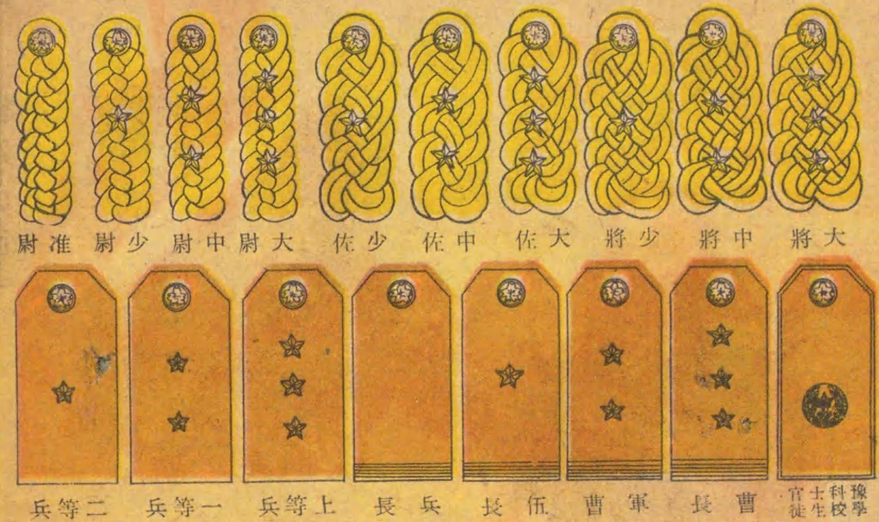

胸章及襟部徽章

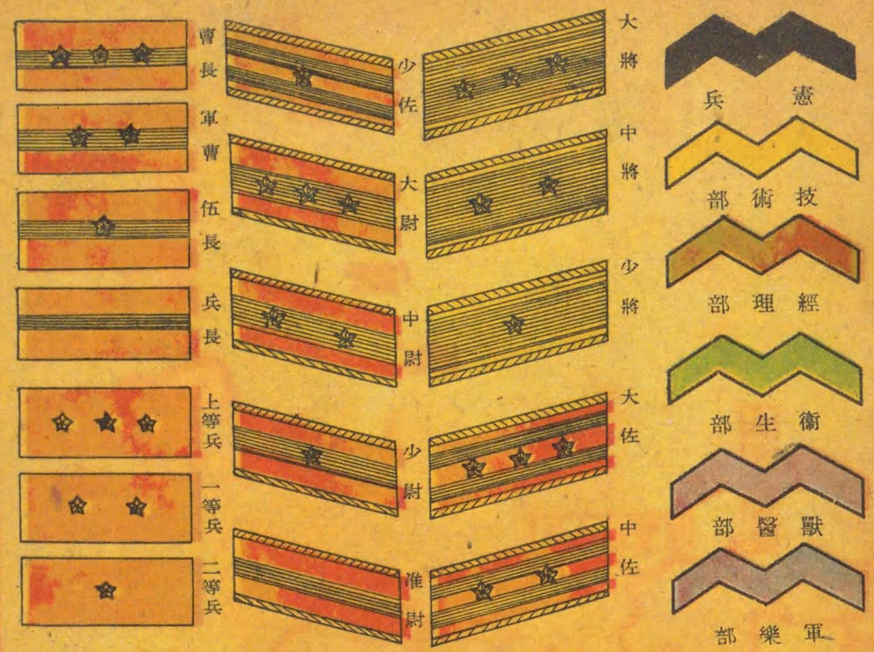

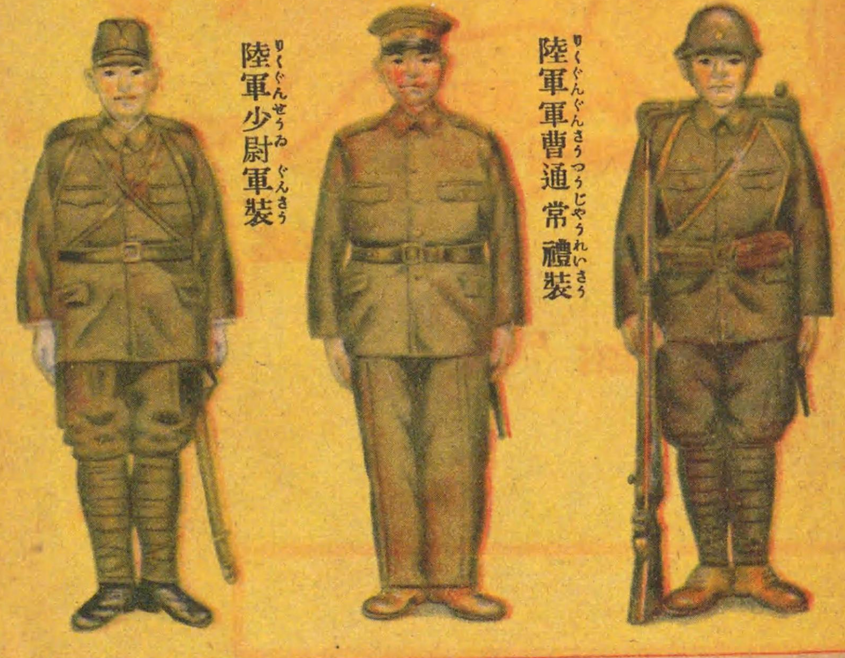

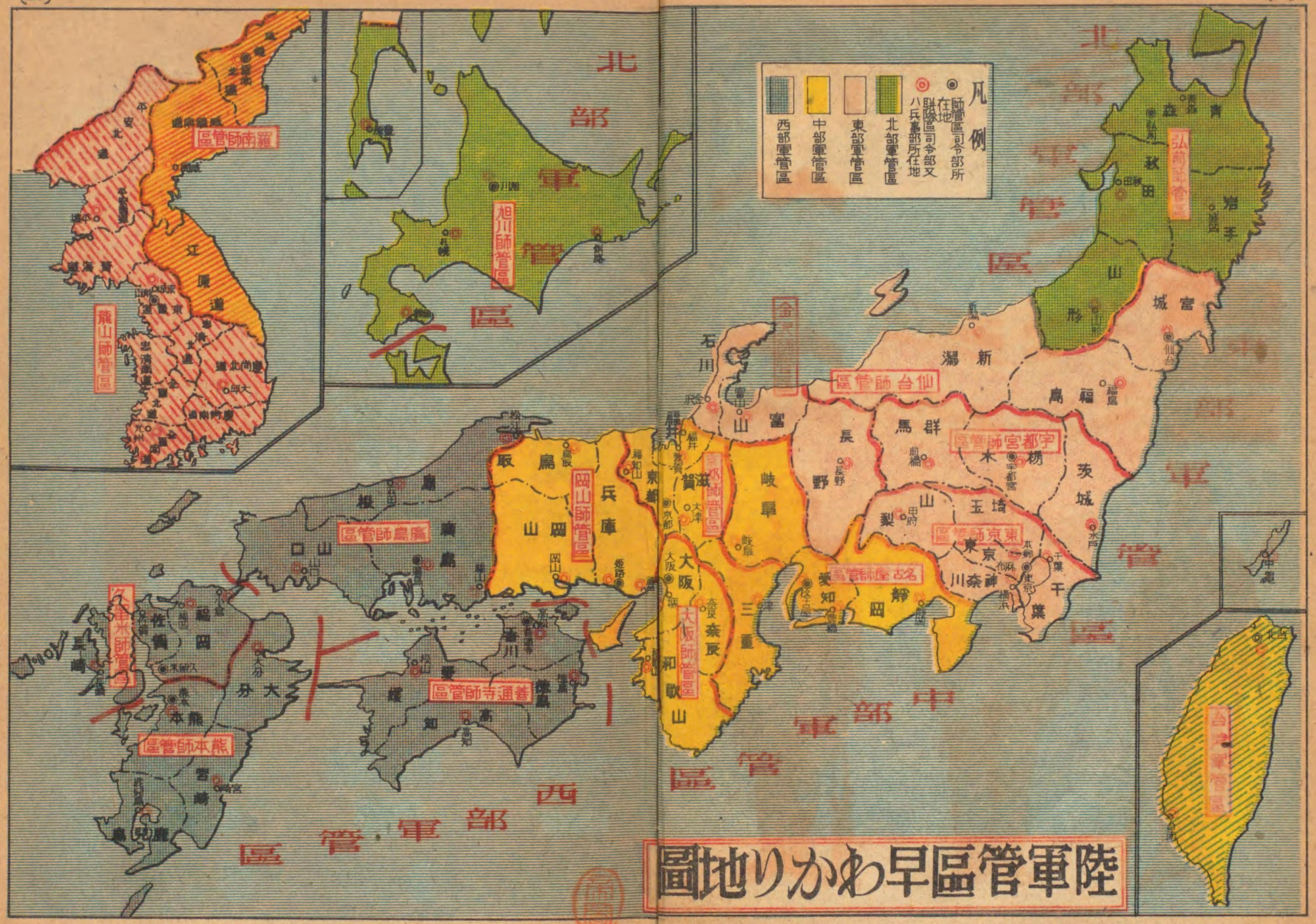

凡例
師管區司令部所在地
聯隊區司令部又八兵事部所在地
北部軍管區
東部軍管區
中部軍管區
西部軍管區
北部軍管區
中部軍管區
西部軍管區
羅南師管區
旭川師管區
龍山師管區
仙台師管區
宇都宮師管區
東京師管區
名古屋師管區
大阪師管區
岡山師管區
廣島師管區
久留米師管區
善通寺師管區
熊本師管區
弘前師管區
台灣軍管區

陸軍管區早わかり地圖

海軍士官・特務士官・准士官の襟章・肩章・袖章と下士官・兵の官職區別章

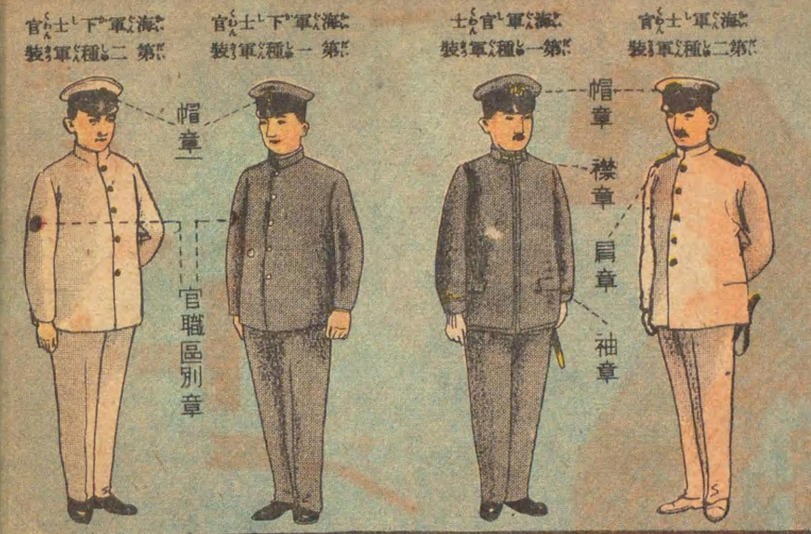

帽章

准士官以上の軍帽前章

候補生及び軍樂兵軍帽前章

生徒軍帽前章

下士官軍帽前章

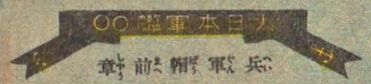

兵軍帽前章

海軍士官軍衣

二重外套及雨衣の襟章

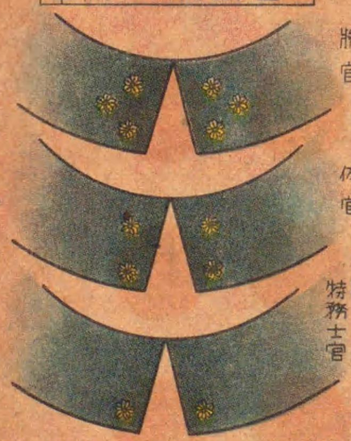

將官
佐官
尉官
特務士官

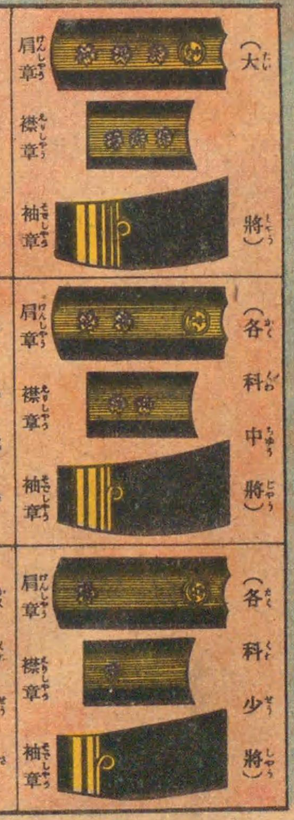

帝國海軍の出動

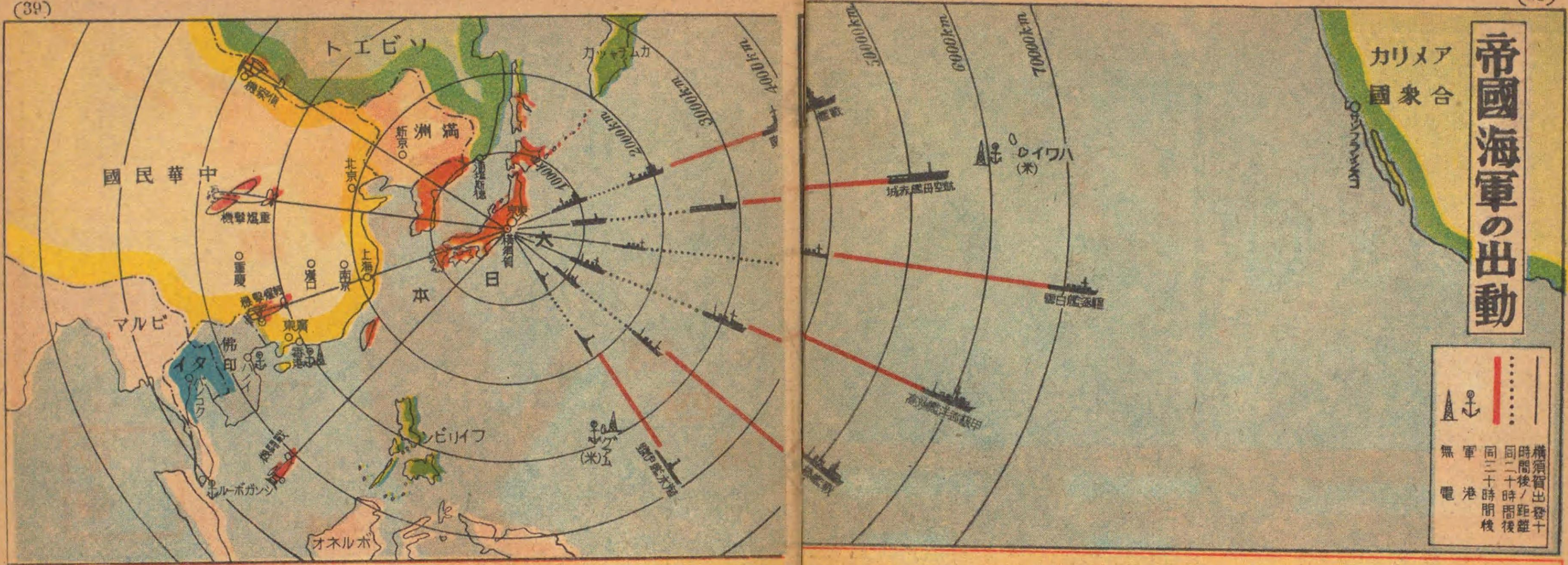
ソビエト
カムチャッカ
滿洲
新京
北京
中華民國
偵察機
重爆撃機
戰爆撃機
重慶
漢口
南京
上海
廣東
香港
佛印
タイ
バンコク
ビルマ
浦塩斯徳
東京
横須賀
大日本
フィリッピン
グアム(米)
戰闘機
シンガポール
ボルネオ
1000km
2000km
3000km
4000km
戰艦
航空母艦赤城
ハワイ(米)
甲級巡洋艦高雄
アメリカ合衆國
サンフランシスコ
横須賀出發十時間後ノ距離
同二十時間後
同三十時間後
軍港
無電

兵科
三等水兵
二等水兵
一等水兵
三等兵曹
二等兵曹
一等兵曹
飛行科
三等飛行兵
二等飛行兵
一等飛行兵
三等飛行兵曹
二等飛行兵曹
一等飛行兵曹
整備科
三等整備兵
二等整備兵
一等整備兵
三等整備兵曹
二等整備兵曹
一等整備兵曹
機關科
三等機關兵
二等機關兵
一等機關兵
三等機關兵曹
二等機關兵曹
一等機關兵曹
工作科
三等工作兵
二等工作兵
一等工作兵
三等工作兵曹
二等工作兵曹
一等工作兵曹
軍樂科
三等軍樂兵
二等軍樂兵
一等軍樂兵
三等軍樂兵曹
二等軍樂兵曹
一等軍樂兵曹
看護科
三等看護兵
二等看護兵
一等看護兵
三等看護兵曹
二等看護兵曹
一等看護兵曹
主計科
三等主計兵
二等主計兵
一等主計兵
三等主計兵曹
二等主計兵曹
一等主計兵曹

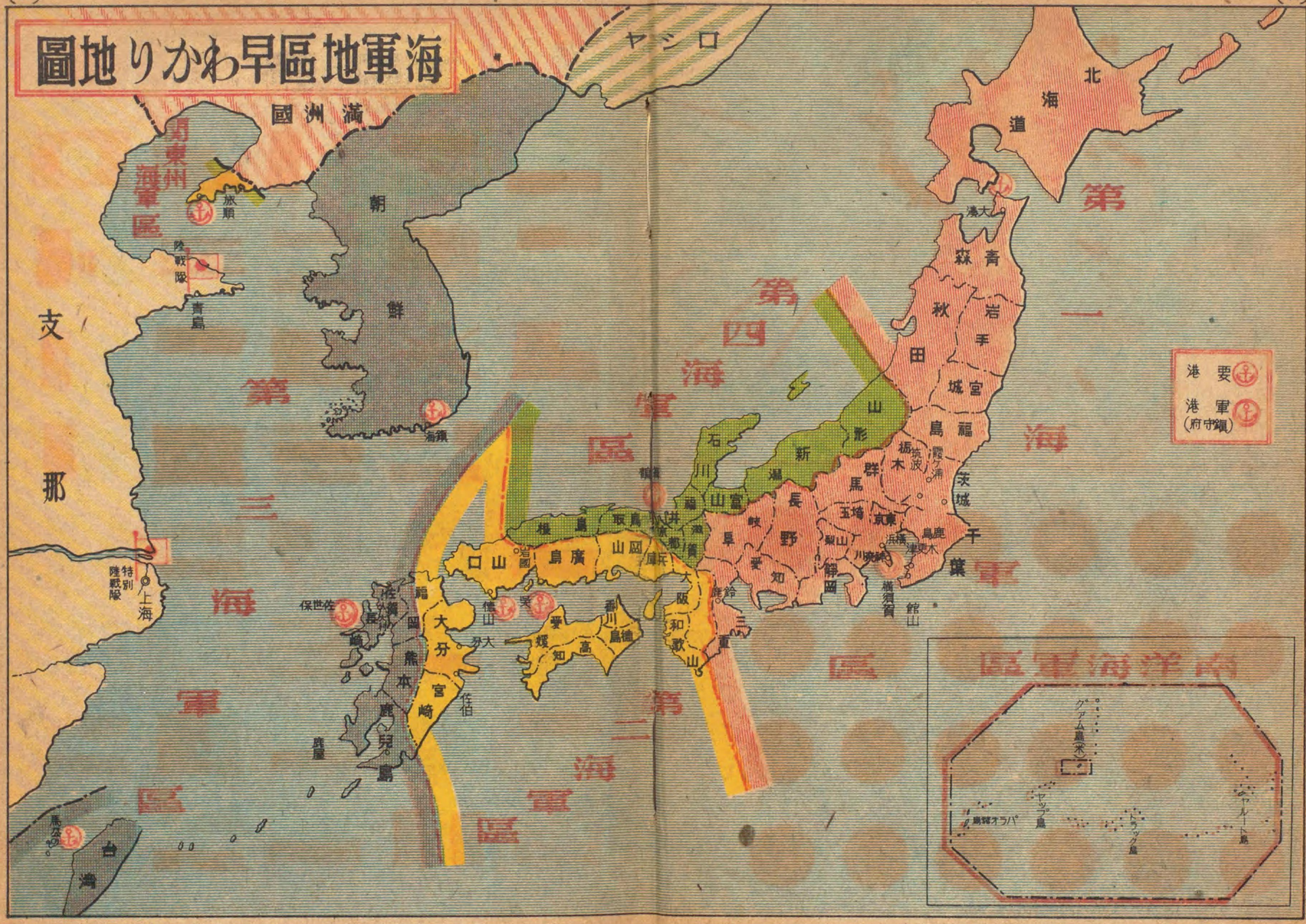
海軍地區早わかり地圖
ヤシロ
滿洲國
朝鮮
支那
第三海軍區
第四海軍區
第一海軍區
第二海軍區
北海道
青森
秋田
岩手
宮城
山形
福島
新潟
石川
群馬
茨城
千葉
長野
岐阜
富山
福井
滋賀
鳥取
島根
廣島
山口
岡山
大阪
和歌山
三重
愛媛
高知
香川
徳島
大分
宮崎
熊本
鹿兒島
佐賀
福岡
佐世保
長崎
鹿屋
佐伯
大分
徳山
呉
岩國
鎮海
旅順
陸戰隊
青島
特別陸戰隊
上海
馬公
台湾
港要
港軍(鎮守府)
南洋海軍區
グアム島(米)
ヤップ島
トラック島
ヤルート島
島諸オラパ

世界の國旗

滿洲
日本
ヤリガルブ
ーリガンハ
ヤニマール
那支
ツイド
ソイペス
聯ソ
イタ
古蒙
ヤリタイ
カリメア
スリギイ
ヤリラトスーオ
ダンラオ
スンラフ
イァグラパ
ーェウルノ
カリタスコ
コルト
コシキメ
ーリチ
ンデーェウス
マナパ
ヤビラスーゴユ
ラマテァグ
ノチンゼルア
ラエズネベ
バーュキ
ヤシリギ
スラジンホ
ヤビリボ
ルジラブ
ヤビンロコ
ルガトルホ
ルドバルサ
イァグルウ
ールペ
ルドアクエ
ンライ
アグラガニ

世界の勳章

(タイ)
ンァフレレ
章勳ンラブ
(支那)
附鑲紅色藍
章勳玉采綬襟表勳
(滿) 章綬大花蘭位勳大
(滿) 章綬大光龍
章勳ドーャシンノンア
(伊)
サン・グレゴアール勳章
ガーター勳章(英)
(羅馬法王廳)
鐵十字勳章(獨)
黑鷲勳章(獨)
王冠第一等勳章(伊)
(英)
(佛)
(英)
ヴィクトリアー等勳章
エトルア・ノルア勳章
ブリテッシュ・
エンパイヤ勳章

光は東方より

近衛首相
松岡洋右氏
康徳皇帝
徳王主席
汪精衛閣下

ヒットラー總統
スターリン首相
ムッソリーニ首相
ルーズベルト大統領
MAIU
T.SHIMURA

軍空及軍陸の界世

兵器別 / 國別	平時兵力	戰車	裝甲自動車	高射砲	飛行機	一月生產能力
	百万人ヲ示ス 百万人未満	一箇ハ百万台ヲ示ス	一箇ハ百千台ヲ示ス	一箇ハ百門ヲ示ス	一千機ヲ示ス 千機未満ヲ示ス	一箇ハ千機ヲ示ス
ドイツ	200萬	4000	?	300門	10000	1000
イタリヤ	65萬	1500	?	140門	3000	300
ロシヤ	225萬	8000	詳細不明ナルモ相當多数ヲ有ス	高射砲聯隊四〇 高射砲大隊五〇	8000	?
アメリカ	53萬	500	200	200門	2300	?
イギリス	80萬	350	1200	250門	5200	600

軍海の界世

戰艦	航空母艦	一等巡洋艦	二等巡洋艦	驅逐艦	潛水艦
4		2	6	22	65
72000		20000	35400	37000	28000
6		8	14	61	105
164000		79000	81000	85000	80000
3	1	4	9	34	225
70000	9000	30000	37000	52000	330000
15	5	18	19	225	100
464000	120000	170000	159000	283000	99000
14	6	15	49	191	60
444000	115000	145000	314000	255000	63000

國民學校の歌

東京朝日新聞社撰定
東京音樂學校作曲

明朗快活ニ行進速度ニテ ♩＝112－120

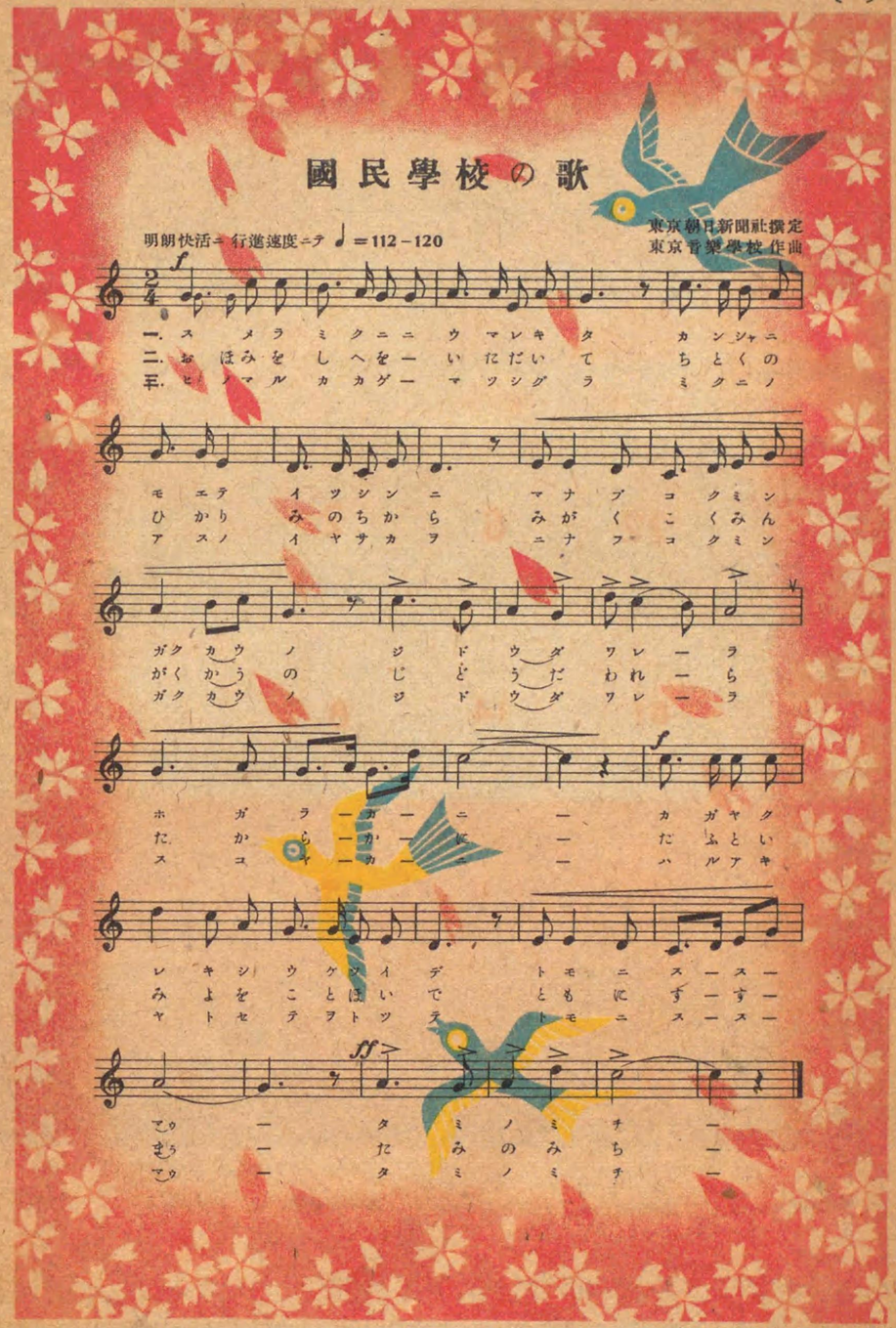

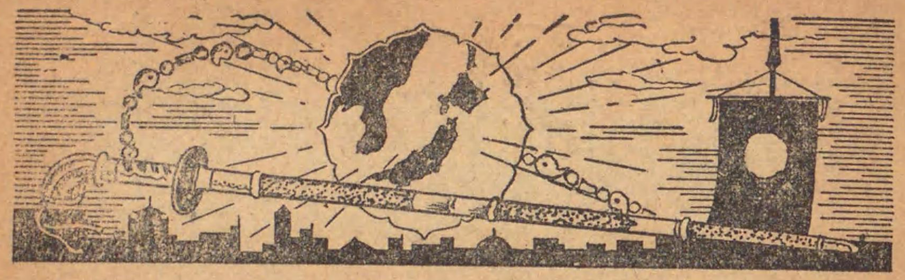

天壤無窮ノ神勅（古事記）

豐葦原ノ千五百秋ノ瑞穗國ハ 是レ吾カ子孫ノ王タルヘキ地ナリ 宜シク爾皇孫就イテ治セ 行矣 寶祚ノ隆エマサンコト 當ニ天壤ト窮無カルヘシ

神武天皇即位建國ノ大詔（日本書紀）

我レ東ヲ征チシヨリ玆ニ六年ニナリヌ 皇天ノ威ヲ賴リテ 凶徒就戮サレヌ 邊土未ダ淸マラズ 餘妖尙梗タリト雖モ 中洲ノ地復風塵無シ 誠ニ宜シク皇都ヲ恢廓キ 大壯ヲ規摹ルヘシ 而ルニ 今運屯蒙ニ屬ヒ 民ノ心朴素ナリ 巢棲穴住習俗惟レ常トナレリ 夫レ大人ノ制ヲ立ツルハ義必ズ時ニ隨フ 苟クモ民ニ利アラバ 何ニゾ聖造ニ妨ハム 且當ニ山林ヲ被拂ヒ 宮室ヲ經營リテ 恭ミテ寶位ニ臨ミ 以テ元元ヲ鎭ムベシ 上ハ卽チ乾靈ノ國ヲ授ケタマヒシ 德ニ答ヘ 下ハ卽チ皇孫ノ正ヲ養ヒタマヒシ心ヲ弘メム 然シテ後ニ六合ヲ兼ネテ以テ都ヲ開キ 八紘ヲ掩ヒテ宇ト爲ムコト 亦可カラズヤ 夫ノ畝傍山ノ東南橿原ノ地ヲ觀レバ 蓋シ國ノ奧區カ 治ルヘシ

五箇條ノ御誓文

明治天皇は新政の方針をお定めになるため、慶應四年明治元年戊申三月十四日、紫宸殿にお出ましになり、天地の神々に五箇條を誓ひ給ひ、それと同時に全國民に對して一大宣言あらせられた。

世に、之を五箇條の御誓文と申し上ぐる。

一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
一、官武一途庶民ニ至ルマテ各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス
一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先シ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此趣旨ニ基キ協心努力セヨ

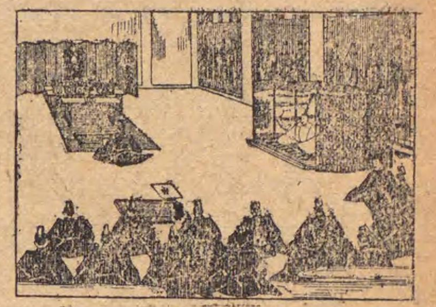

大日本帝國憲法（明治二十二年二月十一日）

憲法は、天皇がこれによつて我が國を治め給ふ大法で、我が國法令の本となるもので、明治天皇が皇祖皇宗の御遺訓に基かれ、國の繁榮と國民の幸福とをお望みになる大御心から、君臣ともに永遠に從ふべき大法として御制定あらせられたのである。

大日本帝國憲法は全體で七章、七十六條より成るもので、これを各章に分けると次のやうである。

第一章　天皇——第一條ヨリ第十七條マデ
第二章　臣民權利義務——第十八條ヨリ第三十二條マデ
第三章　帝國議會——第三十三條ヨリ第五十四條マデ
第四章　國務大臣及樞密顧問——第五十五條ヨリ第五十六條マデ
第五章　司法——第五十七條ヨリ第六十一條マデ
第六章　會計——第六十二條ヨリ第七十二條マデ
第七章　補足——第七十三條ヨリ第七十六條マデ

即ち第一章は我が國は萬世一系の天皇がお治めになること、第二章は國民の身體、生命、財産の保護、教育、兵役、納稅、選擧の事、第三章は帝國議會を開いて法律及び豫算を議せしめること、第四章は一般の政務は國務大臣の補弼によること、第五章は裁判は裁判所によつて行ふこと、第六章は國費についての規則がのせられてある。

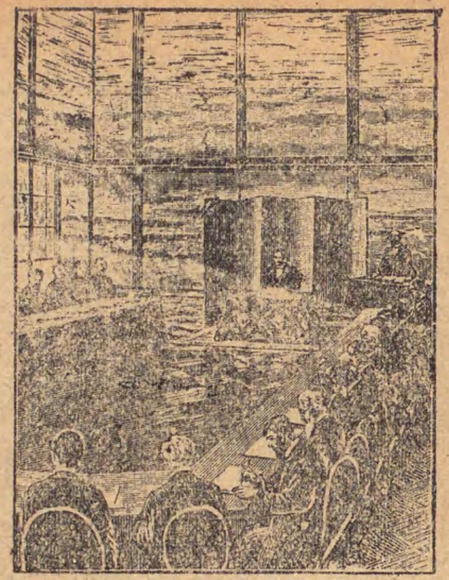

樞密院憲法會議

皇室典範（明治二十二年二月十一日）

皇室典範とは、皇室に關する根本の法則である。定められてある主なことがらは次の通りである。

皇位繼承——萬世一系の皇位につかせられる順序の明示。
踐祚——先帝崩御と共に新帝が皇位につかせられる。
卽位——諒闇（先帝の喪）があけて後、卽位の式を擧げられ、これを內外にお告げになること。

戊申詔書（明治四十年十月十三日）

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ出ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ內國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ砥礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニアリ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚籍シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

この詔書を下し給うた明治四十一年が戊申の年であつたので、世にこの詔書を戊申詔書と申し上げる。

かの日露戰爭大勝後、一般國民が奉祝氣分で遊びなまけ、奢りに耽り、國民氣風惰弱に陷るを明治天皇深く御心痛になり、國民の心をひきしめる意味でこの詔書を賜はつたものである。特にこの事變下、聖旨に副ひ奉らねばならぬ。

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誡ヲ垂レタマヘリ是レ皆道徳ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢々トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ

輓近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萠シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ擧クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公徳ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

この詔書は大正十二年十一月十日に賜はつたもので、丁度戊申詔書の御發布を見た時代にも似て、歐洲戰爭後、國民は成金氣分から再び質實剛健の氣風が衰へ、道徳はすたれ氣まゝな行ひをする風習が次第に露骨になり、他方外來の惡思想にまどはされ、全く國民の氣力が惰弱に傾いて來たその折も折、關東大震災の慘害を蒙るに至り、そのために失心する者、自暴自棄に陷る者、悲嘆にくれ、人を恨み矯激に走る者が出てきて、人心が一層すさびかけて來た。大正天皇は痛く此の弊風を御心配遊ばされ、この機に臨みにこの詔書を煥發あらせられたのである。此の詔書は先帝のお下しになつた教育勅語や、戊申詔書の旨を奉じ、道徳を尊び、質實剛健な國民精神を養つて、國家の興隆民族の安榮を圖れとの御趣旨である。特に未曾有の國難に際會してゐる一日、一層この御趣旨を奉體せねばならぬ。

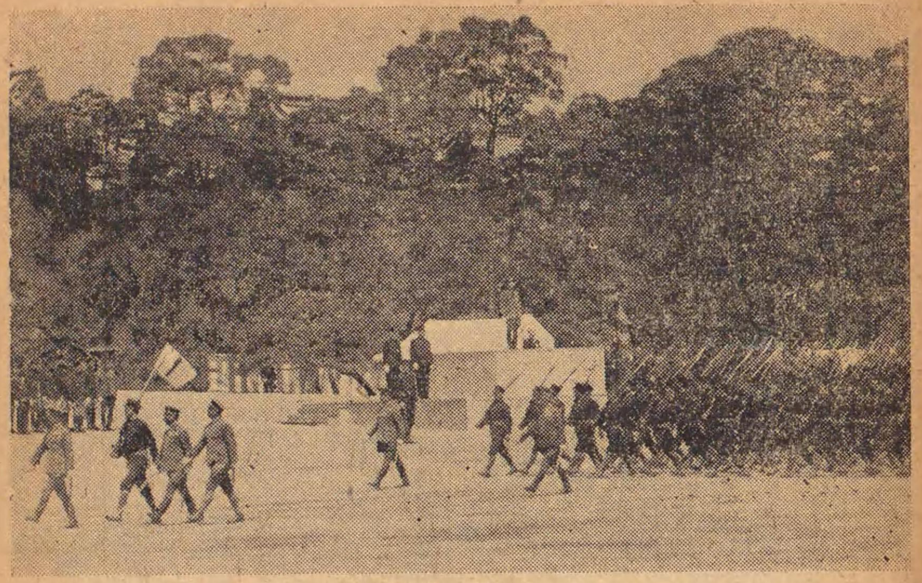

大元師陛下青少年學徒御親閲式

青少年學徒ニ賜ハリタル勅語

昭和十四年五月二十二日午前十時から「陸軍現役將校學校配屬令」の施行十五年を記念する全國學校教職員及び學生生徒の御親閲式が宮城前廣場で擧行せられた。

この日全國より集つた學生生徒代表三萬一千餘名、教職員代表四千五百餘名、無上の光榮に浴し、深き感激に呷んだ。式後、天皇陛下には荒木文部大臣を宮中に召され、畏くも青少年學徒に對して優渥なる勅語を賜はつた。

我が皇國が古今未曾有の時艱に際會して、今や國家の總力をあげて、東亞新秩序建設の歴史的大業に邁進しつつある時、青少年學徒は、この勅語を奉體し、聖旨に答へ奉るところがなければならぬ。

皇室御系圖

伊弉諾尊
伊弉冉尊
大山祇神
木花開耶姫尊（瓊瓊杵尊妃 彦火火出見尊母）
足名椎―奇稲田姫（素盞嗚尊妃）
天照大神
月讀命
素盞嗚尊―大國主命―事代主命
天忍穗耳尊―瓊瓊杵尊―彦火火出見尊―鸕鷀草葺不合尊
建御名方神
經津主命
五十鈴姫命（神武后）
五十鈴依姫命（綏靖后）
神武―綏靖―安寧―懿徳―孝昭―孝安―孝靈―孝元―開化―彦坐王―丹波道主命
吉備津彦命
武内宿禰
大彦命―武渟川別尊
五瀬命
稚武彦命
倭建命
仲哀―應神
仁徳
履中
反正
允恭
安康
雄略―清寧
顯宗
仁賢―武烈
繼體
安閑
宣化
欽明
敏達
（四代略）葛城王
舒明
用明―聖徳太子―山背大兄王
崇峻
推古（敏達皇后）（女帝）
皇極（女帝）
齊明（女帝）（皇極重祚）
天武
天智
持統（天武皇后 女帝）
元明（文武母 女帝）
文武
弘文
天武
豐城入彦命―御諸別王
豐鍬入姫命
垂仁
景行
成務
日本武尊
倭姫命（和氣氏祖）
神功皇后（仲哀皇后）
崇神
丹波道主命
（三代略）
開化
大彦命
孝元
（三代略）
安寧
綏靖
神武
五瀬命
鸕鷀草葺不合尊
彦火火出見尊（瓊瓊杵尊妃 木花開耶姫尊母）
瓊瓊杵尊
天忍穗耳尊
天照大神
素盞嗚尊
月讀命
伊弉諾尊
伊弉冉尊

後冷泉
後三條―白河―堀河―鳥羽―崇徳―重仁親王
後白河―二條―六條
近衛
以仁王
高倉
後鳥羽
順徳―仲恭
後堀河―四條
後嵯峨
後深草
龜山―後宇多
伏見
後伏見―量仁親王（光嚴院）
花園
豐仁親王（光明院）
後二條
後醍醐
守貞親王（後高倉院）
安徳
土御門
宗尊親王（鎌倉將軍）
惟康親王（鎌倉將軍）
久明親王―守邦親王（鎌倉將軍）
後宇多
後花園―後土御門―後柏原―後奈良―正親町―誠仁親王―後陽成
後光嚴院―後圓融院―後小松―稱光
崇光院―榮仁親王（伏見宮）―後景光院
貞常親王―（十五代略）
邦家親王（伏見宮）
守脩親王（梨本宮）
後桃園
後櫻町（女帝）
桃園
後西
後光明
明正（女帝）
後水尾
靈元
東山
中御門
櫻町
後村上
後龜山
長慶
成良親王
恒良親王
宗良親王
護良親王
後醍良親王
後龜良親王
好仁親王（有栖川宮祖）
（七代略）
孝仁親王
真仁親王（閑院宮祖）
典仁王（慶光院）
光格
仁孝
孝明
明治
大正
今上
親子內親王（秩父宮妃）
和宮內親王（孝明天皇后）
成子內親王（順宮）
厚子內親王（順宮）
明仁親王（皇太子殿下）
正仁親王（常陸宮）
貴子內親王（清宮）
聰子內親王（賀久邇宮朝融王妃）
允子內親王（朝香宮妃）
房子內親王（北白川宮妃）
宣仁親王（高松宮）
崇仁親王（三笠宮）
雍仁親王（秩父宮）
盛子內親王（竹田宮妃）
光仁―桓武
平城
嵯峨
仁明
文德
清和
陽成
貞純親王（源氏祖）
源義嘉
源融（嵯峨源氏祖）
光孝
宇多
敦實親王（宇多源氏祖）
醍醐
朱雀
村上
冷泉
三條
後一條
後朱雀
具平親王（村上源氏祖）
葛原親王（平氏祖）
高見王―平高望
仲野親王
桓武
光仁
草壁皇子
元正（女帝）
文武
聖武
孝謙（女帝）
稱德（女帝）
舍人親王―淳仁

内外對照年表

伊弉諾尊・伊弉冉尊大八洲を創造し給ふ。
天照大神、萬民に耕作・養蠶の法を教へたまふ。
天照大神天の岩屋にかくれ給ふ。
岩戸神樂を奏するとき、八坂瓊曲玉・八咫鏡がつくられた。
素戔嗚尊が出雲の簸川上流で、大蛇を退治するとき得られた天叢雲劍を天照大神に御獻上になられた。これにて三種の神器揃へり。
大國主命は、長子事代主命と相談の上、出雲の領地を天照大神に奉り、杵築宮に退かれた。之は現在の出雲大社である。
天孫瓊々杵尊三種の神器を奉じて、日向高千穗峰にくだり給ふ。

西曆紀元前四二四一年エジプト曆を始めてつくる。世界最古の確定時代である。
約六千年前エジプト文化起る。

皇紀	重要時項	西曆
二六二	希臘哲學者ソクラテス毒死	前三九九
二六九	孝安天皇（六）	
二六九	支那に孟子うまる。	前三七二
三四四	アレキサンドル大王印度に遠征す。	前三二七
三三三	希臘の哲人プラトン歿す。	前三四八
三三九	希臘の哲學者アリストテレス歿す。	前三三二
四四〇	孝靈天皇（七）	
	秦の始皇帝支那を統一し、萬里の長城をつくる。	前三二
四五五	孝元天皇（八）	
	漢の高祖元年、秦亡ぶ。	前二〇六
五〇二	開化天皇（九）	
五二五	ローマ人水時計を發明す。地中海一の都カルタゴ亡ぶ	前一五九 前一四六

皇紀	重要時項	西曆
前七	神武天皇御東征。	前六六七
前三	神武天皇難波に着き給ふ。	前六六三
前一	神武天皇大和地方御平定。	前六六一
元	神武天皇（一）	
	天皇即位の禮をあげ給ふ。	前六六〇
四	皇祖を鳥見山に祭り給ふ。	前六五七
三	天皇巡幸秋津洲と名づく。	前六三〇
十五	ユダヤ王國ほろぶ。	前五八六
十六	三月天皇崩ぜらる。	前五八五
	綏靖天皇（二）	
九六	印度に釋迦うまる。	前五五五
一〇	支那に孔子うまる。	前五五一
	安寧天皇（三）	
二	ペルシャ建國。	前五五〇
一五	老子歿す。	前五三三
	懿德天皇（四）	
一六	釋迦入寂（周の敬王卅五年）	前四八五
一八	孔子七十三歳を以て歿す。	前四七九

皇紀	重要時項	西曆
五九	崇神天皇（十）	
	三種の神器を大和の笠縫にまつりたまふ。	前九二
五三	四道將軍を派遣せられた。	前八八
五七	人口を調べ貢物を納めしむ	前八六
五八	諸國に勅して船を造らしむ	前八二
六一七	羅馬の英雄シーザー殺さる	前四四
六二五	諸國に池・溝を開かしむ。	前三五
六三四	垂仁天皇（十一）	
六三八	ローマ帝政時代はじまる。	前二七
六五六	野見宿禰・當麻蹶速角力す	前二三
六五七	天照大神を伊勢に遷し奉る	前五
六五七	キリスト生る。	前四
六五九	埴輪人形を以て殉死にかゆ	前二
六六一	西曆元年。	元
六九〇	キリスト磔殺さる。	三〇
七二七	佛教始めて支那にはいる。	六七
七三二	景行天皇（十二）	
七四七	天皇九州に下り熊襲御親征	八二
七四七	日本武尊、熊襲を討ち給ふ	九七
七七一	日本武尊、蝦夷を討ち給ふ	一二〇

皇紀	重要事項	西暦
七九五	成務天皇（十三） 山・川により國・縣を分つ	一三五
八三〇	ローマと支那との交通開く	一六〇
八五三	仲哀天皇（十四） 天皇は神功皇后と共に、熊襲御親征の爲穴門に行幸。	一九二
八六〇	神功皇后三韓を征し給ふ。	二〇〇
九四五	應神天皇（十五） 王仁來朝し、論語・千字文をたてまつる。	二六五
九四九	阿直岐、歸化す。	二六八
九五七	稚郎子皇子、高麗の書の無禮をとがめたまふ。	二九六
九六六	機織・裁縫の工女を支那にもとむ。	三〇六
九七二	仁德天皇（十六） 天皇都を難波に定め給ふ。	三一三
九七六	三年間租稅を免じたまふ。	三一六
一〇三二	朝鮮に佛教つたはる。	三七二

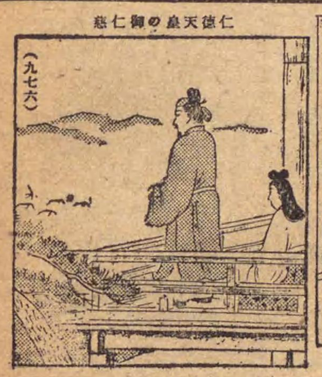

皇紀	重要事項	西暦
二三三	欽明天皇（二十九） 佛教始めて百濟より傳はる	五五二
二三一	毀達天皇（三十） マホメット教祖うまる。	五七一
二三五	用明天皇（三十一） 物部守屋、佛像を難波の堀江に投ず。	五八五
二三七	蘇我家、物部家を滅ぼす。	五八七
二四九	崇峻天皇（三十二） 隋文帝、支那を統一す。	五八九
二五三	推古天皇（三十三） 聖德太子攝政とならせらる	五九三
二六四	太子四天王寺を建立し給ふ	六〇四
二六七	太子十七條憲法を定め給ふ この時始めて曆を使用す。 太子小野妹子を、隋につかはし給ふ。この年法隆寺を建立し給ふ。	六〇七

	履中天皇（十七）	
	反正天皇（十八）	
	允恭天皇（十九）	
	安康天皇（二十）	
四六三	雄略天皇（二十一） 織工、陶工、畫工等百濟より來る。	一一三
四六五	豐受大神を伊勢に祀らる。	一二六
	清寧天皇（二十二）	
	顯宗天皇（二十三）	
	仁賢天皇（二十四）	
	武烈天皇（二十五）	
	繼體天皇（二十六）	
	安閑天皇（二十七） 宣化天皇（二十八）	
五三七	任那を助け、新羅を討つ。	一二九

四六八	日本と支那との國交始まる 隋の國亡び、唐おこる。	六一八
	舒明天皇（三十四）	
	皇極天皇（三十五）	
	孝德天皇（三十六） 我國始めて年號を大化とす	六四五
四六九	蘇我父子誅せらる。 大化新政の詔を發し給ふ。	六四六
	齊明天皇（三十七）	
	阿部比羅夫三度蝦夷を討つ	六六〇
	天智天皇（三十八） 天皇、都を近江に定め給ふ	六六七
	六月十日水時計を用ひ給ふ	六七一
	大海人皇子兵を吉野にあぐ	六七二
	弘文天皇（三十九）	
	天武天皇（四十）	
	持統天皇（四十一）	

皇紀	重要事項	西暦
一三六一	文武天皇（四十一） 大寶律令發布せらる。（元年）	七〇一
一三六八 一三七〇 一三七三	元明天皇（四十三） 和銅元年始めて銅錢を鑄る 和銅二年奈良に遷都せらる 太安麿の古事記成る。（五年）	七〇八 七一〇 七一三
一三七四	元正天皇（四十四） 舍人親王の日本書記成る。	七二〇
一四〇一 一四〇四 一四〇七	聖武天皇（四十五） 國毎に國分寺建立さる。 天皇都を難波に遷させ給ふ 天平十九年東大寺大佛鑄造	七四一 七四四 七四七
一四一二	孝謙天皇（四十六） 大佛開眼供養を行ふ。	七五二
一四一七	淳仁天皇（四十七）	
一四一九	稱德天皇（四十八） 和氣清麻呂道鏡をこらしむ	七六九

巨勢金岡弘人の像を描く

佛大の眞空

皇紀	重要事項	西暦
	陽成天皇（五十七）	
一五四八	光孝天皇（五十八） 巨勢金岡、紫宸殿の障子に支那聖人の像を描く。	八八八
一五五四	宇多天皇（五十九） 天皇、遣唐使の派遣を止む	八九四
一五五九 一五六一 一五六五 一五六一	醍醐天皇（六十） 藤原時平、左大臣となる。 菅原道眞、右大臣となる。 道眞、太宰府にうつさる。 紀貫之、「古今集」を奉る。 空海に弘法大師の諡を賜ふ	八九九 九〇一 九〇五 九一二
一六〇〇 一六〇一	朱雀天皇（六十一） 平貞盛等、平將門を誅す。 源經基等、藤原純友を誅す。	九四〇 九四一
一六一〇	村上天皇（六十二） 宋の大祖、卽位す。	九六〇

一四三〇	光仁天皇（四十九） 道鏡おゝされ、清麻呂召還。	七七〇
一四四八 一四五四 一四五七 一四六四 一四六五	桓武天皇（五十） 最澄比叡山に延暦寺建立。 天皇都を京都に定め給ふ。 坂上田村麻呂、蝦夷を討つ。 最澄、空海唐にわたる。 最澄歸朝、天台宗を傳ふ。	七八八 七九四 七九七 八〇四 八〇五
一四六六 一四七六	平城天皇（五十一） 空海歸朝、眞言宗を傳ふ。 磐梯山破裂し猪苗代湖生ず	八〇六
一四七六 一四七九 一四八一	嵯峨天皇（五十二） 空海、金剛峰寺をひらく。	八一六
一四八四	淳和天皇（五十三）	
一四八七	仁明天皇（五十四）	
一四九一	文德天皇（五十五）	
一四九六 一五〇六	清和天皇（五十六） 最澄に傳教大師の諡を賜ふ	八六六

天慶の亂（一五九九）

坂上田村麿の蝦夷（一五七七）

和氣清麿宇佐八幡に詣づ（九二四）

	冷泉天皇（六十三）	
	圓融天皇（六十四）	
	花山天皇（六十五）	
	一條天皇（六十六）	
	三條天皇（六十七）	
一六七七 一六八二 一六九一	後一條天皇（六十八） 藤原道長、太政大臣となる。 藤原道長、法成寺を建つ。 源賴信、平忠常の亂を平ぐ	一〇一七 一〇二三 一〇三一
	後朱雀天皇（六十九）	
一七一三 一七二二 一七二九	後冷泉天皇（七十） 藤原賴通、平等院に鳳凰堂を建立す。 前九年役終る。 後三條天皇（七十一） 天皇、記錄所を置き、莊園をとりしらべさせ給ふ。之より藤原氏の勢力衰ふ。	一〇五三 一〇六二 一〇六九

皇紀	重要事項・西暦	
	白河天皇　七十二	
一七七	堀河天皇（七十三） 白河上皇・院中にて政を聽きたまふ、院政の始なり。 後三年役終る。	一〇七
	鳥羽天皇（七十四）	
一七九	崇德天皇（七十五） 平忠盛、南海の賊を討つ。	一一三九
	近衞天皇（七十六）	
一八六	後白河天皇（七十七） 保元の亂起る。（保元元年）	一一五六
一八九	二條天皇（七十八） 平治の亂起る。（平治元年）	一一五九
一八九	六條天皇（七十九） 平清盛太政大臣となる。	一一六七
	高倉天皇（八十） 法然上人、淨土宗を開く。	一一七五

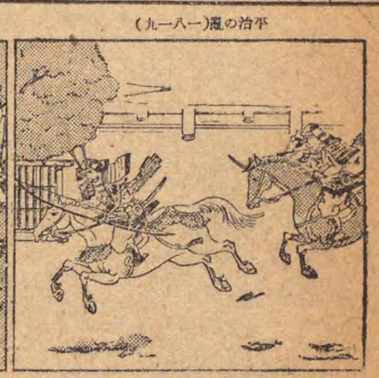

源實朝殺さる（一八七九）

皇紀	重要事項・西暦	
一八四	後堀河天皇　八十六） 親鸞、淨土眞宗を開く。	一二三四
一八七	道元、宋より歸朝し曹洞宗を傳ふ。	一二二七
一八九二	安貞元年） 北條泰時、貞永式目を定む。	一二六二
	四條天皇　（八十七）	
	後嵯峨天皇（八十八）	
一九三	後深草天皇（八十九） 日蓮、法華宗を開く。	一二五三
	龜山天皇　（九　十）	
一九八	蒙古の使來る（文永五年）	一二六八
一九三四	後宇多天皇（九十一） 文永の役（文永十一年）	一二七四
一九三五	マルコポーロ元に來る。	一二七五
一九四一	弘安の役（弘安四年）	一二八一
	伏見天皇　（九十二）	
一九五一	龜山上皇、南禪寺御創建。	一二九一

	安德天皇　（八十一）	
一八四〇	源頼政、宇治平等院に戰死。	一一八〇
一八四三	源義仲、京に入る。	一一八三
一八四五	平氏一門都落、壽永二年） 屋島の戰、平氏遂に亡ぶ。	一一八五
	後鳥羽天皇（八十二）	
一八五一	榮西、歸朝して臨濟宗を傳ふ	一一九一
一八五二	源頼朝征夷大將軍に任ず。	一一九二
一八五三	頼朝、鎌倉幕府を開く。	一一九三
一八五三	曾我兄弟、父の仇を討つ。	一一九三
	土御門天皇（八十三）	
一八六三	源實朝、將軍となる。	一二〇三
一八六四	ラテン帝國建設さる。	一二〇四
一八六六	蒙古のテムジン、卽位してジンギスカンと稱す。	一二〇六
一八七一	順德天皇（八十四） 源實朝殺され、源氏亡ぶ。	一二一九
一八七九	仲恭天皇（八十五） 承久の亂起る。	一二二一

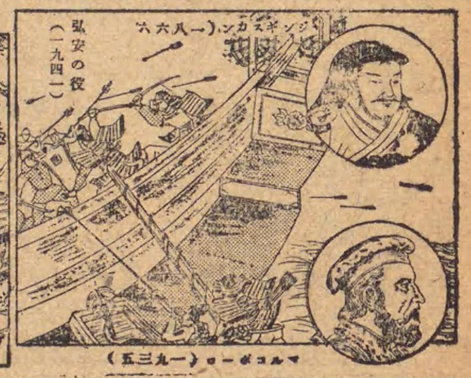

	後伏見天皇（九十三）	
	後二條天皇（九十四）	
	花園天皇　（九十五）	
一九八四	後醍醐天皇（九十六） 正中の變（正中元年）	一三二四
一九九一	元弘の變（元弘元年）	一三三一
一九三	楠木正成、義兵を擧ぐ。 足利尊氏、六波羅を滅す。	一三三三
一九三三	北條氏一門亡ぶ。	一三三三
一九四	天皇御親政、建武中興成る	一三三四
一九五	足利尊氏、鎌倉に反す。	一三三五
一九六	湊川の戰に楠木正成戰死、	一三三六
一九八	天皇、吉野に行幸（延元元年） 北畠顯家、石津に戰死す。 新田義貞、藤島に戰死す。	一三三八
一九九	後村上天皇（九十七） 北畠親房神皇正統記を著す	一三三九
二〇〇八	楠木正行戰死す（正平三年）	一三五八
二〇一九	筑後川の戰（正平十四年）	一三五九

皇紀	重要事項	西暦
	長慶天皇（九十八）	
二〇五二	後龜山天皇（九十九） 後龜山天皇、京都に還幸し神器を後小松天皇に賜ふ。 李成桂朝鮮を建國す。	一三九二
二〇五七	後小松天皇（百） 足利義滿、金閣寺を建つ。	一三九七
二〇六一	義滿、明と交通す。	一四〇一
二〇七九	稱光天皇（百一） 足利義持、明と好を絶つ。	一四一九
二〇九二	後花園天皇（百二） 義教再び明と好を修む。	一四三三
二〇九九	永享の亂、關東管領亡ぶ。	一四三九
二一〇一	義教、赤松滿祐に害せらる	一四四一
二一一〇	獨人グーテンベルヒ印刷機を發明、聖書を印刷す。	一四五〇
二一一七	太田道灌、江戸城を築く。	一四五七

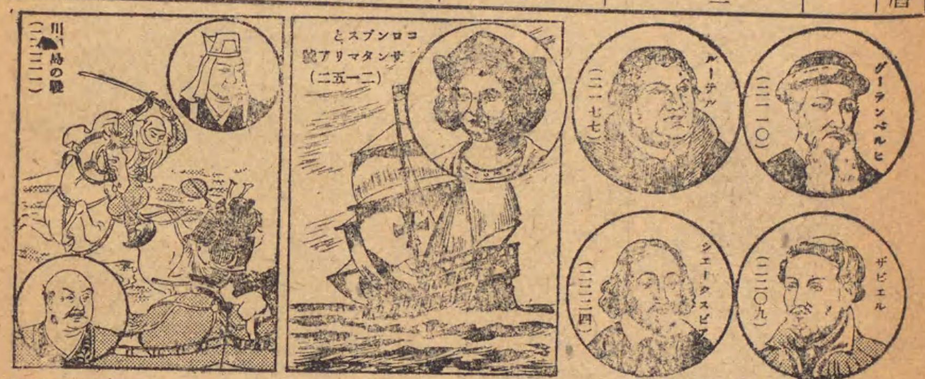

皇紀	重要事項	西暦
二一二四	文豪シエークスピヤ生る。	一五六四
二一二七	信長御料地回復の勅を拜す	一五六七
二一二八	信長、足利義昭を奉じ入京	一五六八
二一三〇	姉川の戰起る。（元龜元年） 織田信長皇居を修理し奉る	一五七〇
二一三二	三方原の戰起る（元龜三年）	一五七二
二一三三	將軍義昭逐はれ、足利亡ぶ	一五七三
二一三五	長篠の戰起る（天正三年）	一五七五
二一三六	信長、安土城を築く。	一五七六
二一三二	本能寺の變起る。	一五八二
	山崎の合戰起る。	
	勝頼敗れ、武田氏亡ぶ。	
	大友・大村・有馬の諸侯、使をローマに遣す。	
二一四三	コザック兵シベリヤ遠征。	一五八三
	賤ヶ嶽の戰起る。	
	豐臣秀吉、大阪城を築く。	
二一四四	小牧・長久手の戰起る。	一五八四
二一四五	秀吉四國を平げ關白となる	一五八五
	秀吉、北陸を定む。	
	百廿四年目內宮遷宮行はる	

二一二七	後土御門天皇（百三） 應仁の亂起る 應仁元年）	一四六七
二一二七	應仁の亂やむ（文明九年）	一四七七
二一四三	足利義政、銀閣を建つ。	一四八三
二一五三	コロンブス新大陸發見す。	一四九二
二一五五	北條早雲、小田原城に據る	一四九五
	後柏原天皇（百四）	
二一七	ルーテル、宗教改革を唱ふ。	一五一七
二一四	北條氏綱、江戸城をとる。	一五二四
	後奈良天皇（百五）	
二一九四	ポルトガル人始めて來朝す	一五三四
二一〇三	小銃始めて種ヶ島に傳ふる	一五四三
二一〇六	川越の戰（天文十五年）	一五四六
二一〇九	ザビエル、鹿兒島に來り、天主教を傳ふ（天文十八年）	一五四九
二一二五	嚴島の戰（弘治元年）	一五五五
	正親町天皇（百六）	
二一三〇	桶狹間の戰（永祿二年）	一五六〇
二一三一	川中島の戰（永祿四年）	一五六二

皇紀	重要事項	西暦
二一四七	後陽成天皇（百七） 秀吉、九州を平定す。	一五八七
二一四八	秀吉、天主教を禁止す。	一五八八
	スペイン無敵艦隊全滅す。	
	天皇、聚樂第に行幸さる。	
二一五〇	豐臣秀吉、全國を平定す。	一五九〇
	蘭人ヤーンゼン顯微鏡發明	
二一五一	秀吉書をフイリピンに送る	一五九一
二一五二	秀吉朝鮮に兵を出す。	一五九二
二一五三	秀吉臺灣に書をおくる。	一五九三
	小笠原賴貞無人島を發見。	
二一五六	秀吉明の使を大阪に召す。	一五九六
二一五七	秀吉再び朝鮮に出兵す。	一五九七
二一五八	秀吉、伏見城に薨ず。	一五九八
二一六〇	オランダ商船漂着す。	一六〇〇
	關ヶ原の戰起る（慶長五年）	
	英國東印度會社設立さる。	
二一六三	德川家康征夷大將軍に任ず	一六〇三
二一六四	江戸日本橋架設せらる。	一六〇四
二一六五	山田長政、シヤムに入る。	一六〇五
二一六九	朝鮮との國交回復す。 家康オランダ人に通商許可	一六〇九

皇紀	重要事項	西暦
	後水尾天皇（百八）	
二三三	家康、英人に通商を許す。	一六一三
二三七	伊達政宗、支倉常長をイスパニヤ及ローマに派遣す。	一六一四
二三七	大阪冬の陣（慶長十九年）	一六一四
二三五	大阪夏の陣（豊臣氏亡ぶ）	一六一五
	禁中並公家諸法度・武家諸法度をさだむ（元和元年）	
	獨逸にて定期新聞發行。	
二三七六	徳川家康薨ず。	一六一六
二三七八	英國にて蒸氣機關發明。	一六一八
二三八〇	將軍秀忠の女和子、後水尾天皇の女御とならせ給ふ。	一六二〇
二三八三	將軍秀忠隱居し、子の家光征夷大將軍に任ぜらる。	一六二三
二三八四	後水尾天皇の女御和子（後の東福門院の院號下賜）中宮とならせ給ふ（寛永元年）	一六二四
二三八六	シャムにある山田長政、人に託して、戰艦圖を駿河の淺間神社に奉納す。	一六二六

皇紀	重要事項	西暦
	靈元天皇（百十二）	
二三三三	殉死の習を禁止す。	一六六三
二三三四	大阪・京都・江戸三都の定飛脚を始めて設く。	一六六四
二三三六	山鹿素行、赤穂に配せらる	一六六六
二三三一	河村瑞軒、陸奥江戸間、出羽江戸間の海運をはじむ。	一六七一
二三三四	畫家狩野探幽歿す。	一六七四
二三三六	長崎代官の末次平藏親子、密貿易により隱岐に流さる	一六七六
二三四一	將軍徳川綱吉、自ら越後高田松平家の騒動を裁決す。	一六八一
	東山天皇（百十三）	

二三八八	濱田彌兵衛、臺灣にわたりオランダ人の暴行をこらす	一六二八
二三九九	僧澤庵、紫衣事件により出羽にながさる。（寛永六年）	一六二九
	將軍踏繪の令を發す。	
二三九〇	家光、洋書の輸入を禁ず。	一六三〇
二三九五	家光參勤交代の制を定む。イギリスにて、郵便法を始めて設く。（寛永十一年）	一六三五
二三九六	家光、國民の海外渡航禁止	一六三六
	太祖、國號を大清と改む。	
二三九七	島原の亂起り、翌年平ぐ。	一六三七
二三九九	オランダ人・支那人以外の外人渡來を禁止。（鎖國令）	一六三九
	後光明天皇（百十）	
二四〇四	異國船長崎を侵し、我が國之を擊退す（正保元年）	一六四四
二四一	由井正雪、丸橋忠彌の謀反あばかる。（慶安四年）	一六五一
	徳川家光薨ず。	

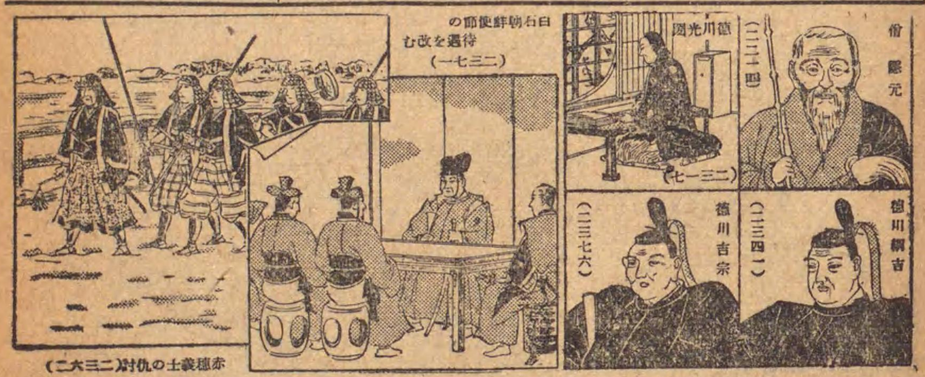

	明正天皇（百九）	
二四七	綱吉生類憐みの令を發す	一六八七
	河村瑞軒、淀川疏水の功を賞せらる。（貞享四年）	
二四八	綱吉湯島に孔子の廟を建つ	一六九〇
二四九	光圀淀川に正成の碑を建つ	一六九二
二四七	僧源空に圓光大師の諡賜ふ	一六九七
二五一	淺野長矩、吉良吉央を傷く	一七〇一
二五二	赤穂義士、主人の仇を討つ	一七〇二
	中御門天皇（百十四）	
二五七	富士山噴火し寶永山出現。	一七〇七
二五九	白石御出家の習につき進言	一七〇九
二六〇	新に閑院宮家をたて給ふ。	一七一〇
二六一	白石朝鮮使節の待遇を改む	一七一一
二六五	白石外國貿易額を制限す。	一七一五
二六六	徳川吉宗將軍職をつぐ。	一七一六
二六七	大函越前守の江戸町奉行。	一七一七
二六八〇	吉宗、洋書の禁をゆるむ。	一七二〇
二六八二	吉宗養生所を江戸に置く。同年儉約の命を布告す。	一七二二
二六七	甘蔗の栽培をはじむ。	一七二七
二六九二	吉宗目安箱投書の制を定む	一七三三

皇紀	重要事項	西暦
二四〇〇	櫻町天皇（百十五） 新嘗祭を復興せさせ給ふ。	一七四〇
二四〇三	徳川吉宗、御定書百ヶ條を定めて裁判の標準を示す。	一七四三
二四〇四	甘蔗の栽培と、砂糖の製法を講ぜしむ。（延享元年）	一七四四
二四一〇	桃園天皇（百十六） 農民の強訴を禁ず。	一七五〇
二四一八	寶暦事件、竹内式部捕はる	一七五八
二四一九	竹内式部、京都を追放さる	一七五九
二七一七	後櫻町天皇（百十七） 明和事件、山縣式部斬られ	一七六七
二四三〇	竹内式部、八丈島に流さる 平賀源内、長崎に於て發電氣を造り、又石綿を以て防火布をつくる。	一七七〇
二四三四	後桃園天皇（百十八） 解體新書の飜譯成る。	一七七四
二四三六	アメリカ合衆國獨立宣言。	一七七六

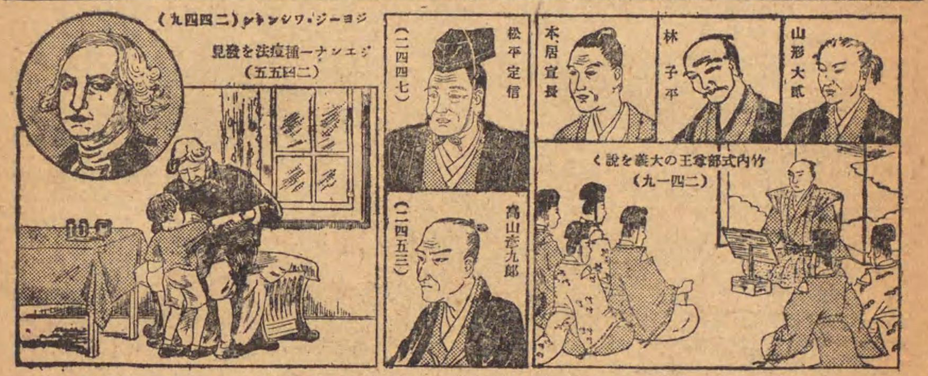

皇紀	重要事項	西暦
二四六六	ロシヤ人、樺太を荒す。	一八〇六
二四六七	米人フルトン氣船をつくる	一八〇七
二四六八	間宮林藏樺太を探檢す。	一八〇八
	英國の軍艦長崎を騒がす。	
二四七二	蒲生君平、山陵志を著す。	一八一二
	ナポレオン、モスコー遠征	
二四七四	伊能忠敬、日本の沿岸を實測し、全圖を完成す。	一八一四
	ナポレオン、エルバ島追放	
二四七五	スチブンソン汽車を發明す ワーテルローの戰起る。	一八一五
	ナポレオン、セントヘレナ島に流さる。	
二四八一	仁孝天皇（百二十）	
	ナポレオン大帝歿す。	一八二一
二四八三	狂歌師蜀山人（南畝）歿す。	一八二三
	獨人シーボルト長崎に來る	
二四八五	ブラジル國獨立す。	一八二五
	佛人ダゲール寫眞術を發明	
	幕府、外國船打拂令を下す	

皇紀	重要事項	西暦
二四七七	光格天皇（百十九）	
二四七八	松平定信、老中となる。	一七八七
二四八八	京都に大火起り皇居炎上し	一七八八
	定信、御造營し奉る。	
二四九九	ワシントン大統領となる。	一七九九
	フランスに大革命おこる。	
二五〇三	林子平罰せらる。	一八〇二
	ロシヤの使節根室に來る。	
二五〇五	フランス共和制となる。	一八〇四
二五〇五	定信、伊豆相模の海岸巡視	一八〇三
	高山彦九郎、自刄す。	
	塙保己一和學講談所を設く	
二五〇五	ジェンナー種痘法を發明す	一八〇五
二五〇八	近藤重藏、蝦夷地を探檢す	一八〇八
	本居宣長古事記傳を完成す	
二五一〇	伊能忠敬、蝦夷地の海岸を測量す。	一八一〇
二五一四	ナポレオン佛國皇帝となる	一八一四
	ロシヤの使節長崎に來る。	
	トラファルガーの大海戰、	
	ネルソン戰死す。	
二五一五	浮世繪師喜多川歌麿歿す。	一八一五

皇紀	重要事項	西暦
二四八六	頼山陽の日本外史完成す。	一八二六
二四八七	音樂家ベートベン歿す。	一八二七
二四八八	音樂家シューベルト歿す。	一八二八
二四八九	大阪の川口をさらひ、天保山を築く。（文政十二年）	一八二九
二四九二	賴山陽歿す。（天保三年）	一八三二
二四九六	德川齊昭、常陸の助川に砲臺を築く。（天保七年）	一八三六
二四九七	大鹽平八郎亂を大阪に起す	一八三七
	英國ヴイトリヤ女王卽位	
	モールス電信機を發明す。	
二四九八	汽船始めて太平洋を横斷す	一八三八
	水野忠邦、勤儉令を布く。	
二四九九	渡邊崋山、高野長英の兩人開港論をとなへ罰せらる。	一八三九
二五〇〇	阿片戰爭はじまる。	一八四〇
二五〇一	高島四郎大夫、武藏野に洋式練兵をおこなふ。	一八四一
	渡邊　山自刄す。	
	幕府外國船打拂の令を緩む	
	南京條約により、香港は英國の領有となる（天保十三年）	
二五〇二		一八四二

皇紀	重要事項	西暦
	孝明天皇(百二十一)	
二五〇六	英佛艦琉球に、米艦浦賀に來り、交易を求めしも不許	一八四六
二五〇八	佐久間象山、洋式野戰砲をつくる。	一八四八
	小說家曲亭馬琴歿す。	
二五〇九	オランダ人始めて牛痘を傳ふ	一八四九
二五一一	和氣清麿に、護王大明神の神號をたまふ。(嘉永四年)	一八五一
二五一二	明治大帝御降誕あそばさる	一八五二
二五一三	米提督ペリー浦賀に來る。	一八五三
二五一四	米提督ペリー再び來る。	一八五四
	徳川幕府、アメリカ合衆國と和親條約をむすぶ。	
	日章旗を日本國惣船の印とさだむ。(安政元年)	
二五一五	江戸に大地震おこり、藤田東湖壓死す。(安政二年)	一八五五
二五一六	合衆國の總領事ハリス來る	一八五六
二五一八	井伊直弼、大老となる。	一八五八
	幕府米國と通商條約を締結	

皇紀	重要事項	西暦
	明治天皇(百二十二)	
二五二七	明治天皇、御踐祚遊ばさる	一八六七
	徳川慶喜、大政を奉還す。	
	王政復古の大號令發せらる	
二五二八	鳥羽・伏見の戰おこる。	一八六八
	官軍彰義隊を上野に破る。	
	江戸を東京と改稱せらる。	
	五箇條御誓文を宣示し給ふ	
	一世一元の制をたてたまふ	
	白虎隊、討死切腹す。	
二五二九	薩・長・土・肥の四藩主、土地人民の奉還を奏請す。	一八六九
	東京を帝都とさだめたまふ	
	スエズ運河開通せらる。	
二五三一	藩を廢し、縣を置き給ふ。	一八七一
	岩倉具視等を歐米に派遣す	
二五三二	學制頒布。(明治五年)	一八七二
	京濱間に鐵道始めて開通す	
	徴兵の令を制定し給ふ。	
	太陽暦を用ひ、十二月三日を明治六年一月一日とす。	

皇紀	重要事項	西暦
二五二〇	將軍徳川家定薨じ、家茂將軍職をつぐ。(安政五年)	一八五八
二五二一	ロシヤ黒龍江北部を占領す	一八五九
二五二二	櫻田の變、井伊大老暗殺。	一八六〇
二五二三	アメリカ南北戰爭起る。	一八六一
	攘夷御催促の勅使江戸下り	
	横濱に生麥事件おこる。	
二五二三	天皇、賀茂社に行幸せらる	一八六三
	天皇石清水八幡に行幸。	
	天皇攘夷の期限を定めらる	
	長州藩、外國船を砲撃す。	
	薩摩藩、英艦と砲火を交ふ	
	七郷都落。(文久三年)	
	リンカーンの奴隷解放令。	
二五二四	蛤御門の變。(元治元年)	一八六四
	第一回長州征伐行はる。	
	英米佛蘭の四國艦隊下關の砲臺を砲撃す。	
	萬國赤十字開始せらる。	
二五二五	高杉晉作、兵を擧ぐ。	一八六五
二五二六	徳川慶喜、將軍となる。	一八六六
	孝明天皇崩御あそばさる。	

皇紀	重要事項	西暦
二五三三	神武天皇即位の年を紀元と定め給ふ。(明治五年)	一八七三
二五三四	西郷隆盛等の征韓論破裂す	一八七四
	江藤新平の佐賀の亂。	
	臺灣の生蕃を討伐す。	
二五三五	千島樺太の交換條約成る。	一八七五
	最初の地方官會議ひらかる	
二五三六	朝鮮との修交條約成立す。	一八七六
	熊本、福岡、萩に亂おこる。	
	親鸞に見眞大師の諡を賜ふ	
二五三七	西南の役。(明治十年)	一八七七
	米人グラハム電話機實用化	
二五三九	最初の府縣會ひらかる。	一八七九
	琉球を沖繩縣とす。	
	エヂソン白熱電燈を發明す	
二五四〇	教育令を制定せらる。	一八八〇
二五四一	國會[redacted]に關する勅諭下賜	一八八一
	獨人シーメンス電車を發明	
二五四二	軍人に五ヶ條の勅諭御下賜	一八八二
	朝鮮[redacted]の變。(明治十五年)	
	日本銀行開業す。	
二五四五	天津條約締結。(明治十八年)	一八八五

皇紀	重要事項	西暦
	明治天皇（續）	
二五四六	赤十字條約に加盟す。	一八八六
二五四七	始めて東京に電燈を點ず。	一八八七
二五四八	市制、町村制を公布せらる	一八八八
二五四九	皇室典範を宣示し給ふ。	一八八九
二五五〇	帝國憲法を發布し給ふ。 教育勅語を下賜し給ふ。	一八九〇
二五五一	第一回帝國議會ひらかる。 ロシヤ皇太子來朝せらる。 その時大津事件おこる。	一八九一
二五五四	エヂソン活動寫眞機を發明 英國との條約改正成立す。	一八九四
二五五五	日清戰役の火蓋をきる。 清國との講和條約成立す。 獨佛露の三國干渉し來る。 遂に遼東半島を還付す。 エックス光線發明完成さる	一八九五
二五五七	マルコニー無線電信を發明	一八九七
二五五八	米西戰爭起る。 米國ハワイ、フィリピン併合 佛人キュリー、ラヂウム發見	一八九八

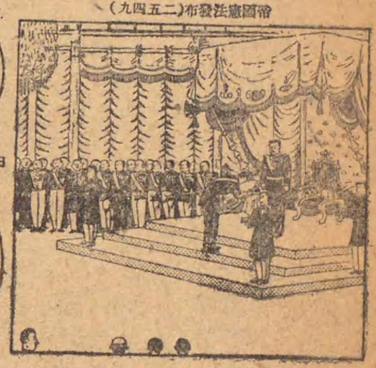
帝國憲法發布（二五四九）

韓國併合（二五七〇）

日清戰役始まる（二五四四）

日露戰爭始まる（二五六四）

皇紀	重要事項	西暦
二五七二	大正天皇（百二十三） 大正天皇御踐祚し給ふ。 明治大帝の御大葬の御儀とり行はせらる。 陸軍大將乃木希典殉死す。 清朝亡び宣統皇帝（後の滿洲帝國皇帝）御退位あらせられ、中華民國となる。 袁世凱大統領に就任す。	一九一二
二五七四	昭憲皇太后崩御遊ばさる。 第一次歐洲世界大戰起る。（大正三年） 日獨開戰。	一九一四
二五七五	パナマ運河開通せらる。 大正四年十一月十日、大正天皇御卽位の大禮御擧行。	一九一五
二五七七	ロシヤに革命おこり、ロマノフ家倒さる。	一九一七
二五七八	ドイツに革命おこり、カイゼル皇帝の地位を退く。 世界大戰五年目に終了す。 ロシヤ廢帝銃殺さる。	一九一八

韓國併合（二五七〇）

日清戰役始まる（二五四四）

日露戰爭始まる（二五六四）

皇紀	重要事項	西暦
二五七九	改正條約實施せらる。	一八九九
二五八〇	北淸事件起り、各國聯合軍北京を陷る。（明治卅二年）	一九〇〇
二五八一	明治三十四年四月二十九日今上天皇御降誕あそばさるシベリヤ鐵道、ウラヂボストックまで開通す。	一九〇一
二五八三	日本と英國との同盟成立。 米人ライト飛行機を完成す	一九〇二
二五八四	日露戰爭開始さる。	一九〇四
二五八五	ポーツマスにて和約成立。	一九〇五
二五八六	鐵道國有法公布せらる。	一九〇六
二五八八	戊申詔書を發布せらる。	一九〇八
二五八九	伊藤博文公、滿洲視察中ハルビンにて暗殺せらる。 米人ペアリー北極に到達す	一九〇九
二五九〇	韓國併合條約成立す。	一九一〇
二五九一	支那に革命おこり、遜遜仙大統領に當選す。 アムンゼン南極に到達す。 明治大帝、國民惜涙のうちに崩御あそばさる。	一九一一

ムッソリーニ（二五八二）

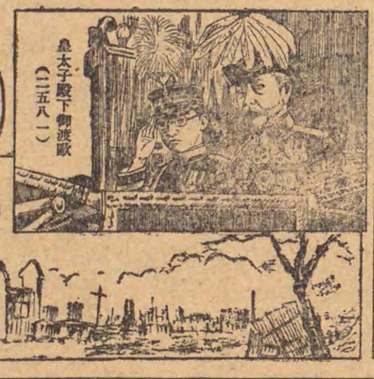
關東大震災起る（二五八三）

カイゼル（二五七八）

ルーズベルト（二五六五）

世界大戰の端緒（二五七四）

皇紀	重要事項	西暦
二五九二	平和條約締結せらる。 國際聯盟規約成立せらる。	一九一九
二五九〇	第一回國勢調査實施さる。	一九二〇
二五九一	皇太子殿下、歐洲へ御巡遊あらせ給ふ。 ワシントン平和會議開始せられ、翌年條約成立す。	一九二一
二五九二	皇太子殿下、攝政に御就任あそばされ給ふ。 日蓮に立正大師の諡を賜ふ	一九二二
二五九三	大隈重信、山縣有明薨ず。 ムッソリーニ、フアシスト內閣を組織す。	一九二三
二五九四	大正十二年九月一日、關東地方に大震火災おこる。 精神作興に關する詔書を發布し給ふ。	一九二四
二五九五	皇太子殿下御成婚遊ばさる 日本と露國間に條約成立す 普通選擧法を公布せらる。 JOAKラヂオ放送を開始 大正天皇崩御あそばさる。	一九二五

皇太子殿下御渡歐（二五八一）

ムッソリーニ（二五八二）

關東大震災起る（二五八三）

皇紀	重要事項	西暦
二五八六	十二月二十五日、今上天皇（百二十四）御踐祚、昭和と改元し給ふ。	一九二六
二五八七	二月先帝御大葬の御儀をとり行はせ給ふ。	一九二七
	日英米三國軍縮會議開催。	
	明治節を御制定遊ばさる。	
二五八八	今上天皇の御卽位の御大禮とり行はせ給ふ。	一九二八
	野口英世博士殉職す。	
二五八九	五月英國皇子御來朝。	一九二九
二五九〇	ロンドン海軍條約成立す。	一九三〇
二五九一	昭和六年九月滿洲事變起る	一九三一
二五九二	一月二十八日上海事變起る	一九三二
	日滿議定書調印せらる。	
	滿洲國の獨立を承認す。	
	國際聯盟リットン報告書を發表す。	
二五九三	五・一五事件起る。	一九三三
	三陸地方に大地震おこり、津浪に慘害を蒙る。	

皇紀	重要事項	西暦
二五九七	七月スペインに叛亂起る。	一九三七
	十二月英帝退位し、ヂョージ六世代つて卽位す。	
	秩父宮殿下、英帝戴冠式に御參列遊ばさる。	
	七月七日支那事變起る。	
	十二月南京陷落す。	
二五九八	「國民政府を相手にせず」と近衛首相聲明す。	一九三八
	ドイツ、墺國を併合す。	
	南京に維新政府成立す。	
	徐州、廣東、漢口を占領す	
	ズデーデン地方獨領となる	
	汪精衞重慶を脫出成功す。	
二五九九	平沼內閣、近衞內閣に代る	一九三九
	皇軍、海南島を占領す。	
	ドイツ、チエコを併合す。	
	靑少年に勅語を下賜せらる	
	日米通商條約廢棄通告來る	
	獨ソ不可侵條約成立せらる	
	阿部內閣、平沼內閣に代る	

	國際聯盟脫退を通告す。	
二五九四	十二月二十三日、皇太子殿下御誕生遊ばさる。	一九三四
	獨逸ヒットラー組閣す。	
	三月滿洲國帝政となる。	
	聖將東鄕元帥薨去せらる。	
	六月天皇陛下御名代として秩父宮殿下滿洲國へ赴る	
	ヒットラー總統に就任す。	
	九月京阪地方に颱風襲來し小學校に多數の死傷者あり	
	十二月丹那トンネル開通。	
二五九五	十二月ワシントン條約廢棄を、米國に通告す。	一九三五
	四月滿洲國皇帝陛下御來朝	
二五九六	ロンドン軍縮會議決裂し、	一九三六
	五・五・三の主力艦制限廢棄となる。	
	英帝ヂョージ五世崩御、エドワート八世卽位せらる。	
	二・二六事件起る。	
	帝都に戒嚴令布かる。	

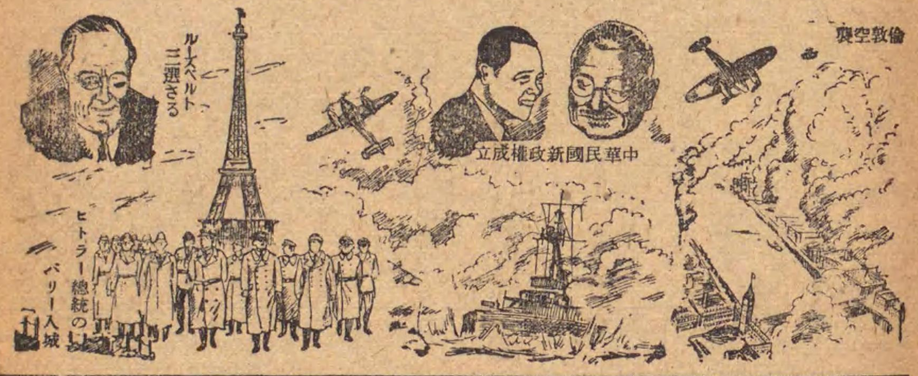

皇紀	重要事項	西暦
二六〇〇	英佛對獨戰線布告され、第二次世界大戰始まる。	一九四〇
	ポーランド、ソ獨に分割。	
	米內內閣、阿部內閣に代る。	
	紀元のよき日に紀元二千六百年大詔渙發せらる。	
	支那新政府南京に成立す。	
	ドイツ軍、ノルウエー・デンマークに侵入す。	
	ドイツ軍遂に、オランダ・ベルギー・ルクサンブールに侵入、ベルギー領を越えてフランスの土を踏む。	
	オランダ軍遂に降伏す。	
	ベルギー王も遂に降伏す。	
	イタリー軍愈々參戰す。	
	ドイツ軍パリーへ入城す。	
	獨佛休戰條約成立す。	
	近衞內閣、米內內閣に代る。	
	日獨伊三國同盟調印完了。	
	大政翼贊會創立せらる。	
	ルーズベルト三選せらる。	

皇紀	重要事項	西暦
二六〇〇	今上天皇（續） 二千六百年祝賀祭催さる 皇軍南支欽縣より撤退し 佛印に進駐す。 ハンガリヤ三國同盟加入 ルーマニヤ三國同盟加入 西園寺公薨去せらる。 スロバキヤ三國同盟加入 皇軍中支にて漢水作戰を 開始す。 泰・佛印兩國交戰す。 長谷川臺灣總督、野村駐 米大使親任式擧行。 汪精衞主席、蔣介石に對 し最後の忠告をなす。 汪精衞氏を國民政府主席 に正式に推戴す。 帝國議會開設五十年記念 式典擧行せらる。	一九四〇
二六〇一	日華基本條約締結さる。 日・滿・支三國共同聲明 を發表す。 ルーマニヤ滿洲國を承認 本多駐支大使親任式擧行 褚民誼氏、駐日支那大使 と決定。 ビルマルート功果橋連續 爆撃せらる。 大島駐獨大使親任式擧行 日佛印東京會談開始。 陸軍、全軍に「戰陣訓」 を傳達す。 泰・佛印兩國我が國の停 戰申入れを受諾す。 大角海軍大將塔乘機大破 ダルラン佛內閣成立す。 ブルガリヤ三國同盟加入 皇軍南支沿岸に一齊に敵 前上陸す。	一九四一
	泰・佛印國境紛爭解決。 松岡外相訪歐の壯途へ のぼる。 西尾大將凱旋す。 ユーゴスラビヤ國三國同 盟に加入。 三笠宮御婚約御決定。 獨軍、ギリシヤ・ユーゴ スラビヤ二國に進駐。 伏見軍令部總長御離任。 日ソ中立條約成立す。 松岡外相歸朝せらる。 英・イラク兩軍開戰す。 日・佛印新條約成立す。 スターリン、ソ聯首相に 就任す。 獨艦、英主力艦フッド號 撃沈。 英艦隊ビスマルク 號撃沈。 汪國民政府主席公式來 朝。 獨ソ戰爭勃發す。	

公民

立法機關

帝國議會

議會の組織

帝國議會は國會ともいひ、國の政を議するところで、貴族院・衆議院の二院制にして、二院一致の議決が帝國議會の議決となる。貴族院・衆議院の組織の詳細は後に述べる。

議會の權限

帝國議會は憲法上の協賛機關として、次の様な權限を與へられてゐる。

【立法に參與する權】 すべての法律の制定には、議會の同意を必要とする。又緊急勅令は、次の會期に於て議會の承諾を必要とする。憲法の改正についても同じ。

【財政に參與する權】 後述する如く、國家の歳入・歳出は毎年豫算を以て議會の同意を經なければならない。又勅令によつて財政上の緊急處分が行はれた時は、次の會期に於て議會の承諾を求めることが必要である。又議會は歳入・歳出の決算に對し、之を審査する。

各議院の權限

貴族院及び衆議院は、別々に次の權限を持つてゐる。

【上奏權】 各議院は勅語について奉答したり、國務大臣の罪狀をあばき訴へたり、その他の意見を文書に書いて上奏することが出來る。

【建議案】 各議院は法律・行政・財政その他の事項について、その意見を政府に建議することが出來る。

【法律案提出權】 各議院は議員の發議になる法律案をその院で議決し、之を他の院に提出することが出來る。

【請願受理權】 各議院は臣民から提出する請願書を受理し、その採用したものを政府に廻すことが出來る。

【内部組織權】 各議院は各々の内部に必要な色々の規則を定めることが出來る。

議員の權限

各議員は、その職務を執行する爲に次のやうな權限が與へられてゐる。

【質問權】 議員は政府の過去又は將來の施設に關して、議員三十人以上の贊成を經て、質問をなし、政府の返答を要求することが出來る。

【發議權】 議員は一定數以上の議員の贊成を得て、上奏案・建議案・法律案等の發議、又は原案修正・議事進行その他の動議を提出することが出來る。

【發言表決權】 議員は上程せられた議題に關し發言し表決する事が出來る。

議會の活動

【召集】 天皇の大權に屬し、毎年一回召集するを常例とし之を通常會といふ。之に對して臨時緊急の必要ある場合に召集される議會を臨時會といふ。又解散後には五ヶ月以内に新議會に召集されねばならぬ。臨時議會以外の召集の詔書は集會の期日を定め四十日前に發布される。

【議會の成立】召集の命を受けた議員は所定の時日に各院に參集、議員の部署を定め、衆議院では議長及び副議長のない場合之を選擧する。

【開會】兩院成立すると、天皇は日を定め兩議院を貴族院に集め、議會の開會を命ぜられる。これにより議會ははじめて議事を爲すことが出來る。

【會期】通常議會は三ヶ月、必要あれば勅命で延長される。臨時議會の會期はその時毎に勅命で定められる。

【停會】會期中必要ある場合（議會の反省を促す等）天皇は議會の働きの一時停止（十五日以內）を命ぜられる。

【休會】會期中又議院自ら會議を休むことがある（議案なき場合）。

【閉會】會期滿了によつて議會は議事を行ふ事が出來ない。その翌日貴族院に於て閉院式が行はれる。

【會期不繼續の規則】會期終了と同時に未だ兩院の議決を得ない一切の議案・建議案は總て議案として議會に引繼ぐ事が出來ない。

貴族院では議員中より勅任、任期七ヶ年、衆議院では正副各三人の候補者を選擧し、內各一人を勅任、任期は議員在任中。

【議長・副議長】貴族院

【議事の方法】三分の一以上の出席を定足數とし、出席議員の過半數を以て議決、可否同數の時は議長が決定、會議は公開するが政府の要求又は院の決議により秘密會ともなる。法律案は通常三讀會の順序を經て議決する。

議會の解散

衆議院議員の任期滿了前にその資格を失はしめることを解散といふ。

政府と衆議院と衡突し、政府が議會の意向を不當と認め、更に國民の所信を問ふことを決した場合、天皇は政府の奏上による解散を命ぜられる。又解散は政府と貴族院、貴族院と衆議院との間の衝突の際も行はれる。

立憲政治採用の由來

我が國は憲法を定めて國家統治の機關を「立法」「行政」「司法」に分けて、互に相侵さぬやうにし、國民を立法に與らせる政體で、この立憲政體によつて政治を行ふ、つまり立憲政治國である。

立憲政治採用に至るまでの經過を略述する。

明治元年三月明治大帝五箇條の御誓文を下させ給ひ「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシ」と立憲政治採用の大方針を宣明せられた。

同年閏四月政體書御發布。

同七年一月板垣退助等民選議院設立を建議。

同十四年十月明治廿三年を期して國會を開設すべき旨の大詔渙發。

同廿一年四月樞密院を設け憲法の草案を諮詢す。

同廿二年二月十一日帝國憲法發布。

同廿三年十一月第一回帝國議會を召集

貴族院・衆議院の組織

帝國議會は貴族院及び衆議院から成る。

貴族院の組織＝貴族院令の定める所によつて皇族・華族・勅任議員から組織される。

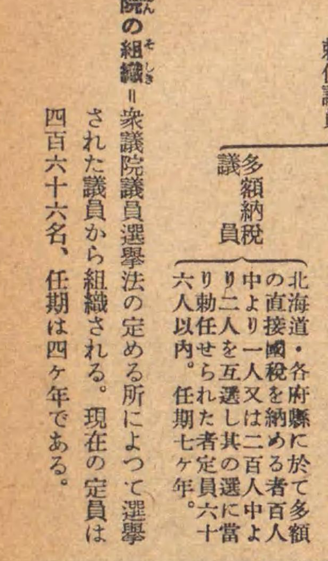

皇族＝成年男子の皇族全部（終身）

華族＝成年男子の皇族全部（終身）

衆議院の組織＝衆議院議員選擧法の定める所によつて選擧された議員から組織される。現在の定員は四百六十六名、任期は四ヶ年である。

衆議院議員の選擧法

有權者　帝國臣民にして滿二十五歲以上の男子には議員を選擧する權利がある。

被選擧權　帝國臣民にして滿三十歲以上の男子は議員に選ばれることが出來る。

華族の戶主、現役中の軍人（陸海軍軍人にして將官・佐官・尉官・准尉・下士官・兵を除く）には選擧權・被選擧權共になし。

公私の扶助を受けて居る者、一定の住所なき者も同じ。

候補者　選擧期日前七日迄に屆出ねばならぬ。

當選人　投票最も多き者が當選者となり、票數が同數の時には年齡の多い者を當選者と定める。

任期　議員の任期は總選擧の日から算へて四年間である。

總選擧　議員の任期終つた日の翌日に行ふのが例となつて居る。

議會が解散された場合にも總選擧を行つて新しい議員を選ばねばならぬ。此の總選擧は解散の日より三十日以內に行ふ定めである。

選擧運動　選擧のために戶別訪問をすることは選擧法で禁ぜられて居る。

國務大臣

內閣總理大臣・各省大臣は國務に關し意見を奏上し天皇を輔け奉り、又天皇の御名を以て法律や勅令・命令・條約・豫算を御出しになる時は、之に副署（自分の名を書く）して、その政治上の責任あることを明らかにする。この方面から見た時の大臣を國務大臣といふ。

【國務大臣と各省大臣との區別】 大臣がその省の長官として行政事務を執る時は天皇の御委任を受けた職務について、自分の名で命令を下し、政治を行ふものである。卽ち大臣は國務大臣としての地位と、行政長官（各省大臣）としての地位との二つの地位を持つてゐることになるのである。

【無任所大臣】 無任所大臣とは行政長官として省を持たぬ國務大臣である。然し輔弼の責に任ずるには變りがないのである。

【內閣】 各國務大臣は、主要な國務に關しては愼重會議、意見の一致を見た上で天皇の大權を輔け奉ると同時に、他面各省間行政上の事務の連絡を保たねばならぬ。以上國務大臣の集團を內閣（又は政府）といふ。國務大臣兼各省大臣は次の通りである。

內閣總理大臣
外務大臣　文部大臣
內務大臣　農林大臣
大藏大臣　商工大臣
陸軍大臣　遞信大臣
海軍大臣　鐵道大臣
司法大臣　拓務大臣
厚生大臣

內閣情報局

從來陸・海・外務の各省に散在した情報部を一括して昭和十五年創設されたもので、一切の情報發表事務を掌る政府の宣傳機關である。內閣に直屬し長官として總裁を置く。總裁は閣議に列する。

內閣參議

內外の時局が重大である爲、昭和十二年十月十三日特に臨時內閣參議を置き、隨時內閣の謀に參せしめることとした。その員數は定めて居ないが創設以來十名乃至十二名が任命されて居る。

企畫院

國家總動員・諸般の企劃機關であつて平時及び戰時に於ける綜合國力の擴充・運用の方策を立案して內閣に上申し、又國家總動員計畫の遂行に就て各官廳の事務統一を圖ることを其の任務とする。總理大臣の監理に屬して居る。

興亞院

總理大臣の管理の下に置かれた東亞新秩序建設の中樞事務機關であつて、支那の更生、新東亞の建設に必要なる事務を掌る。

總裁には總理大臣を戴き副總裁（四名）には外務・大藏・陸軍・海軍の四大臣が其の任に當る。其の下に總務長官、政務・經濟・文化の三部長あり、別に次の支那各地に連絡部長を置き、內地との連絡に當らせて居る。

華北（北京）　華中（上海）
蒙疆（張家口）　廈門（廈門）

樞密院

重要な國務に對して天皇から御たづねがあられると、會議を開いて意見を纏めた上で、御答へ申し上げる會議制の機關である。國務大臣の如く進んで意見を奏上することなく、又政治上の責任も負はない。議長一名、副議長一名、顧問官二十四名の外、書記官長、書記等にて組織される。

歷代內閣更迭表

（年齡は組閣當時のもの）

（內閣）	年齡	（成立年月日）	（在職年月日）
伊藤	（四五）	明治一八・一二・二二	二・四・八
黑田	（四九）	二一・四・三〇	一・七・二四
山縣	（五二）	二二・一二・二四	一・四・一〇
松方	（五七）	二四・五・六	一・三・三
伊藤	（五二）	二五・八・八	四・一・一〇
松方	（六二）	二九・九・一八	一・四・二五
伊藤	（五八）	三一・一・一二	五・一八
大隈	（六一）	三一・六・三〇	四・一
山縣	（六一）	三一・一一・八	一・一一・一一
伊藤	（六〇）	三三・一〇・一九	七・五
桂	（五五）	三四・六・二	四・七・四
西園寺	（五八）	三九・一・七	二・六・七
桂	（六二）	四一・七・一四	三・一・一六
西園寺	（六三）	四四・八・三〇	一・三・二〇
桂	（六六）	大正元・一二・二一	二・〇
山本	（六二）	二・二・二〇	一・一・一七
大隈	（七七）	三・四・一六	二・五・二三
寺內	（六五）	五・一〇・九	一・一〇・二三
原	（六三）	七・九・二九	三・一・一四
高橋	（六八）	一〇・一一・一三	六・二九
加藤（友）	（六三）	一一・六・一二	一・二・二三
山本	（七二）	一二・九・二	四・五
清浦	（七五）	一三・一・七	五・四
加藤	（六五）	一三・六・一一	一・一・二〇
加藤	（六六）	一四・八・二	五・二六
若槻	（六一）	一五・一・三〇	一・三・一八
田中	（六五）	昭和二・四・二〇	二・二・二三
濱口	（六〇）	四・七・二	一・九・一三
若槻	（六六）	六・四・一四	八・〇
犬養	（七七）	六・一二・一三	五・一五
齋藤	（七五）	七・五・二六	二・一・一三
岡田	（六七）	九・七・八	一・八・一〇
廣田	（五九）	一一・三・九	一〇・二〇
林	（六二）	一二・六・四	三・二六
近衞	（四七）	一二・六・四	一・七・〇
平沼	（七三）	一四・一・五	七・二四
阿部	（六五）	一四・八・三〇	四・一六
米內	（六一）	一五・一・一六	六・〇
近衞	（五〇）	一五・七・二二	一一・二六
近衞	（五一）	一六・七・一八	在職中

行政機關

天皇の御委任に基づき、その下にあつて國を治める爲に種々な命令を出す機關を行政官廳といふ。その種類には「中央官廳」と「地方官廳」とあり、例へば、前述の各省大臣は「中央官廳」府縣知事は「地方官廳」である。地方官廳は中央官廳の下にあつて中央官廳の指揮をうける。

外務省

外交に關する事務を取扱ふ中央官廳。東亞局・アメリカ局・歐亞局・通商局・條約局などがある。

內務省

內務大臣を長官とし、神社・地方行政・議員選擧・警察・土木・衞生・都市計畫・出版等の事柄を司どり、神社・地方・警保・土木・衞生などの局がある。

歷代總理大臣

肖像右肩の數字は內閣の代數にて例へば、伊藤博文公は初代、第五代、第七代、第十代の四回就任したることを示す。

內閣成立の年月、總理大臣の年齡、內閣の存續期間等は八一頁の內閣更迭表にある。

一、五、七、一〇　伊藤博文

二　黑田淸隆

大藏省

國の財務行政を司どる官廳で、會計・出納・國債・租稅・貨幣・銀行等に關する事務を管理し、地方自治團體及び公共組合の財務を監督する。主稅・主計・理財・銀行等の局がある。

陸軍省

陸軍に關する軍政を司り、陸軍軍人・軍屬を統べ監督する。陸軍大臣（通常陸軍大・中將が任ぜられる）を長官とし、軍令には及ばない。人事・軍務・兵務・整備・兵器・經理・醫務・法務などの局がある。

海軍省

海軍の軍政を司る最高行政官廳　海軍大臣が之を統べ、軍務・人事・教育・軍需・醫務・經理・建築・法務・兵備の局がある。

司法省

司法行政（犯人の搜索、公訴・裁判、刑の執行、恩赦等）の事務を司る中央官廳。民事局・刑事局・行刑局などがある。

文部省

教育・學藝・宗教に關する事務を司どり、專門學務局・普通學務局・實業學務局・圖書局・宗教局・教學局などを置く。

農林省

農產・林產・水產・畜產業及び米穀法施行に關する事務を管理する中央官廳で、農林・山林・水產・畜產・蠶絲などの局を置く。

商工省

三、九　山縣有朋

四、六　松方正義

八、一七　大隈重信

一一、一三、一五　柱太郎

商業・工業・鑛山・地質・度量衡計量に關する事務を管理す。省內には總務、鑛產、鐵鋼、化學、機械、纖維、監理等の局、外局として特許、燃料、貿易、物價の局がある。

遞信省

郵便・電信・電話・水力發電・航空・航路に關する事務、航路・船舶・海員の監督等を司どる中央官廳。郵務局・電務局・工務局・電氣局・管船局・航空局・經理局などがある。

鐵道省

國有鐵道及びそれに附屬した業務を管理し、地方鐵道や軌道を監督する中央官廳である。省內に監督・運輸・建設・工務・工作・電氣・經理などの局がある。

拓務省

朝鮮總督府・臺灣總督府・關東廳・樺太廳

及び南洋廳に關する事務を司り、南滿洲鐵道會社・東洋拓殖會社の業務を監督する。朝鮮部・管理局・殖産局・拓務局がある。

厚生省

國民個々の體力の向上・衞生の完備・病魔の豫防・社會設備・勞働、保險の普及に關する事務を管理する。省內に人口・衞生・豫防・社會・勞働などの局と外に保險院がある。

大政翼賛會

近衞公は昭和十五年の秋、高度國防國家の建設を目標として新體制の確立を計るため大政翼賛會を組織し、翌十六年の春、會の組織に大改新を加へて再發足の途に上らしめた。これは元より官廳ではないが、この會の機構と機能は中央・地方官廳と密接不離の關係があるから、今後の發展には多大の注意を要する。

西園寺公望

山本權兵衞

寺內正毅

原敬

一二、一四、一六、一八、一九、二〇

會計檢査院

歲出・歲入の決算、官有財産・國債に關する計算を確定して、會計を監督する國家の機關で長官を會計檢査院長といふ。

この機關の特徴は、天皇に直屬し國務大臣に對して獨立の地位を有することで權限內に於て天皇に上奏することが出來るし、又權限內に於て政府に意見を述べることも出來る。

行政裁判所

行政官廳の違法處分に依つて權利を侵害されたとして人民から訴へて出た場合に、その訴訟を審判する役所であつて、長官・評定官を合はせて五人以上が會議して裁判をきめる。これは一審制度で、東京に一箇所あるのみである。

この官廳は國務大臣からも、又司法裁判所からも、獨立した地位を有して居る點に注意を要する。

府縣廳

內務大臣の指揮監督を受けて府縣を治める地方行政官廳、府縣知事の下に總務部長、警察部長等がゐて、警察・土木・兵事・社寺・教育等に關する國家事務を行つてゐる。

知事は部內の市町村長、及び警察署長を指揮監督し、非常急變の場合には出兵を請求することも出來る。知事の發する命令を府令又は縣令と云ふ。

府縣內の島地その他交通不便の地には支廳を置く。支廳長は知事の指揮監督を受けて、法律命令を施行し、又部內の町村長を指揮監督する。府縣は一方に地方自治團體でもあるから、府縣知事は自治團體としての府縣の事務も行ふ。その時も官吏たる身分を失はないから、府縣會は知事を監督することは出來ない。地方自治團體の說明は八九頁にあり。

【府縣會】地方自治團體としての府縣の決議機關で、府縣の住民から公選された府縣會議員によつてつくられる。府縣會の權限は、市町村會の權限より範圍がせまく、府縣の財政のことだけの決議權があるだけである。之は、府や縣は市町村のやうな完全な自治團體ではなく、府縣知事は國家の官廳としての身分を持つてゐるからである。

高橋是清

加藤友三郎

清浦奎吾

加藤高明

二一、二二、二三、二四、二五

北海道廳

北海道を治める地方行政官廳。北海道廳長官の下に總務・警察・學務・拓殖・土木・經濟の六部を置いて事務をとり、十四支廳を監督する。長官の權限は府縣知事と略同じだが、拓地殖民のこと、及び國有林野を管理する點が府縣知事より廣い。

警視廳

東京府に於ける最高の警察官廳。他の各府縣では知事が管內の警察行政を司どるが、東京は首府で、從つてその事務も繁多な爲、特別にこの地方官廳が設けられたのである。長官を警視總監といひ、その下に官房・警察部・刑事部・保安部・衞生部・消防部など

がある。

朝鮮總督府

朝鮮を治める官廳で、京城の景福宮境内にある。朝鮮總督の下に總督官房・內務・財務・殖産・法務・學務・警務の諸局と山林部があり、別に遞信・鐵道・專賣の諸局がある。地方には知事、府尹、郡守、島司、邑長、面等が下級官廳として屬して居る。

總督には陸海軍大將を任ずるのが例となつてゐる。

臺灣總督府

臺灣及び澎湖諸島を治める地方官廳。長官を臺灣總督といひ、內閣總理大臣の監督をうけ、內地の地方長官より遙に廣い權限をもつてゐる。總督官房・內務・文教・財政・殖産・警務の諸局に分れてゐる。地方には州に知事、廳に支廳長がある。

濱口雄幸

犬養毅

田中義一

若槻禮次郎

二六、二九　二七　二八　三〇

樺太廳

樺太を治める役所で、樺太廳長官が統轄し、その權限は府縣知事よりも廣く、郵便・電信・電話・鑛山・國稅等に關する事項も長官の權限に委ねられてゐる。樺太廳の下に豐原・大泊・眞岡・本斗・元泊・泊居・敷香の七支廳を置いて治めてゐる。主として拓務大臣の指揮監督をうける。

關東廳

關東州を治める最高の役所。長官を關東長官といひ、滿洲國駐劄特命全權大使の指揮をうける。

南洋廳

我が南洋委任統治地を治める地方官廳。南洋廳長官が之を統轄し、長官は內閣總理大臣及び拓務大臣の指揮監督をうける。

司法機關

司法とは「立法」「行政」に對する語で、**民事裁判**（例へば金錢の貸借、物の所有權等の爭で、民法や商法の支配を受ける法律關係についての裁判）**刑事裁判**（犯罪の疑ある者を取調べ、犯罪者を罰する爲の裁判。刑事裁判では、檢事が國家を代表して刑罰を求める）を行ふことをいふのであつて、この裁判を行ふ國家の機關を司法裁判所といふ。裁判を行ふ權限を司法權といひ、一般行政官廳の干渉を受けないやうに之を獨立させてゐる。即ち裁判官（判事）はその職務を行ふにつき何人の干渉をも受けず、刑法又は懲戒の處分による外免職されない。

裁判所

司法裁判所は通常裁判所と特別裁判所との二に區別せられてゐる。

齋藤實

岡田啓介

廣田弘毅

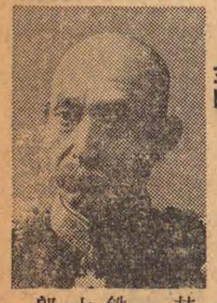

林銑十郎

三一　三二　三三　三四

通常裁判所

【區裁判所】一人の判事で裁判を行ふ最下級の裁判所。主に簡易な刑事裁判を行ひ、民事裁判では、價格千圓以下の訴訟、住宅の賃貸借についての訴等を取扱ふ。區裁判所は全國到る所の都市にある。

【地方裁判所】二人以上の判事が合議の上で判決を下す第一審裁判所。地方裁判所長の下に一つ以上の民事部・刑事部を置き、各部は三人の判事から成る。區裁判所の判決に對する控訴（判決に不服な者が、その上の裁判所へ調べ直しを願ひ出ること）に就いては第二審として裁判する。地方裁判所は大體各府縣廳の所在地に置いてある。

【控訴院】地方裁判所の裁判に對する不服の訴を裁判する第二審裁判所で、民事部と刑事部があり、判事の數は地方裁判所の場合と同じ。

【大審院】我が國で一番上級の裁判所で、唯一箇所東京にあり、地方裁判所や控訴院の裁判に不服な者は此所で裁判をうける。その

決定には不服を申し立てることが出來ない。大審院の裁判で決まつたことは、法律の解釋の手本となるから、他の裁判所は之と違つた判決をすることは出來ない。

又皇室に對する罪や內亂の罪については、最初からこゝで裁判する。

大審院は、院長の下に民事部が五つ、刑事部が三つあり、各部には五人の判事がある。

特別裁判所

通常裁判所の外にあつて特殊の民事・刑事の事件を裁判するところである。

つまり陸海軍の軍法會議・領事裁判所・朝鮮總督府裁判所・臺灣總督府法院・關東法院・南洋廳法院等が之である。

檢事局

檢事が事務をとる官廳で、裁判所毎に置かれ、多數の檢事がゐる。

地方裁判所檢事局の長は檢事正、控訴院檢事局の長は檢事長、大審院檢事局の長は檢事總長といふ。

【檢事】 國家の司法事務を司る官吏。その主な職務は、國家の公益を代表して犯罪を檢査し、公訴を提起し、又裁判に對して法律の正しい適用を請求し、判決が適當に執行せられるやうに監視すること等である。又民事裁判についても、公益に關係あることについては意見を述べる。

裁判の審級制度

裁判の公正を期し、その手續を愼重ならしめるため、同一事件でも、數回に裁判を仰ぐことが出來ることは前述の通りである。

現在我が國の審級制度は次のやうである。

第一審　第二審　第三審

區裁判所→地方裁判所→大審院

地方裁判所→控訴院→大審院

陪審制度

我等は立法及び行政に參與する上、更に法律の運用である裁判にも參與することになれば、立憲政治の趣旨は一層徹底する。この精神から、專門の裁判官以外の素人を司法裁判に參加せしめるのが陪審の制度である。

三五、三九、四〇(現在)　近衞文麿

三六　平沼騏一郎

三七　阿部信行

三八　米內光政

地方自治制度

家々の仕事を丙部の人々が自ら處理するのと同じやうに、鄕土（地方）に於ける公共事務についても鄕土の人々が自ら規則を立てゝ處理してゆくことを鄕土の自治といふ。國家は鄕土の政治については、或程度直接行政官廳（八十二頁參照）をして之を行はせてゐるが、他面鄕土に住む住民にも國家監督の下に、政治を委任して鄕土の自治を行はせてゐる。

この鄕土の自治を認めた理由は色々あるが主なる理由は次の通りである。

一、國家が地方の政治全體に亘つて直接にあたる時は、その事務が煩雜に流れる恐があること。

一、地方は、その地理的關係から種々風俗習慣を異にしてゐる爲、その事情に通じた鄕土住民をして、政治にあづからしむる方が適切であること。

一、鄕土に於ける協同團結心の增進。

自治團體

鄕土の公共の事務について、自治を行ふことを許されてゐる團體を自治團體といふ。自治團體には一定の地域に於て一般の自治を行ふ地方自治團體と、一部の事項のみについて、公共の事務を處理する公共組合とがある。

地方自治團體

地方自治體又は地方團體ともいふ。府縣・市町村等をひきくるめて呼ぶ名稱で、一定の地域、住民、自治權の三つから成立つてゐる。

【市・町・村】 市町村は最下級の自治團體で、その事務に於いては直接人民と接觸する機會が多く、自治政治の出發點でもあると同時に又國家政治の出發點でもあり、極めて重要性を持つてゐる。從つて國家は詳細な規定（市には市制・町村には町村制）を設けて、その鄕土自治を監督してゐる。

【府・縣】 府縣は二重の性質をもつてゐる。一は上級の自治團體として鄕土の自治を委任されてゐると同時に、他方國家が直接に地方官廳たる府縣知事をしてその地域の政治を行はせてゐる。（八十五頁參照）つまり府縣は、國と市町村との中間に位する自治團體で、特殊な使命を持つてゐる。故に市町村より自治の範圍がせまい。云ひかへれば、一面國家の統一された色々の施設を府縣區域にゆき亘らせる爲國家の要求を容れ、他面に於ては、その土地の事情に基づく特別の施設を圖らねばならない。

これがため府縣に於ては、國家の官吏である知事並にその補助者が理事機關となつて國家の要求にあたり、府縣會（府縣會議員を以て組織される。（八十五頁參照）が住民を代表して議決機關となる。かくて兩方の主張が調和され、兩方の圓滿な解決により國家發展の基礎を作ることが府縣の使命である。

財政

豫算

來るべき會計年度——毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る——に於ける國家の收入（歳入）と經費支出（歳出）との見積表を豫算といひ、國家の財政は總て豫算に基いて行はれる。

豫算は次のやうな順序で成立する。

一、豫算は政府が編成し帝國議會に提出する。

二、提出された豫算案は、衆議院先づ審議し、貴族院に廻付する。

三、帝國議會の協賛を得た後、上奏御裁可を經て確定する。

四、豫算成立すれば、政府はそれによつて支出を爲さねばならぬ。萬一不成立となつた時は、前年度の豫算によつて歳入、歳出を實行する。

一般會計の内譯

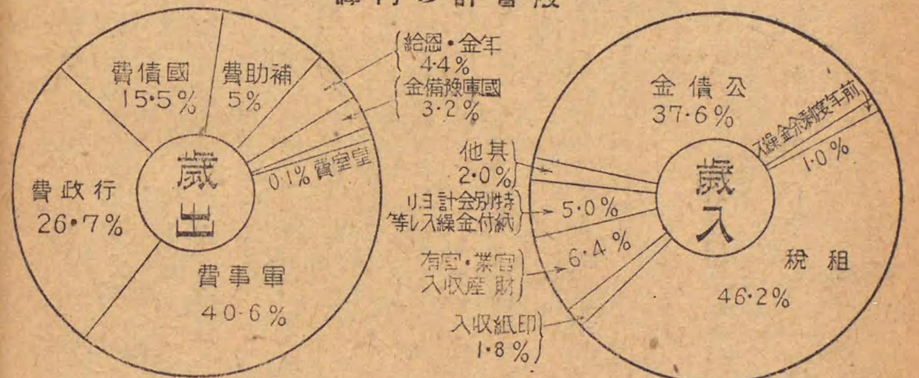

一般會計歳入歳出

昭和十六年度　單位十萬圓

歳入の部	租税	三六九六	印紙收入 一四三
	官業及官有財産收入		五一五六
	公債金	三〇三九	前年度剰餘金 八〇四
	その他	一六四八	特別會計ヨリ 三九七一
	歳入總計		七十九億九千五百萬圓
歳出の部	皇室費	四五	
	外務省	七八	内務省 六二四
	大藏省	二四一三〇	陸軍省 一七〇〇三
	海軍省	一五四九	司法省 六二八
	文部省	二六六六	農林省 三〇五五
	商工省	二四七二	遞信省 四三三〇
	拓務省	八五五	厚生省 一八七三
	歳出總計		七十九億九千五百萬圓

〔註〕こゝに一般會計とは政府の普通の歳出・歳入をいふ。之に對して、別に收入支出の計算をする方が便利なものは特別會計に組入れ、朝鮮總督府、臺灣總督府、帝國大學、帝國鐵道、臨時軍事費の會計は特別會計の主なものである。

國防費

右の一般會計の内には陸海軍の豫算を含んで居るが、此外に特別會計として臨時軍事費四十八億八千萬圓を計上し居るから、十六年度國防費豫算は次の如くである。

一般會計	約三十二億圓
臨事軍事費	四十八億八千萬圓
合計	約八十一億圓

租税

前記の如く、國庫收入中の第一位を占める租税とはどんなものであるか。

國家又は市町村團體が、國又はその地方を治めるに必要な費用に充てる爲に、國民から取立てる金錢をいふのであつて、國家が取立てる租税を特に國税といひ、市町村團體が取立てる租税を地方税といふ。

租税の種類

【所得税】個人又は會社の所得に對して負擔を割當てるものをいふ。

【財産税】その所有する財産に對して負擔を割當てるものをいふ。

【收益税】財産又は事業より生ずる利益收入に對して負擔を割當てるもので、例へば地租（土地から生ずる收益に課する税）營業收益税、資本利子税、鑛業税等。

【交通税】財産の移轉或は異動に對して負擔を割當てるもので、例へば相續税、印紙税、通行税等。

【消費税】財貨その他の消費に對して負擔を割當てるもので、酒税、砂糖消費税、織物消費税、清涼飲料税、入場税、物品税等。

公債

國庫收入の第二位を占める公債とは、どんなものであるか。

公債とは國家や、市町村團體が、財政上の歳入不足を補ふために一口幾らと定めて、公衆から募集する借金をいふ。その際公債證書を發行する。

國家が發行するものを「國債」、市町村團體が發行するものを「地方債」といふ。又國民から募集するものを「内債」外國から募集するものを「外債」といふ。

公債は、戰爭や事變の起つた場合、大工事を營む場合等、一時に澤山の費用を要し、之を租税から支出すれば俄に國民に重い負擔がかゝる時等に發行される。公債の償還方法には、國債では、政府が都合のよい時隨意に支拂ふものと、支拂時期を定めてあるものとがある。又割增金のある公債は、抽籤毎に當選した番號の公債證書全部に對して支拂ふ。利子は多く年四回に分け利札と引換に支拂ふ。

官業・官有財産

國庫收入の第三位を占める官業・官有財産とはどんなものであるか。

官有財産

昭和十三年度末

（單位百萬圓）

土地		二、一八二・九五
立木		一、三二二・四六
建物		一、四〇八・三四
工作物及器具機械		四、六二一・〇六
船舶		一、三三三・六〇
株式及持分		六六五・四七
鑛業權及砂糖權		一・二八
合計		二、九三五・三九

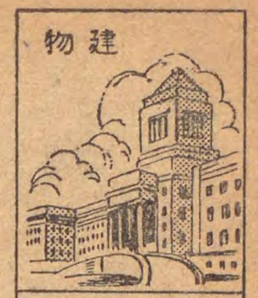

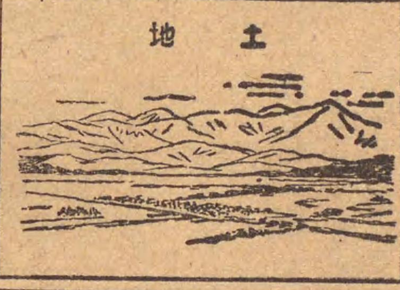

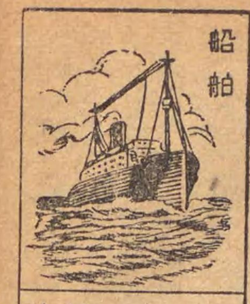

官業

國家が財政上又は公益上の必要に基づき自ら經營する事業を官業といふ。

【專賣事業】政府が特定の商品の販賣を獨占するもので、鹽・煙草・樟腦・酒精に就いて專賣が行はれてゐる。

【交通事業】郵便・電信電話等の通信事業及び主要幹線の鐵道事業は、公益上の必要により、之を官營としてゐる。

【營林事業】山林の經營は、種々公益上の必要により、我が國では廣大な國有林があつて、政府がその經營に當つてゐる。

【各種工業】工業奬勵のための模範工場である千住製絨所・國防上の必要による陸軍造兵廠・海軍工廠その他の軍需工場、公益上の必要による造幣局、印刷局等がある。

【金融保險事業】郵便貯金・簡易生命保險・郵便年金事業及び健康保險等がある。

軍事

神聖な我等の陸海軍

東洋の山野を守る帝國陸軍、太平洋の黒潮の砦を守る日本海軍。世界で一番強く正しいのが我等の陸海軍である。

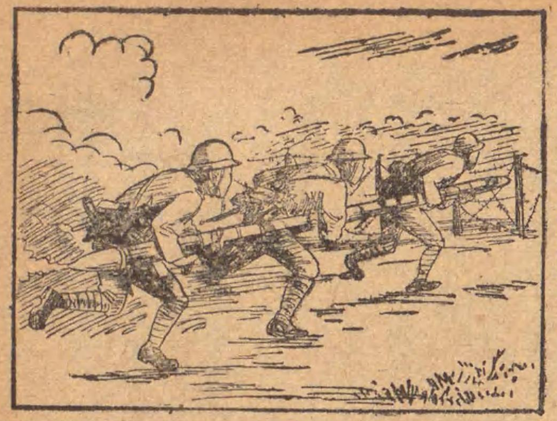

日本の陸海軍こそ、東亞の平和を守る神聖なたのもしい軍隊である。同時に輝ける天皇陛下の軍隊である。

天皇陛下は陸海軍の大元帥であらせられ、軍隊は天皇陛下の御命令と御指揮で動くのである。この點が我が軍隊と外國の軍隊との違ふ點である。

天皇陛下は畏れおほくも我が國の御中心であらせられる。天皇の御位は永遠に動くことがない。

天皇陛下の大御心は、太陽のやうに一點の影も曇りもないのである。この尊い神聖な天皇陛下が、おくだしになる御命令はみな正義の御命令である。正義の御命令であるから、我が軍隊はどのやうに強い敵に向つても、少しも恐れず生命をなげ出して戰つてゆく。軍旗、軍艦旗のもとで戰死するのは、天皇陛下の御馬前でたふれるのと同じである。こゝに我が軍隊の神聖なわけがある。

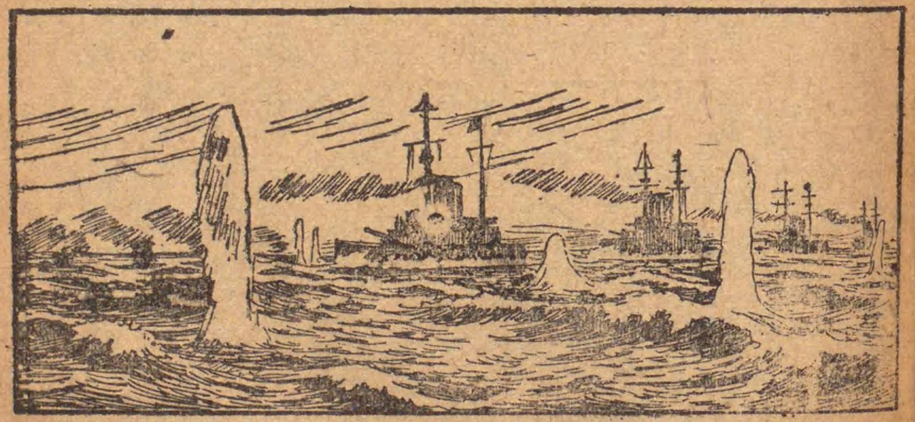

軍部最高機關一覽

元帥府

元帥府は、陸海軍々事上に於ける大元帥陛下の最高顧問であつて、元帥府に列せらるゝ陸海軍大將には、特に元帥の稱號を賜ふ。

軍事參議院

重要な陸・海軍軍務につき御諮詢があつた時、之に御答へ申し上げる機關である。參議官には、元帥・陸海軍大臣・參謀總長・軍令部總長と、特に軍事參議官に補せられた陸海軍の將官が之に當る。

大本營

大本營は戰時又は事變に際し、天皇の下に置かれる最高の統帥部と參謀總長及び軍令部總長が各其の幕僚長として作戰、陸海軍の協同を圖る。

現在支那事變のため昭和十二年十一月二十日以來宮中に設置せられて居る。

參謀本部

陸軍の中心となつて、作戰の謀や隊の編成のこと、その他國防に關する色々の事を掌る所。その長官を參謀總長といひ、總長は天皇の御指圖を仰ぎ、作戰計畫や艦隊の編制・配備・演習のことなどの大切な事柄を掌どる。

軍令部

海軍に關する國防・用兵のことを掌どる所。長官を軍令部總長といひ、總長は陸軍に傳へ又全軍の參謀將校を統べる。

教育總監部

陸軍の軍隊教育を掌どる所。本部・騎兵監部・砲兵監部・工兵監部・輜重兵監部等に分れてゐる。本部は、總監部の事務や歩兵科の教育の事などに當り、騎・砲・工・輜重の各兵監部は、それ〳〵各兵科の教育の事などに當る。

その長官を教育總監といひ、大將又は中將が之に補せらる。陸軍大臣・參謀總長・教育總監を陸軍三長官と唱へ、陸軍最高部の人事は此の三長官會議で協議する慣例となつて居る。

系統

以上諸機關の系統を示せば次の如し。

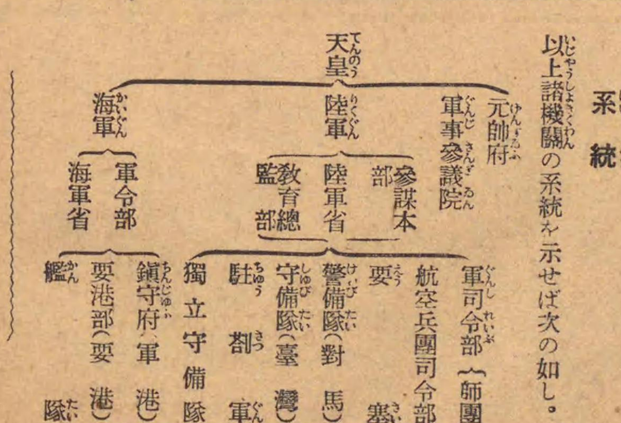

陸軍省、海軍省に就ては八十二頁參照

陸海軍の躍進

兵役法の改正

兵役は從來、現役・豫備役・後備役の三段に區分されてゐたが、現在に於ては豫備・後備を區別する意義なきに至つたので、昭和十六年一月、後備役の名稱を廢止し、從來の豫備・後備の期間を合して豫備役とすることとなつた。

全體の服役期間としては從來と變るところはないのである。

機甲本部の創設

陸軍では、支那事變の經驗、歐洲大戰の實績などに鑑み、軍の機械化を一層強化するの必要を認め、昭和十六年四月、陸軍機甲本部を創設した。これは航空本部に倣つた制度で、機甲部隊は軍政・教育の事項一切を管掌するものである。

通信兵監・化兵監の新設

近代戰は軍の機械化・機動力の增大、戰線の延長などにより、軍事通信の緊要度をいちぢるしく增大すると共に、化學戰に就ても研究を忽にし難きものあるを以て、昭和十六年四月、新に通信兵監と化兵監の制度が設けられた。

分限令と遞級令の改正

陸軍では、前年兵の進級に拔擢の途を開いたが、昭和十六年三月、武官の進級令を改め、拔群の功績あるものに對しては二階級を進めることとし、同時に人事行政の瀟洒たる運用を期し、部内の人々の精神刷新をはかる爲、分限令の改正を行つた。

戰陣訓

陸軍大臣は、昭和十六年の陸軍始にあたり、全軍將兵に戰陣訓を傳達した。

大東亞建設の聖戰に從ふ將兵の奉ずべき信條を列擧したものである。

臺灣に志願兵制實施

臺灣本島民が皇民たらんとするの熱望を入れ、十七年度より志願兵制を實施することが確定された。

兵役

【兵役の義務】帝國臣民たる男子は憲法及兵役法の規定するところにより滿十七歲より滿四十歲迄の間、兵役に服する義務がある。

【兵役の區分】

- 常備兵役
  - 現役
    - 陸軍 二年
    - 海軍 三年
  - 豫備役
    - 陸軍 十五年四月
    - 海軍 十二年
- 補充兵役
  - 第一
    - 陸軍 十七年四月
    - 海軍 一年
  - 第二
    - 陸軍 十七年四月
    - 海軍の第一補充兵役終了者 十六年四月
- 國民兵役
  - 第一
    - 豫備役終了者、教育を受けた補充兵役終了者
  - 第二
    - 自十七歲至四十歲にして以上何れにも屬せざる者

陸海軍軍人に賜はりたる勅諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある昔神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率ゐ中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を經ぬ此の間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衞府を置き左右馬寮を建て防人なと設けられしかは兵制は整ひたれとも打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸く文弱に流れければ兵農おのつから二に分れ古の徴兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となりて馬の權は一向に其武士ともの棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯なれるは人力もて挽回すへきにあらすとはいひなから且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背きたてまつり淺間しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より德川の幕府其政衰へ剩へ外國の事とも起りて其侮りをも受けぬへき勢に迫りけれは朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ忝くも又惶けれ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を經すして海内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歷世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるか故にこそあれされは此時に於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年か程に陸海軍の制をは今の様に建定めぬ夫兵馬の大權は朕か統ふる所なれは其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬りて肯て臣下に委ぬへきものにあらす子々孫々に至るまて篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を股肱と賴み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるへき朕か國家を保護して上天の惠に應し祖宗の恩に報いまゐらする事を得るも得さるも汝等軍人か其職を盡すと盡さゝるとに由るそかし我國の稜威振はさることあらば汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀さは朕汝等と其譽を偕にすへし汝等皆

一日の兵營生活

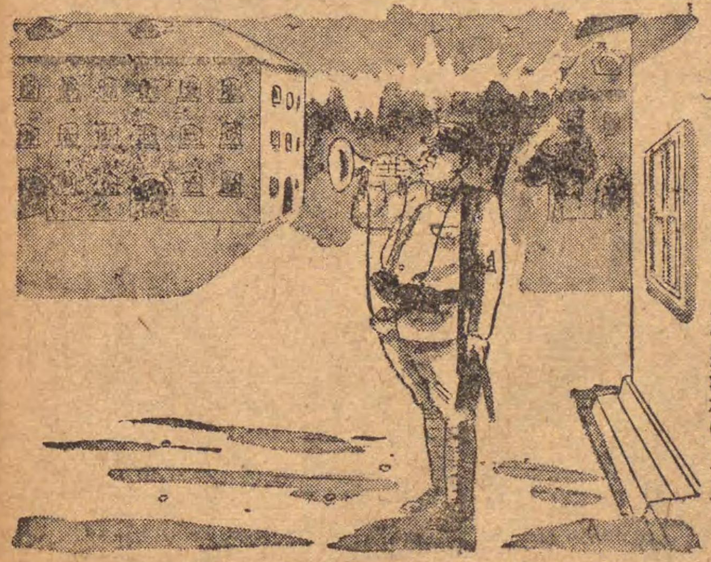

起床　喇叭と兵營内に響き渡る起床喇叭の音ー圓かな夢から覺めて兵士達は英氣颯爽、ベットからハネ起きる。かくて一日の兵營生活がはじまる。

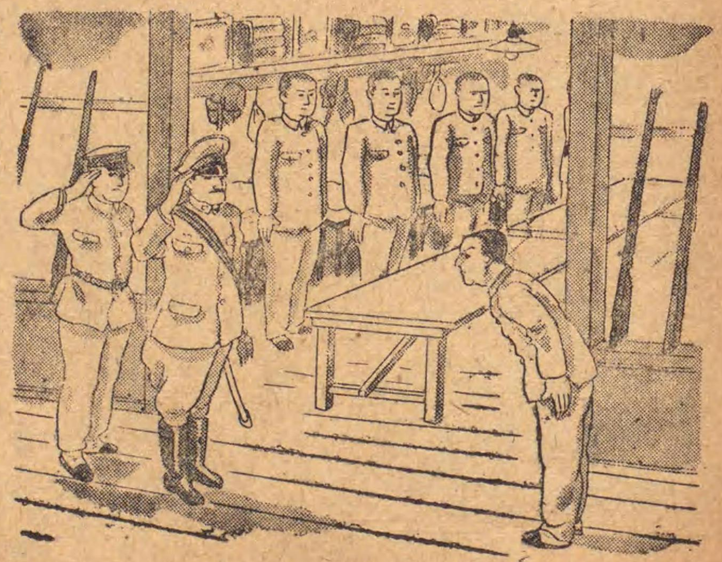

日朝點呼　點呼喇叭により、定められた位置（概ね寢臺の前）に立つて人員檢査がある。

身體の惡い者は、この時衞生部員に診斷を願ひ出るのである。

其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし朕斯も深く汝等軍人に望むなれは猶訓諭すへき事こそあれいてや之を左に述へむ

一軍人は忠節を盡すを本分とすへし　凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるへき況して軍人たらん者は此心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれす軍人にして報國の心堅固ならされは如何程技藝に熟し學術に長すとも猶偶人にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せさる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同しかるへし抑國家を保護し國權を維持するは兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はす政治に拘はらす只々一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ

一軍人は禮儀を正しくすへし　凡軍人には上元帥より下一卒に至るまて其間に官職の階級ありて統屬するのみならす同列同級とても停年に新舊あれは新任の者は舊任のものに服從すへきものそ下級の者は上官の命を承ること實は直に朕か命を承る義なりと心得よ己か隷屬する所にあらすとも上級のものは勿論停年の己より舊きものに對しては總て敬禮を盡すへし又上級のものは下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからす公務の爲めに威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はす下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには啻に軍隊の蠹毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし

一軍人は武勇を尚ふへし　夫武勇は我國にても古よりいとも貴へる所なれは我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまし況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれは片時も武勇を忘れてよかるへきかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からす血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらんものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし小敵たりとも侮らす大敵たりとも懼れす已か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされは武勇を尚ふものは常々人に接るには溫和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果

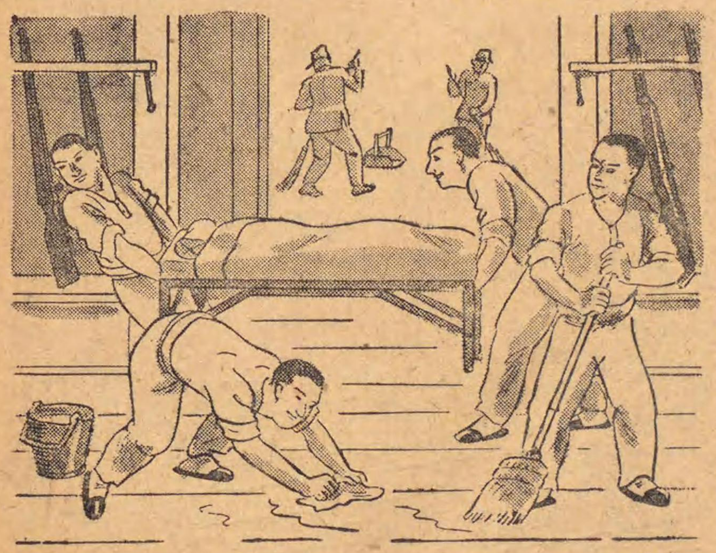

掃除　兵隊さんは綺麗好き。我が家とも思ふ營舍が汚れてゐては兵隊さんの恥辱である許りでなく皇軍の恥だ。だから寒風肌をそく日も、炎熱鐵を熔かす日も「掃除始め」の號令一下瞬く間に……

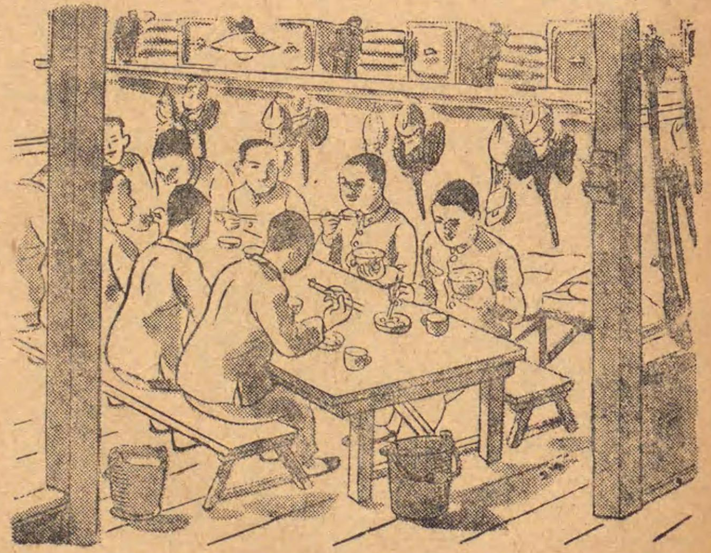

朝食　食事は週番上等兵が炊事場に取りに行く。班内で一同愉快に食事をとり、食事が終れば銘個人々々食器その他の後始末をする。次で日課にかかる仕度をする。

は世人も忌嫌ひて豺狼なとの如く思ひなむ心すへきことに
こそ

一軍人は信義を重んずへし　凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなりされは信義を盡さんと思はゝ始より其の事の成し得へきか得へからさるかを審に思考すへし朧氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立てんとすれは進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔むとも其詮なし始めに能々事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むへからすと知り其義はとても守るへからすと悟りなは速に止るこそよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踐迷ひて私情の信義も守りあたら英雄豪傑ともか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警めてやはあるへき

一軍人は質素を旨とすへし　凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風を好み遂には貪汚に陷りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらる迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりと云ふも中々愚なり此風一たひ軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之を懼れて嚢に免黜條例を施行し略此事を誡め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねは故に又之を訓ふるそかし汝等軍人ゆめ此訓誡を等閑にな思ひそ

右の五箇條は軍人たらんもの暫も忽にすへからす之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑五箇條は我軍人の精神にして一の誠心は又五箇條の精神なり心誠ならされは何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかはたゝ心たに誠あれは何事も成るものそかし況してや此五箇條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生擧りて之を悦ひなん朕一人の懌のみならんや

明治十五年一月四日

御名

演習(午前)　演習の目的は實戰そのものの狀態で集團訓練を施し、幹部及び兵の教育の安全を期するにある。演習に掛れば何事も考へず、一心に勉勵する。演習が終るのは通常十一時乃至十一時半。

演習(午後)　攻撃にしろ、防禦にしろ地形地物を巧みに利用して、味方の存在を敵に知らしめず、且つ被害少く、敵に大なる損害を與へることは近代戰術の要諦である。

戰陣訓（解說）

序

抑々戰陣とは、軍人が天皇陛下の御命令に從ひ奉つて軍の眞の精神を現はし示し、一度敵陣を攻むる時には、これを占取し、一度敵と戰へば必ず之に勝ち、皇軍の神髓のみならず、皇國の道義を廣く宣べひろめ、從つて、一旦とは、吾れに對抗した者をさへも、結局は天皇陛下の御威光の尊くおごそかであることを仰ぎみて、心にきざむが如く深く感ぜしめることの出來る場所を指して云ふのである。

それであるから、この戰陣に立つて戰ふ軍人は、皇國の必ず爲さねばならぬ務を深く理解して、之を身を以て行ひ、皇軍の道にかなつた條理をしつかりと持ちつゞけて、わがすめらみくにの威光を全世界に向つて宣べ現はさうと心がけねばならぬ。

考へてみると、所謂「軍人精神」の深い道理は、おそれ多くも、軍人に賜はりたる勅諭の中に、はつきりとしてゐる。

そして、戰鬪及び訓練等の場合の規準になる大切な事柄は又、その典據となるべき命令書があつて、重要な條項を敎へ示されてゐる。しかしながら、戰陣がその場所柄から人に及ぼす所を見ると、人は兎角眼の前の事柄に心を引かれてしまつて、大切な根本を忘れ、時には更に進んで、その者の行ひが、軍人の本領に背反するやうなことも稀にはあるのである。かうした點は深く注意して、失敗を繰り返さないやうにせねばならぬ。さてそこで、過去の體驗にさしあて〳〵反省し、戰陣に於ては、常に勅諭をありがたくかしこみいたゞいて、その勅諭にお示し遊ばされた所を完全に服膺し實行しようとする爲に、實際にさし當つての行ひの據り所を示して、皇軍の本旨としてゐる道をはつきり示さうとするのである。

以上述べたところは、戰陣訓の中心的意義である。

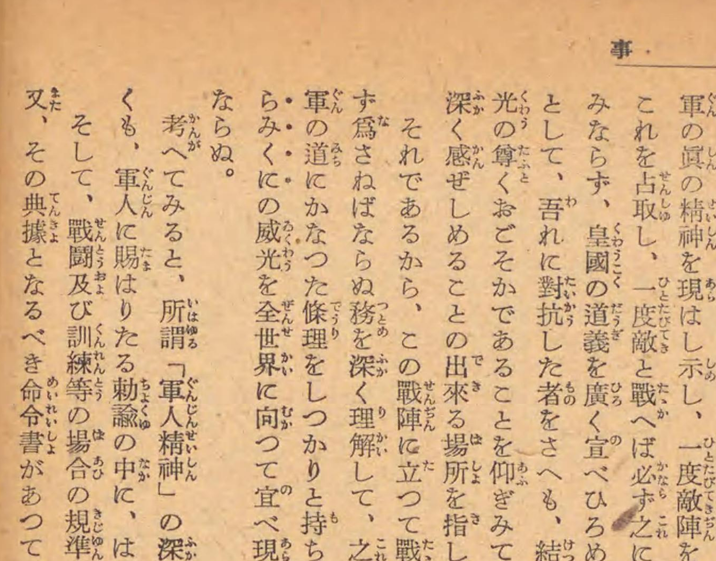

兵器の手入れ　言ふ迄もなく兵器は軍人の魂、その心を磨く如く絶えず磨かなくてはならぬ。兵器の手入れには普通手入れと精密手入れとあり、前者は更に日常手入れ、射撃前後の手入れとある。

本訓（其の一）

第一　皇國

大日本帝國は、天皇陛下御親ら之を統治し給ふ皇國である。

萬世一系の天皇が上に在らせられて、建國當初に定まつた御はかりごとをお承け繼ぎになり、いつまでも極ることの無い天皇の御位にお立ち遊ばされるのである。

廣大無邊なる皇室の御恩は億兆の民草の上に滿ち、陛下のすぐれさせたまへる御德は地のはてにまで擴がり及ぶこと

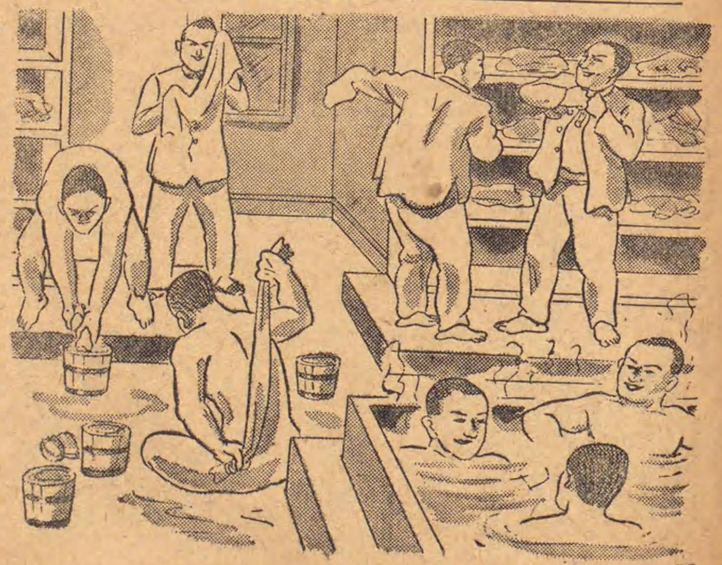

入浴　「入浴用意！　よーし、入れ」の號令で一齊に浴場に突撃だ。「オイ、今度は俺の背中を流してくれ」「よし來た」「やつ、上等兵殿ですか」こんなナンセンスもあつて和氣イヤ湯氣靄々だ。

である。下臣民たるものは、忠・孝・勇・武の諸徳を祖先より承けて之を子々孫々に繼ぎ、以て我が國體の本義に基づく道を弘め、さうすることによつて天皇の大御業をおたすけ申し上げた。かく君と民とが一つとなることによつて、始めて今日見る如き盛大なる國運を開くことが出來たのである。

戰陣に在る將兵よ。我が國の萬國に卓越せる所以を會得しゆるぎなき信念を以て、神明に誓ひ、軍人本來の使命たる皇國守護の大任務を完全に遂行するやう心掛けよ。

第二 皇軍 軍は天皇親らの指揮統御によつて、神の如く高き武徳を現はし、それによつて皇國の威光と徳とを高く現はし示して、皇室の御運をお助け申すことを以て任務としてゐるのである。

常に天皇陛下の御心に從つて、正義に立脚した武を振ひ、武力あつて而も仁徳を忘れず、遂に世界の大平和をもたらすものは、これこそ神武の精神と云ふべきである。武はどこまでも嚴でなければならぬ。仁は偏頗なく廣く一般に亘らなければならぬ。かりにも皇軍に反抗する所の敵があるならば、はげしき武の威光を働かせ、きつぱりとこの敵を討ち破らねばならぬ。たとひ如何にきびしい武威を以て敵を討ち從へるとしても、すでに降服したものは決して之を攻撃せず、服從してくるものを憐れみ愛すると云ふ徳について足らぬ所があれば、未だ〳〵皇軍精神を完全に發揮したと云ふことは出來ぬ。眞の武徳は、他を見下げて己を誇るが如き事をせず、眞の仁は心よりの慈悲に發して、他に對して己を飾る如き事をしない。自らその徳が他に及ぶと云ふ境地に到達するのが尊いのである。皇軍の本分は、恩惠と威光が相並んで一方に偏することなく行はれ、廣く一般の者をして天皇の御威光を尊み仰がしめると云ふ點に存するのである。

第三 軍紀 皇軍の規律風紀の根本は、おそれ多くも大元帥陛下に對し奉る絶對隨順と云ふ、けだかく尊い精神の中に在るのである。

上位の者も下位の者も一樣に、天皇陛下が軍を御統帥遊ばさるることの尊く嚴かなる理由を深く心に刻み、上官はつゝしみ深く嚴格に統帥の大權がお示しになる所を承つて、之を實際の行動に移し、下級の者は謹んで上官の命に服從して眞心を傾けよ。あくまでも忠を盡さんとする眞心を以て團結を爲し、上下の筋路が一本に貫かれてゐて、全軍が一つの命令に基づいて、いささかも亂脈に陷るが如き事の無いのは、是

夕食 營內の食事は炊事兵によつて調味滿點、カロリー豐富に獻立される。炊事兵の庖丁の捌きの何と鮮かなことよ！ かゝるエネルギーによつて、無敵皇軍は、不屈不撓の鬪志を養ふのだ。

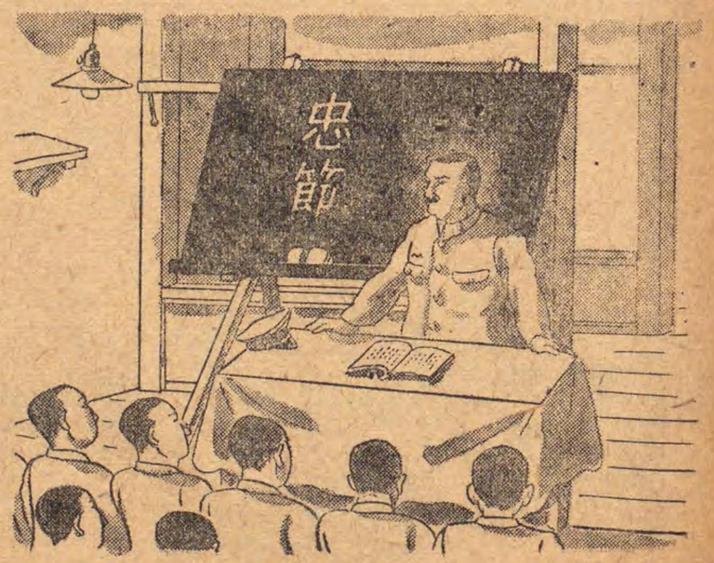

學科 學科は午前中の演習時間に行はれる時があつて、時間は明瞭に定つてゐない。學科は上官が兵に對して、軍人としての必須知識を講義して、軍人精神を涵養せしめる大切な教育の一つである。

こそ戰へば必ず敵に勝つ爲に必要な條件であり、又國家の安寧秩序を確實に保持する爲に必要な方法である。

特に戰陣は、上の命令に下が服從すると云ふ心構を實際に當つて十分に振ふべき場所である。死ぬ程の苦勞の中に在つて、一度命令が發せられれば、よろこび勇んで必死の地に身を挺し、默つて、獻身服行と云ふ事の實績を現す。これが實に我が軍人精神の優れて美はしい點である。

第四 團結 軍はおそれ多くも大元帥陛下を主腦と仰ぎ奉るのである。有難い陛下のお考へをよくわきまへ、各自が陛下に對する盡忠の誠心に互に和合して、全軍が一心となり一體となるの實績をあげなければならぬ。

軍隊はすべてひきねる基本的な定に準據し、隊長をその中心として、しつかりと固く、而もなごやかな氣分に滿ち溢れた團體結合をかためなすべきである。上官も下級の者も、夫々に各自の職分を嚴重に守り、常に隊長の考へに從ひ、眞心を以て人に接し、個人的な打算を無視して、全體の爲に一個を犧牲とする覺悟がなくてはならぬ。

第五 協同 すべての兵は心を一つに併せ、各自のつとめとする所に恐るゝことなく進むと共に、全軍をして勝たしむる爲には、よろこんで己を捨てて全體に協力すると云ふ心を振ふべきである。

各〻の隊は互にその與へられた役目を重んじ、名譽を尊び互に他を信じ、援け合ひ、自分から進んで苦勞の多い難儀なむづかしい事に當り、力を併せ心をそろへて、もろともに、目標とする所を成し遂げる爲に、力の限りをつくして戰ふべきである。

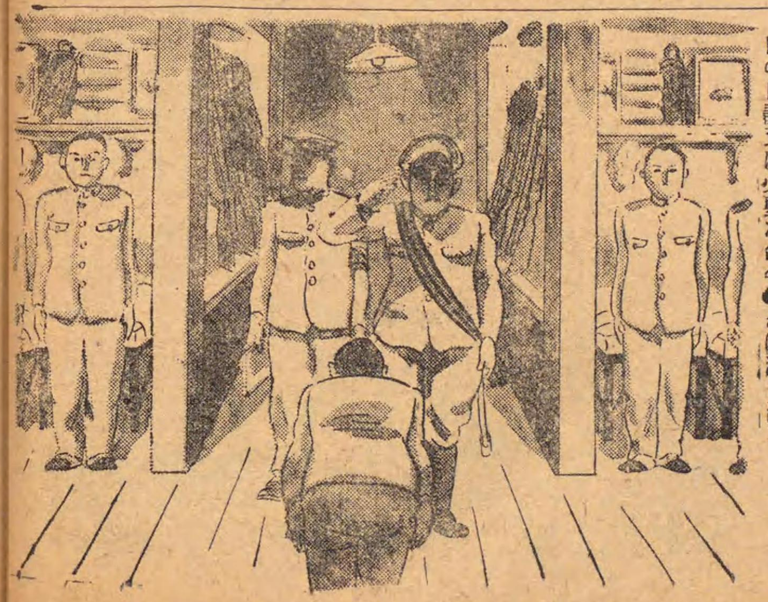

日夕點呼 寢る前の人員檢査である。定時に集れの喇叭が鳴ると、勤務のために出掛けてゐる者でも必ず歸つて來なければならぬ。此の時を利用して、翌日の日課又は必要な命令等が傳達される。

第六 攻擊精神 おしなべて戰鬪は、勇ましく猛々しく強き決斷力を以てし、常に敵を攻めて破らねばやまぬはげしい心を以て一筋に貫くべきである。

攻擊をなすに當つては、決斷敢行して、先づ敵の氣を挫き強き意志を以て屈することなく、敵をはげしく打ちくだかねば攻擊を中止すべきではない。敵の攻擊を受けて、之を防ぎ守る場合にも、受身の地位に陷らずして、よく敵に攻めかかる時の烈しい氣鋒を內に包みかくして、必ず行動の主體たる立場を確實に保持せよ。たとひ死すとも陣地を敵の手に渡してはならぬ。逃ぐる敵を追ひ擊つ時には、斷然として、どこまでも手をゆるめぬやうにせよ。

目的貫徹の爲には、傍目もふらず何物をも恐れずに進み、

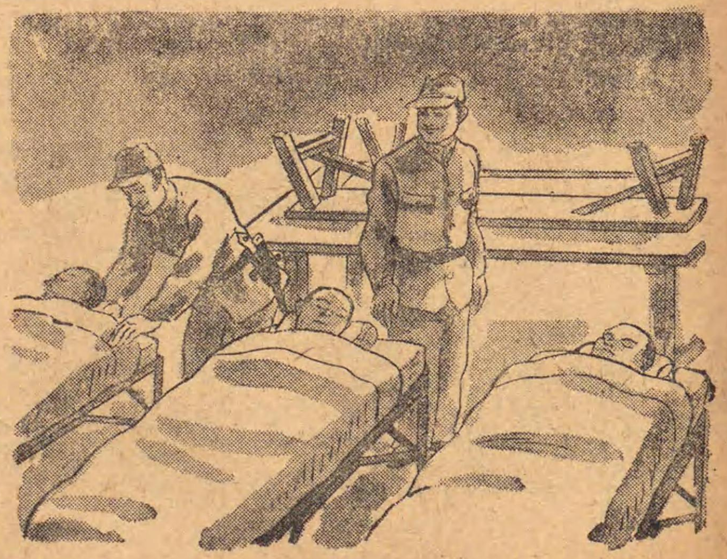

消燈・就寢 消燈喇叭だ！ この時は一齊に燈を消してベットに入らねばならぬ。やがてシーンと寢鎭まつた營內を、不寢番がコツ〳〵と靴音をさせて火氣、戶締、衞生の用心のため各兵室を巡檢する。

落つきはらつて膽力を据えて難儀の場合に對處し、かたく堪へ忍んで、ゆるぎなき心を以つて困難苦勞に打ちかち、すべてのさまたげを突き破つて、ひたすらに勝利を得るために努力せよ。

第七　必勝の信念　己の實力を正しく認識して之を信ずることは、何にも優る力である。自ら己が力量を信じて、ゆるぎなき態度を以て戰ふ者は、常によく勝者となるのである。戰つて必ず勝ち得ると信ずる心は、何度も繰返して決死の猛訓練を行ふことによつて生れてくるのである。必ずわづかな時間をも惜しんで、誠心を籠めて訓練し、必ず敵に勝つ事の出來るだけの實力を漸を追うて養成せよ。

戰に勝つか敗るゝかは、皇國のさかえるか衰へるかに係る大事である。輝かしい大日本帝國陸軍の歷史に模範を取り、戰へば必ず勝つた皇軍の傳統に對しての己軍人としての責任義務を深く肝に銘じ、一度戰ひて勝たずんば決して鋒を收めてはならぬ。

本訓（其の二）

第一　敬神　神のみたまは上にましまして、吾々人間の事を御覽になつていらつしやる。

邪まな心を去り、身をとゝのへて、深く神を敬する誠心を捧げ、常に忠義孝行をなさんとかたく心に掛け、仰いで神靈の垂れ給ふ御守護に對して恥づかしくないやうにせよ。

第二　孝道　忠と孝とが一致して一つもとより出でてゐることは、我が國の道德上條理となすものゝ最も優れた點であり、誠心を以て、君に忠を盡す者は又必ず親に對しては孝子ではならぬ。

戰陣に於て、深く父母の志を己が志となし、よく忠をすると云ふ大いなる義理に徹底し、そして祖先の遺された立派な風儀敎訓を明かに現はさうと心掛けよ。

第三　敬禮擧措　敬禮は至つて純粹なる上に對しての心があらはれたものであり、又上位の者と下位の者とが一つに併さる心持のあらはれである。戰陣にあつては、特に嚴重正格なる敬禮を行はねばならぬ。

禮儀正しく節操を保つ心が內面に滿ちあふれ、外は起居振舞が謹み深く嚴重であつて、正しく立派であるのは、強い武人である者の証據である。

第四　戰友道　戰友として守るべき道德的な條理は、盡忠

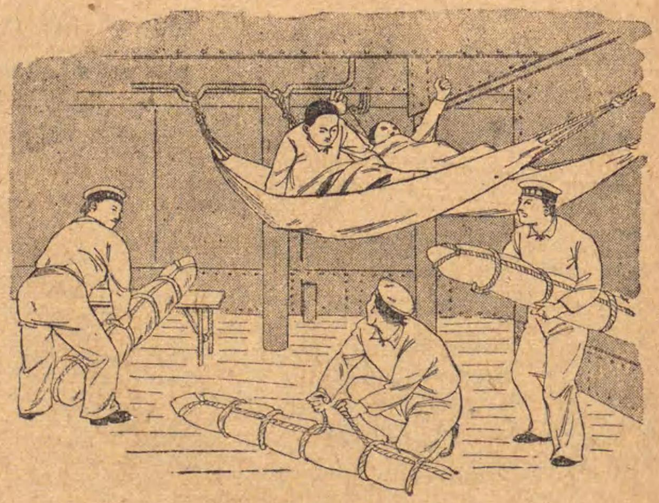

釣床　東鄕大將が三笠の艦橋で日本海大海戰を指揮する晝の、鐵柵や羅針盤に括り附けてあるのはこの釣床で、敵彈の跳廻るのを防ぐクッションに利用したのである。

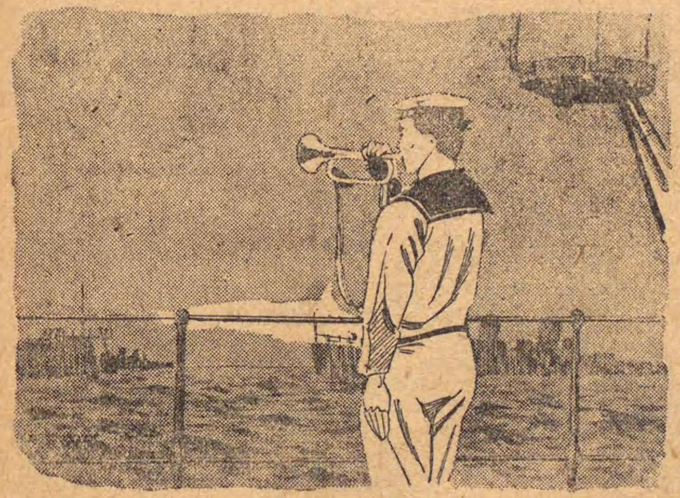

軍艦生活の一日

總員起し　夏は五時、冬は六時に起床ラッパの音が波靜かな海面に響く。紅さす曉雲は今日の日和を語る。嚴肅な靜寂を破つて一日の活動が始まる。

報國の大いなる條理の下に、死ぬも生きるも相伴なふべき約束を結び、お互に信用し依頼する誠心を出し、常によく練磨し修養して、急の難場をお互に救け合ひ、法にたがふやうな事は互に訓戒して、その罪を犯すことなく、相ともに本來與へられた軍人としての職分を完成しなければならぬ。

第五　率先躬行　軍の主腦部員たる將校は、赤誠を以てあらゆる行爲について兵の模範となれ。上位の者が正しくなければ、下位の者は必ず秩序を亂すものである。

戰陣に於ては、何よりも實際に行ふことを第一となす。己自ら兵の先に立つて、しつかりした態度を以て事を行ふやうにせよ。

第六　責任　上より任命せられたつとめは、至つて尊く他より犯し難いものである。自己の引きうけた任務は至つて重大である。如何なる任務でも、その一つ〳〵を輕視せず、誠心を盡して、あらゆる方法を講じてその目的を達し、後の悔を殘さざるやうに心掛けよ。

己の引きうけた任務を重視し大切にするものは、これこそ本當に戰場に於ける最も偉大なる勇者である。

第七　死生觀　死と生とを貫き通すもの、即ち人間最高の道義は、高く尊い滅私以て公に盡す心構へである。

生と死との問題をのりこえ、之を無視して、ひたすらに任務を完全に達成せんがために勉め勵めよ。身體氣力己の持てるあらゆる力を盡し、ゆつたりと落つきはらつて、永遠に變らぬ大いなる義理に生きぬくことを無上の喜びとせよ。

第八　名を惜しむ　はづべき事を知る者は、自己の行爲を正しくするから、從つて強い者である。常に鄕里の仲間や一家一門の名譽を考へて、いよ〳〵ます〳〵奮ひ勵んで、一家の者の豫期にそむかぬやうにせよ。

死すべき時に死せずして、生殘つて捕虜としての恥辱をうけてはならぬ。

又死後に、罪人の汚れた名を殘してはならぬ。

第九　質實剛健　飾り氣なく、まことであることを以て陣中のたちゐふるまひを規律づけ、強く健全なる軍人の氣風を興し作し、盛なる意氣込みを振ひ起せ。

陣中の生活は簡單質素でなくてはならぬ。戰陣にあつては平素と異つて兎角不自由勝であることが通例であると考へ、事毎に儉約するやう努力せよ。贅澤は勇敢なる精神を毒するものである。

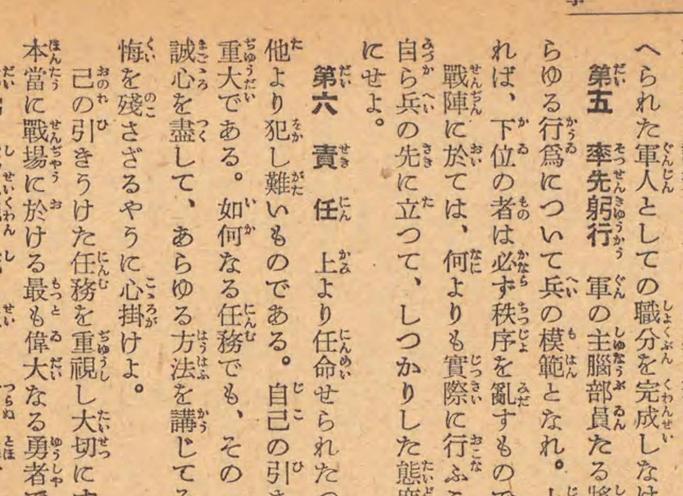

甲板洗ひ　甲板を「洗ふ」と言ふよりは「磨く」と言ふ方が事實に當る。日本の軍艦ぐらゐ掃除の行屆いた軍艦は、世界中どこの海軍へ行つてもないと言はれて居る。

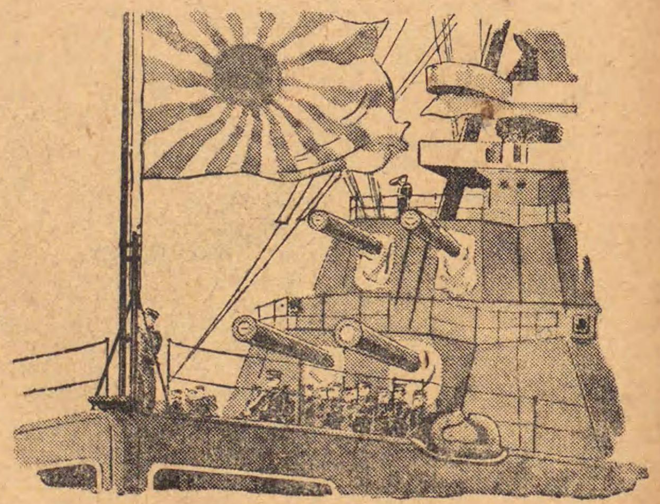

軍艦旗　午前八時、君ヶ代の喇叭と衞兵隊の「捧銃」の禮の裡に軍艦旗が艦尾の旗竿に揭げられる。上甲板に在る者は擧手の禮、中甲板以下に在る者は不動の姿勢をとる。

第十　清廉潔白　心が清らかで、無慾で、汚れがないと云ふことは、軍人の氣骨がそれに據つて成り立つ所の基礎である。自己の慾望に打ちかつことが出來ずして、慾心にとらへらるゝ如き者は、何としても皇國の爲に身命を捧げて御奉公出來ようや。とても出來はしない。

己の一身を保つには、冷靜嚴格にして、一時の利慾に迷つてはならぬ。事を處理するには、無私にして正しくせよ。何事を行ひても、天地神明に對して恥づかしからぬやうに心掛けよ。

本訓（其の三）

第一　戰陣の戒

一、ほんの僅かな時間心をゆるめたことから、思はざるの大難が生ずることがある。故に常に用意警戒して、過の無きやうに嚴重に注意せねばならぬ。

敵及び敵地の住民を輕んじあなどることを止めよ。少しの成功に滿足して、骨惜しみをしてはならぬ。不注意も亦油斷と同樣にわざはひの原因となることを知れ。

二、軍事上の機密を守るに綿密なる心を以てせよ。スパイは常に吾等の身近の所にゐるのであるから。

三、步哨の任務は頗る重いものである。步哨は、一軍の安穩と危急とを負うて居り、一隊の規律・風紀を代表するものである。であるから、己が身を捧げて、その重大なる任務を自覺し、きびしく之を行へ。

他の者は又哨兵の地位を深く尊重せねばならぬ。

四、思想戰は、現代の戰爭における重要な一方面である。皇國に對してゆるぎなき愛國心・正義觀を抱き、敵の宣傳やいつはりを打ち破るのみではなく、尙その上に進んで皇道を世界に弘め敷くやうに努力せよ。

五、根も葉もない出鱈目の噂話と云ふものは、そついての己の考へを信ずる心の弱い所から生ずるのである。惑つてはならぬ。動搖してはならぬ。皇軍の實際の力量を堅く信じ、上官を深く信じ賴れ。

六、敵軍の遺棄して財貨物件を守るについて、遺漏なきやうに注意する必要がある。

徵發・押收とか、物件資財の燒却などは、すべて規則に從つて行ひ、必ず指導官の命令を待つてせねばならぬ。

七、皇軍本來の使命に照し考へて、あはれみ深いおもひや

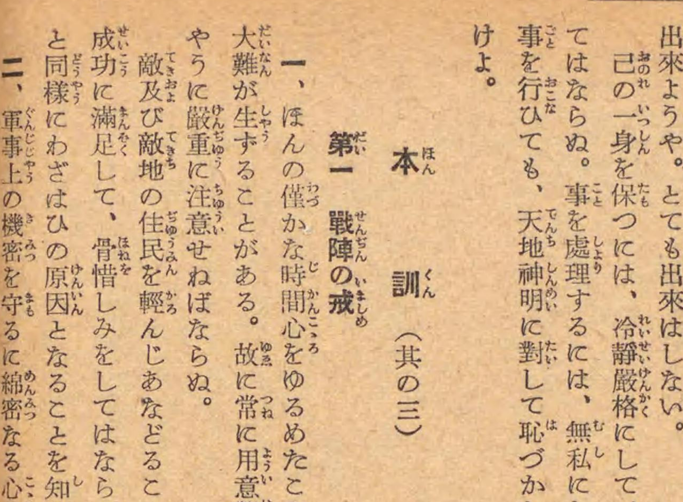

砲の手入　戰艦長門の主砲＝四十糎砲は長さ十八米、重さ百三噸。これを圍む砲塔は厚い鋼鐵で鎧はれて居る。この長い砲身も、砲塔も原動機の力で右に左に動く。

敎練　『右六十度、敵の一番艦』、『一齊打方』。命令と共に水兵さんは實戰その儘の敎練に汗を拭ふ暇もない。朝の九時から始まる作業である。

りの心を以て、罪の無い一般民衆を愛し保護せよ。

八、戦陣に於ては、かりにも酒や女色に冷靜な心をとられ又慾をとげんとする氣持から正しい本來の心を忘れて、皇軍の威嚴と信用をきづつけ、上に御奉公すべき大切な身體を罪に陷すやうなことがあつてはならぬ。深くいましめつゝしんで、決して軍人の清き節操をよごさぬやうに心掛けよ。

九、怒氣をおさへ、不平の氣持を止めよ。

昔の人も「怒は己を害ふ敵と思へ」と教へたのである。一時の昂奮は後悔を他日に殘すことが多い。

軍の法律が極めてきびしいのは、特に軍人の名譽を保ち、皇軍の威嚴と信用を完全にしておかうとするがためである。軍人は常に、故郷を離れて戰地に赴いたその頃の決心と感憤とを思ひ起し、遙か遠く家郷にあつて、出征兵士の上を祈る父母妻子の眞心を考へて、かりにも己が身を罪に陷れて汚名を蒙る如き事があつてはならぬぞ。

第二　戰陣の嗜

一、武事をたふとぶ日本の昔からの風習によつて、己が武

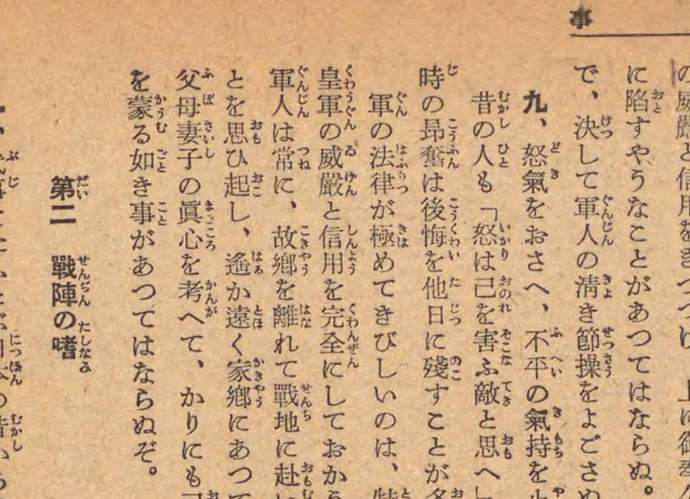

食事　明治の中葉、遠洋航海中の軍艦内に脚氣患者が續出して、その防止に苦心したことがあり、艦内の食料の配合・榮養には格別の注意が拂はれて居る。

を重んずる氣風をそだて、武事の德義を漸次に養成し、技倆を練り磨くことに努力せよ。

「如何なる事にあたつても倦み怠つてはならぬ。」とは昔の武將の意氣の中にも見えてゐる。

二、後事の心配の無いやうにして、一途に上への御奉公をつとめ、常に身の周圍を清く整頓して、死の後に汚れの殘らぬやうに心掛けておくことが極めて大切である。

死屍を戰場に野ざらしとすることは、元來軍人の心に決せるところである。

かりに遺骨までも失せて、故郷に歸り得ざる如き場合があつても、別にそれを氣に掛けないやうに、前々から家郷に殘つた者へよく話して、納得させておくやうにせよ。

三、戰陣に在つて、病氣の爲に働けなくなるのは、極めて殘念なことである。特に健康保持に注意し、自己のふしだらの爲に身體を害ひ、御奉公のさまたげになることがあつてはならぬ。

四、刀を己が魂とし、馬を寶と考へた昔の武士の心掛けを以て、己の心構へとなし、戰陣に在つては、常に兵器や軍需品を大切にし、馬を愛し護れ。

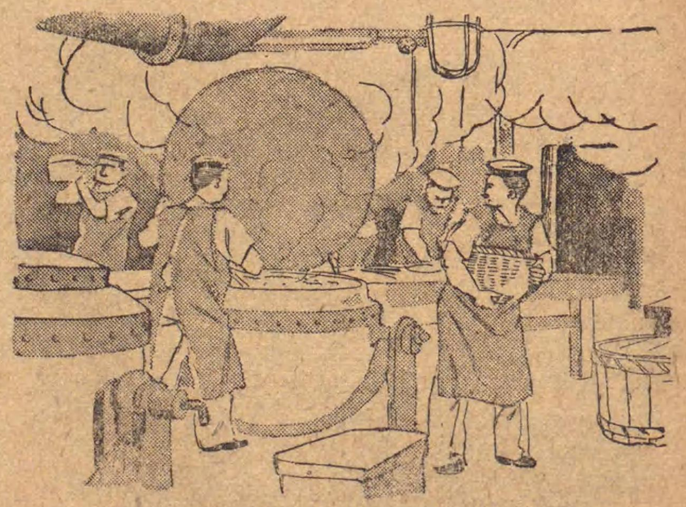

お臺所　釜が大きく重いので、据付けた儘ハンドルで横に傾けて中味を出したり、洗つたりする。米を炊くのも、ものを煮るのも蒸氣の熱で行ふのである。

五、 陣中に於て道徳・義務をよく守ることは、戰闘力の源泉となるのである。であるから、常に他の部隊の便利・利益を考へ、宿泊所物件資材などを己が部隊のみでひとりじめする如き事は、決してしてはならぬ。

諺にも「飛び立つ鳥はその跡を汚さぬ。」と云つてある。男らしく而も何となく懐かしくしたはしいと云ふ皇軍の評判を、外國の邊鄙な土地にまで永く殘し傳へたいものである。

六、 すべて武功を立てゝ自慢せず、己の手柄を人に讓つて他を立てるのは、軍人のすぐれた德風となすものである。

他人の立身出世をそねまず、又自分の價値の人に認められぬことを恨みに思はず、己が身をふりかへつて、我が誠心をつくす事の足らぬを恐れるべきである。

七、 萬事につけて曲りなく正しいことを第一とし、おほげさに言つたり、嘘をついたりするのを恥かしい事と考へよ。

八、 常に大國の民としての度量を持し、正しき道を履行し正義を貫徹して、皇國の威光を世界に向つて弘めかゞやかせよ。國と國との間の禮儀と云ふものも亦ないがしろに考へてはならぬ。

九、 一度征途にのぼるからには、死を覺悟してゐるわけであるが、萬が一にも生き長らへて、內地へ歸れとの大命を蒙つたならば、戰場に斃れた護國の英靈の上を幾度も〳〵繰り返し思ひ、言葉と行ひとをつゝしみ保つて、國民の模範となり、ます〳〵御奉公の決意を固めるべきである。

別科始め 夕食の後に「別科始め」の號令で柔劍道・角力などが始まる。

カンバスで圍く作つた土俵で力を競ふ。觀側を打つ南の海の色は特に碧い。

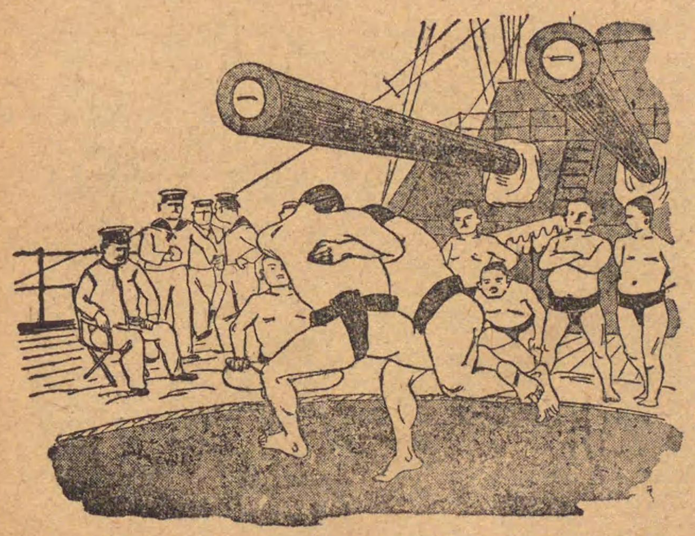

結び

以上に述べたところのことは、すべて「**軍人に賜はりたる勅諭**」から發し、又結局これにをさまるものである。それであるから、この戰陣訓を戰陣に於ける道義の實行に役立て、そして勅諭の御旨をよく胸にいたゞき以て、常に之を實行にうつして缺くるところの無きやうに心に掛けよ。

戰陣にある將兵よ。

必ずこの趣意を身に受け持つて、ます〳〵誠心を捧げて御奉公を勵み、よく軍人の本領をつくして重大なる皇恩に答へ奉るやうにせよ。

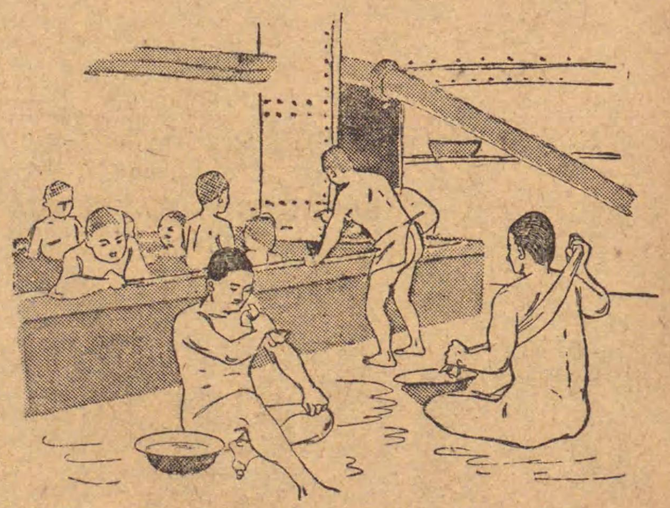

入浴 水兵は潮と汗を流し、機關兵は油と汗を洗ひ落す。身も心も淨められて、あゝサツパリした、サア砲彈でも水雷でもやつて來い、と新しい勇氣が湧き起る。

帝國陸軍の陣容

軍司令部　大日本帝國内地は東部・中部・西部・北部の四軍管區に分たれ、各區に軍司令部が置かれる。

軍司令官は陸軍大・中將を以て親補され、天皇に直隷する。

同時にこれまで天皇に直隷して居た師團長は司令官に隷することに改められ、又この改正に伴ひ從來あつた東・中・西の各部防衛司令官の制度は廢止となつた。

内地及び外地の軍司令部を併せ掲げると次の通りである。

東部軍司令部	東京
中部軍司令部	大阪
西部軍司令部	福岡
北部軍司令部	札幌
臺灣軍司令部	臺北
朝鮮軍司令部	京城

陸軍軍管區

〔師管〕　〔聯隊區〕

◇**東部軍管區**
東京　麻布、甲府、横濱、本郷、千葉
宇都宮　水戸、宇都宮、前橋
仙臺　仙臺、福島、新潟
金澤　金澤、富山、長野

◇**中部軍管區**
名古屋　名古屋、岐阜、豊橋、静岡
京都　京都、福知山、津、大津、敦賀
大阪　福井、大阪、堺、奈良、和歌山
姫路　姫路、鳥取、岡山

◇**西部軍管區**
廣島　廣島、福山、松江、濱田、山口、
熊本　熊本、大分、宮崎、鹿兒島、沖繩
久留米　小倉、福岡、佐賀、長崎
善通寺　高松、松山、徳島、高知

◇**北部軍管區**
旭川　札幌、函館、釧路、旭川、豊原
弘前　青森、盛岡、秋田、山形

◇**朝鮮軍**
羅南　羅南、咸鏡、大邱、光州
京城　京城、平壤、

要塞

〔所屬軍管區〕　〔司令部所在地〕

東京灣（東部）　横須賀市
父島（同）　東京府小笠原父島
由良（中部）　兵庫縣由良町
奄見大島（西部）　鹿兒島縣古仁屋町
豫（同）　大分縣佐賀關町
津輕（北部）　函館市
關門（西部）　下關市
對馬（同）　長崎縣鷄知村
長崎（同）　長崎市
壹岐（同）　長崎縣武生水町
佐世保（同）　佐世保市
舞鶴（中部）　舞鶴市
吳（同）　吳市
鎭海灣（朝鮮軍）　慶尚南道鎭海邑
永興灣（同）　元山府
羅津（同）　羅津府
基隆（臺灣軍）　基隆市
澎湖島（同）　澎湖島馬公街
高雄（同）　高雄市
旅順（關東軍）　旅順市

陸軍管轄地域表

昭和十五年改正

〔太字は聯隊區名、括弧内はその管轄區域を示す〕

東部軍管區

◇**東京師管**　**麻布**（東京市麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、赤坂、四谷、牛込、小石川、品川、目黒、大森、荏原、蒲田、世田ヶ谷、澁谷、淀橋、中野、杉並の各區、八王子市、府下郡部、大島、八丈島、小笠原島）
甲府（山梨縣）**横濱**（神奈川縣）**本郷**（東京市本郷、豊島、足立、下谷、瀧野川、向島、淺草、荒川、城東、本所、王子、葛飾、深川、板橋、江戸川の各區、埼玉縣）**千葉**（千葉縣）

◇**宇都宮師管**　**水戸**（茨城縣）**宇都宮**（栃木縣）**前橋**（群馬縣）

◇**仙臺師管**　**仙臺**（宮城縣）**福島**（福島縣）**新潟**（新潟縣）

◇**金澤師管**　**金澤**（石川縣）**富山**（富山縣）**長野**（長野縣）

中部軍管區

◇**名古屋師管**　**名古屋**（名古屋市、一宮市、瀬戸市、半田市、愛知、東春日井、西春日井、丹羽、葉栗、中島、海部、知多の各部）**岐阜**（岐阜縣）**豊橋**（豊橋市、岡崎市、前記以外の愛知縣郡部）**静岡**（静岡縣）

◇**京都師管**　**京都**（京都市、愛宕、久世、宇治、綴喜、相樂の各郡）**福知山**（福知山市、舞鶴市、東舞鶴市、前記以外の府下郡部）**津**（三重縣）**大津**（大津市、野洲、甲賀、蒲生、神崎の各郡）**敦賀**（彦根市、前記以外の滋賀縣郡部、敦賀市、三方、遠敷、大飯の各郡）**福井**（福井市、前記以外の福井縣郡部）

◇**大阪師管**　**大阪**（大阪市西、北、此花、港、大正、東成、旭、東淀川、西淀川の各區、豊中市、吹田市、三島郡、豊能郡）**堺**（大阪市、東、南、天王寺、浪速、西成、住吉の各區、堺市、岸和田市、布施市、前記以外の府下郡部）**奈良**（奈良縣）**和歌山**（和歌山縣）

◇**姫路師管**　**神戸**（神戸市、尼崎市、西宮市、洲本市、武庫、川邊、有馬、多紀、氷上、津名、三原の各郡）**姫路**（明石市、姫路市、前記以外の兵庫縣郡部）**鳥取**（鳥取縣）**岡山**（岡山縣）

西部軍管區

◇**廣島師管**　**廣島**（廣島市、呉市、安藝、安佐、佐伯、高田、雙三、山縣の各郡）**福山**（福山市、尾道市、三原市、前記以外の廣島郡部）**松江**（松江市、八束、能義、大原、仁多の各郡、隱岐島）**濱田**（前記以外の島根縣郡部）**山口**（山口縣）

◇**善通寺師管**　**高松**（香川縣）**松山**（愛媛縣）**徳島**（徳島縣）**高知**（高知縣）

◇**熊本師管**　**熊本**（熊本縣）**大分**（大分縣）**宮崎**（宮崎縣）**鹿兒島**（鹿兒島縣）**沖繩**（沖繩縣）

◇**久留米師管**　**小倉**（門司市、小倉市、八幡市、若松市、戸畑市、企救、京都、築上、田川、遠賀の各郡）**福岡**（福岡市、直方市、飯塚市、築紫、早良、糸島、糟屋、嘉穂、鞍手、宗像、朝倉の各郡）**佐賀**（久留米市、大牟田市、前記以外の福岡縣郡部、佐賀縣）**長崎**（長崎縣）

北部軍管區

◇**旭川師管**　**札幌**（札幌市、室蘭市、石狩、膽振、日高、空知の各支廳）**函館**（函館市、小樽市、渡島、檜山、後志、根室の各支廳）**釧路**（釧路市、帶廣市、十勝、網走、釧路國、根室の各支廳）**旭川**（旭川市、前記以外の支廳）**豊原**（樺太）

◇**弘前師管**　**青森**（青森縣）**盛岡**（岩手縣）**秋田**（秋田縣）**山形**（山形縣）

軍旗

軍旗は陸海軍で用ひる旗のことであるが、普通は陸軍の歩兵聯隊と、騎兵聯隊にある聯隊旗のことである。

陸軍では聯隊が編成せられたとき、天皇陛下親しく軍旗を聯隊長にお授けになり、勅語を下したまふのである。

聯隊旗の竿頭には桐花の御紋章が燦然と輝き、旗地の一隅に記されてある聯隊號の文字は、かしこくも大元帥陛下の御宸筆であつて、旗地の周りの紫の總は、皇后陛下が御手づから縫はせたまふものと拝聞する。

まことに尊嚴、神聖な軍旗こそは、軍人の誇、聯隊の魂であつて、聯隊では兵營内の奉安所に安置し、常に衞兵をたてて之を衞り、聯隊長指揮の下に正式の行動をなすとき、始めて聯隊旗を立てる。聯隊旗を出し入れするときは、必ず迎送式を行ひ、全聯隊は敬禮する。名譽の旗手は何れも少尉で、それに五人の衞兵が從ひ、別に軍旗中隊として、歩兵は一箇中隊、騎兵は半箇中隊が附いてゐる。

軍旗は大元帥陛下に對し奉る場合と、神様にお詣りする場合の外は、何人に對しても敬禮を行はない。

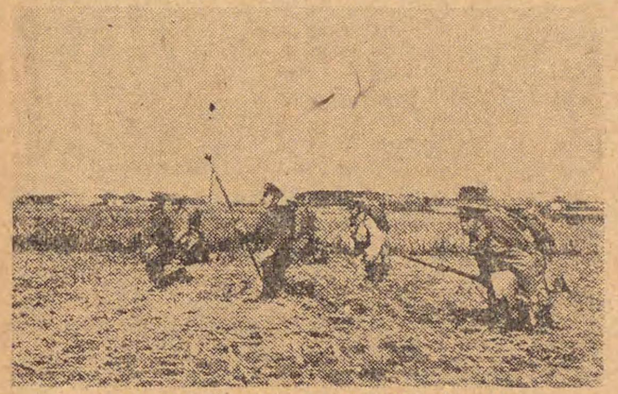

歩兵聯隊の軍旗行進

軍旗は明治七年一月二十三日に、近衞歩兵第一聯隊及び第二聯隊に授けられ、引きつゞき各聯隊にそれ〳〵授けられたので、現在歩兵に七十旒、騎兵に二十五旒、合計九十五旒の軍旗がある。

軍旗祭は、軍旗を授けられた日を記念するお祭りである。

又、軍旗が一たび戰場にのぞめば、常に皇軍の先頭に進むのである。

かの日清・日露・日獨・滿洲事變、今回の支那事變など數多の戰鬪に出動して輝かしい武勳をたてた軍旗は、硝煙彈雨の爲に中身が全部とれて緣の總だけとなり、皇軍の裝烈を物語つてゐるのは、近衞歩兵第一聯隊・第二聯隊を始め甚だ多く、殆んど全部の軍旗が殊勳と名譽とをつたへてゐる。

軍旗の制は帝國法規に示されてゐる。即ち菊花の御紋章は幅五寸七分、竿の長さ五尺一寸、旗の大きさ縱二尺六寸四分横三尺三寸、總の長さ三寸五分、旗の面

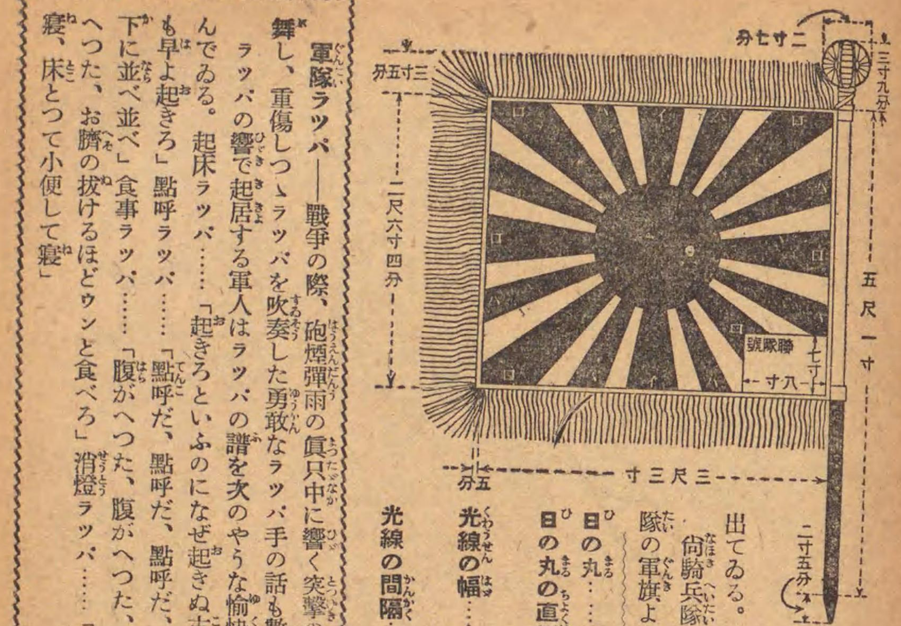

出てゐる。（上圖參照）

尚騎兵隊の軍旗は、この歩兵聯隊の軍旗よりも少し小さい。

旗の面の中心の眞中にある直徑	一尺五分の日の丸から、十六條の光線が
日の丸	イ十九度
日の丸の直徑	ロ十四度23
光線の幅	ハ九度34
光線の間隔	九度34

軍隊ラッパ

戰爭の際、砲煙彈雨の眞只中に響く突擊のラッパは勇氣を鼓舞し、重傷しつゝラッパを吹奏した勇敢なラッパ手の話も數多くある。

ラッパの響で起居する軍人はラッパの譜を次のやうな愉快な言葉にして親しんでゐる。起床ラッパ……「起きろといふのになぜ起きぬ古兵さんも早よ起きろ」點呼ラッパ……「點呼だ、點呼だ、點呼だ、皆來て廊下に並べ並べ」食事ラッパ……「腹がへつた、腹がへつた、へつた、へつた、お膳の拔けるほどウンと食べろ」消燈ラッパ……「床とつて小便して寢、床とつて小便して寢」

陸軍儀仗兵

天皇・皇族の公式行幸啓をはじめ奉り、元帥・陸軍大臣等の行列の護衞に當る儀仗兵は次の通りである。

（受禮者）	（儀仗隊）		（禮砲）
天皇	騎兵一中隊又は歩兵一大隊		百一發
皇族	騎兵半中隊又は歩兵一中隊		二十一發
元帥	陸軍大臣	騎兵一小隊又は歩兵一中隊	十九發
	參謀總長		
	教育總監		
	軍司令官		
	陸軍大將		
	特命檢閱使たる將官		

陸軍の軍人

德川幕府時代に、歩・騎・砲の三兵の稱號があつたが、明治維新の際之をそのまゝ受けつぎ、明治四年八月八日兵部省内に三兵本部が設けられて、軍の編制と配備が行はれた。

その年の四月二十八日、薩・長・土の三藩（現在の鹿兒島・山口・高知）から歩兵九大隊、砲兵六隊、騎兵二十隊を徴集して御親兵に定められ、明治十二年十月十日陸軍武官表が出來、始めて將校・下士・兵とも兵科に官兵をつけることになつた。この時の兵科別は歩・騎・砲・工・輜重で、この外に參謀といふのがあつた。かうして昨今に至るまで航空兵科を加へて六十有餘年間、各兵科毎に進歩發達を遂げて來たのである。

然し我が陸軍では、時局の進展に連れ軍備を大擴張せねばならぬが、將校以下が各兵科に分れてゐては、人材をそれぞれ適した方面に振り向けることが不便であり、新兵器が出現する毎に新兵科を設けてゐては新軍備の發達にそぐはないので、陸軍の軍人を一科と五部に分つた。即ち、兵科・技術部・經理部・衞生部・獸醫部・軍樂部が之である。

次にその各々の任務を述べよう。

兵科

兵科とは、從來の歩・騎・砲・工・輜重・航空・憲兵の各々を一まとめにしたものである。

歩兵は軍の主力といはれ、戰爭の最後の勝負を決定する任務を持つ故に數が最も多く、小銃をはじめ、機關銃や歩兵砲をもつて、自分の力だけで戰ふことが出來る。戰車は兵を助けるのが任務である。又敵彈をくゞつて敵の道路・鐵橋・鐵條網を破壞したり、地雷で敵を殺したり、場合によつては小銃をとつて戰ふ。鐵道聯隊・電信聯隊はそれ〳〵鐵道・電信の技術を專門にやるのである。

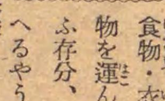

輜重兵は馬車・自動車を使つて彈藥・食物・衣服その他の品物を運んで、軍隊が思ふ存分、不自由なく戰へるやうに配る兵である。その努力には涙ぐましいものがある。

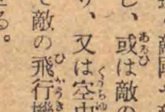

航空兵は飛行機を以て遠く敵國や敵陣を爆撃し、或は敵の樣子を探り、又は空中戰を行つて敵の飛行機を擊墜させる。

今事變下の活躍は全く驚嘆に値する。

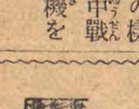

憲兵は軍隊の警官で、軍の規律を破つたり、惡い事をした軍人を捕へ、又外國の軍事探偵が我が軍事の秘密を探るを防ぐ。戰地では、鐵道や軍用倉庫を守つたり、我が軍を害する賊と戰ふのが任務である。

技術部

技術部は、新しく設けられた部であつて、國防國家の建設を目ざして、陸軍の兵器・航空技術の發達をはかるため、技術方面に專ら從事するのである。

經理部

軍隊の衣服・食物・住居等生活に關する一切の事を取扱ひ研究し、又軍隊の金錢の出し入れをするのが任務である。

衞生部

戰鬪で負傷した軍人を治療看護するのは勿論平時は徵兵の身體檢査をはじめ、軍人の病氣を豫防し診斷する。

獸醫部

軍隊で使ふ馬や軍用犬の病氣や傷の治療、馬の傳染病の豫防など馬の衞生一切を扱ふのが其の任務である。

軍樂部

軍樂を吹奏して、軍隊の士氣を大いに振ひたたせようとするのが其の任務である。

註　兵科・技術部・經理部・衞生部・獸醫部・軍樂部の各武官・兵の階級呼稱に就いては百二十六頁を參照。

砲兵は大砲で敵を擊碎く役で、それには野砲兵・山砲兵・騎砲兵・野戰重砲兵・重砲兵・高射砲兵がある。野砲兵と山砲兵は輕い大砲をもつて戰場を駈廻り、騎砲兵は騎兵と一緒に活動し野戰重砲は大きい大砲で遠い敵を攻擊する。重砲は一層大きい砲で攻擊防禦に當り、高射砲は敵の飛行機を攻擊する。

氣球隊は氣球をあげて偵察したり、射擊の觀測をする。

工兵は陣地を築き、橋をかけ、或は道路を開き修繕する等、技術をもつて他の軍の耳目をするので、軍の耳目といはれる。又其のすばらしい速力を利用して、後や横から不意に襲つて敵を破る等痛快な働をする。

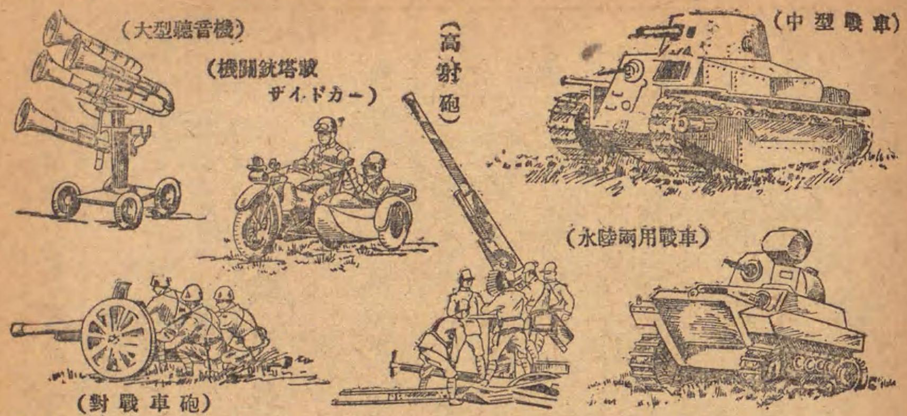

陸軍關係の諸學校

陸軍大學校	東京市	赤坂區
陸軍士官學校	神奈川縣	座間村
陸軍豫科士官學校	東京市	牛込區
陸軍幼年學校	東京市	牛込區
陸軍幼年學校	仙臺市・廣島市・大阪市・熊本市・名古屋市	
陸軍航空士官學校	埼玉縣	
陸軍豫備士官學校	盛岡・豐橋・久留米・奉天	
陸軍砲工學校	東京市	牛込區
陸軍歩兵學校	千葉縣	都賀村
陸軍騎兵學校	千葉縣	二宮町
陸軍野戰砲兵學校	千葉縣	千代田村
陸軍重砲兵學校	神奈川縣	浦賀町
陸軍工兵學校	千葉縣	松戸町
陸軍習志野學校	千葉縣	習志野
千葉陸軍戰車學校	千葉市	黒砂町
陸軍教導學校	仙臺・豐橋・熊本	
陸軍經理學校	東京市	牛込區
陸軍憲兵學校	東京市	中野區
陸軍軍醫學校	東京市	牛込區
陸軍獸醫學校	東京市	世田谷區
陸軍航空學校	千葉市	小中臺町
陸軍戸山學校	東京市	牛込區
陸軍通信學校	神奈川縣	大野村
陸軍兵器學校	神奈川縣	座間村
陸軍飛行學校	所澤・下志津・明野・濱松・鉾田・熊谷・水戸・岐阜・宇都宮・太刀洗	
東京陸軍航空學校	東京府	村山村
陸軍航空通信學校	茨城縣	東茨城郡
陸軍航空技術學校	東京府	立川市
陸軍航空整備學校	埼玉縣	所澤町
陸軍機甲整備學校		
陸軍科學學校		

陸軍の新兵器圖

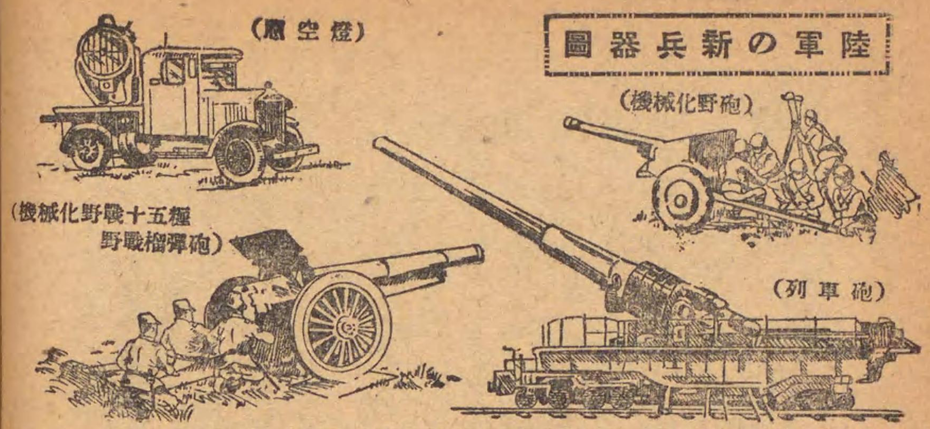

陸軍特別大演習

陸軍最初の大演習は、明治廿三年、明治天皇御統監のもとに名古屋地方に行はれ、近衞・第三・第四の三箇師團に海軍の一部が參加、現制度の特別大演習は明治廿四年に定められた。

(年次)　(演習地)　(參加師團)

明治二五年	宇都宮地方	近衞、第一、二
三年	大阪地方	第三、四、九、十
四年	仙臺地方	第二、八
五年	熊本地方	第六、十二
六年	姫路地方	第五、十一
四〇年	結城地方	近衞、第一、三、十五
四一年	奈良附近	第四、九、十、大
四二年	宇都宮附近	第二、七、八、十三、十四
四三年	岡山附近	第五、十、十七
四四年	久留米附近	第六、十二、九
大正元年	川越附近	近衞、第一、十三、十四
二年	名古屋地方	第三、九、十五、大
三年	大阪地方	第四、十、十一、七
四年	弘前地方	第二、七、八
五年	福岡地方	第五、六、十一、大
六年	彦根附近	第三、四、九、大
七年	關東平地	近衞、第一二八、十五
八年	栃木附近	十四、十五
九年	播磨地方	第四、十、十一、七
一〇年	中津地方	第六、十二、大
一一年	武相平野	近衞第二、三、十三、十四
一二年	西讃岐地方	第五、十一
一三年	金澤地方	第九、十三、大
一四年	仙臺地方	第二、七、八
一五年	佐賀平地	第六、十三
昭和二年	名古屋地方	第一、三、四
三年	盛岡地方	第二、八
四年	水戸附近	近衞、第一、十四
五年	岡山地方	第五、十
六年	熊本附近	第六、十三
七年	近畿地方	第三、四、五、大
八年	福井地方	第九、十
九年	前橋地方	近衞、第一、三、十四
一〇年	九州南部	第六、十三
二年	北海道	第七、八

(昭和十二・十三・十四・十五年は事變のため御取止)

陸軍武官の官等表と陸軍兵等級表

陸軍では軍備を量質共に擴充するため列國に率先して科別の區分を廢した。從つて歩兵・騎兵・砲兵・工兵・輜重兵・航空兵等の科別はなくなり、所謂兵科に於ては一齊に陸軍大佐、陸軍曹長、陸軍二等兵等と呼ぶ。但し、憲兵だけはその儘殘して從來通り、陸軍憲兵大佐などと呼ぶ。

尙、技術部・經理部・衞生部・獸醫部・軍樂部の五部は從來通り、陸軍兵技中將・陸軍軍醫少佐、陸軍軍樂中尉などと呼ぶのである。

陸軍武官官等表

科部	將官			佐官			尉官		
兵科	陸軍大將	陸軍中將	陸軍少將	陸軍大佐 陸軍憲兵大佐	陸軍中佐 陸軍憲兵中佐	陸軍少佐 陸軍憲兵少佐	陸軍大尉 陸軍憲兵大尉	陸軍中尉 陸軍憲兵中尉	陸軍少尉 陸軍憲兵少尉
技術部	—	陸軍兵技中將 陸軍航技中將	陸軍兵技少將 陸軍航技少將	陸軍兵技大佐 陸軍航技中佐	陸軍兵技少佐 陸軍航技少佐	陸軍兵技大尉 陸軍航技大尉	陸軍兵技中尉 陸軍航技中尉	陸軍兵技少尉 陸軍航技少尉	
經理部	—	陸軍主計中將	陸軍主計少將	陸軍主計大佐	陸軍主計中佐	陸軍主計少佐	陸軍主計大尉	陸軍主計中尉	陸軍主計少尉
衞生部	—	陸軍軍醫中將 陸軍藥劑中將 陸軍齒科中將	陸軍軍醫少將 陸軍藥劑少將 陸軍齒科少將	陸軍軍醫大佐 陸軍藥劑大佐 陸軍齒科大佐	陸軍軍醫中佐 陸軍藥劑中佐 陸軍齒科中佐	陸軍軍醫少佐 陸軍藥劑少佐 陸軍齒科少佐	陸軍軍醫大尉 陸軍藥劑大尉 陸軍齒科大尉	陸軍軍醫中尉 陸軍藥劑中尉 陸軍齒科中尉	陸軍軍醫少尉 陸軍藥劑少尉 陸軍齒科少尉
獸醫部	—	陸軍獸醫中將	陸軍獸醫少將	陸軍獸醫大佐	陸軍獸醫中佐	陸軍獸醫少佐	陸軍獸醫大尉	陸軍獸醫中尉 陸軍獸醫務中尉	陸軍獸醫少尉 陸軍獸醫務少尉
軍樂部	—	—	—	—	—	—	—	—	陸軍軍樂少尉

陸軍武官官等表（續）

科部	准士官	下士官							
兵科	陸軍准尉 陸軍憲兵准尉	陸軍曹長 陸軍憲兵曹長	陸軍軍曹 陸軍憲兵軍曹	陸軍曹 陸軍憲兵曹	陸軍伍長 陸軍憲兵伍長				
技術部	陸軍兵技准尉 陸軍航技准尉	陸軍兵技曹長 陸軍航技曹長	陸軍兵技軍曹 陸軍航技軍曹	陸軍兵技曹 陸軍航技曹	陸軍兵技伍長 陸軍航技伍長				
經理部	陸軍主計准尉	陸軍主計曹長	陸軍主計軍曹	陸軍主計曹	陸軍主計伍長				
衞生部	陸軍衞生准尉 陸軍療士准尉	陸軍衞生曹長 陸軍療士曹長	陸軍衞生軍曹 陸軍療士軍曹	陸軍衞生曹 陸軍療士曹	陸軍衞生伍長 陸軍療士伍長				
獸醫部	陸軍獸醫務准尉	陸軍獸醫務曹長	陸軍獸醫務軍曹	陸軍獸醫務曹	陸軍獸醫務伍長				
軍樂部	陸軍軍樂准尉	陸軍軍樂曹長	陸軍軍樂軍曹	陸軍軍樂曹	陸軍軍樂伍長				

陸軍兵等級表

科部	一級	二級	三級	四級
兵科	陸軍憲兵長	陸軍上等兵 陸軍憲兵上等兵	陸軍一等兵 陸軍憲兵一等兵	陸軍二等兵 陸軍憲兵二等兵
技術部	陸軍兵技長 陸軍航技長	陸軍兵技上等兵 陸軍航技上等兵	陸軍兵技一等兵 陸軍航技一等兵	陸軍兵技二等兵 陸軍航技二等兵
衞生部	陸軍衞生兵長	陸軍衞生上等兵	陸軍衞生一等兵	陸軍衞生二等兵
軍樂部	陸軍軍樂兵長	陸軍軍樂上等兵	—	—

陸軍の歌

一 忠節
日出るの國大君の國
忠節盡す兵の
誇りを見よや
この歷史

二 禮儀
神ながらの國大君の國
禮儀正しき兵の
尊き見よや
この秩序

三 武勇
櫻咲く國大君の國
武勇尙ふ兵の
輝き見よや
この歷史

四 信義
富士聳ゆ國大君の國
信義は重き兵の
國榮を見よや
この兵舍

五 質素
菊薰るの國大君の國
質素を旨とす兵の
勳見よや
この陸軍

帝國海軍の陣容

わが國では全國と海面とを分つて四海軍區とし、之に鎭守府要港を配して防禦警備を嚴にし、海上には戰艦長門以下の艦艇を浮べ『守るも攻むるも』無敵艦隊の名に負かぬ陣容を示して居る。

【鎭守府】各軍港に置き所在地の名を冠せる。司令官は親補職で天皇に直隷し、所管軍區の防禦・警備に當り、管下部隊の統率・訓練に任ずる。

所在地は次の通りである。

横須賀鎭守府　吳鎭守府
佐世保鎭守府　舞鶴鎭守府

【要港部】司令官は同じく親補職で天皇に直隷する。任務・權能は概ね鎭守府司令長官に準ずるものと見てよろしい。

青森縣大湊。山口縣德山。朝鮮鎭海。澎湖島馬公。關東州旅順。

【海軍區】全國の海上及陸上を四海軍區とし、各海軍區に軍港を置く。

海軍區	鎭守府	陸上區畫	海上區畫
第一	橫須賀	樺太、北海道、青森、秋田、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、山梨、靜岡、愛知、長野、岐阜、三重。	樺太、北海道、青森、秋田、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、靜岡、愛知、三重の海上。
第二	吳	奈良、和歌山、大阪、兵庫、（美方郡及城崎郡を除く）、岡山、廣島、山口、香川、德島、高知、愛媛、宮崎、大分、福岡（遠賀郡、宗像郡界以東の海に面する郡及び市）	和歌山、大阪、兵庫（日本海を除く）、岡山、廣島、山口、香川、德島、高知、愛媛、宮崎（有明灣を除く）、大分、福岡（遠賀郡、宗像郡界以東）の海上。
第三	佐世保	福岡（第二海軍區に屬するものを除く）、佐賀、長崎、熊本、鹿兒島、沖繩、朝鮮、臺灣。	福岡（第二海軍區に屬するものを除く）、佐賀、長崎、熊本、鹿兒島、宮崎（有明灣）、沖繩、朝鮮、臺灣の海上。
第四	舞鶴	山形、新潟、富山、石川、福井、滋賀、京都、兵庫（美方郡及び城崎郡）、鳥取、島根。	山形、新潟、富山、石川、福井、京都、兵庫（日本海）、鳥取、島根の海上。
關東洲	佐世保	關東洲及び其の海上。	
南洋	橫須賀	南洋郡島委任統治區域及び其の海上。	

軍艦旗

帝國海軍の軍艦旗は明治二十二年十一月三日に定められた。

軍艦旗は陸軍の軍旗と違ひ、太元帥陛下から親授されるものではない。それは海上で毎日揭げるから、風雨のため破損し易く、破損すれば軍艦の國籍を明かにすることが出來ないので、すぐ新しいのと取換へるため、軍艦には常に新しい軍艦旗が必要である上に、また軍艦に乘せてゐるボートなどにも軍艦旗をたてることがあるので、大小さまざまのを必要とするからである。

軍艦旗は艦尾に揭揚する。碇泊中は毎日午前八時に揭げ、日沒に降すのであるが、その度に後甲板では衞兵隊が敬禮し軍樂隊又は信號兵の奏する「君が代」につれて軍艦旗が、揭げ降しされる。この時、上甲板に居るものはすべて軍艦旗に向つて敬禮し、艦內にゐる者は「君が代」を聞く間姿勢を正して敬意を表し、莊嚴を極める。

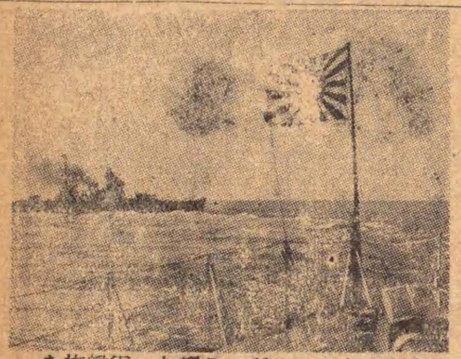

翻見てはと誰もしひてしるがへすを躊躇いし軍艦旗を「めな死そこに下の旗の」こ感を新にすると

軍艦は航海中は晝夜の別なく軍艦旗を揭げる。航海中、商船と出合つた時は、先づ商船の方で揭げてゐる旗をずつと降して敬禮をする。すると軍艦の方で軍艦旗を中程まで降して答禮をするのである。

戰鬪が始まると、艦尾の旗竿は大砲の射撃の爲に倒し、軍艦旗はマストに揭げる。これを特に戰鬪旗と呼ぶ。

【記念軍艦旗】敵艦隊と合戰の際使つた軍艦旗は記念軍艦旗として其艦に保存される。その艦が廢艦となり、艦名を襲ぐ新艦が出來れば之を繼承する。戰役記念日には此の記念軍艦旗を揭げて過ぎし日の奮戰を偲び、又戰死者を祭る祭壇等に飾つて、戰歿勇士の靈に餞とする。

【軍艦旗の制式】大は戰鬪艦から小は短艇に揭げるものまで大小種々の軍艦旗があるが、その標準は次の通りである。

横は縱の二分の三で、卽ち旗は横長である。

日章の經は縱の二分の一である。

日章の中心の位置は旗の中心より縱の六分の一だけ旗竿の方に偏する。

光線の幅、光線の間隔は共に十一度十五分。

日章及び光線は紅で白地に鮮かなことは諸君の知る通りである。

海軍日本を表象する軍艦旗、吾等は尊敬と信賴の念とを以て之を仰ぐ。

軍艦の名稱

普通、軍艦とは、戰鬪力を有する艦艇の全部を意味するので、後述表中の戰艦以下全部を指すことになる。然し海軍でいふ軍艦は、艦船の類別によるので、戰艦・巡洋艦・航空母艦・水上機母艦・潛水母艦・敷設艦・海防艦・砲艦・練習戰艦・練習巡洋艦で、他の驅逐艦・潛水艦・水雷艇・掃海艇・特務艦はそれ〳〵の種別で呼び、軍艦とはいはぬのである。

【艦首の御紋章】 艦首に輝く尊い御紋章は、帝國海軍の艦艇や特務艦艇のどれにもあるのでなく、特にこの軍艦と呼ばれるものだけにある。艦首にある御紋章は何れも金色燦然として輝き、之を仰ぐ者は誰しも思はず襟を正す。

【艦艇の命名】 戰艦・巡洋艦の名は海軍大臣から大元帥陛下に奏上して御定めを仰ぐ。その他の艦艇の名は、陛下の御委任の下に海軍大臣が命名し、その都度これを御届け申上げる。現在新しくその名を選ばれる場合には、多く次のやうな標準によるやうである。

戰艦は國の名＝陸奥・長門・日向等。
一等巡洋艦は山の名＝妙高・足柄等。
二等巡洋艦は川の名＝木曾・天龍等。
砲艦は名所古蹟の名＝安宅・勢多等。
一等驅逐艦は天象氣象＝白雪・春風等。
二等驅逐艦は植物の名＝桃・樫・菊等。
水雷艇は鳥の名＝千鳥・眞鶴・初雁等。
右の外、廢艦になつたものの中から、特に選ばれて新しい艦艇の名に採用されるものもある。

艦艇の名は、平假名でその艦に記され驅逐艦や水雷艇は兩方の舷側中央部に片假名で記される。

一等潛水艦は伊(イ)、二等潛水艦は呂(ロ)に分ち、それに數字をつける。

驅逐艦・潛水艦・水雷艇及びその他の艇で、前の方の兩舷側にある數字は、その艦艇が屬してゐる隊番號である。

噸數と艦齡

軍艦の大きさは排水量で表はす。水上に浮んで居る時、水面以下の容積に相當する水の重量を以て排水量と云ふのであるから、深く沈むと淺く沈むとで此の排水量は違つて來る。

そこで一定の吃水線（船の横腹が、どこまで沈んだかを示す線）まで沈んだ時の重さを以てその艦の排水量と定める。この線を標準吃水線と呼んで居る。大體に於て機關を据付け乘員を充實し、武器彈藥・艤裝品・備品・糧食・清水・軍需品の一切を搭載し航海の準備を完成し、只燃料と豫備罐水を載せないだけの時の重さを排水量として居る。

永く就役して居る間に速力は鈍る。構造の上でも新鋭艦と太刀打が困難となり第一線から退き艦齡は標的艦や工作艦に轉身したり、廢艦として解體されたりする。この壽命を艦齡と呼んで居る。

海軍の軍人

海軍士官と同相當官の科別

士官と、その相當官は全部で九つに分れ、各々の役目は次の通りである。

【兵科】 この兵科は更に、航海・砲術・水雷・通信・運用等の專門に分かれてゐる。何れもその名の示すやうな役目を受けもつのである。

【機關科】 この機關科は更に、罐・主機械・補助機械の保存と取扱ひ、金屬工業等の專門に分かれてゐる。

海軍士官は、以上二つの兵科に分れてゐるだけである。

以下の七つの科は皆相當官である。

【軍醫科】 海軍のお醫者さんで、負傷者や病人の診斷・治療を始め、徵兵の身體檢査など、みなこの軍醫科の役目である。

【藥劑科】 負傷者や病人、その他豫防などのことを受けもつ。

【主計科】 お金の出入から衣服・食物などのことを受けもつ。

【造船科】 艦艇の研究・設計・建造などを受けもつ。

【造機科】 機關の研究・設計・製作などを受けもつ。

【造兵科】 兵器の研究・設計・製作などを受けもつ。

【水路科】 水路を測量して海圖をつくり、航海の安全を計るのが役目である。

【看護科】 軍醫科の士官と力を合せて負傷者・病人の看護にあたる。

【主計科】 士官の主計科と同じ。

海軍兵の科別

【整備科】 飛行機の組立・修理など、整備の方を受けもつのが役目である。

【機關科】 士官の機關科と同じ。

【工作科】 艦上に於ける一切の工作を受けもつ。

【軍樂科】 軍樂を吹奏して、士氣を振るひたゝせるのがその役目である。

海軍特務士官・準士官・下士官の科別

特務士官・準士官・下士官は、どれも兵科・飛行科・整備科・機關科・工作科・軍樂科・看護科・主計科に分れてゐる。

特務士官には少尉から大尉まで、准士官は兵曹長のみ、下士官には三等から一等までである。

【兵科】 役目は士官の兵科と同じ。

【飛行科】 飛行機に關することを受けもつ。

【整備科】 飛行機の組立・修理など、整備の方を受けもつのが役目である。

【機關科】 士官の機關科と同じ。

【工作科】 艦上に於ける一切の工作を受けもつ。

【軍樂科】 軍樂を吹奏して、士氣を振るひたゝせるのがその役目である。

【看護科】 軍醫科の士官と力を合せて負傷者・病人の看護にあたる。

【主計科】 士官の主計科と同じ。

海軍兵の科別

特務士官・準士官・下士官と全く同じで、階級には四等から一等までである。

海軍の諸學校

海軍大學校	東京市品川區上大崎
海軍兵學校	廣島縣江田島
海軍機關學校	京都府下中舞鶴町
海軍軍醫學校	東京市京橋區
海軍經理學校	東京市京橋區
海軍工機學校	横須賀市
海軍砲術學校	横須賀市楠浦
海軍水雷學校	横須賀市田浦町
海軍通信學校	横須賀市田浦町
海軍潛水學校	廣島縣吳市吉浦町
海軍航海學校	横須賀軍港

海軍では學校の代りに、次の兵科で少年を採用してゐる。

航空兵（豫科練習生）
受驗年齡　滿十五歲以上十七歲未滿。

航空兵（偵察練習生）**掌電信兵**
受驗年齡　滿十五歲以上十九歲未滿。

軍樂兵　受驗年齡　滿十六歲以上二十歲未滿

海軍大演習

海軍の演習は明治の初年に始まり、その沿革は古いが天皇親臨の大演習は明治二十三年の海陸聯合大演習が最初と傳へられる。爾來回を重ねる毎に參加艦艇の增加、演習區域の擴大、兵器裝備の進展に伴ひ、演習の規模は逐次擴大され、現在の特別大演習に於ては天皇御統監の下に、空海兩面に渉り、晝夜を分たず攻防の作戰に、實戰その儘の情景を展開する。帝國海軍の精鋭が、時に荒天を冒して、國土を繞る四邊の海面を馳驅する狀は眞に壯觀を極めると云ふことである。大演習終了後は最寄りの港灣に全艦隊集合して、天皇陛下の御親閱を仰ぐ觀艦式の儀が行はれるを例としてゐる。

明治廿三年四月（海軍對抗演習）	明石、舞子附近。	
大正元年十月　海軍大演習）	本州東海南方海面。	
大正八年十月（特別大演習）	本州南方海面。	
昭和二年十月（同　〃）	〃	—
昭和五年十月（同　〃）	〃	—
昭和八年八月（同　〃）	〃	—
昭和十一年十月（同　〃）	〃	—

海の進軍（海軍省撰定歌）

① あの日揭つた Z旗を
父が仰いた 波の上
今日はその子が その孫が
強く雄々しい 血を繼いで
八重の潮路も 越えるのだ

② 菊の御紋の かげ映す
固い護りの 太平洋
海の男子の 生甲斐は
沖の夕陽に 擊滅の
敵のマストを 夢に見る

③ 御稜威かがやく 大空に
意氣に羽搏く 海鷲が
描く制覇の 勇ましさ
僚友よ七度 生きかはり
波に勳を 咲かさうぞ

④ 海へ、海へと 燃えあがる
大和魂 しつかりと
胸に抱いて 波千里
進む皇國 海軍の
晴の姿に 榮光あれ

觀艦式一覽

年	場所	名稱	隻數	噸數	航空機
明治元	天保山沖	觀艦式	六	二四五三	
三三	神戸沖	海軍觀艦式	一九	三一、三三八	
三三	神戸沖	大演習觀艦式	四六	二九、六〇一	
三六	神戸沖	大演習觀艦式	六一	一七、一六八	
三八	横濱沖	凱旋觀艦式	一六六	三四、一五九	
四一	神戸沖	大演習觀艦式	一二三	四〇四、四六〇	
大正元	横濱沖	大演習觀艦式	一二五	四六〇、八三五	飛行機 二
二	横須賀沖	恒例觀艦式	五七	三五三、九六五	飛行機 四
四	横濱沖	特別觀艦式	一二四	五九八、八四八	飛行機 九
五	横濱沖	恒例觀艦式	八四	四七二、三五七	飛行機 四
八	横須賀沖	御親閱式	二六	八六、〇一三	
八	横濱沖	大演習觀艦式	一一	六二四、一八〇	飛行機 三
昭和二	横濱沖	大演習觀艦式	一五六	六六四、三九〇	飛行機 八〇 飛行船 一
三	横濱沖	大禮特別觀艦式	一八五	七八八、八九一	飛行機 一三〇 飛行船 一
五	神戸沖	特別大演習觀艦式	一六五	七〇三、二九五	飛行機 七一
八	横濱沖	大演習觀艦式	一六一	八四七、七六六	飛行機 一六〇
一一	阪神沖	大演習觀艦式	一〇〇	三六〇、三三	飛行機數百機

海軍の禮法

禮砲は大別して皇禮砲、帝國文武官に對する禮砲及び外國の國旗、祝日及文武官に對する禮砲の三に分けられる。

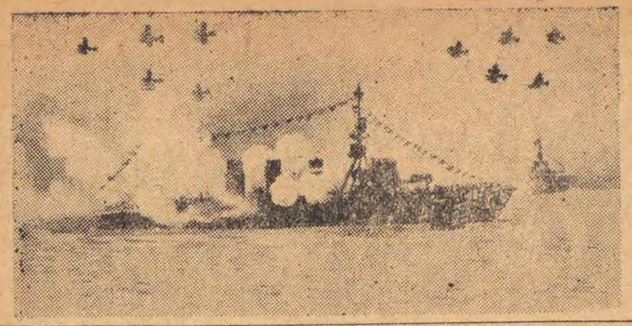

皇禮砲は天皇、皇后、太皇太后、皇太后（其の他の皇族に對しては公式の場合のみ）に對し奉り行ふもので、五秒間隔で二十一發、四大節の正午に行ふものこれである。

帝國文武官に對するものは海軍大臣・軍令部總長十七發大將十七發、中將十五發、少將十三發である。

軍艦が外國港灣に入つた場合、外國にあり又は外國の軍艦と同時に在泊する場合にその國の祝日に行ふ禮砲はやはり二十一發、外國武官に對して行ふのは帝國文武官に對するのと同樣である。

弔砲は毎發一分乃至五分を隔てゝ發するもので、その數は以上述べた場合と同じ數である。

海軍武官の官階表と海軍兵の職階表

科別	將官			佐官			尉官		
將官	海軍	海軍大將	海軍中將	海軍少將	海軍大佐	海軍中佐	海軍少佐	海軍大尉	海軍中尉	海軍少尉
兵科	海軍	海軍大將	海軍中將	海軍少將	海軍大佐	海軍中佐	海軍少佐	海軍大尉	海軍中尉	海軍少尉
機關科	機關科大將	機關科中將	機關科少將	機關科大佐	機關科中佐	機關科少佐	機關科大尉	機關科中尉	機關科少尉
軍醫科	軍醫科中將	軍醫科少將	軍醫科大佐	軍醫科中佐	軍醫科少佐	軍醫科大尉	軍醫科中尉	軍醫科少尉
藥劑科	藥劑科少將	藥劑科大佐	藥劑科中佐	藥劑科少佐	藥劑科大尉	藥劑科中尉	藥劑科少尉
主計科	主計科中將	主計科少將	主計科大佐	主計科中佐	主計科少佐	主計科大尉	主計科中尉	主計科少尉
造船科	造船科中將	造船科少將	造船科大佐	造船科中佐	造船科少佐	造船科大尉	造船科中尉	造船科少尉
造機科	造機科中將	造機科少將	造機科大佐	造機科中佐	造機科少佐	造機科大尉	造機科中尉	造機科少尉
造兵科	造兵科中將	造兵科少將	造兵科大佐	造兵科中佐	造兵科少佐	造兵科大尉	造兵科中尉	造兵科少尉
水路科			水路科大佐	水路科中佐	水路科少佐	水路科大尉	水路科中尉	水路科少尉

科別	特務士官			准士官	下士官				
特務大尉	海軍特務大尉								
特務中尉	海軍特務中尉								
特務少尉	海軍特務少尉								
兵曹長	海軍兵曹長								
飛行兵曹	海軍飛行兵曹長	海軍一等飛行兵曹	海軍二等飛行兵曹	海軍三等飛行兵曹					
整備兵曹	海軍整備兵曹長	海軍一等整備兵曹	海軍二等整備兵曹	海軍三等整備兵曹					
機關兵曹	海軍機關兵曹長	海軍一等機關兵曹	海軍二等機關兵曹	海軍三等機關兵曹					
工作兵曹	海軍工作兵曹長	海軍一等工作兵曹	海軍二等工作兵曹	海軍三等工作兵曹					
軍樂兵曹	海軍軍樂兵曹長	海軍一等軍樂兵曹	海軍二等軍樂兵曹	海軍三等軍樂兵曹					
看護兵曹	海軍看護兵曹長	海軍一等看護兵曹	海軍二等看護兵曹	海軍三等看護兵曹					
主計兵曹	海軍主計兵曹長	海軍一等主計兵曹	海軍二等主計兵曹	海軍三等主計兵曹					

科別	海軍兵									
兵科	一等水兵	二等水兵	三等水兵	四等水兵						
飛行科	一等飛行兵	二等飛行兵	三等飛行兵	四等飛行兵						
整備科	一等整備兵	二等整備兵	三等整備兵	四等整備兵						
機關科	一等機關兵	二等機關兵	三等機關兵	四等機關兵						
工作科	一等工作兵	二等工作兵	三等工作兵	四等工作兵						
軍樂科	一等軍樂兵	二等軍樂兵	三等軍樂兵	四等軍樂兵						
看護科	一等看護兵	二等看護兵	三等看護兵	四等看護兵						
主計科	一等主計兵	二等主計兵	三等主計兵	四等主計兵						

帝國海軍の艦艇早わかり

戰艦の任務

戰艦は海軍の艦船中最大最強の艦で、戰闘に當つては味方艦隊の主力となつて、最強の敵に對抗するのを本務とする。

從つて戰艦の特徴は、その強大な攻撃力と防禦力である。

戰艦の攻撃力の大部分は、その巨大な艦上に積まれた大砲である。實に戰艦こそは大砲を最も有力に活用せしめるために生れたもので、浮べる砲臺といふ異名すらある。

併しながら、攻撃力のみ強大でも防禦の無い戰艦はブリキぶねの如きもので、最強の敵に對抗することはできない。

一隻（三萬五千噸位の戰艦）造るのに八千萬圓乃至一億圓位かゝる戰艦をあつさり撃沈されたのでは全く以てたまらぬ話である。殊に最近は、飛行機とか潜水艦とか機雷などといふ戰艦の強敵が益々發達して來てゐるから、何處の國の戰艦も防禦方面は萬全を期してゐる。從つて、甲板とか舷側などの重要部分には部厚な硬質の鐵板が張りめぐらされてゐるし、その上に、魚雷や機雷の攻撃に逢つても、損害を小部分で喰ひ止められるやうな仕掛がほどこされてゐる。

航空母艦の任務

廣漠いく千方浬、茫漠たる大洋を作戰の舞臺として、而も彼我の艦隊相見ゆるや、勝敗は轉瞬の間に決せらるべき海上戰闘においては、陸上に基地を有する航空兵力は必ずしも恒に期待し得るものではない。

航空母艦はかゝる不便を償ふために生れたものである。卽ち航空母艦とは、各種の作戰任務を持つた浮べる飛行機の移動根據地であつて、その搭載飛行機の發着、補給、修理、人員の補充などの任務を有する艦隊航空の中心ともいふべきものである。尙その他の特徴は、大速力と大航路距離にある。

それは、戰略的にも戰術的にも、作戰の動きに從つて、臨機應變に大洋を縱横に馳驅し、ある時は長驅敵國沿岸に遠征して敵國の都市・工業地帶・根據地を空襲し、又ある時には敵航空隊と空中戰を演じ、又或は艦隊戰闘に參加して敵主力の爆撃・雷撃を敢行する等その行動は復雜多岐であるから、大速力と大航續距離とが勢ひ必要となつてくるわけである。

然しその廣い甲板、大きな艦形は、敵の襲撃目標となり易いので相當の速力・有力な武裝・水中防禦力を有してゐる。

戰艦一覽

艦名	長（米）	幅（米）	排水量	速力	主砲	魚雷發射管
金剛	一九九・二	二八・〇四	二九、三三〇トン	二六・〇ノット	三六糎 四基	水
霧島	〃	二八・九六	〃	〃	〃	〃
榛名	〃	〃	〃	〃	〃	〃
扶桑	一九二・〇二	二八・六五	〃	二三・五	〃	〃
山城	〃	〃	〃	〃	〃	〃
伊勢	一九五・〇七	〃	二九、九〇〇	二三・〇	三六	〃
日向	〃	〃	〃	〃	〃	〃
長門	二〇一・三五	二八・九六	三三、七二〇	〃	四〇	〃
陸奥	〃	〃	〃	〃	〃	〃
比叡	一九九・一九	二八・〇四	二九、三五〇	二六・〇	三六	—

航空母艦一覽

艦名	長（米）	幅（米）	排水量	速力	備砲	魚雷發射管
鳳翔	一五五・五五	一四・六七	七、四七〇トン	二五・〇ノット	一四糎	—
加賀	二七九・三四	三二・二四	二六、九〇〇	二三・〇	二〇	—
赤城	二三一・五六	二八・〇四	〃	二八・五	〃	—
龍驤	一六七・二〇	一八・五〇	七、一〇〇	二五・〇	高二・七	—
蒼龍	二〇九・八四	二〇・八四	一〇、〇五〇	三〇・〇	〃	—
飛龍	二〇九・八四	二〇・八四	一〇、〇五〇	三〇・〇	〃	—

巡洋艦の任務

艦隊の中で最もスマートで輕快な存在、海軍の花形は巡洋艦である。

主力艦に較べると攻防二力は薄弱であるが、速力と運動性に富み、戰場を縱横無盡に馳驅する雄姿は誠に颯爽たる物である。

巡洋艦の任務は、非常に廣くて、海上作戰の全般に亘つてゐる。巡洋艦は艦隊の耳目手足であり、艦隊の中樞神經であつて、巡洋艦の無い艦隊は半身不隨に等しいといつても過言でない。

卽ち巡洋艦は、或は敵を捜索偵察し、或は警戒に任じて小敵を撃破し、或は驅逐艦をひきゐて敵主力に魚雷攻撃を加へるなど、味方主力部隊の耳目手足となつて活躍する。又戰時通商の保護や、敵通商貿易の破壞に當つては、驅逐艦と共に味方商船隊の直接護衞にも任ずる。

又ひとり戰時にとゞまらず、平時における貿易發展の擁護や、海外居留民の保護に任じたり、外國の祝祭や式典に帝國を代表して參列するものは概ね巡洋艦であるから、海洋日本にとつては正に巡洋艦は頗る重要な存在である。

巡洋艦の主要武器は、大砲と魚雷であるが、この大砲の大きさによつて一等（甲級）と二等（乙級）の二種類に分けて呼ばれてゐる。次に各巡洋艦を列擧する。

一等巡洋艦一覽

艦名	長（米）	幅（米）	排水量	速力	主砲	魚雷發射管
古鷹	一七六・七	一五・四七	七、一〇〇トン	三三・〇ノット	二〇糎	三基
加古	青葉。衣笠。					
那智	一九二・〇七	一九・〇〇	一〇、〇〇〇	〃	〃	〃
羽黒	妙高。足柄。					
愛宕	一九八・〇〇	〃	九、八五〇	〃	〃	八
高雄	鳥海。摩耶。					

二等巡洋艦一覽

艦名	長（米）	幅（米）	排水量	速力	備砲	魚雷發射管
平戸	一三四・二	一四・一五	四、四〇〇トン	二六・〇ノット	一五糎	三基
矢矧。						
龍田	〃	一二・四二	三、二三〇	三一・〇	一四	六
天龍。						
球磨	一五一・四〇	一四・四〇	五、一〇〇	三二・〇	〃	八
多摩。北上。大井。木曾。						
長良	〃	〃	五、一七〇	〃	〃	〃
五十鈴。名取。由良。鬼怒。阿武隈。						
那珂	〃	〃	五、九五	〃	〃	〃

驅逐艦の任務

驅逐艦は、魚雷を主兵器とする奇襲的艦種で、艦體が小さく速力が速い最も輕快性に富んだ艦である。敏捷なること隼の如く、敵艦に近づいて雷撃よく大敵を屠るのを主な任務とするが、その性能が巡洋艦によく似てゐるのでその任務の範圍も海上作戰の全般に亘つてゐる。即ち敵情の偵察・洋上の索敵・敵港灣の監視・哨戒封鎖などに任ずる外、味方主力艦隊の警戒陣を承つて、潜水艦の見張り並に爆雷及び砲撃による對潜戰闘に從事する。尚必要に應じては、艦隊の前路並にその泊地にとりつけら

れた機雷を取除き、航泊の保全に任ずる等、その任務の範圍はまことに廣いものである。

排水量により、一般に千噸以上を一等驅逐艦、千噸以下を二等驅逐艦と呼んでゐる。

一等驅逐艦一覽

艦名	長（米）	幅（米）	排水量	速力	備砲	魚雷發射管
澤風	九七・五四	八・九二	一、二五〇トン	三四・〇ノット	一二・〇糎	六基
峯風。矢風。沖風。羽風。島風。秋風。夕風。汐風。灘風。太刀風。帆風。野風。沼風。波風。						
神風	九七・五四	九・二四	一、二七〇	三四・〇	一二・〇	六
朝風。春風。松風。旗風。追風。疾風。朝風。夕凪。						
睦月	九七・五四	九・二四	一、三五	三四・〇	一二・〇	六
如月。彌生。卯月。皐月。水無月。文月。長月。菊月。三日月。望月。夕月。						
天霧	一二三・二〇	一〇・三〇	一、七〇〇	三四・〇	一二・七	九
東雲。薄雲。白雲。吹雪。白雪。初雪。叢雲。浦波。敷波。綾波。朝霧。磯波。夕霧。狭霧。曙。潮。漣。雷。電。暁。響。						

艦名	長（米）	幅（米）	排水量	速力	備砲	魚雷發射管
川内	一五二・四〇	一四・四〇	五、一九五	三三・〇	一四	八
神通。						
夕張	一三一・五九	一二・〇四	二、八九〇	〃	〃	四
三隈	一九〇・五〇	一八・二〇	八、五〇〇	三三・〇	一五・五	一三
鈴谷。熊野。利根。筑摩。最上。						
香取（練習艦）	—	—	五、八〇〇	一八・〇	一四	四
鹿島（練習艦）	—	—	五、八〇〇	一八・〇	一四	四

二等驅逐艦一覽

艦名	長（米）	幅（米）	排水量	速力	備砲	魚雷發射管
朝潮	一〇八・五五	一〇・一五	一、五〇〇	三四・〇	一二・七	八
朝雲。夏雲。霞。荒潮。大潮。満潮。峰雲。山雲。霧。						
白露	一〇一・二四	九・六七	一、三六八	三八・八	一二・七	八
時雨。村雨。夕立。春雨。五月雨。江風。海風。山風。涼風。						
初春	一〇二・九二	九・九四	一、三六八	三四・〇	一二・七	六
子日。初霜。若葉。有明。夕暮。						
若竹	八三・八二	七・九二	八二〇	三一・五	一二	四
呉竹。芙蓉。朝顔。刈萱。早苗。夕顔。						
梨	八三・八二	七・七二	七五五	三一・五	一二	四
竹。榧。楡。栗。椚。柿。菊。葵。萩。薄。藤。蔦。葦。菱。蓼。葦。蓮。蓬。						
桃	八三・八二	七・七二	七五五	三一・五	一二	四
檜。柳。						
楡	八三・八二	七・九二	七〇〇	三一・五	一二	四

水雷艇の任務

驅逐艦と同樣、魚雷攻撃を主なる任務とするものに水雷艇がある。

これは驅逐艦よりも先にできた艦種であるが、餘りに小型のため波の荒い海上では使用出來ぬので、次第に大型にし、耐波性を強くするやうに改良されて來た。この大型に改良されたものが、近代の驅逐艦の前身ともいふべきものなのである。從つて驅逐艦がどし〳〵造られるやうになつてからは各國では水雷艇を餘り造らなくなつたが、我が國では今尚相當數の水雷艇を持ち、又新造もしてゐる。

水雷艇は前に述べた如く耐波性に乏しいところから、主として沿岸防禦用として使用され、殊に對潛水艦兵器として有力な役割を果すものである。

水雷艇一覽

艦名	長（米）	幅（米）	排水量	速力	備砲	魚雷發射管
千鳥	七七・四〇	七・三六	五二七トン	二六・〇ノット	一二糎	二基
眞鶴、友鶴、初雁、鴻	八〇・一五	七・八八	五九五	二八・〇	一二	三
鵯、隼、雁、鷺、鳩	八〇・一五	七・八八	五九五	二八・〇	一二	三

潛水艦の任務

潛水艦の任務は、驅逐艦と同じく敵艦に對し魚雷攻撃を行ふにあるが、敵艦攻撃に當つて水中を潛航して、隱密に接近し得るのが特徴である。

元來有效なる魚雷攻撃を行ふには、目標に對して十分接近せねばならぬ。ところが接近するに從ひ、敵の砲火漸次に猛烈となるから、目的を達せぬまへに、自艦が却つて擊沈されるおそれがある。故に水中を潛航するといふことは、敵に發見攻撃されることが少くてすむわけで、潛水艦の隱密性は誠に貴いものである。潛水艦が小艦ながら最も恐るべき艦種とされる所以は、一にこれがためである。

又潛水艦は他の艦種と異なり、廉價で多數を建造し得る便利な艦であるから、各國この艦種を多數保有して、海防上必要缺くべからざるものとしてゐる。

潛水艦は用途により、航洋潛水艦・艦隊潛水艦・沿岸防禦用潛水艦・機雷敷設潛水艦などの種類に分けられ、又排水量により、一般に千噸以上を一等潛水艦、千噸以下を二等潛水艦と呼ばれてゐる。我が國の伊號は前者で、呂號は後者に當るものである。

一等潛水艦一覽

艦名	長（米）	幅（米）	排水量	速力	備砲	魚雷發射管
伊號第一	九七・五〇	九・三三	一、九五五トン	一七ノット	一四・〇糎	六基
伊號第六	九四・〇三	九・〇五	一、九〇〇	一七	一三・七	六
伊號第七	一〇四・七五	九・二〇	一、九五〇	一七	一四・〇	六
伊號第八						
伊號第一一號	九一・四四	八・八一	一、三九〇	一七	一三・〇	八
伊號第五二號	一〇〇・八五	七・六四	〃	一九	〃	〃
伊號第五三號	〃	七・六六	一、六三五	〃	〃	〃
伊號第五四。第五五。						
伊號第五六號	一〇一・〇〇	七・九〇	一、六三五	一九	一三・〇	八
伊號第五七。第五八。第五九。第六〇。						
伊號第六一號	九七・七〇	七・八〇	一、六三五	一九	一三・〇	六
伊號第六二。第六四。						
伊號第六五號	〃	八・二〇	一、六三六	一九	一〇・〇	六
伊號第六六、第六七。						
伊號第六八號	一〇一・〇〇	八・二〇	一、四〇〇	二〇	一〇・〇	六
伊號第六九。第七〇。						

二等潛水艦一覽

（註）同型中でも發射管の數を異にするものがある。

艦名	長（米）	幅（米）	排水量	速力	主砲	魚雷發射管
伊號第七一號	一〇一・〇〇	八・二〇	一、四〇〇	二〇	一三・〇	六
伊號第七二。第七三。第七四。第七五。						
伊號第一二二號	八五・二〇	七・五〇	一、一四三	一四	一四	四
伊號第一二一。第一二三。第一二四。						
呂號第二六號	七四・三	六・三三	七四六	一六・〇	八・〇	四
呂號第二七。第二八。						
呂號第三〇號	七四・三	六・三三	六九五	一三・〇	一三・〇	四
呂號第三一。第三二。						
呂號第三三號	七三・〇〇	六・七〇	七〇〇	一六	八・〇	四
呂號第三四。						
呂號第五一號	七〇・五六	七・一六	八九三	一七・〇	八・〇	六
呂號第五三。第五四。第五五。第五六。						
呂號第五七號	七六・二〇	七・一六	八八九	一七	八・〇	四
呂號第五八。第五九。						
呂號第六〇號	七六・二〇	七・三六	九八八	一六・〇	八・〇	六
呂號第六一。第六二。第六三。第六四。第六五。第六六。第六七。第六八。						

驅潜艇の任務

これは、潜水艦の強敵として驅逐艦・水雷艇とならび稱されるもので、爆雷を主な兵器とする小型の艇である。

驅潜艇一覽

第一號							
第二號							
第三號							

水上機母艦の任務

水上機母艦とは、艦上に航空母艦のやうな飛行甲板を持たぬ艦で、塔載機は下駄ばきの水上機に限られてゐる。

塔載してゐる飛行機を飛ばすには、主として射出機（カタパルト）を用ひ、又歸つて來た飛行機を海面から艦上に收容するには卷揚機（デリック）を用ひる。

又收容方法としてその他、近年艦尾より特殊の布をうしろの方に曳航し、附近に着水した飛行機をその上に乘せ揚げて、之を艦內に收容する方法も各國で實施せられてゐる。

蓋してこの母艦は、商船や他の艦種を改造したものが多いが、我が國の千歲は始めから水上機母艦として建造されたものである。

水上機母艦一覽

艦名	長（米）	幅（米）	排水量	速力	備砲	魚雷發射管
能登呂	一三八・六八	一七・六八	一四、〇五〇トン	二二・〇ノット	三糎	基
神威	一五一・八	二〇・四二	一七、〇〇〇	一五・〇	一四	
千歲	〃	一八・八〇	九、〇〇〇	二〇・〇	三	
千代田	一七六・二	〃	〃	〃	〃	
瑞穗	〃	〃	〃	一七・〇	〃	

潜水母艦の任務

潜水母艦は潜水艦の親船ともいふべきものである。潜水艦はその構造上、塔載量に制限があり、長期に亘つて獨力で航海することが困難である。又乘組の居住設備なども極めて不十分なので、潜水母艦といふ親船がどうしても必要となつてくる。

この親船は、燃料・兵器・糧食などを澤山積み込んでゐるから、必要に應じて之を潜水艦に供給し、また潜水艦乘組員のために好ましい休養の設備も施してある。

潜水母艦はこのやうに、潜水艦の親船となつて行動を共にすると共に、潜水戰隊の旗艦ともなつて、潜水艦誘導の任務にあたるものである。

海防艦一覽

艦名	長（米）	幅（米）	排水量	速力	備砲	魚雷發射管
淺間	一二四・三六	二〇・四五	九、一四〇トン	二一・五ノット	二〇・〇糎	四基
八雲	一二四・六六	一九・五八	九、〇一〇	一六・〇〇	〃	二
吾妻	一三五・八九	一八・一四	八、六四〇	〃	〃	四
出雲	一二一・九三	二〇・九三	九、一八〇	二〇・七五	〃	二
磐手	〃	〃	〃	一六・〇〇	〃	四
春日	一四〇・八八	一八・九〇	七、〇〇〇	二〇・〇〇	〃	四
對馬	一〇二・〇二	一三・四四	三、一二〇	〃	一五・〇	四

海防艦の任務

海防艦は、攻防力とも相當大きく、もつぱら沿岸の防禦を任務とする艦である。

近年各國では、新しくこの艦種を建造することなく、舊式戰艦や巡洋艦などを之に充てゐる向が多い。我が國の淺間・八雲・吾妻出雲・磐手・春日・對馬などの海防艦もその例にもれず、曾ての戰爭に華々しい活躍を示した古つはものである。

この中で、今度の日支事變において旗艦となつて活躍してゐる出雲は、過去幾多の輝かしい戰歷と、武勳とを持つてゐる艦である。

砲艦の任務

砲艦は吃水の淺い小艦で、輕易な武裝を持ち、或は海岸に接近し、或は河川をさかのぼつて陸上の敵を攻擊することを主なる任務とする艦種である。

我が國の砲艦は平時は主として揚子江方面にあつて、在支同胞の生命財産の保護並に帝國の權益を擁護するなどの重大なる警備任務に從事してゐるが、今事變には、作戰に協力して大活躍をした。

殊にかの揚子江遡江作戰における活躍には、實に華々しいものがあつた。

砲艦一覽

艦名	長(米)	幅(米)	排水量	速力	備砲	魚雷發射管
淀	八五・三四	九・七八	一、三二〇	二二・〇	八・〇	基二
鳥羽	五四・八六	八・二三	二一五	一五・〇	八・〇	—
嵯峨	六四・〇〇	八・九九	六八五	一五・〇	一三・〇	—
安宅	六七・六七	九・七五	七二五	一六・〇	一三・〇	—
勢多	五四・八六	八・二三	三〇五	一六・〇	八・〇	—
	堅田。比良。保津。					
熱海	四五・三〇	六・三〇	一七〇	〃	〃	—
	二見。					

特務艦の任務

特務艦は敵と戰ふのを目的とせず、味方艦艇の活動に必要なるかくれたる任務を有する後衛部隊である。

海軍は戰鬪部隊のみを以てしては、十分な活動ができるものではない。從つて、この特務艦の存在は缺くべからざる重要性を持つてゐるものである。特務艦には、戰時に於て活躍する工作艦・運送艦・碎氷艦・測量艦・特務艇と、平時にのみ用ひられる練習特務艦・標的艦とがある。

特務艦一覽

艦種	艦名	長(米)	幅(米)	排水量	速力	主砲
練習特務艦	敷島	一三一・九〇	二三・〇二	一一、二七五	一八・六〇	—
	富士	一一四・〇〇	二三・二五	七、一七九	一八・二五	—
標的艦	攝津	一五二・四〇	二五・六〇	一六、一三〇	二一・〇〇	—
測量艦	膠州	七六・九六	一一・〇二	二、〇八〇	一〇・三	八・〇
運送艦	洲崎	一三一・九二	一五・二四	八、八〇〇	一四・〇	一三・〇
	室戸	一〇五・一六	〃	八、二一五	一三・五	〃
		野島。				
知床		一三八・六八	一七・六八	一四・〇五〇	一三・〇	〃
		襟裳。				
佐多		〃	〃	〃	〃	〃
		鶴見。尻矢。石廊。隱戸。早鞆。鳴門				
間宮		一四四・七八	一八・五九	一五、八二〇	一四・〇	一四・〇
碎氷艦	大泊	六〇・九五	一五・二四	二、三三〇	一三・〇	八・〇
工作艦	明石	一五二・三六	二〇・五〇	九、〇〇〇	一九・〇	一三・七
〃	朝日	一三二・一〇	二三・九四	一一、四四一	一八・二	—

敷設艦の任務

敷設艦は、たくさんの機雷を塔載し、之を必要とする海面又は河川に敷設する特種の裝置を有する艦種である。

敷設艦一覽

艦名	長(米)	幅(米)	排水量	速力	備砲	魚雷發射管
常磐	一三四・三六	二〇・四五	九、二四〇	二一・二五	二〇・〇	基
勝力	七三・一五	一一・八九	一、五四〇	一三・〇〇	八・〇	—
白鷹	七九・二〇	一一・五〇	一、三四五	一六・〇〇	一三・〇	—
嚴島	一〇〇・〇〇	一三・七五	一、九七〇	一六・〇〇	一四・〇	—
八重山	八五・五〇	一〇・五六	一、一三五	二〇・〇〇	一三・〇	—
沖島	一一七・八〇	一五・六二	四、四〇〇	〃	一四・〇	—

敷設艇の任務

敷設艇は、敷設艦と異り、四五百噸ぐらゐの小艇で、主として大型の敷設艦の使へない狹水路とか沿岸や河川等に利用される。

敷設艇一覽

艦名	長(米)	幅(米)	排水量	速力	備砲	魚雷發射管
猿島	—	—	—	—	—	—
夏島	—	—	—	—	—	—
那佐美	—	—	—	—	—	—

掃海艇の任務

掃海艇は、敷設艦のちやうど反對の活動をするもので、敷設された機雷をとり除き、機雷の危險をふせぐ特殊の裝置を持つてゐる艦種である。

掃海艇一覽

艦名	長(米)	幅(米)	排水量	速力	備砲
第一號	七一・六三	八・〇	七一五	二〇・二	一三・〇
第二號。第三號。第四號。第五號。第六號。					
第十三號	七〇・八〇	七・六七	四九二	二〇・〇	一三・〇
第十四號。第十五號。第十六號。					
第十七號	六六・四三	七・七二	四九二	一九・〇	一三・〇
第十八號。					

滿洲事變が起つても、日支事變が勃發しても世界が日本に一指も染め得ないのは、われに嚴然たる帝國海軍の存在があるからである。西太平洋に不動の守りがあるからである。このことは少國民諸君のよく知られるところであらう。從つて諸君は敵を知らんと欲せば、先づ己をよく知らねばならぬ。こゝに帝國海軍の艦艇早わかりの意義がある。

防空

防空の方法

防空には次の二種類がある。

積極的防空

敵機を大都會や重要な工業地帶の上空へ入れないやうに工夫する方法で、主に軍隊の力を以て行ふ。都會や工業地帶を中心にして、周圍に**照空隊・聽音隊・高射砲隊**を置き、その外側に**防空飛行隊**を置き、そのまた外側に多くの**防空監視隊**を設ける。此の防空監視哨は敵機を發見したならばすぐ其の數・速力・方向などを中心の司令部に通知する。さうすると、司令部では飛行隊・高射砲隊に活動を命じ、敵機を入れないやうに擊墜するのである。

消極的防空

敵機が遂に大都會や重要な工業地帶の上空へやつて來てしまつた時、損害を出來るだけ少くくひ止めようとする方法である。これは軍隊と住民とが力を合せて行ひ、晝間敵機が襲來した場合には、飛行機で煙幕を張つて上空から見えぬやうにする。また、夜間襲來した時は**燈火管制**や**僞裝**を行ふ。燈火管制とは、電燈を全部消すとか、或は灯のもれないやうにして、都會を闇の中にかくしてしまふ方法である。僞裝とは燈火管制をした上、野原や海岸に電燈をつけて都會と思ひ込ませ、そこへ敵機をあざむき寄せる方法である。それでも尙敵機が都會を發見して爆擊する場合は、燒夷彈で起る火事を消す**消防班**、瓦斯彈を落されたとき瓦斯を消す**防毒班**又は毒瓦斯に惱む人々を救ふ**救護班**が活躍して、損害を出來るだけ少くくひ止める工夫をするのである。

毎年行はれる防空演習は、之等の練習であるから、誰でも眞劍に訓練を受けなければならぬ。

燈火管制

燈火管制でいふ燈火とは、照明用の光源は勿論、かまどや焜爐の焰・マッチ・煙草の火まで、あらゆる火と光をいふのである。

【燈火管制の方法】

消燈—全部消す。

隱蔽—外部に漏れぬやう完全に隱す。

減光—四つの室內燈を二つにし、六〇ワットを四〇ワットにするなど。

遮光—覆ひをして、特定の方向以外に向ふ光を遮る。

【燈火の種類による管制方法】

—警戒管制の場合—

廣告燈・看板燈・門燈・軒燈等は全部消す。

室內燈は遮光覆ひをし、外部に光の漏れぬ樣にすれば、平常通 點燈して置いてもよいのである。

—非常管制の場合—

室外殘置燈は全部消す。

室內燈は全部覆ひをして、絕對に光の外に漏れぬやうにする。完全に覆ひの出來ぬものは消燈する。

【遮光隱蔽材料】

布、ボール紙、黑フエルト紙、ハトロン紙など用ひるが、要は費用をかけず、不要の布・屑などを重ねて、平生ひまくに作つて置く。

燒夷彈

火事は最初の五分間、燒夷彈は最初の三十秒、日本の家屋は外國に較べて可然性であるから、平常からの準備と訓練が十分でないと甚大な被害を受ける。燒夷彈は普通家根及び天井を貫いて疊の上に燃え上り、火花を飛ばして火災を起す。燃燒してゐる燒夷彈は三千度の高熱であるから、水をかけてもなかく消えない。燒夷彈より火の燃え移りさうな周圍のものにどしくバケツで水をかけるか、水道栓から引いたゴムホースで注水する。燒夷彈の火花を防ぐには砂をかけるがよい。砂は平常から砂箱に用意して置く。水は警戒警報が下ると、手早く風呂桶・盥・用水桶・空樽に滿水する。水桶・バケツなどに滿水したものは廊下・階上に置く。發火又は燃え易いものは豫め用意の場所に置く。

燒夷彈が落下したら、バケツか金盥を亂打して近隣に知らせ、防護團や消防署に急報する。

毒ガス

毒ガスが撒かれた時は活動の出來ない老人や子供病人は防毒室に避難させる。

防毒室は家族の人數に應じた廣さの部屋を選んで、ガスの漏れぬやう隅々を紙で目貼りする。防毒室の代りに、

防毒蚊帳—ゴム引布、防水紙やセロフアンを蚊帳狀に貼り合せて作つたものに入れる。防毒の効果は次の通りである。

		廣さ	收容人員	可能時間
防毒室		十疊間	十人	約七時間
		八疊間	八人	同
		六疊間	六人	同
		四疊半	四人	同
防毒蚊帳		十疊間	十人	約三時間半
		八疊間	八人	同
		六疊間	六人	同
		四疊半	四人	同

各家庭に最少限一個、出來得れば全家族の數だけ市民用防毒面を備へる。防毒面の使用し難い赤坊・幼兒のためにガス地帶通過法を心得て置く。

消毒・救急劑—負傷又は液體ガスに對しては繃帶、ガーゼ、吸取紙、オキシフル。毒ガスに對しては二%苛性アルカリ液、重曹、硼酸、過マンガン酸カリ、晒粉、晒粉泥膏、石油、洗滌用としては石鹼、刷毛、海綿、タオル、脫脂綿、ゴム手袋、ゴムマント、ゴム長靴、油紙などを豫め備へて置く。

防毒面には直結式と隔離式とがあり、直結式は輕便で一般市民用に適し、隔離式は防毒の第一線に活動する警官・消防・防毒班の人に適當してゐる。その他詳細は次の如し。

① **隔離式防毒面**——約百時間有效。
② **直結式防毒面**——約七十時間有效。
③ **防毒口覆と防毒眼鏡**——**避難の時**、短時間瓦斯中を通り拔ける時に使ふもの約二時間は有效。
④ **防毒服**——糜爛瓦斯といふ體のたゞれる瓦斯を防ぐ。

毒瓦斯のいろいろ—次の種類がある。

窒息瓦斯 主に肺を侵して息をとめさせる。
糜爛瓦斯 皮膚をたゞれさせ、又、眼や喉・肺を侵して中毒を起させる。
催涙瓦斯 眼を刺戟し涙を出させて、一時何も見えなくする。
嘔吐瓦斯 鼻や喉を刺戟して、くしやみや吐氣を起させる。
中毒瓦斯 中樞神經や血液に作用して中毒を起させる。

警報のいろいろ

敵機が襲つて來るかも知れぬといふ場合發せられる警戒警報は、電信や電話やラヂオ・揭示・口頭傳達などで一般に知らされる。この警報のあつた時には、いざといふ時のために防火・防毒の準備を滯りなくしておくのである。

尙航空機の來襲の虞がなくなつた場合には警戒警報解除が發せられる。この方法は警戒警報の場合と同一である。

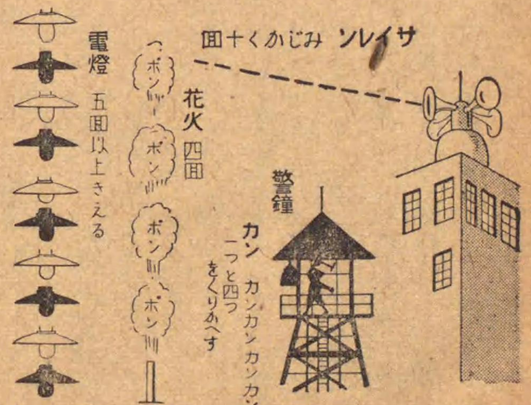

いよ〳〵敵機が來るといふ時は**空襲警報**が發せられる。

この時は右圖のやうな色々の方法や、ラヂオ・口頭傳達にて急を知らせる。尙航空機の來襲の危險がなくなつた場合には、右と同じ方法をもつて**空襲警報解除**が發せられる。

土地・人口

日本の位置

我が國はアジア洲の東部、太平洋の西北部に位し、その主要部は日本列島と朝鮮半島とで、別に租借地關東州及び委任統治地たる南洋群島がある。

〔東部〕 渺茫たる太平洋を距てて北米合衆國・米領ハワイ諸島・アラスカ及び英領カナダに相對する。

〔北部及び西部〕 オホーツク海・日本海を距ててソヴィエト領シベリヤ・黃海・東支那海・臺灣海峽を距てて支那に對する。朝鮮は鴨綠江・豆滿江・白頭山によつて滿洲國及びシベリヤに境し、樺太は北緯五十度でソヴィエト聯邦に接す。

〔南部〕 バシー海峽を挾んで米領フィリピン諸島に對し同國のグアム島はマリヤナ列島の南部に、關領東印度諸島はパラウ諸島の南に、英領の大洋洲諸島はカロリン・マーシャル二群島の南半にある。

四極と經緯度

〔極東〕 北海道千島占守島東端……東經一五六度三二分
〔極西〕 新南群島西鳥島西端……東經一一一度五四分
〔極南〕 新南群島丸島南端……北緯七度五一分
〔極北〕 北海道千島阿賴度島北端……北緯五〇度五五分

日本の面積・人口

〔地方〕	〔面積〕	〔人口〕
內地	三八二、五四四方粁	七二、八七六、〇〇〇人
本州	二三〇、五三二方粁	五五、八五四、〇〇〇人
北海道	八八、七七五方粁	三、二六一、〇〇〇人
九州	四四、四六五方粁	一〇、四六八、〇〇〇人
四國	一八、七七二方粁	三、三九三、〇〇〇人
朝鮮	二二〇、七八八方粁	二二、八〇一、〇〇〇人
臺灣	三五、九六三方粁	五、八九六、〇〇〇人
樺太	三六、〇九〇方粁	四二六、〇〇〇人
關東州	三、四六二方粁	一、三一一、〇〇〇人
南洋群島	二、一四八方粁	一二五、〇〇〇人
全版圖	六八〇、九九六方粁	一〇三、四三五、〇〇〇人

我が國の總面積は約六十八萬方粁（四萬四千方里）あり、六大島（本州・北海道・九州・四國・臺灣・樺太）と朝鮮半島とをその主要部とし、その外に關東州租借地と南洋委任統治地とがある。人口は約一億三百四十三萬五千人である。

右の人口數は昭和十四年の推計人口である。

區劃圖

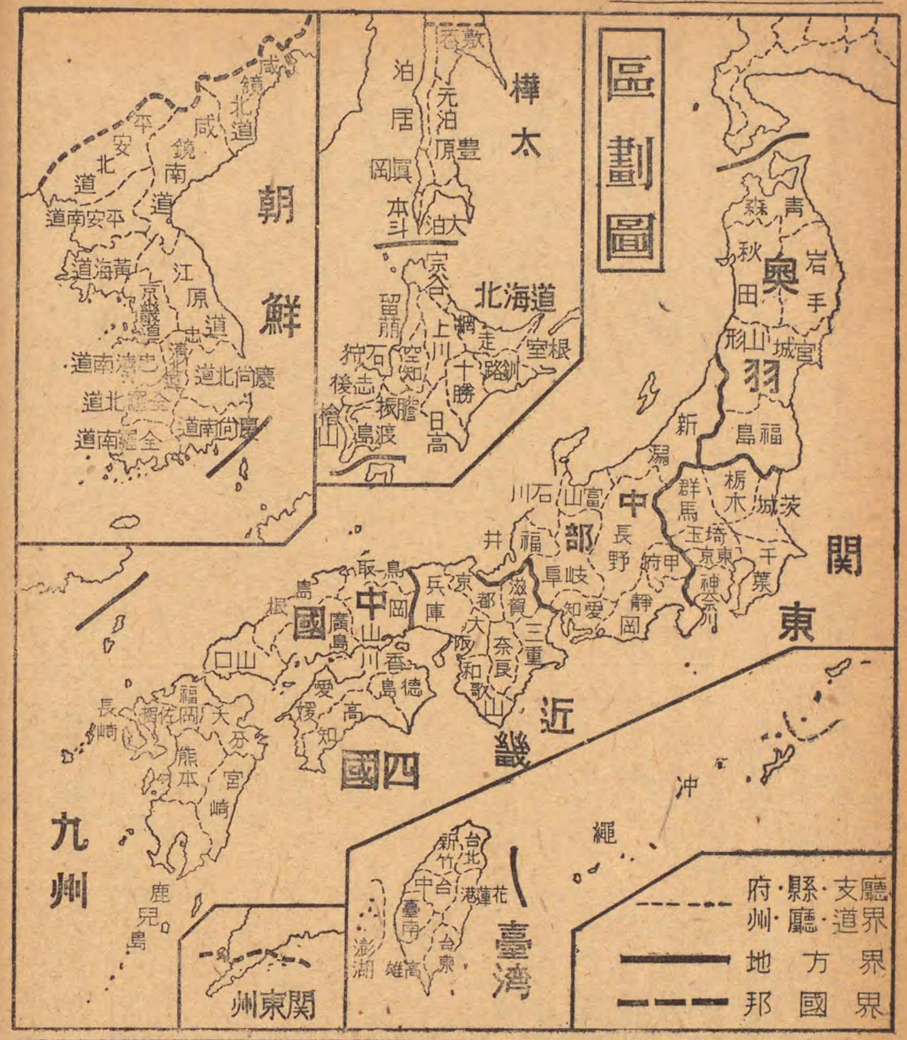

領土の膨脹

臺灣

明治二十七八年戰役の結果、下關條約によつて我が領土となつた。

樺太南半

明治三十七八年戰役の結果、ポーツマス條約によつて我が領土となつた。

朝鮮

明治四十六年併合條約により我が國に併合した。

關東州

明治三十八年ロシヤ國に代つて租借權を得た。

南洋諸島

世界大戰の結果、我が委任統治となつた。

新南諸島

昭和十四年臺灣へ編入。

行政區域

〔　〕印は府縣廳の在所地

關東地方（一府六縣）

東京府〔東　京〕伊豆七島、小笠原諸島
神奈川縣〔橫　濱〕
埼玉縣〔浦　和〕
栃木縣〔宇都宮〕
千葉縣〔千　葉〕
群馬縣〔前　橋〕
茨城縣〔水　戸〕

奥羽地方（六縣）

福島縣〔福　島〕
岩手縣〔盛　岡〕
秋田縣〔秋　田〕
宮城縣〔仙　臺〕
青森縣〔青　森〕
山形縣〔山　形〕

中部地方（九縣）

靜岡縣〔靜　岡〕
岐阜縣〔岐　阜〕
長野縣〔長　野〕
富山縣〔富　山〕
新潟縣〔新　潟〕
佐渡ヶ島
愛知縣〔名古屋〕
山梨縣〔甲　府〕
福井縣〔福　井〕
石川縣〔金　澤〕

近畿地方（二府五縣）

京都府〔京　都〕
滋賀縣〔大　津〕
奈良縣〔奈　良〕
兵庫縣〔神　戸〕
大阪府〔大　阪〕
三重縣〔津　〕
和歌山縣〔和歌山〕
淡路島

中國地方（五縣）

岡山縣〔岡　山〕
山口縣〔山　口〕
島根縣〔松　江〕隱岐島
廣島縣〔廣　島〕
鳥取縣〔鳥　取〕

四國地方（四縣）

香川縣〔高　松〕
愛媛縣〔松　山〕
德島縣〔德　島〕
高知縣〔高　知〕

九州地方（八縣）

福岡縣〔福　岡〕
宮崎縣〔宮　崎〕
長崎縣〔長　崎〕壹岐・對馬・五島列島
熊本縣〔熊　本〕天草島
鹿兒島縣〔鹿兒島〕薩南諸島
沖繩縣〔那　覇〕琉球列島
大分縣〔大　分〕
佐賀縣〔佐　賀〕

北海道地方

北海道廳〔札　幌〕
北海道本島、近海の島々、千島列島

臺灣地方

臺灣總督府〔臺　北〕
臺灣島、澎湖諸島

朝鮮地方

朝鮮總督府〔京　城〕朝鮮半島

樺太地方

樺太廳〔豊　原〕
樺太島の北緯五十度以南、近海の島々

關東州

關東廳〔旅　順〕
遼東半島の南半部、滿洲國よりの租借地

南洋委任統治地

南洋廳〔コロール島〕

海岸線無き縣

關東地方の埼玉縣・群馬縣・栃木縣
中部地方の岐阜縣・山梨縣・長野縣
近畿地方の滋賀縣・奈良縣

島より成る國

千島・佐渡・隱岐・對馬・琉球・淡路

半島にある國

渡島・上總・下總・安房・伊豆・志摩・能登・紀伊・肥前・大隅・薩摩

陸地と外地（植民地）

本州・四國・九州・北海道は內地と呼び明治以後の新領土は外地と呼ぶ。

民族

住地	種族	人口	その他
内地	大和民族	七千三百萬	全人口の七割。
朝鮮	朝鮮人	二千三百萬	全人口の二割二分。
臺灣	支那民族	五百萬	大部分は支那民族で西部の平地に住む
	土人	十餘萬	土人はマレー人種で多く山地に住んでゐる。
北海道	アイヌ人	少數	アイヌ人は合せて一萬六千。
樺太	アイヌ人	少數	土人はオロチョン・ギリヤク等。
南洋	チャモロ族カナカ族	約五萬	九割まではカナカ族。

大和民族　支那民族　アイヌ族　オロチョン族

朝鮮人　臺灣土人　ギリヤク人　南洋土人

府縣別面積・人口

〔府縣別〕	〔面積〕	〔人口〕
北海道	八八、七五五方粁	三、二六一、〇〇〇人
奥羽地方		
青森縣	九、六三一方粁	一、〇三三、〇〇〇人
岩手縣	一五、二三五方粁	一、〇九九、〇〇〇人
宮城縣	七、二七四方粁	一、三〇四、〇〇〇人
秋田縣	一一、六六四方粁	一、〇七六、〇〇〇人
山形縣	九、三二六方粁	一、一四五、〇〇〇人
福島縣	一三、七三二方粁	一、六三七、〇〇〇人
關東地方		
茨木縣	六、〇九一方粁	一、五九六、〇〇〇人
栃木縣	六、四三七方粁	一、　三五、〇〇〇人
群馬縣	六、三三六方粁	一、二八五、〇〇〇人
埼玉縣	三、八〇三方粁	一、五八一、〇〇〇人
千葉縣	五、〇六二方粁	一、六〇四、〇〇〇人
東京府	二、一四五方粁	七、〇九五、〇〇〇人
神奈川縣	二、三五三方粁	二、〇〇六、〇〇〇人
中部地方		
新潟縣	一二、五七八方粁	二、〇四三、〇〇〇人

富山縣	四、二五七方粁	八一四、〇〇〇人
石川縣	四、一九二方粁	七七七、〇〇〇人
福井縣	四、二六五方粁	六六八、〇〇〇人
山梨縣	四、四六六方粁	六五九、〇〇〇人
長野縣	一三、六二六方粁	一、七一二、〇〇〇人
岐阜縣	一〇、四九五方粁	一、一六二、〇〇〇人
靜岡縣	七、七七〇方粁	一、〇四七、〇〇〇人
愛知縣	五、〇八一方粁	三、〇八五、〇〇〇人
近畿地方		
三重縣	五、七六五方粁	一、一八八、〇〇〇人
滋賀縣	四、〇五一方粁	七二六、〇〇〇人
京都府	四、六二一方粁	一、八一五、〇〇〇人
大阪府	一、八一四方粁	四、八六八、〇〇〇人
兵庫縣	八、三二三方粁	三、一三二、〇〇〇人
奈良縣	三、六八九方粁	六三九、〇〇〇人
和歌山縣	四、七二三方粁	八八九、〇〇〇人
中國地方		
鳥取縣	三、四九〇方粁	四九一、〇〇〇人
島根縣	六、六二五方粁	七五三、〇〇〇人
岡山縣	七、〇四七方粁	一、三六九、〇〇〇人
廣島縣	八、四三七方粁	一、八九〇、〇〇〇人
山口縣	六、〇八二方粁	一、二三二、〇〇〇人
四國地方		
德島縣	四、一四三方粁	七三八、〇〇〇人
香川縣	一、八五九方粁	七六一、〇〇〇人
愛媛縣	五、六六七方粁	一、一八二、〇〇〇人
高知縣	七、一〇四方粁	七一三、〇〇〇人
九州地方		
福岡縣	四、九四〇方粁	二、九二八、〇〇〇人
佐賀縣	二、四四九方粁	六八二、〇〇〇人
長崎縣	四、〇七六方粁	一、三四五、〇〇〇人
熊本縣	七、四三八方粁	一、四一二、〇〇〇人
大分縣	六、三三四方粁	一、〇〇七、〇〇〇人
宮崎縣	七、七三九方粁	八七三、〇〇〇人
鹿兒島縣	九、一〇四方粁	一、六一八、〇〇〇人
沖繩縣	二、三八六方粁	六〇四、〇〇〇人

東方 都市人口番附

番附	都市	府縣	人口（千人）
横綱	東京	東京	六七七九
大關	名古屋	愛知	一三二八
關脇	横濱	神奈川	九六八
小結	川崎	神奈川	三〇一
前頭	仙臺	宮城	二二四
	靜岡	靜岡	二一二
	札幌	北海道	二〇六
	函館	北海道	二〇四
	横須賀	神奈川	一九三
	金澤	石川	一八六
	岐阜	岐阜	一七二
	濱松	靜岡	一六六
	小樽	北海道	一六四
	新潟	新潟	一五一
	豐橋	愛知	一四二
	富山	富山	一二八
	室蘭	北海道	一〇八
	甲府	山梨	一〇二
	青森	青森	九九
	川口	埼玉	九七
	福井	福井	九五
	千葉	千葉	九二
	旭川	北海道	八八
	宇都宮	栃木	八八
	前橋	群馬	八七
	桐生	群馬	八六
	岡崎	愛知	八四
	日立	茨城	八三
	盛岡	岩手	七九
	長野	長野	七七
	松本	長野	七三
	八戸	青森	七三
	一宮	愛知	七二
	高崎	群馬	七一
	山形	山形	六九
	清水	靜岡	六九
	長岡	新潟	六七
	水戸	茨城	六六
	釧路	北海道	六三
	八王子	東京	六二
	秋田	秋田	六二
	大宮	埼玉	六二
	銚子	千葉	六一
	浦和	埼玉	六〇
	高岡	富山	五九
	市川	千葉	五八
	郡山	福島	五七
	大垣	岐阜	五六
	小田原	靜岡	五四
	沼津	靜岡	五三
	弘前	青森	五二
	小松	石川	五二
	米澤	山形	四九
	足利	栃木	四八
	福島	福島	四八
	若松	福島	四八
	瀨戸	愛知	四六
	平塚	神奈川	四三
	釜石	岩手	四二
	伊勢崎	群馬	四〇
	岡谷	長野	四〇
	鎌倉	神奈川	四〇
	熊谷	埼玉	三九
	土浦	茨城	三九
	川越	埼玉	三八
	立川	東京	三八
	藤澤	神奈川	三七
	能代	秋田	三七
	帶廣	北海道	三七
	三條	新潟	三七
	鶴岡	山形	三六
	石巻	宮城	三六
	上田	長野	三五
	宮古	岩手	三五
	三島	靜岡	三三
	酒田	山形	三三
	敦賀	福井	三二
	栃木	栃木	三二
	高山	岐阜	三一
	高田	新潟	三〇
	七尾	石川	三〇
	柏崎	新潟	三〇
	平	福島	三〇
	館山	千葉	二九
	飯田	長野	二八
	多治見	岐阜	二九
	熱海	靜岡	二四

西方 都市人口番附

番附	都市	府縣	人口（千人）
横綱	大阪	大阪	三二五二
大關	京都	京都	一〇八九
關脇	神戸	兵庫	九六七
小結	廣島	廣島	三四四
前頭	吳	廣島	二三五
	福岡	福岡	三〇七
	八幡	福岡	二六一
	長崎	長崎	二五二
	佐世保	長崎	二〇六
	下關	山口	一九六
	和歌山	和歌山	一九五
	熊本	熊本	一九四
	鹿兒島	鹿兒島	一九〇
	堺	大阪	一八二
	尼崎	兵庫	一八一
	小倉	福岡	一七四
	岡山	岡山	一六四
	門司	福岡	一三九
	布施	大阪	一三五
	大牟田	福岡	一二四
	德島	德島	一二〇
	松山	愛媛	一一八
	高松	香川	一一一
	高知	高知	一〇七
	姬路	兵庫	一〇四
	西宮	兵庫	一〇四
	宇部	山口	一〇一
	久留米	福岡	八九
	若松	福岡	八九
	戸畑	福岡	八四
	延岡	宮崎	七九
	大分	大分	七七
	津	三重	六九
	大津	滋賀	六八
	宮崎	宮崎	六六
	那覇	沖繩	六六
	吹田	大阪	六六
	別府	大分	六四
	四日市	三重	六四
	都城	宮崎	五九
	防府	山口	五九
	福山	廣島	五七
	奈良	奈良	五七
	松江	島根	五六
	今治	愛媛	五六
	宇治山田	三重	五三
	宇和島	愛媛	五三
	岩國	山口	五一
	佐賀	佐賀	五〇
	東舞鶴	京都	五〇
	尾道	廣島	四九
	鳥取	鳥取	四九
	明石	兵庫	四八
	米子	鳥取	四七
	直方	福岡	四七
	飯塚	福岡	四七
	岸和田	大阪	四六
	小野田	山口	四六
	鹿屋	鹿兒島	四六
	豐中	大阪	四五
	諫早	長崎	四四
	桑名	三重	四二
	芦屋	兵庫	四二
	新居濱	愛媛	四二
	三原	廣島	三九
	德山	山口	三八
	彦根	滋賀	三六
	日田	大分	三六
	津山	岡山	三五
	松阪	三重	三五
	飾磨	兵庫	三五
	山口	山口	三五
	池田	大阪	三五
	玉野	岡山	三五
	川內	鹿兒島	三四
	八代	熊本	三四
	伊丹	兵庫	三四
	西條	愛媛	三四
	佐伯	大分	三四
	下松	山口	三五
	濱田	島根	三三
	倉敷	岡山	三三
	新宮	和歌山	三三
	萩	山口	三三
	福知山	京都	三三
	八幡濱	愛媛	三三
	唐津	佐賀	三二
	舞鶴	京都	三〇
	島原	長崎	三〇
	中津	大分	二九
	海南	和歌山	二九
	洲本	兵庫	二九
	丸龜	香川	二七
	首里	沖繩	一八

地勢

火山脈と主な火山

千島火山脈……大雪山火山群・旭岳
那須火山脈……羊蹄山・駒ヶ岳・岩手山
磐梯山・那須山・男體山
赤城山・榛名山・淺間山
鳥海火山脈……岩木山・月山・鳥海山
富士火山脈……富士山・箱根山・三原山
御岳火山脈……御岳・乘鞍岳
白山火山脈……白山・大山
阿蘇火山脈……鶴見岳・阿蘇山・雲仙岳
霧島火山脈……霧島山・櫻島
大屯火山彙……大屯山

山脈と主な山

樺太地方……東北山脈・樺太山脈
北海道地方……蝦夷山脈
本州地方……奥羽山脈・北上山脈・阿武隈山脈・出羽丘陵・越後山脈・關東一脈・三國山脈・赤石山脈（白根山）木曾山脈・飛彈山脈（白馬岳、槍岳）中國山脈・鈴鹿山脈・笠置山脈・金剛山脈・紀伊山脈・（山上岳、大臺原山）讃岐山脈・四國山脈（劍山、石槌山）筑紫山脈・九州山脈（九重山、彌彦山）長白山脈（白頭山）大白山脈（金剛山）・小白山脈・臺灣山脈・（新高山・次高山）臺東山脈
四國地方……讃岐山脈・四國山脈（劍山、石槌山）
九州地方……筑紫山脈・九州山脈（九重山、彌彦山）
朝鮮地方……長白山脈（白頭山）大白山脈（金剛山）・小白山脈
臺灣地方……臺灣山脈・（新高山・次高山）臺東山脈
新高山……高さ約三八〇〇メートル我が國第一の高山
富士山……高さ約三九〇〇メートル我が國第一の名山
阿蘇山……高さ約　六〇〇メートル世界で有名な火山

主な平野と灌漑する川

關東平野……利根川・那珂川・江戸川
荒川
越後平野……信濃川・阿賀川
濃美平野……木曾川・揖斐川
大阪平野……淀川・大和川
播磨平野……加古川
筑紫平野……筑後川
石狩平野……石狩川
淡水河・大甲溪・下淡水溪
臺灣西部の平野
朝鮮西部の平野
鴨綠江・大同江・漢江
錦江

主な盆地と中心地

上川盆地……旭川（北海道）
會津盆地……若松（福島縣）
甲府盆地……甲府（山梨縣）
近江盆地……大津（滋賀縣）
京都盆地……京都（京都府）
奈良盆地……奈良（奈良縣）

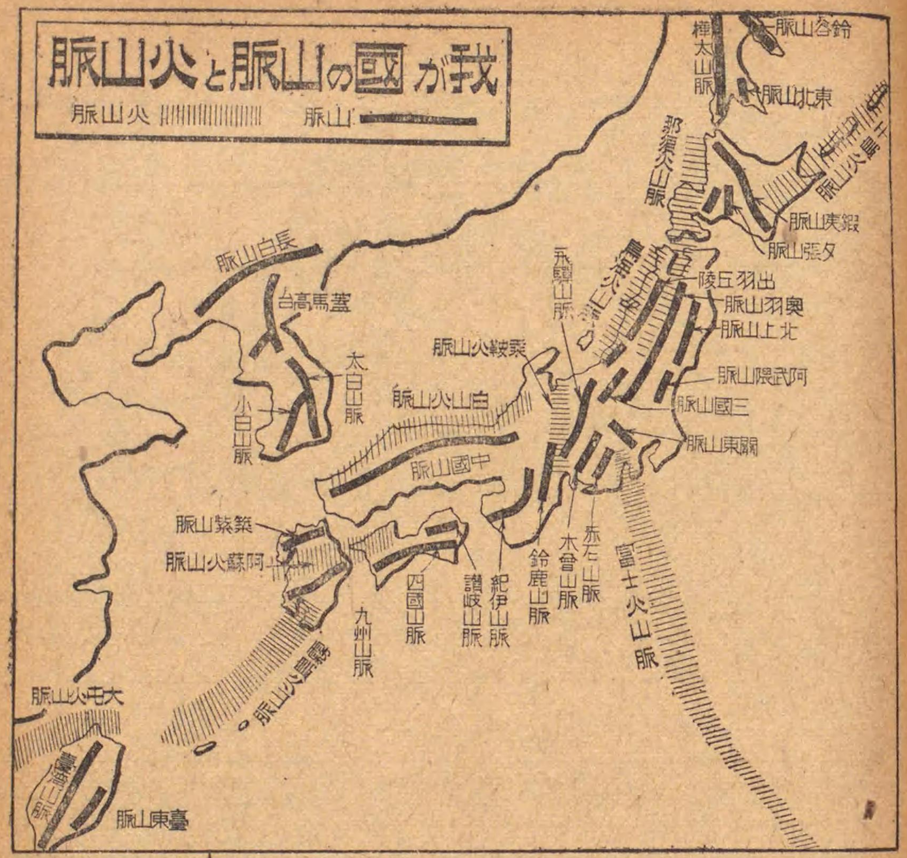

各方面に注ぐ主な川

太平洋方面……
利根川・那珂川・荒川
多摩川・相模川
北上川・阿武隈川
富士川・大井川・天龍川・木曾川
熊野川・紀川
吉野川
大淀川
十勝川・石狩川
天鹽川
米代川・雄物川・最上川
阿賀川・信濃川・黑部川・神通川・庄川・九頭龍川
江川・由良川
豆滿江・洛東江
吉野川
淀川
大田川・旭川
日本海方面……
東支那海方面
瀨戶內海方面
黃海方面……
オホーツク海方面
筑後川・球磨川・川內川
淡水河・濁水溪・下淡水溪
鴨綠江・大同江・漢江
幌內川・鈴谷川

山の高さ

（＊印は火山）

〔名稱〕	〔所在地〕	〔高さ米〕
新高山	臺中・臺南	三、九五〇
次高山	臺中・新竹	三、九三一
秀姑巒山	臺中・花蓮港	三、八三三
ウラモン山	臺中・花蓮港	三、八〇六
＊富士山	靜岡・山梨	三、七七六
南湖大山	臺中・臺北 花蓮港	三、七四〇
中央尖山	臺中・花蓮港	三、七〇三
關山	臺東・高雄	三、六六七
白根山	山梨	三、一九二
穗高岳	長野・岐阜	三、一九〇
槍ヶ岳	長野・岐阜	三、一八〇
赤石山	長野・靜岡	三、一二〇
＊御嶽	長野・岐阜	三、〇六三
＊乘鞍岳	長野・岐阜	三、〇二六
劍岳	富山	三、〇〇三
＊立山	富山	二、九九二
黑岳	富山	二、九九〇

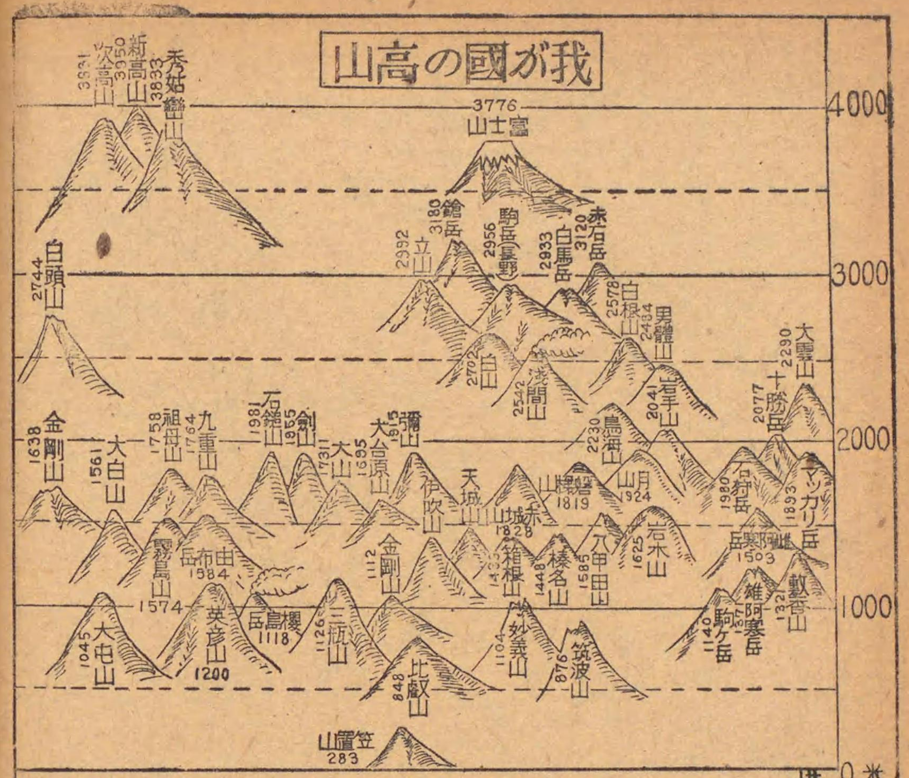

駒岳（甲斐）	長野 山梨	二、九六六	
駒岳（木曾）	長野	二、九五六	
白馬岳	長野・富山	二、九三三	
野口五郎岳	長野・富山	二、九一四	
鷲羽岳	長野・富山	二、九二四	
＊八ツ岳	長野・山梨	二、八九九	
常念嶽	長野	二、八五七	
三俣蓮華岳	長野・富山 岐阜	二、八四一	
杓子岳	長野・富山	二、八二〇	
燕岳	長野	二、七六三	
＊白頭山	咸鏡南・北	二、七四四	
白山	石川・岐阜	二、七〇二	
阿里山	臺中・臺南	二、六六三	
＊白根山	栃木・群馬	二、五七八	
淺間山	群馬・長野	二、五四二	
冠帽山	咸鏡北	二、五四一	
＊蓼科山	長野	二、五三〇	
＊男體山	栃木	二、四八四	
＊大雪山	北海道	二、二九〇	
＊鳥海山	秋田・山形	二、二三〇	
＊十勝岳	北海道	二、〇七七	
＊岩手山	岩手	二、〇四一	
＊狼林山	平安北	二、〇一三	
＊月山	山形	一、九八〇	
劍山	德島	一、九五五	
＊霧峯	長野	一、九二五	
石鎚山	愛媛	一、九二一	
＊那須山	栃木	一、九一七	
＊羊蹄山	北海道	一、八九三	
＊藏王山	山形・宮城	一、八四一	
＊赤城山	群馬	一、八二八	
＊磐梯山	福島	一、八一九	
山上岳	奈良	一、七二〇	
＊大山	鳥取	一、七一三	
＊霧島山	宮崎・鹿兒島	一、七〇〇	
大臺原山	奈良・三重	一、六九五	
金剛山	江原	一、六三八	
＊駒ヶ岳	秋田	一、六三七	
＊岩木山	青森	一、六二五	
＊阿蘇山	熊本	一、五九二	
八甲田山	青森	一、五八五	
高千穗峯	宮崎	一、五七四	
＊雌阿寒岳	北海道	一、五〇三	
＊箱根山	神奈川	一、四三九	
＊天城山	靜岡	一、四〇五	
＊榛名山	群馬	一、三九一	
伊吹山	岐阜・滋賀	一、三七七	
＊鶴見岳	大分	一、三七五	
＊雄阿寒岳	北海道	一、三七一	
＊雲仙岳	長崎	一、三六〇	
金剛山	奈良	一、二〇四	
＊駒ヶ岳	北海道	一、一四〇	
＊櫻島	鹿兒島	一、一一八	
妙義山	群馬	一、一〇四	
高野山	和歌山	九八五	
＊開聞岳	鹿兒島	九二四	
筑波山	茨城	八七六	
比叡山	京都	八四八	
大江山	京都	八三三	
＊恐山	青森	八〇四	
＊三原山	東京（大島）	七五五	
三笠山	奈良	三四二	
笠置山	京都	二八三	

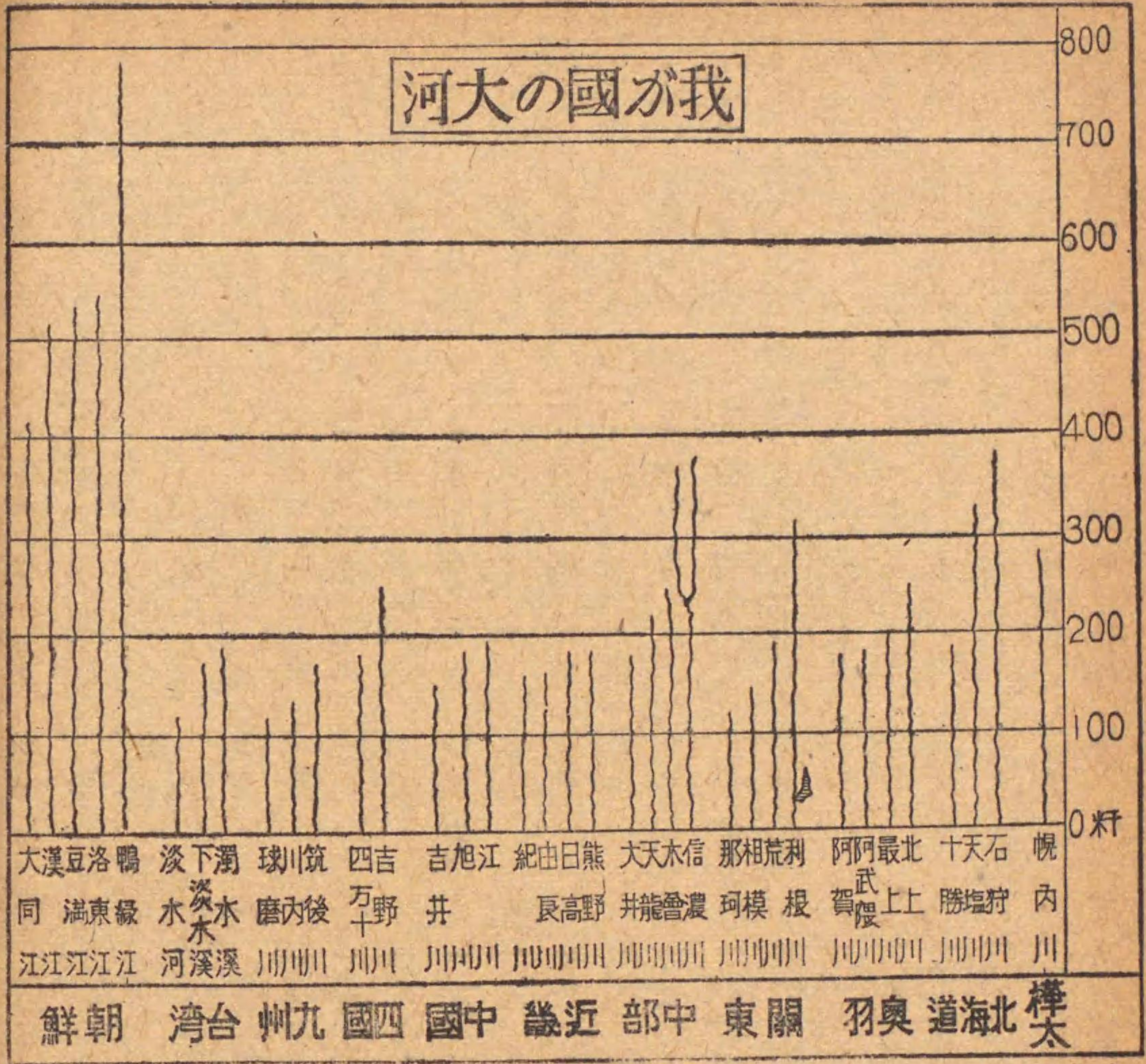

河川の長さ

〔名稱〕	〔流末地方〕	〔長さ粁〕
鴨綠江	(平安北)	七九〇
洛東江	(慶尚南)	五二五
豆滿江	(咸鏡北)	五二一
漢江	(京畿)	五一四
大同江	(平安南)	四三九
錦江	(忠淸南)	四〇一
信濃川	(新潟)	三六九
石狩川	(北海道)	三四一
利根川	(茨城・千葉)	三二二
天鹽川	(北海道)	三〇六
北上川	(宮城)	二四三
吉野川	(德島)	二三六
木曾川	(三重)	二三二
最上川	(山形)	二一六
天龍川	(靜岡)	二一六
江の川	(島根)	二〇〇
十勝川	(北海道)	一九六
阿武隈川	(宮城)	一九六

荒川	(東京)	一七七
四萬十川	(高知)	一七七
大井川	(靜岡)	一七二
阿賀野川	(新潟)	一六九
濁水溪	(臺中)	一六五
富士川	(靜岡)	一六一
日高川	(和歌山)	一六一
熊野川	(和歌山)	一六一
下淡水溪	(高雄)	一五六
雄物川	(秋田)	一四九
常呂川	(北海道)	一四五
尻別川	(北海道)	一四五
庄川	(富山)	一四五
旭川	(岡山)	一四四
筑後川	(福岡)	一四一
由良川	(京都)	一四一
那賀川	(德島)	一四一
相模川	(神奈川)	一四一
米代川	(秋田)	一三七
吉井川	(岡山)	一三七
幌内川	(樺太)	一三七
龍興江	(咸鏡南)	一三五
紀川	(和歌山)	一三四
釧路川	(北海道)	一三三
曾文溪	(臺南)	一三二
仁淀川	(高知)	一三〇
淡水河	(新竹)	一三〇
載寧江	(黃海)	一二九
長良川	(岐阜)	一二八
神通川	(富山)	一二六
那珂川	(茨城)	一二六
多摩川	(東京)	一二六
岩國川	(山口)	一二六
川内川	(鹿兒島)	一二六
鳴瀬川	(宮城)	一二二
矢作川	(愛知)	一二二
内淵川	(樺太)	一二〇
久慈川	(茨城)	一一八
太田川	(廣島)	一一八
湧別川	(北海道)	一一八
球磨川	(熊本)	一一四
宮川	(三重)	一一四
美々津川	(宮崎)	一一〇
九頭龍川	(福井)	一一〇
高梁川	(岡山)	一一〇
馬淵川	(青森)	一〇六
大淀川	(宮崎)	一〇六
有田川	(和歌山)	一〇二
五箇瀬川	(宮崎)	一〇二
櫛田川	(三重)	九八
綠川	(熊本)	九八
岩木川	(青森)	九〇
加古川	(兵庫)	九〇
秀姑巒溪	(花蓮港)	八九
斐伊川	(島根)	八六
肱川	(愛媛)	八六
庄内川	(愛知)	八六
千種川	(兵庫)	八二
鈴谷川	(樺太)	八〇
淀川	(大阪)	七九
揖保川	(兵庫)	七一
遠賀川	(福岡)	六三
安部川	(靜岡)	五五

主なる湖沼

〔名稱〕	〔所在地〕	〔面積〕（平方粁）
琵琶湖	滋賀	六七四・八
八郎潟	秋田	二二三・三
霞ヶ浦	茨城	一八九・二
多來加湖	樺太	一八〇・一
富丙湖	樺太	一六八・二
猿澗湖	北海道	一五〇・五
猪苗代湖	福島	一〇四・八
中海	島取・島根	一〇一・六
宍道湖	島根	八三・一
屈斜路湖	北海道	七九・九
支笏湖	北海道	七六・二
濱名湖	靜岡	七二・〇
洞爺湖	北海道	六九・六
小川原沼	青森	六二・三
十和田湖	青森・秋田	五九・六
能取湖	北海道	五八・五
風蓮湖	北海道	五二・一
濤沸湖	樺太	四〇・四
北浦	茨城	三九・九
來知志湖	樺太	三四・八
和愛湖	樺太	三四・二
網走湖	北海道	三四・〇
厚岸鹹湖	北海道	三二・〇
印旛沼	千葉	二六・〇
田澤湖	秋田	二五・七
十三湖	青森	二〇・八
摩周湖	北海道	一九・八
諏訪湖	長野	一四・五
阿寒湖	北海道	一二・九
貢沼	茨城	一二・二
中禪寺湖	栃木	一一・九
檜原湖	福島	一一・三
蘆ノ湖	神奈川	一〇・三
山中湖	山梨	六・九
河口湖	山梨	六・五
大沼	北海道	六・一
本栖湖	山梨	五・一
野尻湖	長野	四・九

主なトンネル

〔名稱〕	〔所在地〕	〔長さ（米）〕
清水	上越線	九、七〇二
丹那	東海道線	七、八〇四
白山	信越線	五、三四五
笹子	中央線	四、六五六
石北	石北線	四、三二九
土讃	土讃線	三、八四五
關西急行	關西急行	三、四三〇
生駒山	關西急行	三、三八〇
冷水	筑豐線	三、二五九
欽明路	山陽線	三、一一七
雄羅	羅津線	三、〇八五
因美	室蘭線	三、〇七五
冠着	篠井線	二、七二六
吳	吳線	二、六五六
小佛	中央線	二、五八五
新逢坂山	東海道線	二、五四五
關門海底トンネル		一、三二二

産業

農業と農産物

關東地方	米・麥・甘藷・野菜・煙草。
奥羽地方	米・大豆・馬鈴薯・林檎。
中部地方	米・茶・蜜柑。
近畿地方	米・麥・菜種・蜜柑。
中國地方	米。
九州地方	米・麥・甘藷・菜種・はぜ。甘蔗（琉球）
北海道	米・燕麥・馬鈴薯・豆・薄荷・亞麻・林檎・除蟲菊・甜菜。
臺灣地方	米・甘藷・甘蔗・茶・バナナ・パインアップル。
朝鮮地方	米・大豆・麥・煙草・綿・朝鮮人蔘。

林業と林産物

杉	米代川流域・吉野川流域。
檜	木曾川流域・阿里山。
えぞ松・とど松・から松・もみ	北海道・樺太地方。
朝鮮松	朝鮮地方。

牧畜

牛	中國・朝鮮・九州・北海道。
馬	奥羽・北海道・九州。
豚	臺灣・九州。

鑛業と鑛産物

金	臺灣・朝鮮・大分縣・鹿兒島縣・新潟縣・靜岡縣。
銀	兵庫縣（生野）・秋田縣（小坂）・茨城縣（日立）栃木縣（足尾）・愛媛縣（別子）秋田縣（小坂）
銅	筑豐・三池・石狩・常磐の各炭田・朝鮮（平壤附近）。
石炭	秋田縣・新潟縣・臺灣。
油	岩手縣（釜石）・朝鮮。
鐵	

工業と工産物

絲・織物	長野縣・群馬縣・栃木・埼玉・東京・石川・福井・京都の各府縣。
陶器	愛知・岐阜・京都・佐賀の各府縣。
漆器	和歌山・石川・靜岡の各縣。
砂糖	臺灣。

四大工業地區の工産物

東京横濱附近	綿糸・毛織物・砂糖・麥粉・機械・洋紙・肥料・雜貨等。
名古屋及附近	綿織物・絹絲・毛織物・陶器・時計等。
大阪灣沿岸	綿絲・綿織物・毛織物・メリヤス・機械・砂糖・藥品・ゴム製品・肥料・マッチ等。
北九州	鐵・セメント・砂糖等。

水産業と水産物

かつを・たひ・まぐろ・いわし	太平洋沿岸の諸縣。
鹽	瀨戸內海沿岸・臺灣の西部・朝鮮の西部・關東州の沿岸。
鰊・鮭・鱈・かに・いか・昆布	北海道及び樺太近海。

産業の統計

米(一四年)

(内地總額)	六八、九九七 千石
新潟	四、二九〇
北海道	三、四二八
千葉	二、六五九
茨城	二、五七一
秋田	二、四五八
山形	二、四一一
宮城	二、三七一
福島	二、三六五
愛知	二、二六四
朝鮮	一四、三五六
臺灣	九、一五二

小麥(一四年)

(内地總額)	一二、一一三 千石
茨城	九四四
福岡	八二三
岡山	八二一
群馬	七七六
埼玉	七六〇

大麥(一四年)

(内地總額)	七、七六四 千石
茨城	九四八
埼玉	八四二
栃木	六八四
千葉	五六七
群馬	三八二
宮城	三七七

大豆(一二年)

(内地總額)	二、八四三 千石
北海道	八一五
岩手	二二五
青森	一二七
朝鮮	四、二六三

小豆(一二年)

(内地總額)	八三八 千石
北海道	四四一
新潟	二三
熊本	二三
朝鮮	八九〇

甘藷(一二年)

(内地總額)	一、〇三〇 百万貫
鹿兒島	一七〇
沖繩	一五二
長崎	七九
千葉	六八
臺灣	四七二

砂糖黍(一二年)

(内地總額)	一、六九三 百万斤
沖繩	一、三九三
鹿兒島	二六四
熊本	八
臺灣	一四、二七二

茶(一三年)

(内地總額)	二、九二一 万円
臺灣(一二)	一、三四五
輸出(一三)	一、二〇六
米國	四三二
カナダ	六四
英領印度	六〇

煙草(一二年)

(内地總額)	一七、〇五〇 千貫
栃木	二、六四五
鹿兒島	二、四四二
茨城	二、〇一一
福島	一、七四二

蔬菜・花卉(一二年)

(内地總額)	二五九、三〇 百万円
北海道	三一、一
東京	一二、一
愛知	一〇、八
千葉	九、五

馬鈴薯(一二年)

(内地總額)	五五一、〇 百万貫
北海道	三二六
青森	一七
福島	一三

林檎(一二年)

(内地總額)	四一、五七二 千貫
青森	三二、〇六二
北海道	五、一五三
長野	二、二一五
朝鮮	二〇、四一八

蜜柑(一二年)

(内地總額)	一一七、〇一九 千貫
靜岡	二四、二三三
和歌山	二五、五七四

葡萄(一二年)

(内地總額)	一八、四一二 千貫
大阪	三、三三六
山梨	二、七四一
岡山	一、三四九

梨(一二年)

(内地總額)	四二、七四三 千貫
靜岡	四、九六五
新潟	三、六七五
愛媛	二、六〇四

桃(一二年)

(内地總額)	一二、三五三 千貫
神奈川	一、四八三
岡山	八二六
廣島	七一二
福島	七〇七

繭(一四年)

(内地總額)	九〇、八〇〇 千貫
長野	一〇、七四一
群馬	八、〇二六
埼玉	六、二八五
山梨	五、七二二
愛知	五、五三六
福島	四、六七三
茨城	三、九一八
岐阜	三、六六一
三重	二、九九五

雜農產物(一二年)

裸麥(一四年)	六、七三〇 千石
燕麥	一、九三九
粟(内地)	八三九
粟(朝鮮)	五、八四〇
稗(内地)	五六八
稗(朝鮮)	五一五
黍(内地)	二八七
黍(朝鮮)	八一
玉蜀黍(内地)	六五七
蕎麥	七九五
菜種	一、一〇三
亞麻	六、一〇九 千貫
除蟲菊	二、五五〇
薄荷	一六、七九二
はぜ	五、〇四二
三椏	三、五二六
楮	三、三九九

牛(一一年)

鹿兒島	一二〇 千頭
兵庫	一〇六
廣島	一〇四
岡山	一〇〇
大分	八八
北海道	七六

加工品(一二年)

乳製品	二九、〇七七 千円
肉製品	四、八一四
罐詰	七六、五一六

馬(一一年)

内地	一、四三二 千頭
北海道	二九八
岩手	八四
福島	七七
鹿兒島	六八
熊本	六二

豚(一一年)

臺灣	一、八一三 千頭
朝鮮	一、五七四
内地	一、一一〇
沖繩	一二九
愛知	六二
茨城	六二
神奈川	六二
鹿兒島	六〇
關東州	一〇九

緬羊(一二年)

内地	八九、八 千頭
福島	一五、七
北海道	一一、二
山形	七、二
岩手	六、一
宮城	六、一
朝鮮	一二、一

山羊(一二年)

内地	二九三 千頭
沖繩	一四五
長野	三二
鹿兒島	一九
群馬	一二
長崎	七
朝鮮	四〇
臺灣	七〇
關東州	七
南洋	一二

鷄(一二年)

内地	五一、二六六 千羽
愛知	六、二五九
鹿兒島	二、二七四
千葉	二、一二六
靜岡	二、〇八八
福岡	一、九三七
北海道	一、八三六
朝鮮	七、一一八
臺灣	七、〇七三

用材材採高（一二年）

	千円
内地	一八九、〇八九
北海道	三〇、八四七
奈良	七、八八九
静岡	七、二七一
宮崎	五、九五三
秋田	五、五二四
長野	五、二二〇
大分	四、七八六
和歌山	四、七五一
熊本	二五、八九一
朝鮮	六、六五一
臺灣	二七、九四八
樺太	

薪炭（一二年）

	千円
内地	六三、二一九
宮崎	三、七三五
北海道	三、四七九
福島	三、一八七
岩手	二、八九一
茨城	二、五一五
朝鮮	三〇、六五三
樺太	三〇三

竹材（一二年）

	千円
内地	二、六八四
朝臺灣鮮	四二八
	一、七五七

林野産物

	千円
内地	一七七、四四四
木炭	一三一、四六〇
柴草	二一、四二四
椎茸	四、八二三
松茸	四、八九二
筍	五、二〇二
樹實	四、三〇六
樹皮	二、九〇一

水産地方別（一二年）

（水産總額）

	万円
北海道	六五、九二二
静岡	二一、八七〇
愛知	三、一九一
鹿児島	一、四九一
愛媛	一、四八七
	一、三五三

青森	一、一七二
茨城	一、一四六
兵庫	一、二〇七
高知	一、〇八八
岩手	一、〇八七

魚獲高（一三年）

	万円
魚類（沿岸）	一七九、九
（沖合）	一一〇、五
貝類	一〇、七
其他動物類	四三、九
海藻類	一四、三
養殖	三〇、一

主な漁獲物（一二年）

	万円
（沿岸）	
いわし	三、七八九
たひ	六三六
まぐろ	二〇二
かつを	八九四
さば	
ぶり	一、〇三八

（沖合）

かつを	一、三一八
まぐろ	一、二三四
いわし	六九八
たら	六六九

水産製造物（一二年）

（内地總額）

	千円
	二一四、八七一
かつを節	一〇、九九七
まぐろ節	二六〇
さば節	二、七一九
いわし節	一、四四四
するめ	七、八一〇
身欠鰊	二、四八四
たら	二、六六四
昆布	七、九六六
かずのこ	一、五〇九
わかめ	二、七一三
塩乾	一〇、一〇三
煮乾	二一、九九九
	四三八
燻製	一九、三一三
乾塩漬	六七、〇九八
雑類	三三、一一五
肥料	

魚油	一八、〇〇二

鰹節（一二年）

	千円
鹿児島	三、四九八
宮城	二、〇九六
静岡	一、八一九

鰯（一二年）

	千円
北海道	四、二一五
岩手・長崎・青森等	

昆布（一二年）

	千円
北海道	五、四四七

身欠鰊（一二年）

	千円
北海道	二、四八二

鱒の子（一二年）

	千円
北海道	一、五〇九

肥料（一二年）

	千円
北海道	一七、〇二〇
千葉	三、九四一

製鹽（一二年）

	千瓩
國内産	五三六
臺灣産	一〇六
輸入	一、五七五

主な工業（一二年）

	百万円
總額	一六、四一二
紡績工業	三、九一八
金屬工業	三、三七九
化學工業	三、〇七〇
機械器具工業	二、三八〇
食料品工業	一、五一八
窯業	三七七
木工業	三七二

主な工産物（一二年）

	百万円
綿織物	八七七、〇
機械器具	二、三七九、九
綿絲	一、〇四六、〇
生絲	四八九、〇
鋼鐵	—
清酒	三六七、六
藥品	一二三、六
絹織物	二〇一、五
毛絲	三三〇、四
肥料	一七四、四
印刷製本	二五八、五
紙類	三三五、六
毛織物	二一九、四
製粉	一七〇、六
砂糖	一五四、七

製材

	千円
人絹織物	三七三、四
人造絹絲	二八五、一
セメント	三三二、四
ゴム製品	一一〇、一
ビール	二〇一、七
メリヤス	一一五、四
醬油	一〇七、八
硝子器	八二、一
陶磁器類	九六、四
	六七、八

生絲（一三年）

	千貫
長野	二、六〇九
愛知	一、二九四
群馬	八五五
山梨	五八七
埼玉	五九六
福島	四九六
山形	三三四
都	二九四
内地計	一一、五〇七

絹織物（一二年）

	百万円
京都	五〇、二
福井	二四、二
石川	二一、七
群馬	九、三
東京	九、九
新潟	一九、二
滋賀	九、五
埼玉	一〇、五
内地計	二〇一、五

綿絲（一二年）

	百万円
大阪	一八六、〇
愛知	一四四、〇
兵庫	七七、三

綿織物（一二年）

	百万円
愛知	一五七・八
大阪	二四三・九
静岡	六六・七
兵庫	八四・四
愛媛	四一・四
岡山	五三・〇
三重	四六・〇
富山	二〇・八
内地計	八七七・〇

和歌山	六六・〇
三重	五九・三
岡山	五四・八
内地計	一、〇四六・〇

毛織物（一二年）

	百万円
愛知	一一八・六
東京	三一・五
兵庫	二二・六
大阪	一九・一
内地計	二一九・四

メリヤス（一二年）

	百万円
大阪	二五・五
東京	二九・〇
内地計	一〇七・八

陶磁器（一二年）

	百万円
愛知	三〇・四
岐阜	一一・〇
京都	五・六

漆器（一二年）

	百万円
静岡	九・一三
愛知	四・三八
京都	四・二三
和歌山	四・八二
石川	四・一三
内地計	四四・〇一

醤油（一一年）

	百万円
千葉	二一・九
兵庫	九・六
香川	六・九
内地計	七一・〇

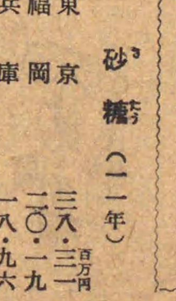

砂糖（一一年）

	百万円
東京	三八・三一
福岡	二〇・一九
兵庫	一八・九六
大阪	一六・九四
神奈川	一一・〇八
北海道	八・三八
臺灣	一二三・六九
内地計	一三八・六九

清酒（一二年）

	百万円
兵庫	一〇四・三
京都	二二・一
福岡	一八・六
廣島	一五・六
内地計	三六七・六

麦酒（一二年）

	百万円
兵庫	二五・四
大阪	一八・九
東京	二一・九
神奈川	一三・七
内地計	一一五・四

肥料（一二年）

	百万円
兵庫	二二・七
愛媛	一八・九
神奈川	一三・八
福岡	二九・三
新潟	三〇・八
内地計	一七四・四

小麦粉（一二年）

	百万円
神奈川	三五・三
兵庫	二二・四
愛知	二〇・二
福岡	一二・三
内地計	一七〇・六

紙（一二年）

	百万円
東京	六〇・六
北海道	四一・〇
静岡	六三・七
樺太	三三五・六
内地計	五三・九

ガラス類（一二年）

	百万円
大阪	二四・四
福岡	二一・三
東京	一三・八
兵庫	一八・二
神奈川	一二・三
内地計	九六・四

セメント（一二年）

	百万円
福岡	二一・五
大阪	一二・五
山口	一一・八
青森	六・一
埼玉	八・一
内地計	一〇一・一

ゴム製品（一二年）

	百万円
兵庫	五九・九
東京	四四・九
大阪	二一・〇
神奈川	一八・二
福岡	三二・五
内地計	二〇一・七

賣藥（一二年）

	百万円
東京	四四・八
大阪	三八・七
富山	一〇・〇
内地計	一二三・六

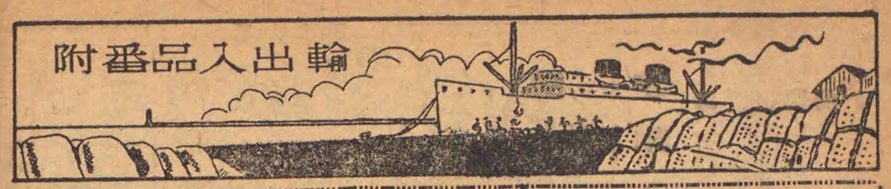

輸出品

横綱	生絲	百萬圓	一五七
大關	綿織物		四四
關脇	機械及部分品		二〇九
小結	人絹織物		一三七
前頭	鐵		△七六
同	罐壜詰食料		一三三
前頭	木材	百萬圓	二九
同	紙類		七六
同	鐵製品		七六
同	綿絲織物		七三
同	水產物		三三
同	小麥粉		一五
前頭	毛織物	百萬圓	一三
同	陶磁器		四九
同	絹織物		四七
同	メリヤス製品		四〇
同	人造絹絲		一九
同	硝子・同製品		一七

輸入品

横綱	棉花	百萬圓	四六二
大關	鐵		△一九二
關脇	礦		△一八三
小結	機械		一五〇
前頭	豆類		一三四
同	油粕		一〇五
前頭	石炭	百萬圓	九
同	羊毛		七三
同	生ゴム		五六
同	鑛石		△五一
同	バルプ		四五
同	自動車・部分品		△三三
前頭	塩	百萬圓	四三
同	麻		三八
同	木材		三三
同	採油用種子		三

△印ハ近年發表中止トナリタルヲ以テ昭和十一年ノ數字ヲ揭ゲタリ

行司

輸出總額（百萬圓）	三五六	
（前年）	二六九〇	
比較增	八八六	

洲別輸出先

亞細亞洲	二三〇	
歐洲	三二八	
北米洲	六五九	
中米洲	四六	
南米洲	一三五	
アフリカ洲	九	
太平洋	九五	

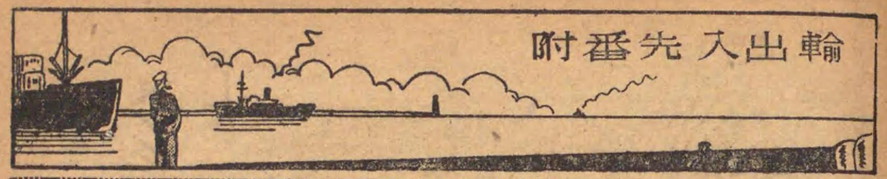

輸出先

横綱	關東洲	百萬圓	七五六
大關	アメリカ		六四二
關脇	滿洲國		五三六
小結	支那		四五五
前頭	英領印度		三三六
同	蘭領印度		一三八
前頭	英國	百萬圓	一三
同	濠洲		七三
同	南阿聯邦		四七
同	香港		三三
同	泰國		二六
同	佛國		二六
前頭	獨逸	百萬圓	二五
同	蘭領印度		一八
同	海峽殖民地		一〇
同	ブラジル		一六
同	アルゼンチン		八

輸入先

横綱	アメリカ	百萬圓	一、〇〇二
大關	滿洲國		四〇六
關脇	支那		二一六
小結	英領印度		一八二
前頭	獨逸		一四一
同	カナダ		二六
前頭	ブラジル	百萬圓	七二
同	蘭領印度		七二
同	濠洲		六九
同	英領マレー		六九
同	東洲		六二
同	埃及		五〇
前頭	フィリピン	百萬圓	四九
同	海峽殖民地		四七
同	瑞典		二六
同	英國		二四
同	アルゼンチン		二三
同	南阿聯邦		九

行司

輸入總額（百萬圓）	二九一八	
（前年）	二六六三	
比較增	二五四	

洲別輸入先

亞細亞洲	一八一	
歐洲	三〇九	
北米洲	二二八	
中米洲	四	
南米洲	一二六	
アフリカ洲	九三	
太洋洲	八六	

昭和十四年の貿易（内地分）

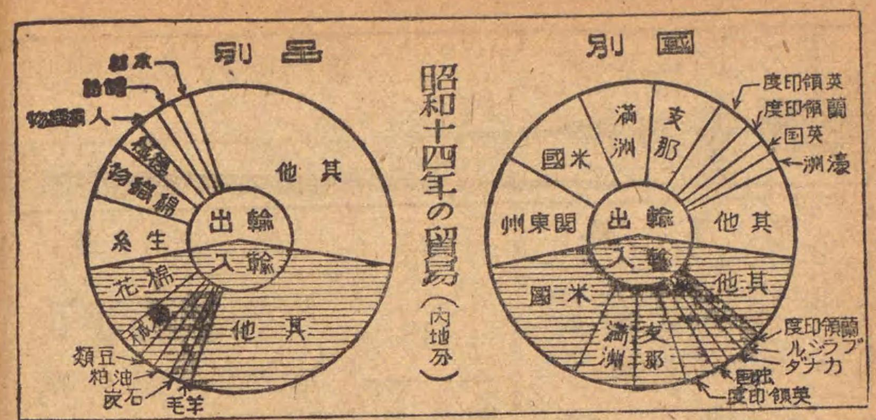

神戸港の貿易

輸出	（單位萬圓）	輸入	（單位萬圓）
綿織物	一四九、八二	綿花	二五四、四二
人絹織物	六〇、〇一	生ゴム	二二、五五
絹織物	二一〇、三三	機械類	三六、六二
生絲	二五、七九	羊毛	一四、八九
メリヤス	二一九、一三	パルプ	四五、二六
製品	二一、二六	豆粕	二一、五〇
機械類	一八、二六	麻類	一七、〇一
紙類	二一、一八	其他共計	一六、九九
絹織物	一三、〇一	總計	六八六、五三
纖維詰	九五、九〇		
其他共計			
總計			

京濱港の貿易

輸出	（單位萬圓）	輸入	（單位萬圓）
生絲	三八六、五一	棉花	三七、七三
車輛	三三、三一	豆粕	二八、八四
纖維詰	五一、六六	羊毛	一三、四三
機械類	六一、七三	生ゴム	二二、九七
人絹織物	二二、一八	機械類	一四六、二一
小麥粉	三〇、〇七	大豆	二九、〇三
其他共計	九五〇、九七	其他共計	二九、一二
總計			

大阪港の貿易

輸出	（單位萬圓）	輸入	（單位萬圓）
綿織物	二一二、〇〇	棉花	一四九、四三
絹及人絹織物	四〇、八七	皮類	一三、五二
機械類	八一、六五	羊毛	一四、一九
紙	二六、七三	木材	一〇、一五
綿絲	五二、六三	麻	一一、二三
其他共計	一、〇三四、三五	其他共計	六一一、〇八
總計			

開港

我が國では外國貿易を行ふ港を左の如く定め、之を開港と云つてゐる。

内地

京濱、長崎、神戸、函館、夷、大阪、新潟、武豊、清水、名古屋、四日市、宇野、尾道、糸崎、今治、下關、門司、若松、博多、唐津、三池、住ノ江、三角、鹿兒島、嚴原、口ノ津、那覇、濱田、堺、宮津、敦賀、七尾、伏木、船川、青森、釜石、鹽釜、室蘭、釧路、根室、小樽、大泊、留萌、眞岡。

臺灣

基隆、高雄、淡水、安平。

關東洲

大連港、旅順港。

南洋群島

パラオ港、サイパン港、ヤップ港。
アンガウル港、トラック港。
ポナペ港、クサイ港、ヤルート港。

稅關

外國貿易に關する事務を取扱ふ役所で貨物の輸出入、船舶の出入を監督し、これに伴ふ稅金を取立てる。

京濱、神戸、大阪、門司、長崎、函館等の主な開港場には稅關があり、その他開港場には稅關支署が設けられてゐる。

噸稅

外國貿易に從事する船舶は外國貿易船と稱せられ、濠難その他やむを得ない場合の外は、開港以外に入港することが出來ない。

開港に出入する時には、必ず稅關に屆出で、入港毎に純噸數によつて稅金を納めねばならぬ。それを噸稅といふ。

關稅

我が國では國庫の收入又は産業の發達を圖るために、外國品を輸入する場合には、大ていその輸入品の價格又は分量によつて稅金を徵收する。

これを關稅といひ、特に輸入品に對して課せられるから、輸入稅又は輸入關稅といふ。

通關手續

貨物の輸出入に際しては、必ず稅關に屆けて一定の手續をしなければならぬ。これを通關手續といふ。

【輸出手續】 は輸出申告書に仕向港・仕向地・貨物の個數・數量・價格その他の事項を記入して稅關に差出し、貨物の檢査をうけ、輸出免狀を貰つてから船積をするのである。

【輸入手續】 輸入申告書に船荷證券番號・積出港・仕入地・産地・貨物の個數品名・數量等を記入して稅關に差出し、貨物の檢査をうけて關稅を納め、輸入免狀を貰つてから貨物を引取るのである。

郷土一覽

〔上段 氣候と地勢〕

關東地方

おほむね溫和である

山地―西部より北部にかけての一帶
房總・三浦の二半島――丘陵

平野―南東一帶に廣がる―關東平野

河川
利根川…灌漑・運輸・發電
江戸川…運河による運輸・灌漑
多摩川…東京市の飲料水・用水

海岸
房總半島―東京灣―東京・横濱
三浦半島―横須賀
伊豆半島―相模灣―鎌倉

〔中段 産業〕

關東地方

關東平野―地味が肥えてゐる

農業
米・麥・甘藷・野菜・煙草
麥は内地總産額の四分の一

養蠶業
平野の西部から北部の山地にかけて盛である。

鑛業
銅、金・銀(日立・足尾)
石炭(常磐炭田)

工業(東京を中心とした各種の工業地帶)
製絲(前橋)・絹織物(桐生・足利・伊勢崎・秩父・八王子)
織物業盛である

水産業―いわし・まぐろ・のり

〔下段・都邑〕

東京―首府、人口約六百六十萬。三十五區。政治、經濟、學術、商工業、陸上交通の中心地。京濱港の一部

羽田―多摩川口にある國際飛行場

横濱―京濱港の一部、貿易港

横須賀―軍港・海軍工廠・航空廠

川崎―京濱間有數の工業地帶

八王子―織物業盛である

立川―飛行場がある

野田―醬油の産地

銚子―漁港・醬油の産地

奥羽地方

山地
南北に長い三條の山脈―東に長い平地、西に多くの盆地がある

平野―仙臺平野の外は餘り廣くない

湖
猪苗代湖―會津盆地より三百メートル高い
阿賀の川の水源・發電・灌漑に利用される

海岸
下北半島―陸奥灣―青森―商港
津輕半島―大湊―要港
仙臺灣―石卷・鹽釜・松島灣

農業
耕地が少く氣溫が低いので產額が少い

養蠶業―阿武隈川―最上川の流域地

牧畜―馬(盛岡・白河の馬市)

林業―杉(米代川の流域)

鑛業
銅・金・銀(小坂)・鐵(釜石)
石炭(平附近)・石油(秋田縣)

水產業―いわし・かつを・鯨

仙臺―東北第一の都會、帝國大學がある

福島―生絲、羽二重の產地

米澤―絹織物の產地

若松―會津盆地の中心都會

青森―函館との鐵道連絡港

能代港―製材所

土崎港―製油所

中部地方

山地
本州中最も幅が廣く地勢がけはしいところ・飛騨・木曾・赤石の諸山脈南北に走る

湖
諏訪湖―天龍川の水源、スケートが行はれる

農業
濃尾・越後の二大平野、米の集散地(名古屋、新潟)

養蠶業―長野縣・愛知縣

鑛業
石油(新潟附近―製油所は柏崎)
金(佐渡、靜岡縣)

名古屋―人口約百二十萬、中部地方第一の都會、商工業盛で、海陸交通の中心地

長野―善光寺で有名

松本―製絲業が盛である

高田―附近はスキー場で名高い

近畿地方

川
- 太平洋方面—富士・木曾・天龍川、大井川（發電、灌漑）
- 日本海方面—信濃川（發電、灌漑）、黑部川・九頭龍川

海岸
- 駿河灣（伊豆半島の西）清水港
- 遠州灘
- 三河灣—知多半島
- 伊勢海—名古屋港
- 能登半島—七尾
- 富士灣—伏木（庄川の河口）
- 岩狹灣（敦賀灣—敦賀）

氣候
- 太平洋方面—溫和、夏雨量が多い
- 中央部山地—雨量少く、寒暑甚しい
- 日本海方面—冬は雨量及び積雪が多い

工業
- 製絲（岡谷—我が國第一）
- 漆器（靜岡、輪島）
- 樂器（濱松）
- 賣藥（富山）
- 洋紙（大宮附近）

林業
- ひのき・さはら（木曾谷）
- 集散地（名古屋）

水產業
- かつを—太平洋の近海及び遠洋
- かつをぶし（靜岡縣）

山地
- 北西部と南部に山地が多く、北西部に中國山脈、南部に紀伊山脈がある

農業
- 米・麥・菜種（中央部の平野）
- 密柑（有田川沿岸）・茶（宇治）

京都—人口約百二十萬。桓武天皇以來一千七十餘年の都のあつたところで、有名な古社寺が多い

金澤—絹織物業、陶器業盛

甲府—製絲業盛で、ぶだうの產地

瀨戸—陶器の產地

多治見—陶器の產地

靜岡—茶の集散地

清水港—茶の輸出港

濱松—綿織物、樂器製造で有名

新津—陸上交通の要地

熱海—有名な溫泉地

伊東—有名な溫泉地

米原—東海道線と北陸線の分岐點、陸上交通の要地

敦賀—ウラジボストックとの定期航路がある

桃山—明治天皇・照憲皇太后の御陵のあるところ

宇治—茶の產地

奈良—奈良時代の舊都で、有名な奈良の大佛をはじめ古社寺が多い

大阪—人口約三百四十萬。東京に次ぐ大都會で、商工業の中心地

舞鶴—舞鶴灣にあつて海軍の要港

神戸—我國第一の大貿易港、輸出品（生絲・綿織物・絹織物）輸入品（綿・鐵・毛絲・羊毛）

中國地方

川
- 熊野川（太平洋）・紀ノ川（紀淡海峽）・淀川（大阪灣）

平地
- 中央部に京都・近江・奈良の諸盆地、播磨・大阪・伊勢の諸平野がある

湖
- 琵琶湖—我國第一の湖、淀川の水源。灌漑・水產物・湖上の交通・疏水運河による運輸・發電飲料水用に利用される

海岸
- 東部—伊勢海（四日市）・志摩半島（鳥羽港）
- 西部—大阪灣（大阪・神戸）
- 北部—宮津灣（天橋立）舞鶴灣

林業
- 杉（紀川・熊野川の流域—新宮が木材の集散地）

工業
- 工業都市
- 大阪灣沿岸の工業地區（大阪堺・尼崎・神戸）
- 人造絹絲（大津附近）
- 綿絲・綿織物（四日市・津・和歌山）
- 漆器（黑江）
- 絹織物、染物・陶器（京都）

鑛業
- 銅・銀（生野鑛山）—製錬所（直島）

水產業—魚類（近海）・眞珠（志摩の海）

山地

氣候
- 中國山脈によつて瀨戸內海方面と日本海方面に分れ、瀨戸內海方面は溫暖、日本海方面は冬季雨雪が多い

農業
- 米—瀨戸內海方面の平野
- 岡山・廣島・山口の諸縣

牧畜
- 牛—廣島・岡山縣

工業
- 綿絲・綿織物・疊表・花莚（岡山、福山）

廣島—中國第一の都會で、商業が盛、海陸交通の要地

宇品—廣島の港、軍用港として有名

吳—軍港、海軍工廠

下關—本州西部の門戸にあたり、關門・關釜連絡港で、商業盛に、水產物

四國地方

海岸
- 瀬戸内海方面
  - 旭川・太田川
  - 海岸は出入多く、島が多い
- 日本海方面
  - 江ノ川。平地少く、島根半島・夜見濱の外は出入が少い。

鑛業
- 石炭（宇部）
- 花崗岩（各地）

水産業
- 鯛（山口縣）・かき（廣島縣）
- するめ（隱岐）
- 塩（瀬戸内海沿岸）

山地
- 中央部を東西に四國山脈が通つてをり、山地が多く、平地が少い

平地
- 主なもの—吉野川、紀伊水道に入る。北部の瀬戸内海方面と、太平洋方面の高知附近に所々平地がある

海岸
- 瀬戸内海方面と豐後水道の方面は出入多く、南は土佐灣の外出入が少い

氣候
- 瀬戸内海方面は晴天の日が多く雨量が少く、太平洋方面は高溫多雨である

農業—餘り發達してゐない

林業
- 高溫多雨の太平洋方面には林産物が豐である

水産業
- 塩（瀬戸内海沿岸の砂濱、特に香川・德島の各縣）
- まぐろ
- かつを
- 太平洋方面の近海
- かつをぶし（高知縣）

鑛業
- 銅（別子製錬所は瀬戸内海上の四坂島）

工業
- 和紙（高知・愛媛の各縣）
- 綿織物（愛媛・德島の各縣）

高松—瀬戸内海の都會。宇野と鐵道連絡船がある。商業盛

德島—四國第一の都會

琴平—金刀比羅宮で有名である

道後—有名な溫泉地

高知—土佐第一の都會

多度津—良港

丸龜—麥稈眞田の集散地

三津濱—良港

高濱—良港

松山—綿織物の産地

今治—綿織物の産地

宇野—四國・高松間の鐵道連絡港

嚴島—嚴島神社は日本三景の一つ

大社—出雲大社で名高い

米子—商業地

九州地方

山地
- 分水嶺は九州山脈で、大部分は山地、海に近いところに平地がある。氣候は溫暖

氣候

川
- 筑後川・球摩川・川内川・大淀川（發電・灌漑に利用）

海岸
- 北西部—日本海・東支那海方面は出入甚だ多く、有明海は干滿の差が甚だしい

島嶼
- 島の主なものは壹岐・對馬・五島・天草島・薩南諸島・琉球列島

農業
- 米・麥・甘藷・菜種（筑紫・熊本兩平野）
- はぜの實・煙草・甘蔗

牧畜
- 牛・馬—阿蘇・霧島の裾野

鑛業
- 金（鯛生・佐賀關・串木野）
- 石炭（筑豐炭田・三池炭田）

工業
- 洞海沿岸の工業地區
- 陶器・肥料・疊表・汽船

水産業
- いか（北西部）・するめ（長崎）
- かつを（南部の近海）

福岡—九州第一の都會。學術、商業の中心地

長崎—古い開港場、大陸との間に海底電信がある

若松—筑豐炭田の石炭積出港

八幡—八幡製鐵所（朝鮮・支那・マレー半島の鐵鑛で製鐵）

三池—三池炭田の石炭積出港

首里—沖繩縣にある古い都會

北海道地方

山地
- 本島の大分水嶺は大雪山火山群中の旭岳で、全島山地が多い。蝦夷山脈は中央を南北に走つてゐる

海岸
- 南西部の半島の外は、出入が甚だ少い

水産業
- 本島第一の産業
- にしん・いか・さけ・たら・こんぶ—乾物・鹽漬・罐詰にする

牧畜
- 牛—石狩平野
- 馬—太平洋方面

札幌—北海道廳の所在地で、商工業の中心地

小樽—商港。石炭の積出港

帶廣—十勝平野の中心都會

旭川—上川盆地の中心地で、陸上交通の要地

樺太地方

平野と川
- 石狩川―(石狩平野)・天鹽川
- 十勝川―(十勝平野)何れも灌漑發電に利用される
- 位置が北により、近海には寒流が通つて氣溫が低い

氣候
- 多季は雨量が多く太平洋方面は夏霧が深い
- 擇捉島以下三十餘島、東端は占守島あり、多は寒さがはげしい

千島列島

山地
- 大體、丘陵性で、山脈は何れも南北に通じ、樺太山脈が分水嶺となつてゐる
- 北―幌内川の流域
- 南―鈴谷川の流域

平地
- 出入が少い。多季は海岸が凍結して良港に乏しい

海岸
- 緯度かたかく、近海に寒流が通つて寒さがはげしい

氣候

農業
- 米・蕎麥・馬鈴薯・豆・薄荷・亞麻・林檎・除蟲菊・甜菜等の集散地（札幌・小樽・帶廣）
- 石狩炭田―我國第二位
- 金・石油・硫黄

鑛業

林業―えぞまつ・とゞまつ・なら

工業
- (函館附近)・製鋼(室蘭)
- ビール・製麻(札幌)
- 製紙(苫小牧・江別)・セメント

農業
- 寒さがはげしく、冬季が長いので餘り發達しない
- 森林が多い

林業―木材及びパルプの原料

工業
- パルプ製造
- 製紙業―本島第一の產業

水產業―にしん・さけ・かに・いか等

農業
- 根室―東海岸の良港
- 室蘭―石炭の積出港、製鋼所
- 函館―本島の門戶。青森との間に鐵道連絡船がある
- 稚内―大泊との間の交通連絡港
- 苫小牧―製紙業の中心地

牧畜
- 豐原―樺太廳の所在地
- 知取―製紙業の中心地
- 落合―製紙業盛
- 大泊―北海道の稚内との間に鐵道連絡がある。本島の門戶
- 眞岡―西海岸にある不凍港
- 本斗―眞岡と共に良港
- 海豹島―オーツク海中にあつて、オツトセイの多く集る島

臺灣地方

山地
- 本島の大分水嶺は中央を南北に走る臺灣山脈、特に、中央部より東部にかけては山がけはしい

平地と川
- 西部は傾斜がゆるやかで廣い平地になつてゐる
- 淡水河・濁水溪・下淡水溪等主なもの。これらの川水は季節によつて增減が著しく、運河により灌漑に利用
- 出入が甚だ乏しい

海岸
- 臺灣海峽に澎湖諸島がある
- 緯度が低い上に近海に暖流があつて甚だ暖い

海島氣候
- 嘉義以南は熱帶である

農業
- 米・甘藷(西部の平野)
- 甘蔗(中部・南部)
- 茶(北部の丘陵地)バナナ

牧畜
- 水牛―耕作用
- 豚―食用

工業
- 砂糖―本島第一の工產物、樟腦・樟腦油(中部北部山地)
- アルコール・肥料・セメント

鑛業
- 石炭(基隆附近)
- 金(金瓜石)
- 石油(錦水・出鑛坑)

林業―ひのき(阿里山)

水產業
- たひ・まぐろ・かつを
- 鹽―天日製鹽

農業―米・大豆・麥(西部の平地)
- 煙草・綿(中南部の平地)

海岸
- 日本海方面は出入少く、黃海・朝鮮海峽方面は出入が多い

朝鮮地方

臺北
- 臺灣總督府の所在地。陸上及航空交通の要地。商業盛である

基隆―北部の門戶で良港

臺中―製糖業の一中心地

嘉義―製材所、北回歸線の通る地點、製糖業盛

臺南
- 南部の都會、商業盛

淡水―淡水河口を利用した港

高雄―南部の門戶。海岸を利用した港

花蓮港―東部の都會。內地人の村がある

京城―漢江流域の都會。朝鮮總督府の所在地。交通の要地

關東州

- 地勢
  - 山地
    - 北東部に山脈多く、分水嶺がやや複雜になつてゐる
    - 日本海方面は傾斜急、山地がけはしい
  - 川と平野
    - 主な川は黃海及び朝鮮海峽方面に流れ、鴨綠江・大同江・漢江・洛東江等その流域が平野である
  - 氣候
    - 大陸性である
- 人口
  - 面積—三五〇〇平方粁
  - 人口—百三十萬人
- 產業
  - 近海は漁業が盛で、沿岸には天日製鹽業が行はれる
  - 港口が狹く、港內が淺い。附近に日淸・日露兩戰役の戰跡が多い
- 旅順
  - 港が廣く深く設備がよい。關東廳の所在地。
- 大連
  - 滿洲國の門戶、世界交通の要地、連京線の起點、豆粕製造が盛である

牧畜
- 牛—牛皮の產額が多い

林業
- てうせんまつ・からまつ・もみ
  - (朝鮮の北部)

鑛業
- 金
  - (雲山・昌城・三聖)
- 鐵
  - (利原・下聖・載寧)
- 石炭
  - (平壤附近)

水產業
- いわし・ぐち・めんたひ
- 鹽—天日製鹽

- 釜山—朝鮮南部の門戶。關釜連絡港
- 大邱—米の集散地。定期雜貨市
- 仁川—京城の門戶。干滿の差甚だしく港は特別の施設がしてある
- 鎭海—海軍の要港
- 新義州—朝鮮北部の門戶。製材所
- 元山—咸興・淸津・羅津・雄基と共に日本海方面の要地

南洋（委任統治地）

- 地勢
  - 珊瑚礁によつて成立し、土地狹く、平地も少い
- 氣候
  - 全部熱帶で四季の別なく、氣溫が高い
- 面積
- 人口
  - 面積—二〇〇〇平方粁
  - 人口—十二萬五千人
- 區域
  - 赤道より北緯約二十度あたりまでの舊ドイツ領—カロリン群島・マーシャル群島の全部・マリヤナ諸島の大部分
- 產業
  - 甘蔗の栽培、製糖業（群島第一の產業）
  - 砂糖コプラ・燐礦（主產物）
- 都邑
  - 南洋廳の所在地—コロール島

交通・通信

鐵道

我が國の鐵道は明治五年、東京横濱間（現在の汐留・櫻木町間）二八粁九六の國有鐵道が開通したのを初めとして、國有私設相併んで各地に敷設せられたが、明治三十九年地方の輕便鐵道を除いて他は總て國有となり、今日に及んで居る。

【優秀なる技術】 明治五年は西曆一八七二年に當るから英國の鐵道が一八二五年、米國が同二七年、佛國が同二八年にそれ〳〵創められたのに比べると約四五十年も歷史が若く、線路の延長も歐米主要國には及ばないが、それでも昭和十四年には三五、六四〇粁に達し、又關門隧道工事に續いて下關釜山間の朝鮮海峽に隧道を通じる計畫で、昭和十四年七月一日から現地調査を行ふ等、鐵道網の擴大強化を進めて居るばかりでなく、建設・運轉・製作の技術は遙に歐米諸國を凌駕して居る。

【廣軌新線の計畫】 只遺憾なことには狹軌であるため歐米の鐵道の如き高速力が出せない。輸送力も限られて居る。これは創設當時、比較的少い建設費で早く線路を延ばさうとした爲ではあるが、現在廣軌である朝鮮・滿洲・支那との聯絡輸送にも不便多く、內地だけに就ても現在の儘では貨客を運び切れぬやうになる日も近いので、差當り東京・下關間に廣軌複線の新線を敷くことに決し、既に昭和十五年度から計畫の實行に着手した。この計畫によると新線は延長千粁、建設費五億五千六百萬圓で東京・大阪間を四時間半、東京・下關間を九時間で走破しようとするもので、これが實現すれば他の幹線も追々と廣軌に改められるのは當然の成行であらう。

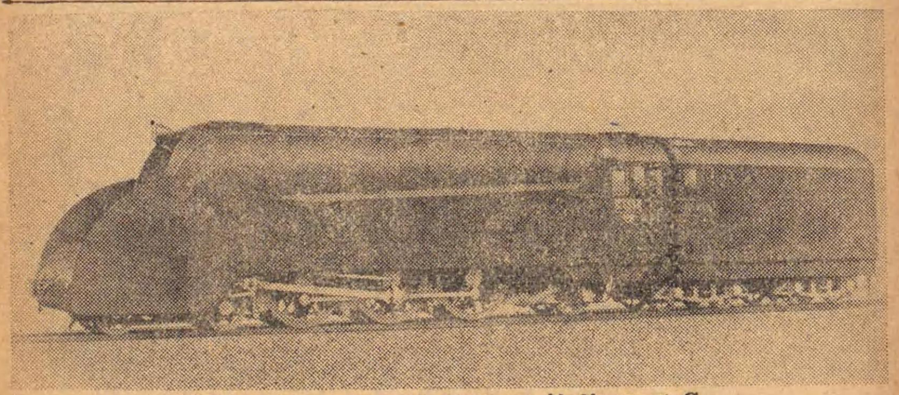

C五五流線型過熱テンダー機關車

【機關車は國產品】 蒸氣機關車は明治三

十年前後から國內で製し始め、大正に入つてからは各國に劣らぬ優秀なものを次次に設計產出し、英・米・獨からの輸入を完全に防遏し、今は逆に輸出する力さへある。電氣機關車は明治の末期、碓氷峠に初めて用ひた時は勿論、大正十四年横須賀線を電化する頃にも米・獨から輸入を仰いだが、現在ではEF五六型の優秀車まで作られ、今日運轉されて居る大部分は國產品である。

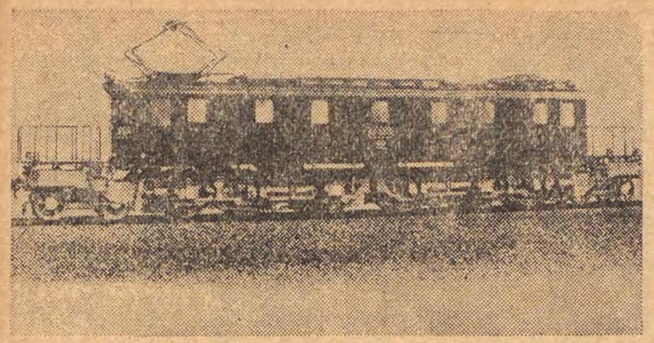

EF五三型電氣機關車

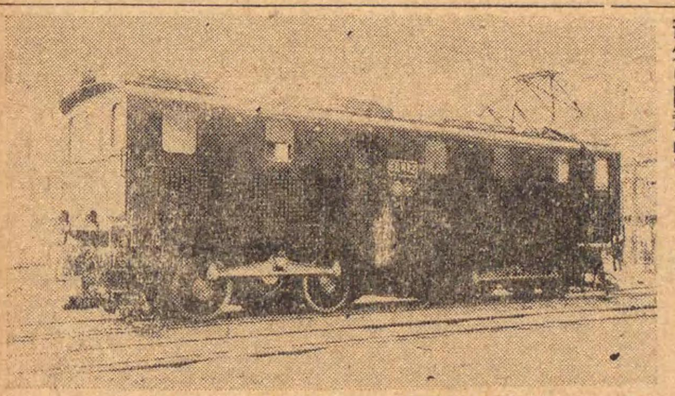

碓氷峠に使用のアプト式電氣機關車

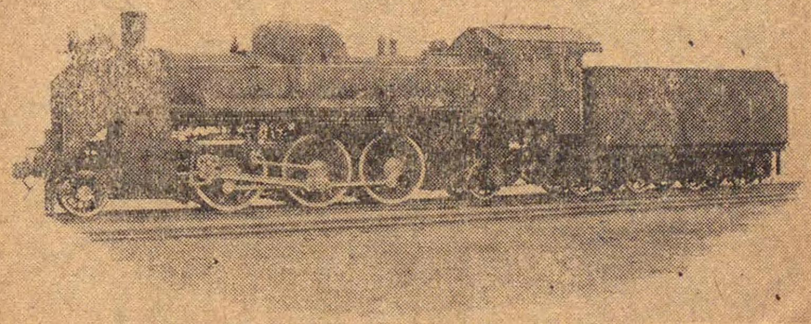

C五八型最新式機關車

旅客列車用として幹線を馳る最優秀車

主要鐵道線路

(線名)	(區間)
本州	
東北線	上野—仙臺—青森
東海道線	東京—名古屋—神戸
高山線	岐阜—高山—富山
山陽線	神戸—廣島—下關
山陰線	京都—松江—下關
福知山線	大阪—福知山—敦賀
奥羽線	福島—山形—青森
中央線	新宿—鹽尻—名古屋
北陸線	米原—金澤—直江津
常磐線	東京—水戸—岩沼
信越線	高崎—長野—新潟
磐越線	平—郡山—新潟
羽越線	新津—酒田—秋田
陸羽線	石卷—新庄—酒田
關西線	大阪—奈良—名古屋
伯備線	岡山—高梁—米子
上越線	高崎—澁川—宮內
總武線	東京—千葉—銚子
參宮線	龜山—津—鳥羽
九州	
鹿兒島線	門司—熊本—鹿兒島
日豐線	小倉—大分—都城
肥薩線	鳥栖—佐賀—長崎
長崎線	八代—鹿兒島
豐肥線	大分—宮地—熊本
四國	
讚讚線	高松—今治—八幡濱
德島線	德島—脇町—池田
多度津線	高知—久禮
高德線	高松—德島
北海道	
函館線	函館—瀧川—旭川
瀧川線	瀧川—帶廣—根室
根室線	旭川—名寄—稚內
宗谷線	名寄—稚內
室蘭線	岩見澤—苫小牧—室蘭
石北線	白滝—遠輕—上川
釧路線	滝川—釧路
函館線	森—函館
江差線	木古內—江差
臺灣	
縱貫線	基隆—嘉義—高雄
臺東線	花蓮港—臺東
朝鮮	
京釜線	釜山—大田—京城
京義線	京城—平壤—新義州
京元線	京城—元山
京仁線	京城—仁川
咸鏡線	元山—清津—會寧
湖南線	大田—木浦
樺太	
本線	大泊—豐原—榮濱
西海岸線	本斗—眞岡—泊居
樺太鐵道	落合—知取
橫斷線	豐原—鈴谷—眞岡
滿洲	
京連線	大連—奉天—新京
安奉線	安東—本溪湖—奉天
旅順線	旅順—大連

鐵道の規則

【旅客運賃】省線の運賃は乘車距離が遠くなるほど一粁當りの割合が安くなる。小兒は六歳未滿無賃、十二歳未滿は半額である。一等の運賃は三等の三倍、二等は三等の二倍となる。

【急行券】急行列車に乘るには乘車券の外に急行券を求める。次表は三等急行料金で二等はこの約二倍、一等は約三倍。

	特別急行列車	普通急行列車
四〇〇粁迄	一・三〇圓	〇・六五圓
八〇〇粁迄	二・〇〇	一・〇〇
八〇一粁以上	二・五〇	一・二五

【通用期間】片道乘車券は二百粁迄は二日間、二百一粁以上は二百粁迄を增す毎に更に一日を加へる。(往復券は二倍)

二〇〇粁迄　二日間
四〇〇粁迄　三日間
六〇〇粁迄　四日間

【通行稅】三等乘客の分次の如し。四十粁以下(ナシ)、八十粁以下(二錢)、百廿粁以下(五錢)、百六十粁以下(十錢)、三百粁以下(廿錢)、五百粁以下(卅錢)、八百粁以下(四十錢)、それ以上(五十錢)

一、二等は四十粁以下一等十錢、二等五錢。八十粁以下一等廿錢、二等十錢。それ以外は一等は三等の六倍、二等は三倍である。

【手荷物運賃】旅客の手荷物は一人に付一等六〇瓩、二等四〇瓩、三等三〇瓩迄を無賃、此の目方を超える場合には超えた分に對して次記の通常小荷物と同額の運賃を拂ふ。(一瓩は二百六十七匁)

八〇粁迄	四〇粁迄	八〇粁迄	一二〇粁迄	一六〇粁迄	二〇〇粁迄	二四〇粁迄	二八〇粁迄	三二〇粁迄	三六〇粁迄	四〇〇粁迄	四八〇粁迄	粁迄增す毎に
一瓩迄	三錢	五錢	五錢	五錢	五錢	五錢	五錢	五錢	五錢	五錢	五錢	一〇
三瓩迄	五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
四瓩迄	五	一〇	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一〇
六瓩迄	五	一〇	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一〇
九瓩迄	五	一〇	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一〇
十二瓩迄	五	一〇	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一〇
六瓩迄を增す毎に	一	二	三	三	三	四	四	四	四	四	四	三

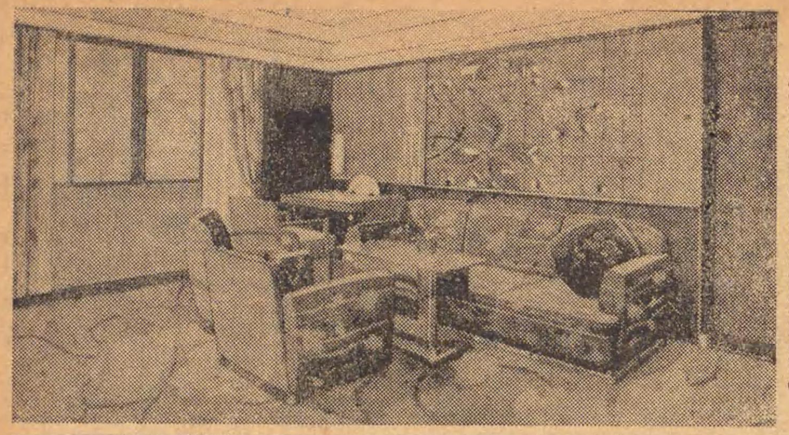

新田丸の特別室居室

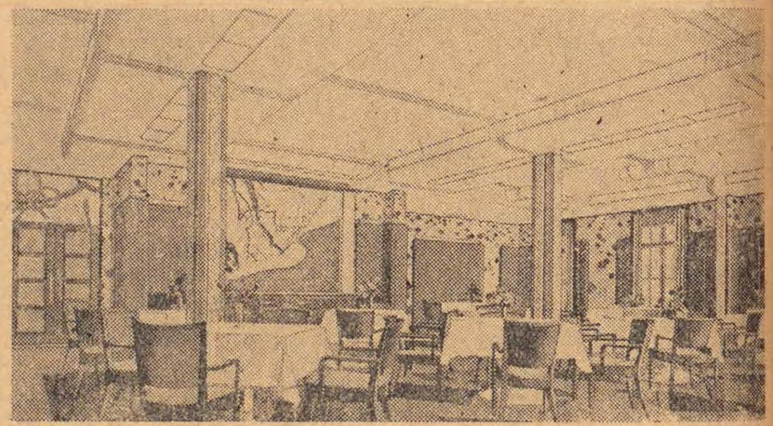

新田丸の壹等食堂

海運

船舶噸數と造船

噸數	總數	內汽船
昭和	隻 千噸	隻 千噸
六、八、九〇	四、八一四	三、三五八
七、八、六〇四	四、七三三	三、三〇八
八、八、五二一	四、七五二	三、二九五
九、八、六五七	四、六九四	三、三六六
一三、三〇、三五八	五、九六三	三、八二三
一四、三〇、七九六	六、四四〇	四、〇九七三

造船	總數	內汽船
昭和	隻 千噸	隻 千噸
六	四九 八四	三 八二
七	六六 五九	四六 五六
八	六七 八〇	三七 七六
九	一七 一五五	八 一四三
一四	二七三 四六〇	一六一 四四五
(發表中止)		

海外主要航路

(1)**歐洲線**：横濱＝神戸＝門司＝香港＝シンガポール＝マラッカ＝ピナン＝コロンボ＝ポートサイド＝マルセーユ＝**倫敦**＝アントワープ

(2)**南米線**：横濱＝神戸＝長崎＝シンガポール＝ケープタウン＝リオデジャネーロ＝サントス＝ブェノスアイレス

(3)**シャトル線**：香港＝マニラ＝上海＝門司＝神戸＝四日市＝清水＝横濱＝ビクトリヤ＝シャトル

(4)**濠洲線**：横濱＝神戸＝長崎＝香港＝マニラ＝ザンボアンガ＝木曜島＝タウンスビル＝ブリスベーン＝シドニー＝メルボルン

(5)**北米線**：神戸＝横濱＝ホノルル＝サンフランシスコ＝ロスアンゼルス

(6)**南米線**：香港＝門司＝神戸＝横濱＝ホノルル＝サンフランシスコ＝ロスアンゼルス＝マンサニヨ＝パナマ＝カリヤオ＝モレンドウ＝アリカ＝イキケ＝バルパライソ

日本の優秀船

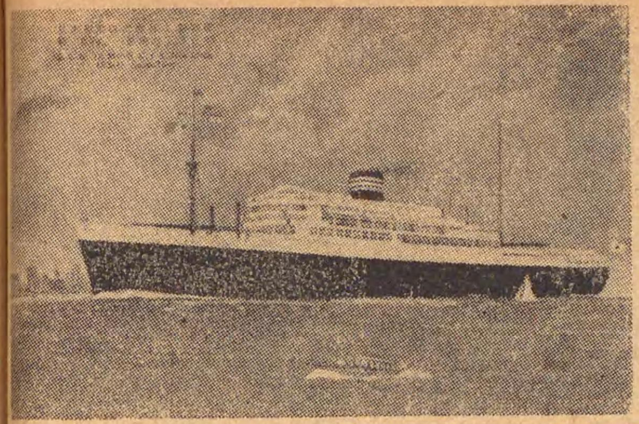

世界の巨船が戰火の飛沫を避けて主要航路から影を潜めて居る一方、我が國ではアルゼンチナ丸、新田丸、八幡丸、春日丸、二萬八千噸の橿原丸、出雲丸の姉妹船と次々に進水・竣工する。一例として昭和十五年の春から就航して居る新田丸を說明すると、長さ百八十米、幅二十米半、深さ十二米四、總噸數一萬七千二百噸。この巨體で、二十二ノット半以上の快速力を出せる。（寫眞は新田丸）

船内の設備としては社交室、喫煙室、大食堂、特別食堂、子供室、運動室、談話室、讀書室等の公室から數層に及ぶ遊歩甲板、水泳プール、カード室、舞踏室等は世界の優秀船同樣缺くる處かない上に、これ等は總べて日本獨特の意匠・色彩を以て飾られて居る。

公室の外、一等船室の全部に冷房裝置のあるのも、世界に例のない新設備として乘客の滿足を買ふに足るであらう。

姉妹船の八幡、春日と共に歐洲航路を日標として建造されたものであるが、大戰のため今は米國航路に使はれて居る。

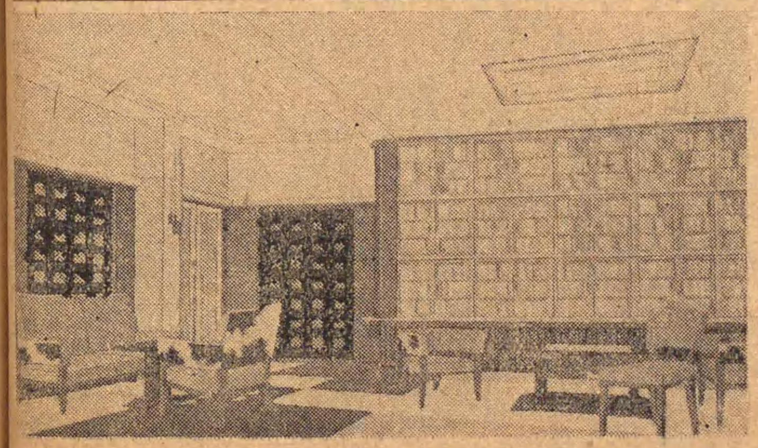

八幡丸（新田丸の姉妹船）の一等讀書室

航空

我が航空輸送事業は三百キロ以上の航空線路を總て大日本航空會社に獨占させ事業の統一强化を計る一方、大陸に於ては、現に滿洲航空會社及び支那の中華航空公司と聯絡して日滿支の航空輸送の任に當り、就航の飛行機には漸次陸上機、水上機共に新鋭の國産機を以て充當し、「航空日本」の名に恥ぢない成績を擧げて居る。

最近には廣東線をタイ國盤谷まで延長せんとし、既に十五年六月より郵便物の輸送を開いて居る。一方南洋方面ではバラオー（一、九八〇キロ）―サイパン（一、二〇〇キロ）―トラック（一、二〇〇キロ）―ポナペ（七五〇キロ）―ヤルート（一、三八〇キロ）の長い海洋コースが十六年一月から定期航空路として開かれ、これには川西式四發十七人乘りの大飛行艇が就航してゐる。

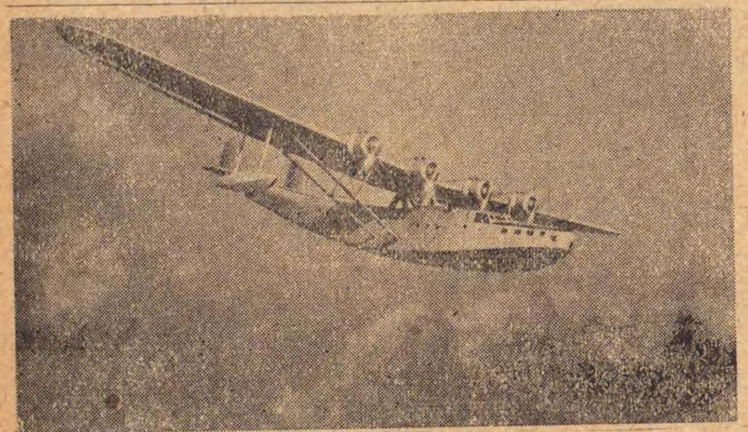

鵬翼南に飛ぶ

四發十七人乘飛行艇

（海軍省檢閱濟）

（大日本航空會社提供）

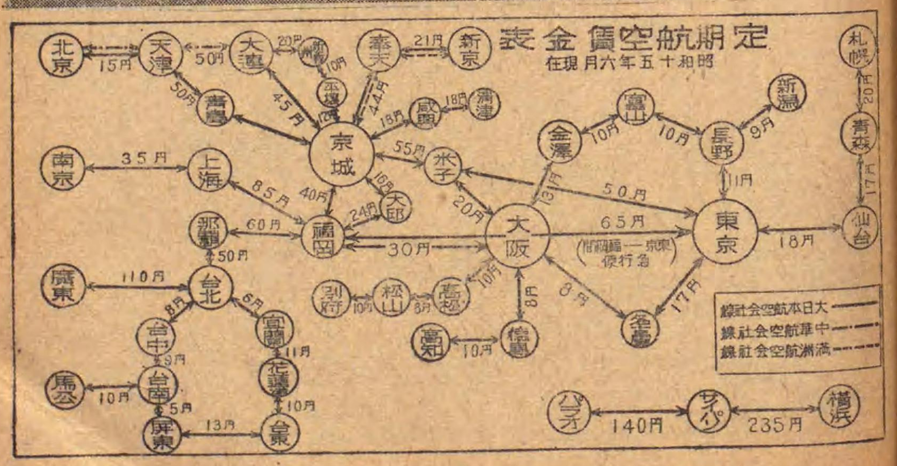

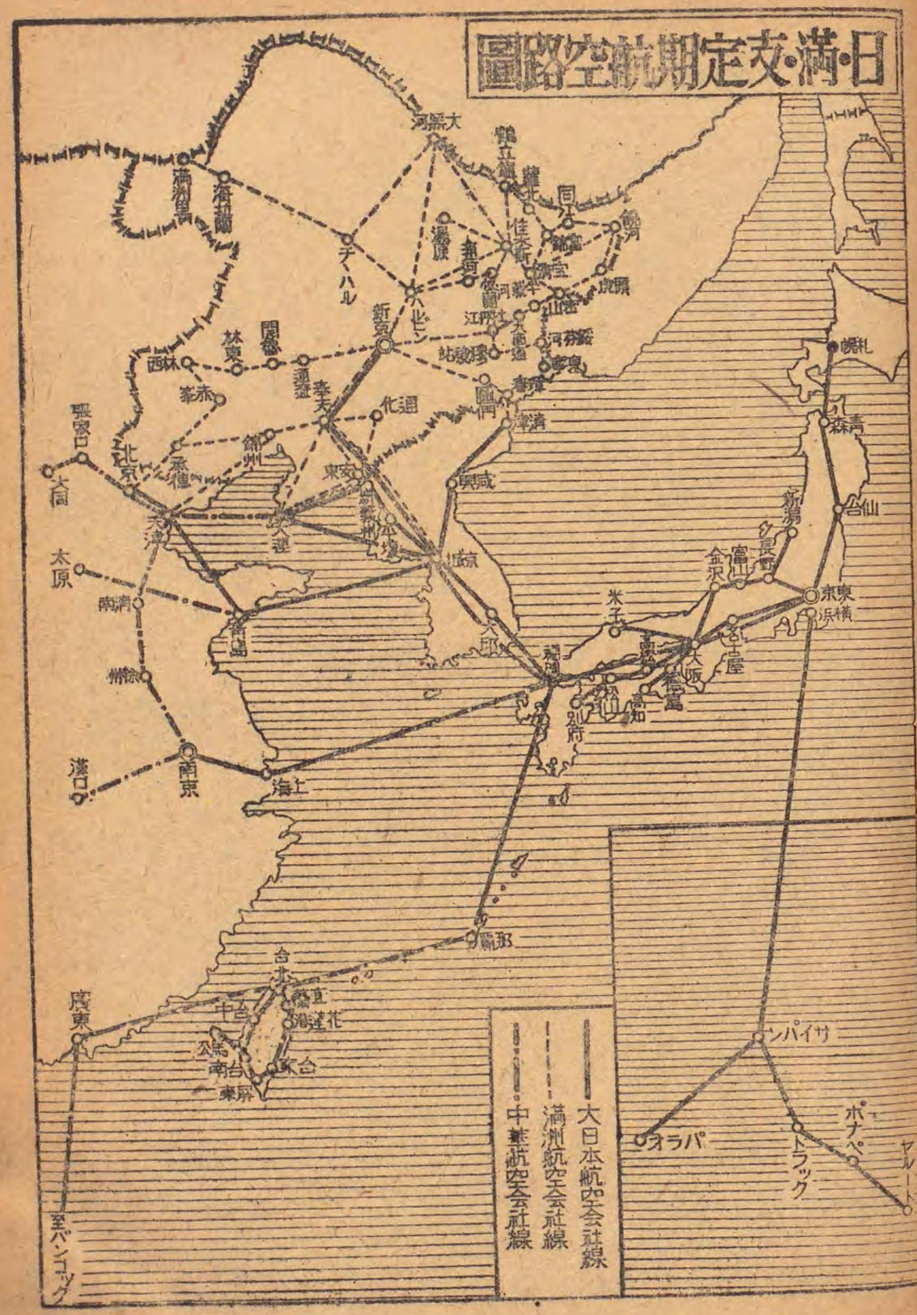

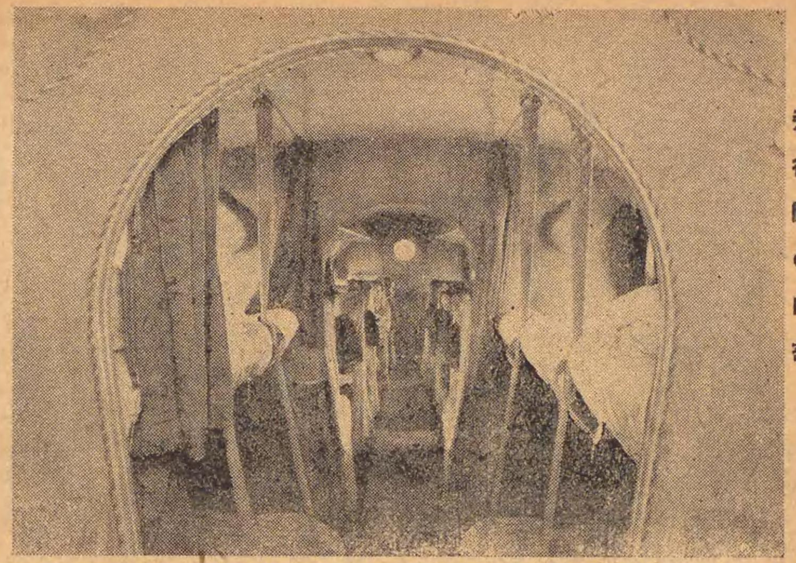

飛行艇の內部

↑寢室から座席を望んだ寫眞。下は座席↓

川西式四發十七人乘飛行艇の內部を示したもので、之を南方航空路に使用する大日本航空會社の提供に係る寫眞一見して、旅行の快適なるを想はしめるものがある。

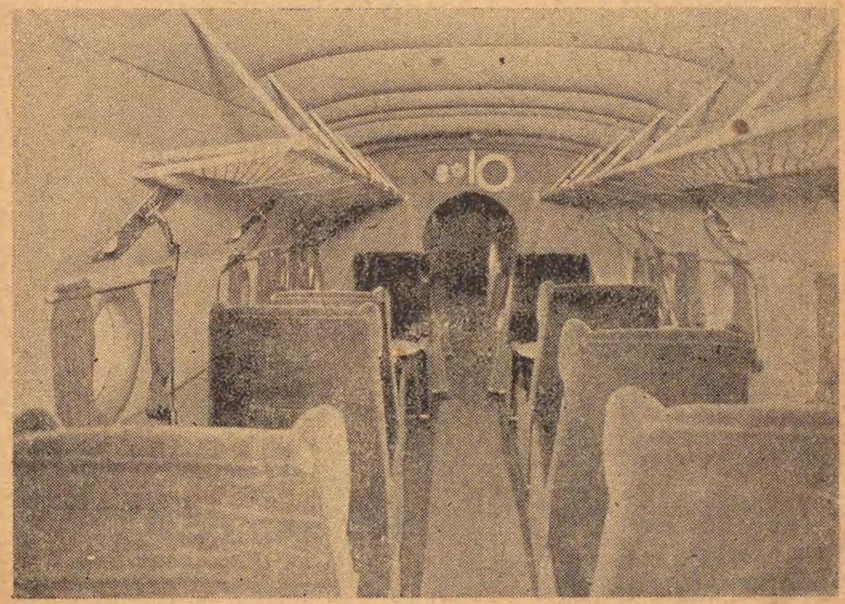

（上下二圖とも海軍省及び橫須賀鎭守府の檢閱濟）

東京から內外各

東京から主な都市への距離と旅費と時間（三等急行）

都市	距離（キロ）	旅費	時間
横濱	29	〇・四〇	〇・二九
名古屋	366	四・四〇	七・〇〇
京都	514	五・六五	一〇・〇〇
大阪	557	五・九五	一一・〇〇
神戸	590	六・二〇	一一・三〇
岡山	733	七・二五	一三・〇〇
廣島	895	八・三〇	一七・〇〇
下關	1098	九・五五	二一・〇〇
福岡	1192	一〇・三〇	二三・〇〇
長崎	1353	一一・三〇	二六・三〇
鹿兒島	1498	一三・一〇	二九・〇〇
那覇	1872	一八・一〇	五日
台北（神戸ヨリ船）	1596	二六・六六	五日
サイパン（横濱ヨリ船）	1275	二九・四二	五日前後
奉天（釜山經由）	2563	三二・一五	三日
旅順（神戸ヨリ船）	1507	二六・一四	五日
京城	1788	二〇・一〇	三七・〇〇
高松	791	七・九〇	一六・〇〇
松江	868	八・一〇	一九・〇〇
和歌山	606	六・三〇	一三・四〇
奈良	500	五・五〇	一二・〇〇
金澤	472	五・三〇	一一・一五
富山	412	四・八〇	一〇・〇〇
長野	217	二・九〇	五・三〇
秋田	571	六・〇五	一三・三〇
宇都宮	106	一・六〇	二・〇〇
新潟	332	四・一〇	七・〇〇
大泊	2183	一六・六〇	四三・〇〇
札幌	1187	一〇・九〇	二四・〇〇
青森	736	七・二五	一三・三〇
仙台	349	四・二五	六・三〇
水戸	118	一・七五	二・四〇

通行税

里程	金額
40 キロ以下	0 銭
80 キロ以下	2 銭
120 キロ以下	5 銭
160 キロ以下	10 銭
300 キロ以下	20 銭
500 キロ以下	30 銭
800 キロ以下	40 銭
800 キロ以上	50 銭

洋行旅費

行先	金額
モスコー	約300円
パリー	約380円
ロンドン	約400円
ホノルル	約80弗
ベルリン	約320円
米國	約90弗

地への旅行と通信

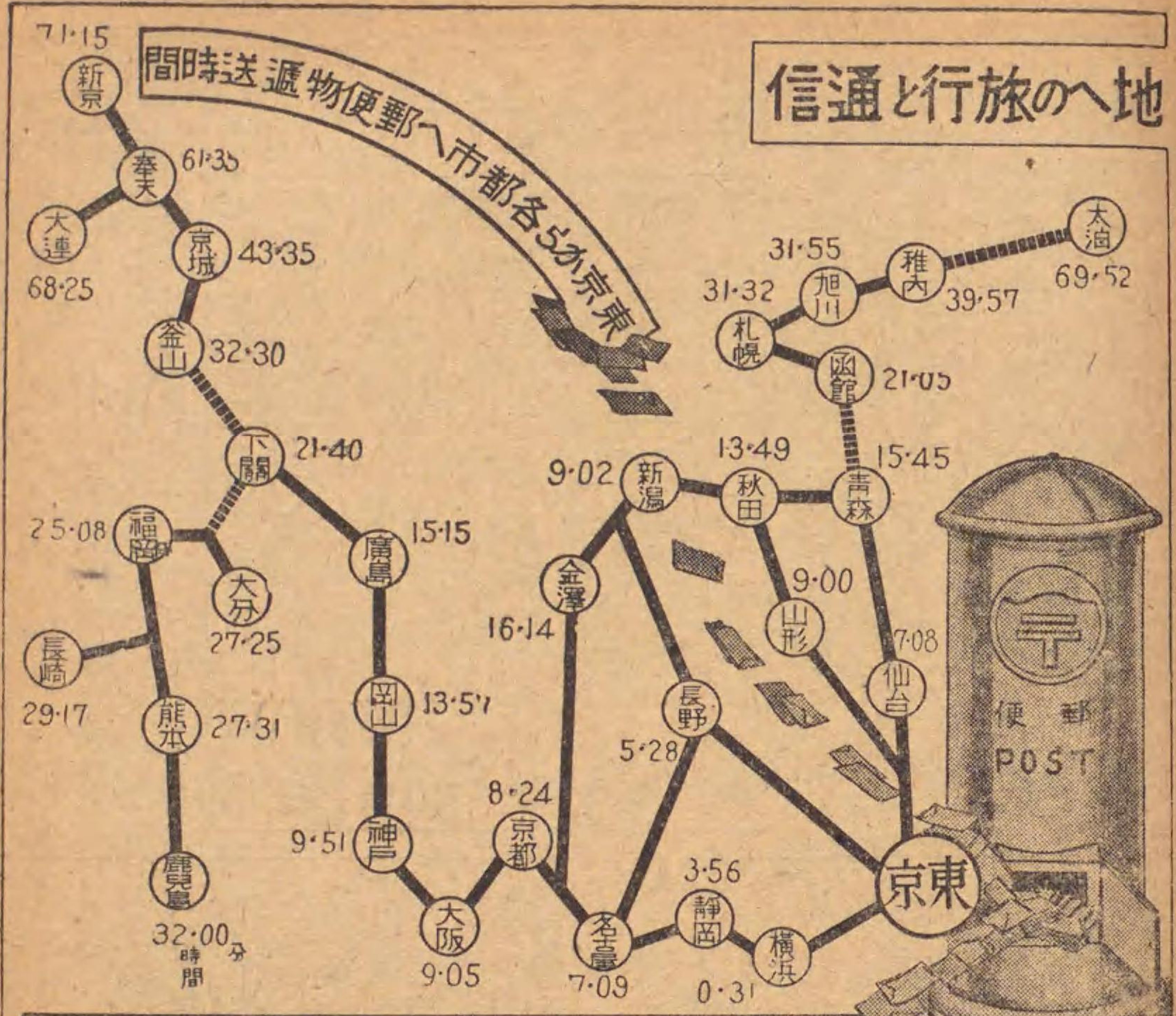

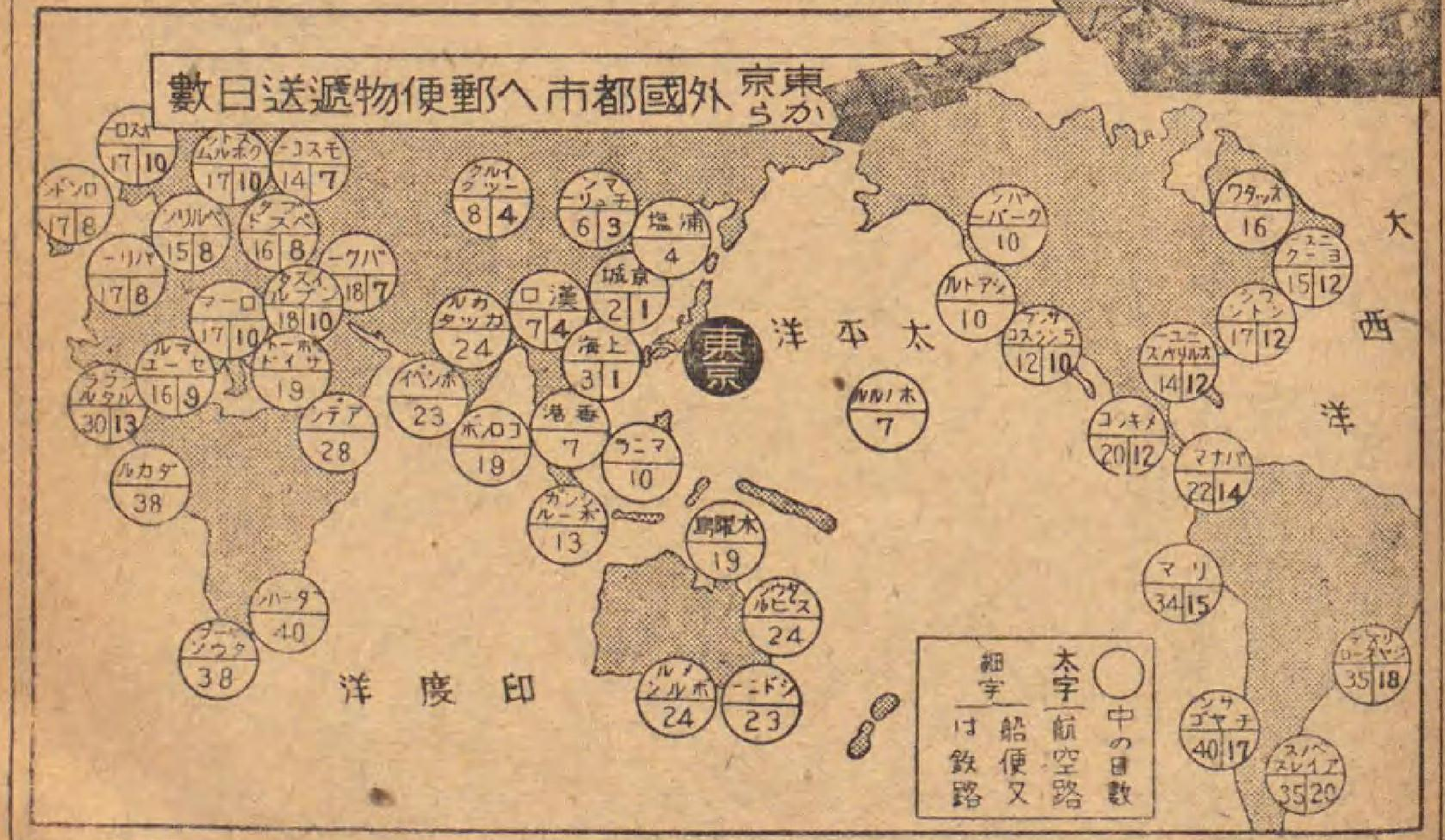

郵便の規則

普通郵便

第一種	有封書狀(封書)	二〇瓦迄毎に	四錢
	無封書狀(開封)	二〇瓦毎に	三錢
第二種	通常葉書		二錢
	往復葉書		四錢
	封緘葉書		
第三種	第三種郵便物の認可ある新聞・雜誌	六〇瓦迄毎に	五厘
第四種	書籍・印刷物・寫眞・博物標本・業務用書類・原稿等	一二〇瓦迄毎に(袋の口を三分の一以上切つて開封にすること)	三錢
第五種	農産物種子	一二〇瓦迄毎に	一錢

普通郵便物書留　(大切な手紙や中に爲替券などを入れた時など萬一の間違ひをなくするために書留郵便にする)
普通郵便料の外に書留料　十錢

小包郵便

(容積　長・幅・厚さ各六〇糎、但し幅又厚さは一五糎以内の物、長さ九〇糎以内、重量六瓩以内、表裝は丈夫にし手紙を入れてはならぬ)

内地同一郵便區市内は普通六錢、書留十二錢		
内地相互間	五〇〇瓦まで	一瓩　二瓩　三瓩　四瓩　五瓩　六瓩
		まで　まで　まで　まで　まで　まで
	普通	一〇錢　一四錢　二二錢　三〇錢　三八錢　四六錢　五四錢
	書留	一五　二一　三三　四五　五七　六九　八一
内地と臺灣・樺太・南洋相互間	普通	二七　三四　四七　六〇　七三　七九　八四
	書留	四二　四九　六二　七五　八八　九四　一〇〇
内地と朝鮮・關東洲・南滿洲相互間	普通	不取扱
	書留	四二　四九　六二　七五　八八　九四　一〇〇

(注意)
○朝鮮ニ宛ツル小包郵便物ニハ所定ノ式紙ニ包有品ノ名稱、數量、價格ヲ記載スベシ、普通小包郵便物ハ「小包」書留小包郵便物ハ「書留小包」ト其郵便物ノ表面ニ記載スベシ
○差出人ノ請求ニヨリ小包郵便物ヲ還付シ又ハ同一郵便區外ヘ轉送スルトキハ更ニ郵便料ヲ徴收セラル

電信

同一局區内	片假名字壹以内	十五錢　五字を增す毎に　三錢
同一局區外	片假名壹字以内	三十錢　五字を增す毎に　五錢
小笠原島・樺太・南洋・朝鮮・臺灣	片假名壹字以内	四十錢　五字を增す毎に　五錢

特殊取扱電報

至急電報(略號ウナ)　料金通常電報の三倍
返信料前納(略號ナッ)　電報料の外に返信料を加へたもの
同文略電報(文號ムヨ)　同一市町村にあてた電報、本文同一のもの二通以上の場合料金原信以外のものは一通毎に十五錢
時間外電報(略號ララ)　電報料の外に一通毎に三十錢
昭和十一年九月十五日から一・二等局で取扱ふ電報の料金は切手を貼らずに現金で差出してもよくなつた。局待又は返信料前納に對する電報は配達人に五分以内に限り委托出來ることになつた。

外國郵便

書狀	二〇瓦	二十錢	以上二〇瓦　十二錢
通常葉書		十錢	往復葉書　二十錢

滿洲國・中華民國内は普通郵便に限り内地と同じ。

何處からでも出せる　**速達郵便**　(昭和十二年八月十六日より實施、内地だけ)

飛行機・汽車・自動車等の最高速交通機關を動員して郵便網の長短を緊密に結びつけ「廉く・速い」を目標とした速達郵便が出來た。

(一)有封書狀・葉書—空中輸送による。
(二)無封書狀・新聞・雜誌・書籍・印刷物・農産物種子・小包(小包は量目二瓩迄のもの—希望による場合航空輸送
(一)は普通料金の外に速達料金八錢
(二)は速達の外に『航空』と郵便物の表面に朱記する。

配達時刻　午前零時から午前六時(十一月一日から翌年二月末日迄は午前七時)迄の間に配達局に到着した速達郵便は午前六時を待つて配達される。右時間中に配達を希望する時は差出人は郵便物の表面に「時間外配達」と朱記する。此の場合特別の料金は要しない。

速達を出す時の注意　郵便物の見易い所に『速達』又は『速達』『航空』と朱記する。書留・價格表記・小包以外のものもなるべく集配する郵便局の窓口に出した方がよい。

市内特別取扱郵便料

有封同文書狀	重量一〇瓦迄二錢
無封同文書狀	重量一二〇瓦迄一錢五厘
	同時に三千一箇以上差出すときは、三千一箇分より一錢
第三種郵便物	重量一二〇瓦迄毎に五厘
第四種郵便物	重量一二〇瓦迄一錢五厘
	同時に三千一箇以上差出すときは、三千一箇分より一二〇瓦迄毎に一錢

軍事郵便

北支・滿洲・揚子江方面にある軍人等への郵便には必ず表面に「軍事郵便」と記載すること。

軍事郵便物の取扱範圍と無料軍事郵便物の差出資格者